

平成29年6月

# 指宿市議会会議録

第2回定例会

# 指宿市議会会議録目次

## 平成29年第2回市議会定例会

会期日程	1
6月1日	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定による出席者	4
職務のため出席した事務局職員	5
開会及び開議	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
報告第1号～議案第41号一括上程	6
提案理由説明	7
報告第1号～報告第3号(質疑)	12
議案第37号～議案第41号(質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)	13
議案第42号～議案第49号一括上程	14
提案理由説明	14
議案第42号～議案第49号(質疑, 委員会付託)	21
新たに受理した請願及び陳情一括上程(委員会付託)	24
散会	24
6月19日	
議事日程	26
本日の会議に付した事件	26
出席議員	26
欠席議員	26
地方自治法第121条の規定による出席者	26
職務のため出席した事務局職員	27
開議	28
会議録署名議員の指名	28
請願第2号の紹介議員の取消しの件	28
請願第2号の紹介議員の追加の件	28
一般質問	28
高橋三樹議員	28
1. 平成30年2月の市長選について	

2. 西郷どんについて	
恒吉太吾議員	35
1. 中・長期的な視点に立った観光振興策について	
新川床金春議員	47
1. 貧困世帯の支援について	
2. 砂楽の横領事件について	
3. 公物の取扱いについて	
高田チヨ子議員	62
1. 安心・安全な生活のために	
2. 授業料について	
3. 高齢者対策について	
4. 空き家対策について	
5. 初任者研修について	
井元伸明議員	73
1. 防災対策について	
2. 自然公園法について	
3. 合併検証について	
延会	86

6月20日

議事日程	87
本日の会議に付した事件	87
出席議員	87
欠席議員	87
地方自治法第121条の規定による出席者	87
職務のため出席した事務局職員	88
開議	89
会議録署名議員の指名	89
一般質問	89
白山正志議員	89
1. 発達障害児への支援について	
2. タブレット導入について	
前之園正和議員	100
1. 子育て支援について	
2. 人権としてのLGBT問題について	
木原繁昭議員	116
1. 学校環境整備について	
2. ふれあいプラザなのはな館について	

3. 文化・スポーツ施設等の経済効果について	
外 菌 幸 吉 議員	126
1. 基金について	
吉 村 重 則 議員	133
1. 教育問題について	
2. 療育について	
散 会	146

## 6月26日

議事日程	147
本日の会議に付した事件	147
出席議員	147
欠席議員	148
地方自治法第121条の規定による出席者	148
職務のため出席した事務局職員	148
開 議	149
会議録署名議員の指名	149
議案第43号（委員長報告，質疑，討論，表決）	149
議案第44号及び議案第45号（委員長報告，質疑，討論，表決）	150
議案第42号及び議案第46号（委員長報告，質疑，討論，表決）	151
議案第47号（委員長報告）	153
議案第47号（修正案説明）	161
議案第47号（質疑，討論，表決）	163
議案第48号及び議案第49号（委員長報告，質疑，討論，表決）	167
審査を終了した請願及び陳情（委員長報告，質疑，討論，表決）	169
閉会中の継続審査について	172
議案第50号上程	173
提案理由説明	173
議案第50号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）	174
意見書案第2号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）	174
公共施設の在り方調査研究特別委員会の中間報告の件	175
議員派遣の件	177
閉議及び閉会	177

## 参考資料

意見書第2号	178
議員派遣書	179

# 第 2 回 定 例 会

平成 29 年 6 月議会

平成29年第2回指宿市議会定例会会期及び会期日程

1. 会 期 26日間（6月1日～6月26日）

2. 会期日程

月 日	曜	区 分	会 議 の 内 容
6月1日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会期の決定</li> <li>・報告第1号～報告第3号及び議案第37号～議案第41号一括上程（議案説明）</li> <li>・報告第1号～報告第3号（質疑）</li> <li>・議案第37号～議案第41号 （質疑，委員会付託省略，討論，表決）</li> <li>・議案第42号～議案第49号一括上程 （議案説明，質疑，委員会付託）</li> <li>・新たに受理した請願及び陳情上程（委員会付託）</li> </ul>
2日	金	休 会	一般質問の通告限（12時）
3日	土	〃	
4日	日	〃	
5日	月	〃	
6日	火	〃	総務水道委員会（10時開会）
7日	水	〃	文教厚生委員会（10時開会）
8日	木	〃	産業建設委員会（10時開会）
9日	金	〃	
10日	土	〃	
11日	日	〃	
12日	月	〃	
13日	火	〃	
14日	水	〃	
15日	木	〃	
16日	金	〃	
17日	土	〃	
18日	日	〃	
19日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問</li> <li>文教厚生委員会（本会議終了後）</li> </ul>
20日	火	〃	・一般質問
21日	水	休 会	
22日	木	〃	委員長報告に対する質疑・討論の通告限（12時）

23日	金	休 会	
24日	土	〃	
25日	日	〃	
26日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案第42号～議案第46号，議案第48号及び議案第49号 (委員長報告，質疑，討論，表決)</li> <li>・ 議案第47号 (委員長報告，修正案説明，質疑，討論，表決)</li> <li>・ 審査を終了した請願及び陳情 (委員長報告，質疑，討論，表決)</li> <li>・ 閉会中の継続審査</li> <li>・ 議案第50号上程 (説明，質疑，委員会付託省略，討論，表決)</li> <li>・ 意見書案第2号上程 (説明・質疑・委員会付託等省略，表決)</li> <li>・ 公共施設の在り方調査研究特別委員会の中間報告の件 (委員長報告，質疑)</li> <li>・ 議員派遣の件</li> </ul>

# 第 2 回 定 例 会

平成 29 年 6 月 1 日

(第 1 日)

## 第2回指宿市議会定例会会議録

平成29年6月1日 午前10時 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第1号 平成28年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 報告第2号 平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 報告第3号 平成28年度指宿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第6 議案第37号 平成29年度指宿市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第38号 指宿市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 議案第39号 指宿市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 議案第40号 指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 議案第41号 指宿市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 議案第42号 レイクグリーンパークの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第43号 指宿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第44号 指宿市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正について
- 日程第14 議案第45号 指宿市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について
- 日程第15 議案第46号 市道の認定について
- 日程第16 議案第47号 平成29年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第48号 平成29年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第49号 平成29年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○日程第19 新たに受理した請願及び陳情上程（請願第2号，陳情第6号～陳情第9号）

---

1. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1番議員  | 外 菌 幸 吉 | 2番議員  | 白 山 正 志 |
| 3番議員  | 恒 吉 太 吾 | 4番議員  | 井 元 伸 明 |
| 5番議員  | 吉 村 重 則 | 6番議員  | 西 森 三 義 |
| 7番議員  | 浜 田 藤 幸 | 8番議員  | 東 伸 行   |
| 9番議員  | 高 田 チヨ子 | 10番議員 | 森 時 徳   |
| 11番議員 | 高 橋 三 樹 | 12番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 14番議員 | 前之園 正 和 | 15番議員 | 木 原 繁 昭 |
| 16番議員 | 中 村 洋 幸 | 17番議員 | 新川床 金 春 |
| 18番議員 | 下川床 泉   | 19番議員 | 新宮領 進   |
| 21番議員 | 松 下 喜久雄 |       |         |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 市 長     | 豊 留 悦 男 | 副 市 長     | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長   | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長   | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長  | 下 吉 一 宏 | 健康福祉部長    | 前 菌 千 秋 |
| 産業振興部長  | 上 田 薫   | 農 政 部 長   | 宮 崎 英 世 |
| 建 設 部 長 | 黒 木 六 海 | 教 育 部 長   | 長 山 君 代 |
| 山川支所長   | 中 村 俊 治 | 開 聞 支 所 長 | 川 畑 徳 廣 |
| 総務部参与   | 廣 森 敏 幸 | 総務部参与     | 中 村 孝   |
| 総務課長    | 川 路 潔   | 財 政 課 長   | 坂 元 一 博 |
| 税 務 課 長 | 有 馬 芳 文 | 耕地林務課長    | 川 口 光 志 |
| 水 道 課 長 | 黒 岩 道 広 |           |         |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|        |      |         |      |
|--------|------|---------|------|
| 事務局長   | 岩下勝美 | 次長兼議事係長 | 鮎川富男 |
| 調査管理係長 | 嶺元和仁 | 議事係主査   | 上玉利享 |

### △ 開会及び開議

午前10時00分

○議長（松下喜久雄） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、平成29年第2回指宿市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

この際、総務部参与から発言の申出がありますので、これを許可します。

○総務部参与（中村孝） ただいま議長のお許しをいただきましたので、説明をさせていただきます。

平成28年9月16日の前之園正和議員のヘルシーランド周辺の開発と影響についての一般質問において、市議会にも影響を懸念する陳情などが出ているが、市長のところにも要望など来ているのではないかとこの質問に対して、陳情書につきましては、5月25日に山川フルーツランド組合、それと山川地区区長会、それと福元区が陳情でございますと答弁をしておりますが、正しくは要望書につきましては、5月25日に山川フラワーランド組合、それと山川地区区長会、それと福元区でございますと答弁すべきでありました。関係者の皆様には御迷惑をお掛けいたしました。ここでお詫びを申し上げます。

### △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、前之園正和議員及び中村洋幸議員を指名いたします。

### △ 会期の決定

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月26日までの26日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月26日までの26日間と決定いたしました。

### △ 報告第1号～議案第41号一括上程

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第3、報告第1号、平成28年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、から、日程第10、議案第41号、指宿市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今次第2回指宿市議会定例会に提出いたしました案件は、繰越明許費等の報告に関する案件3件、補正予算の専決処分の承認を求める案件1件、条例の専決処分の承認を求める案件4件、指定管理者の指定に関する案件1件、条例に関する案件3件、市道の認定に関する案件1件、補正予算に関する案件3件の計16件であります。

まず、報告第1号、平成28年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、及び報告第2号、平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、の2議案であります。

両案は、平成28年度指宿市一般会計補正予算において、また、平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計補正予算において定めた繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製いたしましたので、これを報告するものであります。

次は、報告第3号、平成28年度指宿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、であります。

本案は、平成28年度指宿市水道事業会計予算において定めた事業について、地方公営企業業法第26条第3項の規定により繰越計算書を調製いたしましたので、これを報告するものであります。

次は、議案第37号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、平成29年4月20日をもって、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第38号、指宿市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、平成29年3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第39号、指宿市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、平成29年3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第40号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、平成29年3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

次は、議案第41号、指宿市過疎地域産業開発促進税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、平成29年3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

なお、各議案の詳細につきましては関係部課長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（有留茂人）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の1ページをお開きください。

報告第1号、平成28年度指宿市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、であります。

繰越しの理由につきましては、繰越明許費の設定時点で御説明しておりますので割愛させていただき、繰越計算書において、繰越明許費設定時の金額より翌年度へ繰り越す金額が減額となった事業について、御説明申し上げます。

款5農林水産業費、項1農業費、事業名農業振興費につきましては、他団体の実施する復旧事業への移行などに伴う減額であります。

款7土木費、項2道路橋りょう費、事業名新設改良事業につきましては、事業費が確定したことに伴う減額及び繰越予定の路線が年度内に完成したことによる減額であります。

款7土木費、項5都市計画費、事業名湊土地地区画整理事業につきましては、年度内の移転補償費が確定し、支出増になったことに伴い、翌年度へ繰り越す金額が減額になったものであります。

款7土木費、項5都市計画費、事業名十町土地地区画整理事業につきましては、繰越予定の工事が年度内に完成し、支出増になったことに伴い、翌年度へ繰り越す金額が減額になったものであります。

款7土木費、項5都市計画費、事業名庁舎潟山線街路事業につきましては、用地交渉の進捗により補償費が支出増になったことに伴い、翌年度へ繰り越す金額が減額になったものであります。

次は、提出議案の8ページをお開きください。

議案第37号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて、であります。

別冊の平成29年度指宿市一般会計補正予算書（第2号）の3ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ562万3千円を追加して、歳入歳出予算の総額を249億4,706万9千円にしたものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、13ページをお開きください。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1現年単独災害復旧費562万3千円の補正につきましては、農道及び林道等の法面崩壊、水路閉塞等8か所の災害が発生し、現計予算で不足することから、災害復旧費を増額したものであります。

なお、今回の災害箇所及びその状況については、大雨被害に対する災害復旧費に関する参考資料を配布させていただいておりますので、詳しい説明については割愛させていただきます。

次は、歳入について御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

款18繰入金、項2基金繰入金、目5財政調整基金繰入金562万3千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として、財政調整基金からの繰入金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民生活部長（下吉一宏）** それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の10ページをお開きください。

議案第38号、指宿市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、特に緊急を要し、本年4月1日までに施行する必要がある指宿市税条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、13ページをお開きください。

第61条の2及び15ページの附則第10条の2は、固定資産税の課税標準の特例措置を、各自治体の自主的判断に基づき、条例で決定できるわがまち特例制度を導入するもので、今回、児童福祉法に規定する事業所内保育所など、新たに5項目を追加して導入し、条例でその割合を定めるものであります。

次に、14ページの第63条の2は、居住用超高層建築物、いわゆるタワーマンションに係る家屋の固定資産税について、実際の取引価格は、高層階になるほど高くなる傾向にあることから、所有者ごとの税額を計算する際に用いる占有床面積を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正するよう見直しを行うものであります。

次に、附則第8条は、個人の住民税において、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の

特例について、適用期限を現行の平成30年度までを平成33年度までとし、3年間延長するものであります。

次に、15ページの附則第10条の3は、一定の要件を満たす住宅で、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について、規定するものであります。

次に、16ページの附則第16条は、軽自動車税のグリーン化特例について、排出ガス性能及び燃焼性能の優れた環境負荷の小さいものについて、その基準により課税を軽減しておりますが、この基準の重点化を行った上で、適用期限を現行の平成28年度までの取得分を平成30年度までの取得分とし、2年間延長するものであります。

次に、18ページの附則第17条の2は、優良住宅の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡取得に係る課税の特例について、適用期限を現行の平成29年度までを平成32年度までとし、3年間延長するものであります。

なお、附則につきましては、改正条例の施行期日と経過措置を規定するとともに、平成26年第19号の改正条例において、平成27年3月31日以前に初めて登録された軽自動車税の税率の特例について規定しましたが、この規定の字句の整理を行うものであります。

また、平成29年第7号の改正条例において、平成31年10月1日の消費税率10%への引上げ時に廃止される軽自動車税のグリーン化特例の税率の条項を削除する改正を行いました。今回、新たに追加する軽自動車税の賦課徴収の特例の条項についても同様に、平成31年10月1日に削除する改正を行うものであります。

次は、提出議案の23ページをお開きください。

議案第39号、指宿市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、特に緊急を要し、本年4月1日までに施行する必要がある指宿市都市計画税条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したものであります。

改正の主な内容につきまして御説明申し上げますので、25ページをお開きください。

先ほど、議案第38号で説明しました固定資産税と同様、都市計画税の課税標準の特例措置についても、各自治体の自主的判断に基づき、条例で決定できるわがまち特例制度を導入するもので、今回、児童福祉法に規定する事業所内保育事業など2項目について、条例でその割合を定め、残りの3項目については市税条例を準用するものであります。

なお、附則につきましては、改正条例の施行期日と経過措置を規定しているところであります。

次は、提出議案の27ページをお開きください。

議案第40号、指宿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める

ことについて、であります。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、特に緊急を要し、本年4月1日までに施行する必要がある指宿市国民健康保険税条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したものであります。

改正の内容につきまして御説明申し上げますので、29ページをお開きください。

今回の改正は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減の対象を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額を引き上げるものであります。5割軽減については、第23条第2号において、軽減判定所得の算定における被保険者数に乘すべき金額を現行の26万5千円を27万円に、2割軽減については同条第3項において、軽減判定所得の算定における被保険者数に乘すべき金額を、現行の48万円を49万円にそれぞれ引き上げるものであります。

なお、附則につきましては、改正条例の施行期日と適用区分を規定しているところであります。

次は、提出議案の30ページをお開きください。

議案第41号、指宿市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、であります。

本案は、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の公布に伴い、特に緊急を要し、本年4月1日までに施行する必要がある指宿市過疎地域産業開発促進条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したものであります。

改正の内容につきまして御説明申し上げますので、32ページをお開きください。

固定資産税の課税免除又は奨励金の交付を行うことができる対象施設のうち、情報通信技術利用事業に係る事業所を廃止し、新たに農林水産物等販売所を追加するものであります。

農林水産物等販売所とは、本市において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗に置いて、主に市外の地域の者に販売することを目的とするもので、農林水産物等販売業の用に供する設備を有する施設と規定するものであります。

なお、附則につきましては、改正条例の施行期日を規定しているところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○建設部長（黒木六海）** それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の4ページをお開きください。

報告第2号、平成28年度指宿市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、であります。

繰越しの理由につきましては、繰越明許費の設定時点で御説明しておりますので割愛させていただきます、繰越計算書において、繰越明許費設定時の金額より翌年度へ繰り越す金額が減額となった事業について、御説明申し上げます。

5ページをお開きください。

款2事業費，項1事業費，事業名公共下水道事業整備補助事業につきましては、事業執行による事業費が確定したことに伴う繰越額の減額であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○水道課長（黒岩道広）** それでは、命によりまして、水道課所管の議案について追加して御説明申し上げます。

提出議案の6ページをお開きください。

報告第3号，平成28年度指宿市水道事業会計予算繰越計算書の報告について、であります。

地方公営企業法第26条第1項の規定による、平成28年度指宿市水道事業会計予算建設改良費の繰越しについて、同条第3項の規定により報告するものであります。

7ページをお開きください。

繰越しする事業につきましては、お示しのとおり十町土地区画整理事業に伴う建設改良事業の1,540万円で、十町土地区画整理事業の用地補償交渉に不測の日数を要し、区画整理事業が繰越事業となったため、水道管布設工事を繰り越すものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 報告第1号～報告第3号（質疑）

**○議長（松下喜久雄）** これより、質疑に入ります。

まず、報告第1号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第1号は終了いたしました。

次に、報告第2号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第2号は終了いたしました。

次に、報告第3号について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、報告第3号は終了いたしました。

#### △ 議案第37号～議案第41号(質疑, 委員会付託省略, 討論, 表決)

**○議長(松下喜久雄)** 次に、議案第37号から議案第41号までの5議案について、質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第37号から議案第41号までの5議案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号から議案第41号までの5議案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第37号から議案第41号までの5議案を一括して採決いたします。

5議案は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 御異議なしと認めます。

よって、議案第37号から議案第41号までの5議案は、承認することに決定いたしました。

### △ 議案第42号～議案第49号一括上程

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第11、議案第42号、レイクグリーンパークの指定管理者の指定について、から、日程第18、議案第49号、平成29年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、までの8議案を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） それでは、御説明申し上げます。

まず、議案第42号、レイクグリーンパークの指定管理者の指定について、であります。

本案は、レイクグリーンパークの指定管理者として、有限会社池田興産を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第43号、指宿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律の公布に伴い、児童福祉法の一部改正が行われたことから、及び職員の育児休業に関する要件を緩和するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第44号、指宿市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正について、であります。

本案は、不均一課税適用工場等の指定要件を緩和するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第45号、指宿市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について、であります。

本案は、特別措置適用工場等の指定要件を緩和するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

次は、議案第46号、市道の認定について、であります。

本案は、市道田口田頭線を新たに市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次は、議案第47号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,812万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を251億6,519万8千円にしようとするものであります。

次は、議案第48号、平成29年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ643万9千円を追加し、歳入歳出予算の総

額を85億6,953万4千円にしようとするものであります。

次は、議案第49号、平成29年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、であります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億4,610万1千円にしようとするものであります。

なお、各議案の詳細につきましては、関係部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○総務部長（有留茂人）** それでは、命によりまして、総務部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の34ページをお開きください。

議案第43号、指宿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、であります。

本案は、児童福祉法等の一部を改正する法律の公布に伴い、児童福祉法の一部改正が行われたことから、及び職員の育児休業に関する要件を緩和するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

主な改正内容について御説明申し上げますので、35ページをお開きください。

児童福祉法の改正により、養子縁組里親が定義付けられたことに伴い、里親を養子縁組里親に改正することと、再度の育児休業及び期間の再度の延長をすることができる特別の事情の要件として、育児休業に係る子について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことを追加するものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行するとしております。

次は、提出議案の42ページをお開きください。

議案第47号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、であります。

別冊の平成29年度指宿市各会計補正予算書の3ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,812万9千円を追加して、歳入歳出予算の総額を251億6,519万8千円にしようとするものであります。

第2条で、債務負担行為の補正をするものであります。内容につきましては、7ページの第2表、債務負担行為補正でお示しの事業について、債務負担行為の限度額を設定するものであります。

第3条で、地方債の補正を計上しておりますが、これは7ページの第3表、地方債補正でお示しのとおり地方債の変更をするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明をいたしますので、16ページをお開きください。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節13委託料及び節15工事請負費の1億8,333万2千円の補正につきましては、ふれあいプラザなのはな館の補修工事に伴う工事請負費等であり

ます。同じく目11共生・協働推進費，節19負担金補助及び交付金の250万円の補正につきましては，浜児ケ水集落センター空調設備等の備品整備費用に対する，コミュニティ助成事業助成金の決定通知に伴うコミュニティ助成事業補助金であります。

款4衛生費，項1保健衛生費，目4健康増進費，節8報償費から節9旅費及び節11需用費のうち消耗品費51万9千円と，節13委託料から節14使用料及び賃借料の合計297万3千円の補正につきましては，運動スポーツ習慣化促進事業費の採択内示に伴い，健幸ポイントプロジェクト推進事業を拡充するための費用であります。同じく節11需用費のうち印刷製本費12万円，節19負担金補助及び交付金の合計17万4千円の補正につきましては，ヘルスケアビジネス協議会（仮称）の立上げに伴う負担金，及び協議会の活動に併せて行う販売促進用パンフレットの印刷製本費であります。

款5農林水産業費，項1農業費，目3農業振興費，節11需用費16万円の補正につきましては，ヘルスケアビジネス協議会（仮称）の活動に併せて行う，オクラ消費拡大に伴うPR用消耗品費等であります。

17ページを御覧ください。同じく目6農地費，節11需用費から節15工事請負費につきましては，レイクグリーンパークの指定管理者の候補者が選定されたことに伴い，本年9月1日から平成30年3月31日までの経費について，現在の支出科目から指定管理委託料へ193万円組替えをするものであります。同じく項3水産業費，目2水産業振興費，節19負担金補助及び交付金354万7千円の補正につきましては，種子島周辺漁業対策事業を活用した，山川町漁業協同組合の水揚げ荷捌き施設の屋根改修工事調査設計に伴う補助金であります。

款6商工費，目1商工費，目2商工業振興費，節9旅費から節14使用料及び賃借料の89万3千円の補正につきましては，ヘルスケアビジネス協議会（仮称）の活動に併せて，指宿商談会や野菜フェアを拡充するための費用であります。

同じく目3観光費，節11需用費から，次のページの節15工事請負費及び節19負担金補助及び交付金203万6千円のうち3万6千円，合計526万8千円の補正につきましては，県の地域振興推進事業費の採択内示に伴い，スメの移設工事及びW i - F i スポット設置等の鰻温泉魅力アップ事業に係る費用であります。同じく節17公有財産購入費130万4千円の補正につきましては，鰻地区入り口駐車場整備用地の購入に伴う土地購入費であります。同じく節19負担金補助及び交付金203万6千円のうち200万円の補正につきましては，地方創生推進交付金の採択内示に伴い，当初予算で計上していた南薩4市及び南大隅町で構成する，鹿児島県南部広域観光物流実行委員会への負担金であります。

同じく目4温泉施設費，節13委託料116万1千円の補正につきましては，ヘルシーランドのプール塗装工事に係る休業に伴う収入減について，指定管理委託料を増額するものであります。

同じく目5公園管理費，節12役務費及び節13委託料の49万6千円の補正につきましては，か

いもん山麓ふれあい公園内のピザ窯の建屋について、建物共済に加入するための保険料及び補強改修のための委託料であります。

款7土木費、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費、節15工事請負費600万円の補正につきましては、県の地域振興推進事業費の採択内示に伴う市道鰻池部線カラー舗装工事費であります。

款8消防費、項1消防費、目3消防施設費、節18備品購入費354万1千円の補正につきましては、コミュニティ助成事業による助成金の決定通知に伴い、防災訓練等で使用するバルーン投光器一式及び小型ポンプ一式の備品購入費であります。

19ページを御覧ください。款9教育費、項6社会教育費、目7社会教育施設費、節14使用料及び賃借料64万3千円の補正につきましては、市民会館大ホールの照明操作卓の借上げに伴う使用料及び賃借料であります。

同じく項7保健体育費、目3学校給食センター費、節11需用費62万3千円につきましては、山川学校給食センターのコンテナ搬入搬出口の床及び換気扇外部網部修繕に伴う修繕料であります。同じく節12役務費の1万4千円の補正につきましては、移管された公用車の任意保険加入に伴う自動車損害保険料であります。同じく節13委託料の350万円の補正につきましては、指宿学校給食センターのボイラー等改修工事実施計画を含む指宿学校給食センター改修基本計画策定業務委託に伴う委託料であります。

次は、歳入について御説明いたしますので、14ページをお開きください。

款14国庫支出金487万3千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に対する補助金であります。

款15県支出金1億9,857万9千円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しの事業に対する補助金であります。

款18繰入金1,257万7千円の補正につきましては、今回補正の財源調整として財政調整基金からの繰入金であります。

15ページを御覧ください。款20諸収入460万円の補正につきましては、節及び説明欄にお示しのとおり、助成金及び負担金であります。

款21市債250万円の減額補正につきましては、節及び説明欄にお示しのとおり、市債を減額するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○市民生活部長（下吉一宏）** それでは、命によりまして、市民生活部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の36ページをお開きください。

議案第44号、指宿市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正について、であり

ます。

本案は、固定資産税の不均一課税の適用を受ける工場等の指定要件を緩和するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容につきまして御説明申し上げますので、37ページをお開きください。

固定資産税の不均一課税の適用を受ける工場等の指定要件として、事業者はあらかじめ新設・増設しようとする工場等の設備ごとに市長の指定を受けなければならないと規定していますが、あらかじめの規定を削除し、工場等を新設・増設した後も指定を受けられるようにするものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

次は、提出議案の38ページをお開きください。

議案第45号、指宿市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について、であります。

本案は、固定資産税の課税免除又は奨励金の交付の適用を受ける工場等の指定について、先ほど説明しました議案第44号と同様、指定要件を緩和するため、この条例の所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容につきまして御説明申し上げますので、39ページをお開きください。

固定資産税の課税免除又は奨励金の交付の適用を受ける工場等の指定要件として、事業者はあらかじめ新設・増設しようとする工場等の施設ごとに市長の指定を受けなければならないと規定していますが、あらかじめの規定を削除し、工場等を新設・増設した後も指定を受けられるようにするものであります。

なお、附則において、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○健康福祉部長（前 園千秋）** それでは、命によりまして、健康福祉部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の43ページをお開きください。

議案第48号、平成29年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、であります。

別冊の平成29年度指宿市各会計補正予算書の23ページをお開きください。

補正の内容は、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ643万9千円を追加して、歳入歳出予算の総額を85億6,953万4千円にしようとするものであります。

それでは、説明の都合上、歳出の方から御説明いたしますので、32ページをお開きください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13委託料38万9千円の補正につきましては、高額療養費制度改正に伴う高額療養費システム改修業務委託料を増額するものであります。

す。

項4特別対策事業費，目1医療費適正化特別対策事業費852万4千円の減額補正につきましては，国の特別調整交付金対象事業経費の件費や報償費などについて，総務費から保健事業費へ予算の組替えを行うものであります。

款3前期高齢者納付金，項1前期高齢者納付金等，目1前期高齢者納付金，節19負担金補助及び交付金2万8千円の補正につきましては，平成29年度前期高齢者納付金等の決定に伴う社会保険診療報酬支払基金への負担金を増額するものであります。

33ページを御覧ください。款7共同事業拠出金，項1共同事業拠出金，目3保険財政共同安定化事業拠出金，節19負担金補助及び交付金602万2千円の補正につきましては，平成29年度保険財政共同安定化事業拠出金の決定に伴う県国民健康保険団体連合会への拠出金を増額するものであります。

款8保健事業費，項2保健事業費，目2国保保健指導費852万4千円の補正につきましては，国の特別調整交付金対象事業経費について，総務費から保健事業費へ人件費や報償費などを組み替えるものであります。

次は，歳入について御説明いたしますので，31ページをお開きください。

款3国庫支出金，項2国庫補助金，目1財政調整交付金38万9千円の補正につきましては，高額療養費システム改修に伴う補助金であります。

款6前期高齢者交付金，項1前期高齢者交付金2万8千円の補正につきましては，社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

款7共同事業交付金，項1共同事業交付金，目2保険財政共同安定化事業交付金602万2千円の補正につきましては，県国民健康保険団体連合会からの交付金であります。

次は，提出議案の44ページをお開きください。

議案第49号，平成29年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について，であります。

別冊の平成29年度指宿市各会計補正予算書の37ページをお開きください。

補正の内容は，第1条で，歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46万8千円を追加して，歳入歳出予算の総額を6億4,610万1千円にしようとするものであります。

それでは，説明の都合上，歳出の方から御説明させていただきますので，46ページをお開きください。

款4諸支出金，項1償還金及び還付加算金，目1還付加算金，節23償還金利子及び割引料46万8千円の補正につきましては，県後期高齢者医療広域連合の電算処理システムの設定誤りによる歳出還付に係る還付金及び還付加算金を計上しようとするものであります。

次は，歳入について御説明いたしますので，45ページをお開きください。

款5諸収入，項2償還金及び還付加算金，目1保険料還付金46万8千円の補正につきまして

は、後期高齢者医療制度が県後期高齢者医療広域連合で運営されており、歳出で計上した還付金及び還付加算金について、後日、広域連合から保険料還付金として納入されることから、歳出と同額を計上するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

**○農政部長（宮崎英世）** それでは、命によりまして、農政部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の33ページをお開きください。

議案第42号、レイクグリーンパークの指定管理者の指定について、であります。

本案は、レイクグリーンパークの指定管理者として、有限会社池田興産を指定しようとするもので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者候補者の選定につきましては、平成29年2月27日から3月10日にかけて公募を行いましたところ、同団体を含めて4団体からの応募があり、指定管理者候補者選定委員会の審査を経て選定をしたものであります。選定の理由につきましては、第1に都市住民と地域住民との交流が活発になるような管理運営に努めるなど、施設の目的に則した取組が評価できること。第2に地域住民との連携交流を持てるよう積極的に行動することや地域と一体となった施設運営を目指すなど、地域コミュニティの強化が期待できること。第3に安定した経営基盤を有し、専門的な知識、重機及び機動力を生かした施設維持・管理への取組が期待できること。以上のことから、レイクグリーンパークの指定管理者候補者として適任であると判断し、選定をしたところであります。

なお、指定の期間につきましては、平成29年9月1日から平成34年3月31日までの4年7か月間とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

**○建設部長（黒木六海）** それでは、命によりまして、建設部所管の議案について、追加して御説明申し上げます。

提出議案の40ページをお開きください。

議案第46号、市道の認定について、であります。

本案は、1路線の市道の認定のため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

新たに市道認定しようとする田口田頭線は、指宿市西方地内の西方字田口田頭から西方字現示までの延長217mの区間を市道認定しようとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

す。

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時17分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### △ 議案第42号～議案第49号（質疑、委員会付託）

○議長（松下喜久雄） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、前之園正和議員。

○14番議員（前之園正和） 議案第42号について、質疑を行いたいと思います。

レイクグリーンパークの指定管理者の指定についてであります。指定しようとしているところは有限会社池田興産となっております、指定の期間は平成29年9月1日から平成34年3月31日までですので、4年7か月ということになります。これは年度途中ですから7か月が付いているわけで、考え方としては5年ということになるのだらうと思います。そこで、この指定の期間について伺いますが、3年でなく、考え方としての5年、4年7か月であります、このようになった理由は何なのかを伺います。

○総務部長（有留茂人） 3年ではなく4年7か月とした理由ですけれども、指定管理者制度導入にかかる指針というものを策定しておりまして、その中で指定管理者を指定する期間は、新規施設1期目は3年、2期目以降の施設については5年を原則とするということで指針でうたってありまして、この指針に基づいて2期目以降の施設ということで5年ということで4年7か月としたところでございます。

○14番議員（前之園正和） 指針によって新規施設は3年、2期目以降は5年ということで、レイクグリーンパークは通算すれば何期目かになるので5年と、端数を考えて4年7か月ということだと思んですが、新規が3年で2期目以降は5年ということは、2回目になれば実績も出てくるでしょうし、勝手も分かるでしょうし、という意味合いだらうというふうに思うんですよね。そこで、施設について新規か、2期目以降かということでこのようになっているということですが、池田興産に限らず新たに指定を受けようとするところが前やっていたわけではなくて、今回は初めてだらうと思うんですね、ここは。そういう意味では、失礼な言い方かもしれませんが、企業の実績はあっても、本業としての、このレイクグリーンパークについての実績は何もないわけですよ。そういうところで2期目以降の5年が適用していいものかどうか。そこの受けようとするところについては、まあ言えば新規ですから、施設が新規か2期目以降かではなくて、受けようとするところが新規なのかどうかということで、私は判断すべきではないかというふうに思うんですけど、そこについてはどうな

んでしょうか。

それともう一つ、池田興産の本業は何であって、このレイクグリーンパーク、立派な計画を出されたから選定されていると思うんですが、本業と関連するようなことになるのか、新たな分野ということになるのか、その2点を伺います。

**○総務部長（有留茂人）** 先ほど指針について御説明をさせていただきましたけれども、1期の施設について指定管理が終了をすると、その指定管理の施設について、あらゆるその3年間の実績等が知見として蓄積されるわけです。その知見に基づいて5年、2期目以降については、それを募集の中で現場説明をしたり、こういう歳入があります、こういう利用者が何名いますというふうな形でお示しをして、その中で新たに指定管理を応募する方は、その状況を見て判断をして応募するというふうなことです。施設のそういう1期目の実績に基づいて2期目の施設の応募ができるというふうなこともありまして、業者ではなく施設について指定期間を設定をしているというふうなことでございます。

もう1点の池田興産の会社としての性格と、こういうふうなことでございましたが、応募の事業計画書の中で主たる業務内容とすれば、土木建設工事業、それから2番目、土木建築資材、3番目、農産物の生産・加工・販売、農作業の代行・請負・委託、5番目として前各号に付帯する一切の事業というふうなことで、主たる業務内容の提示があるところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** やはり1期目の3年のですね、実績があつて、2期目はその実績に基づくものだと、費用はどういうのがあつてというのも資料になるということですが、その指定を受けようというところは、例えば前任者のやっていることと全く同じなのかということ言えば、違うんじゃないかと思うんですよ。どのように活用をし、どのような事業というか、展開をしていくのかは、新たにそこは考えていくことだろうと思うんですよ。だから、そういう面では、入場者が幾らでした、経費が幾らでしたというのは参考にならないんじゃないかと私は思うんですよね。なるものもあるでしょうけど、トータル的には参考にならないんじゃないかと。そういう意味では施設が2期目以降であっても、その受けようとするところが、会社なりが新規であれば、やはりそういう基準でやるべきではないかというふうに思うんです。そこについては、そういうことですね。

それから、今、本業は建築、土木、うんぬんといろいろ出されましたけど、恐らく登記簿に書いてある内容を示されたんじゃないかと思うんですよね。登記簿に書いてある業務内容というのは、実際にやっているものもあるし、いろんなものができるようにするために記載だけをしているというものも、いや、池田興産がじゃないですよ。一般的にそういうことがあるわけですよ。そういった面で言えば、恐らくレイクグリーンパークの展開というのは、新たな分野ということになるんじゃないかというふうに思うんですよ。そういう面では、やはり繰り返しますように新規の企業、新規の会社ということで、それは2期目以降の5

年ということじゃなくて、やっぱり3年を適用すべきじゃないかというふうに思うんです。

それと、前任者は途中で、事情はいろいろあったでしょうけれども、5年の契約をして短い期間で退くことに、退くのか解約なのか分かりませんが、したわけですね。これも議論としては、なぜ5年なのかと、その人も3年、新規なんだから3年でいいのではないかという議論もあったわけですよ。そのことをもって反対するには至らなかったわけですが、あったわけですね。このこともそういう経験がありながら、それを活かされていないんじゃないかというふうに思うんです。前任者のそういう経験というか、途中で解約することになった、それから何を学んだのか。さっき言ったように、そこの受けようとする会社は2期目3期目じゃなくて新規だということを言えば、やはり施設ではなく、そこの受けようとする会社が新規なのか、2度目なのかというところで判断すべきだというふうに思うんですが、最後にもう1回、改める考えはないのかですね、その辺はもう指針ですから、あくまでそういうことということになるのか、その矛盾点などは考えないのか、最後に伺います。

**○総務部長（有留茂人）** その2期目の判断ですけれども、施設なのか、業者なのかということですが、指定管理の施設については、広く公募をするわけでありまして。その公募をする中で、その前任者が指定を受ける可能性もありますし、新たに指定を受ける可能性もあるわけですね。ですので、その指定管理者について判断をするというふうなことは、非常にその公募の性格から難しいのではないかと思います。ですので、施設について1期目なのか2期目なのかという形での公募を、今後もそのような理由から続けていきたいというふうに思っておりますが、これについて、そのまた改善点等が非常にこう、それはおかしいのではないかと、というふうな疑問点等出てきましたら、また、再考をするというふうなことも考えられるところでありまして。新しくその指定管理者として指定をする会社につきましては、その持っているノウハウを十分に生かしていただいて、施設の活性化につなげていただければなと思うところです。

**○議長（松下喜久雄）** 次に、新川床金春議員。

**○17番議員（新川床金春）** 議案第42号、レイクグリーンパークの指定管理者の指定について、伺います。

池田興産がしていただくのは大変うれしいなと思っておりますが、選定した理由についてですね、4団体がいたということですが、どのような団体が申請していたのかですね。

それと、池田興産には支援団体というのがいるのかどうか伺います。

**○総務部長（有留茂人）** 今回の指定管理者候補者の選定につきましては、4団体が応募しております。業者名につきましては、公表ができないところです。

池田興産の出していただいた資料からしますと、池田興産の賛助会員、地元企業に対する支援体というふうなもの、その組織図に載っております、池田校区の自治公民館連絡協議

会、それから防災関係でいいますと池田分団、そういう地域の方々の協力もいただいて指定管理を遂行していくというふうなことでございます。また、組織の中には、それぞれの地域の出身者からなる方を、それぞれの部門に配置をしているというふうな組織でもございます。

**○17番議員（新川床金春）** 池田興産がしていただくのは、本当に指宿の池田校区のためにいいのかなと思うんですけど、第1回目の指定管理していた団体ともですよ、連携し、すばらしい豆腐ができていたんですよ。ああいうこともできているのかなと、私は思ったものですよ。池田地区でできる特産品ができるような団体との連携は、その提案の中にあっただのかですね、そこをちょっとお願いします。

**○農政部長（宮崎英世）** 今回、候補者として池田興産、池田地域の地元の会社でございます。先ほど総務部長も答弁をしましたが、地域ですね、様々な団体の支援を受けるということの提案書がきております。議員がおっしゃるような、以前作っておりました豆腐、味噌、この辺もですね、地域の方々と連携をして取り組んでいくというような提案になっておりますので、期待をしているところでございます。

**○議長（松下喜久雄）** よろしいですか。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第47号を除く7議案については、お手元に配布いたしております議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に付託し、議案第47号については各常任委員会の所管に従い分割付託といたします。

いずれも休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 新たに受理した請願及び陳情一括上程（委員会付託）

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第19、新たに受理した請願及び陳情を議題といたします。

新たに受理した請願1件及び陳情4件については、お手元に配布の請願文書表及び陳情文書表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

いずれも休会中に審査を終了されますようお願いいたします。

#### △ 散 会

**○議長（松下喜久雄）** 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時32分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 前之園 正 和

議 員 中 村 洋 幸

# 第 2 回 定 例 会

平成 29 年 6 月 19 日

(第 2 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

平成29年6月19日 午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 請願第2号の紹介議員の取消しの件
- 日程第3 請願第2号の紹介議員の追加の件
- 日程第4 一般質問

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

1番議員	外 蘭 幸 吉	2番議員	白 山 正 志
3番議員	恒 吉 太 吾	4番議員	井 元 伸 明
5番議員	吉 村 重 則	6番議員	西 森 三 義
7番議員	浜 田 藤 幸	8番議員	東 伸 行
9番議員	高 田 ちよ子	10番議員	森 時 徳
11番議員	高 橋 三 樹	12番議員	福 永 徳 郎
14番議員	前之園 正 和	15番議員	木 原 繁 昭
16番議員	中 村 洋 幸	17番議員	新川床 金 春
18番議員	下川床 泉	19番議員	新宮領 進
21番議員	松 下 喜久雄		

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市 長	豊 留 悦 男	副 市 長	佐 藤 寛
教 育 長	西 森 廣 幸	総 務 部 長	有 留 茂 人
市民生活部長	下 吉 一 宏	健康福祉部長	前 蘭 千 秋
産業振興部長	上 田 薫	農 政 部 長	宮 崎 英 世

建設部長	黒木六海	教育部長	長山君代
山川支所長	中村俊治	開聞支所長	川畑徳廣
総務部参与	廣森敏幸	総務部参与	中村孝
市長公室長	鶴本八郎	総務課長	川路潔
危機管理課長	園田猛志	環境政策課長	鳥越克史
長寿介護課長	鶴窪誠作	地域福祉課長	山口保
健康のまちづくり推進室長	谷口澄子	商工水産課長	山元成之
観光課長	大迫格史	農政課長	松澤敏秀
建設監理課長	東 恵一	土木課長	西田栄一

---

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	岩下勝美	次長兼議事係長	鮎川富男
調査管理係長	嶺元和仁	議事係主査	上玉利享

## △ 開 議

午前 10時00分

○議長（松下喜久雄） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、新川床金春議員及び新宮領進議員を指名いたします。

## △ 請願第2号の紹介議員の取消しの件

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、請願第2号の紹介議員の取消しの件を議題といたします。

6月7日、白山正志議員から請願第2号の紹介を取り消したいとの申出がありました。  
お諮りいたします。

本件は申出のとおり、紹介取消しを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認め、紹介取消しを許可することに決定いたしました。

## △ 請願第2号の紹介議員の追加の件

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第3、請願第2号の紹介議員の追加の件を議題といたします。

6月7日、新川床金春議員から請願第2号の紹介をしたいとの紹介追加の申出がありました。

お諮りいたします。

本件は申出のとおり、紹介の追加を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 御異議なしと認め、紹介の追加を許可することに決定いたしました。

## △ 一般質問

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第4、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、高橋三樹議員。

○11番議員（高橋三樹） 皆さん、おはようございます。先日、第14回指宿フラフェスティバルが3日間にわたり開催され、競技会に40組、発表会に289組と大勢の方々が賑わいました。見せてもらいました。ありがとうございました。

それでは、通告してありました、1、平成30年2月の市長選について申し上げます。

まず、出処進退を明らかにしていませんが、どうされるのか説明してくださいということです。出馬されるのですか。出馬されないのですか。検討中ですか。今は、今の職責をきちんとやることですか。どうされるのか、お答えください。

次は、2、西郷どんについて。明治維新150年に当たる平成30年、2018年、NHK大河ドラマが西郷隆盛の西郷どんに決まっています。原作は作家の林真理子さんです。脚本は中園ミホさんです。様々な人間模様や激動の中、成長している西郷の姿を浮き彫りにするものと思われれます。2008年の大河ドラマ、篤姫の放映もそうでしたが、大河ドラマの影響力は凄まじいものがあります。そこで、西郷どん館はどういうものを展示して、何を訴えたいですかを伺いまして、1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 残された任期、7か月余りでございます。この時期になりますと、やはりこの2期においてどのようなことをやってきたのか、そして何が課題となっているのか、謙虚に市民の声を聴きながら、これからのあるべき市の方向性というのを定めなければなりません。私は平成22年2月、市長に就任して以来、市役所は市民に役立つところを市政運営の基本理念に、持てる力を最大限に発揮し、職員と一丸となって各種施策を積極的に推進してまいりました。2期目におきましては、第2次総合振興計画や指宿市版まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。豊かな資源が織りなす食と健幸のまち、健幸の幸は御案内のとおり幸せと書きます。その実現に向け事業を展開をしているところでもあります。簡略に述べますと、健幸のまちづくりの推進を進めるとともに、新しい潟口雨水ポンプ場の完成、指宿広域クリーンセンターの完成、市内教育施設の耐震化など、教育環境の整備、これまで長年の懸案事項となっておりました事業を積極的に進めてまいりました。また、指宿港海岸保全整備事業を国直轄事業として採択していただくなど、国や県と共に積極的に連携を図りながら、10年後、20年先の指宿の将来を見据え、取り組んだと思っております。市政、それは確かな歩みを続けていると思います。また、平成30年1月には、NHK大河ドラマ西郷どんが決定するとともに、平成32年には、約50年振りに鹿児島国体が開催されることになっており、正にこれからの数年間は本市の将来を左右する極めて重要な時代、時期であると思っております。私は残された任期においても、自らの手で策定した第2次総合振興計画や総合戦略の推進に全身全霊を傾注していくことは私の責務であり、市民の皆様方に対する責任であるとも考えております。次期市長選につきましては、いずれかの時期に態度を明らかにしたいと考えておりますけれども、やはり、これからの指宿を展望するときは今やるべきことを誰がやるのか、そういうこと等を広く市民の皆さんの意見をお伺いしながら決定をしたいと思っているところであります。

以下、いただきました質問等につきましては、関係部長等に答弁をいたさせます。

**○産業振興部長（上田薫）** 西郷どん館についての御質問でございますが、平成30年1月から平

成30年12月まで、時遊館COCCOはしむれにいぶすき西郷どん館を設置する予定でございます。1階講堂は大河ドラマの内容を主としたドラマ館。2階特別展示室は、幕末から明治維新前後の実物資料を展示し、西郷隆盛と指宿の関わりや、明治維新で指宿が果たした役割などに焦点を当てた時遊館COCCOはしむれが実施する企画展で、この両方を合わせていぶすき西郷どん館と位置付けて運営する計画でございます。展示内容は、1階のドラマ館については現在NHKエンタープライズと協議中でございますが、ドラマのストーリーや出演者、製作者の紹介など、ドラマに関連した展示を行います。また、西郷隆盛が鰻温泉に滞在していたときのお礼としまして、宿主に送ったシャツのレプリカを作成し、その試着できる体験や、鰻温泉には13匹の犬を連れて約1か月間滞在していたことから、13匹の犬の紹介など、ドラマ関連だけではなく、本市ならではの内容で遊び心のある展示を予定しているところでございます。2階の特別企画展分は鰻温泉に伝わる西郷隆盛のシャツと、滞在した経緯をまとめた樺山資紀文章や直筆の掛け軸、肖像画など、また県内外の博物館等から西郷隆盛に関する資料を借用して展示する予定でございます。西郷どん館を設置して、強い信念と温かい心を持ち、勇気と実行力で次代を切り開いた西郷隆盛の生涯を紹介するとともに、本市も西郷隆盛とゆかりのある地だということを多くの方に知っていただけるような展示内容にしていきたいと思っております。

**○11番議員（高橋三樹）** 市長選についてですが、市長の気持ちは分かりましたので、これ以上は伺いません。自分としては豊留市長、よくやっていると思っておりますので、いつの日か明言することを期待をしております。となりますと、2の出馬するのであればという条件付きでしたので、2は割愛させていただきます。

次は、3、農業・観光について聞かせてくださいということですが、まず先に農業について、思いなど何でもいいですから聞かせてください。

**○市長（豊留悦男）** 一昨日、千葉県の津田沼イオン店に参りました。指宿の特産品、特に農水産物、酒、焼酎等のトップセールスで参りました。大変な人出でございました。その店長さん曰く、なぜもっとたくさん持って来なかったのかっていうこと等を言われました。JAの組合長を含め、職員を含め、みんなでトップセールスをして参りました。指宿の農産物等を含めた産品がこれほど全国民に親しまれ、多くの方々が指宿の安全な食というのを求めているという、そのことを実感した瞬間でもございました。やはり、本市は温暖な気候と豊富な水産資源、水資源、泉熱、基盤整備された広大な農地などの地域の有利性を生かし、日本一の生産量を誇るオクラ、ソラマメの栽培などをはじめ、様々な農業経営が行われております。しかしながら、農業を取り巻く環境というものは、消費の伸び悩みや市場価格の低迷、農家所得の減少、また過疎化や高齢化の影響による担い手農家の減少、基盤整備事業により整備されました農業水利施設等の経年劣化などが懸念をされております。このような状況の中、農業の振興を図るために、平成22年市・県・農業委員会・JAなど農業関係機関を1か

所に集約して、いぶすき農業支援センターを開設いたしました。関係機関の連携を強化し、農家の方々への利便性を高める、このことが目的でもございました。本市の恵まれた農業、観光、気候等、収益性の高い品目の生産の拡大、収量、品種、品質の向上のため、各種補助事業を導入しております。ハウス等の施設栽培に取り組み、農家所得の向上につながっていると思っているところであります。担い手農家の減少に対する対策といたしましては、農業次世代人材投資事業、これは旧青年就農給付金でございますけれども、これらを活用して新規に農業に参入する方々のサポート体制を構築することで、毎年30名近くの新規就農者が農業に参入し、県内でもトップレベルの新規就農者数となっているところであります。このようなこと等を踏まえて、今後5年、10年後の指宿の農業という、その姿を明確に描きながら、指宿の農業についてはみんなで、市民一体となって推進すべきだと思っているところでございます。

**○11 番議員（高橋三樹）** はい、ありがとうございます。トップセールスをして、好評だったということでした。

次に、観光についてはどうですか。聞かせてください。

**○市長（豊留悦男）** やはり、この私の就任2期にわたっては、観光が大きな変動を遂げた2期であったと思っております。九州新幹線や指宿のたまたま箱号の開業効果も一段落した時期もでございます。桜島の噴火警戒レベルの引上げ、そして個人型観光へのニーズの変化、観光形態の変化、さらには昨年の熊本地震など、本市の観光にとっては大きな逆風が吹き荒れました。しかしながら、本市独自の商品券付き宿泊プランや、現在も実施しております西郷どんキャンペーンの効果により、落ち込み続けていた宿泊客も、この4月には前年比30%以上の伸びとなりました。特に外国人観光客につきましては、平成22年に2万2千人でございました。ところが、昨年は約6万5千人と295%増となっております。正しく、急激な勢いで増加する外国人観光客の受入態勢の整備が求められているゆえんはここにもあります。これまで、その対策として多言語歓迎看板を設置したり、W i - F i の整備を図ったり、そして周遊型多言語サイン整備、砂むし会館砂楽への個室シャワーの整備、ムスリム受入態勢の構築等を行ってまいりました。一方、外国人観光客をより一層誘客するために、鹿児島県観光連盟との広域で連携した海外への旅行エージェントやメディア等へのセールス活動を実施したほか、市単独では北部九州に滞留して、つまり北部九州止まりになっている多くの外国人観光客を、指宿においていただくためのバス助成事業を実施してまいりました。今後、平成30年度から大河ドラマ西郷どん放映や、平成32年の鹿児島国体開催など、鹿児島に大きな注目が集まる時であります。これらに向けて、いかにPRして本市を訪れていただくか、観光に対する取組の正念場でもございます。そのために受入環境を充実させ、おいでいただいた方へ指宿の魅力をたっぷり味わっていただき、また訪れてみたいと思われるように、施設整備や人づくりに努めてまいりたいと思っております。

**○11番議員（高橋三樹）** はい、ありがとうございます。

次に、4の食と健幸のまちを目指していますが、進んでいますかということで、まずこれまでの実績を聞かせてください。

**○市長（豊留悦男）** やはり、私のこれまでの市政、そして次の市長選との絡みでありますので、私の方から答弁させていただきたいと思います。健幸のまちづくりにつきましては、健康寿命を延ばし、増え続ける医療費などの適正化を図ることを目的に、市民一人ひとりの健康づくりのための様々な事業を平成25年度から実施してきております。具体的に申し上げますと、1日30分以上の運動を自主的に行い、ポイントを貯めて抽選で賞品が貰えるという健幸マイレージでは、年々応募総数が増加しており、市民の健康づくりに対する関心が高まってきております。また、平成27年度から取り組んでおります、介護予防等のための筋力運動でございますころばん体操は、従来の運動教室とは異なり、地域住民が主体となって取り組んでいる運動教室でございます。平成27年度は24会場で実施いたしました。平成28年度には51会場と2倍以上に広がり、平成29年度も更に増えている状況でございます。このほかにも、気軽に取り組める運動としてウォーキングを推進し、参加者が歩数計を付けて努力と成果に応じて得たポイントを地域の商品券と交換できる、健幸ポイントプロジェクト事業も年々参加者が多くなっております。この事業につきましては、全国に先駆けたスポーツ庁の補助事業を活用して実施したものでございます。また、個別運動プログラムで実施する健幸運動教室にも多くの市民に参加していただき、健康づくりに励んでいただいているところでございます。地方創生事業の取組として豊かな資源に高付加価値を加えて、販路拡大や雇用の創出を目指すため、やはりこれらの元気なまちをつくって、日本一を誇るオクラや指宿鱈節を使用し、産・学・官が連携して機能性検証を行い、市民の健康づくりに食と健幸という観点から取り組んでまいりたいと思います。

**○11番議員（高橋三樹）** 実績を伺いました。ありがとうございます。これを受けまして、取組や意識の高まりを感じていますか。どうですか、伺います。

**○市長（豊留悦男）** 特に、国保会計等においては、年々右肩上がりです医療費は増加をしてまいりました。先日、担当者から極めて嬉しい情報をいただきました。昨年度と比べて1人当たりの医療費が下がったという事実を告げられました。食と健幸のまち、これを目指す本市が、これからどのような形で健康で長生きのできる指宿市、その社会、人々を創っていくか、その成果が表れたものと思っております。住民が健康で長生きしたいという思いは、皆さん共通の強い強い思いでございます。やはり、今後とも各地区や区などで、住民の身近な場所で地域住民と一緒に楽しく行われる体操教室、健幸教室を実施することにより、住民の健康に対する意識を更に高めてまいりたいと思っております。

**○11番議員（高橋三樹）** ありがとうございます。食と健幸のまちづくりで、今後どのように展開していただくのですか、伺います。

**○市長（豊留悦男）** これまで、申し上げましたように、健幸のまちづくりに関する事業等への参加者は地域、各団体など主体的に取り組む方々が着実に増えており、今後も一層健幸づくりのための施策、充実強化を図ってまいりたいと思います。また、食においても、これまでに実施した検証結果を踏まえて、オクラや鯉節に更なる付加価値を付け、健幸をキーワードに消費や販路の拡大はもとより、食を通じた健康づくりや新たなビジネスの創出、雇用の拡大などにもつなげられるよう励んでまいりたいと考えております。本市の健幸のまちづくりへの取組については、全国から関心を持っていただいております。健幸のまちづくりに取り組む地方自治体の首長さん方の研究会において、是非指宿でこの会を開催をしたいという強い強い要望がありました。来年度は、本市で開催をしたいと思っているところであります。健康で長生きできる社会の実現のため、様々な本市の取組を全国の自治体の首長さん方等と情報を共有をしながら、今後も市民の健康づくりに努めてまいりたいと思っております。

**○11番議員（高橋三樹）** はい、ありがとうございます。

次は、西郷どんについてですが、先ほども伺いましたけれども、西郷どん館内に鰻温泉や山川港など、市内のゆかりの地の紹介はしないのですか、どうですか、伺います。

**○産業振興部長（上田薫）** 本市には、征韓論に敗れました西郷隆盛が犬13匹を連れて、約1か月間滞在していた鰻温泉や、奄美群島へ2度出航する前に停泊した山川港などのゆかりの地がございます。また、ゆかりの人物としまして、幕末の薩摩藩を資金面で支えた豪商濱崎太平次や徳川家の御台所となった篤姫なども西郷隆盛と深く関わっております。西郷どん館につきましても、これらを紹介しまして、本市と西郷隆盛とのつながりを広く周知したいと考えております。加えまして、大島から鹿児島へ戻る際に厳しい時化から逃れるため、岩で造った防波堤があった枕崎港に避難、入港したという歴史などもございますので、近隣市町のゆかりの地も紹介しまして、広域的な周遊につながる展示を考えていきたいと考えております。

**○11番議員（高橋三樹）** はい、ありがとうございます。

次は、西郷どん館の入場料や開館時間等、分かれば教えてください。

**○産業振興部長（上田薫）** 西郷どん館の入館料は、現在協議中でございますが、大人1人500円、子供1人300円程度を考えているところでございます。また、開館時間につきましては、午前9時から午後5時までとし、休館日につきましては現在、時遊館COCOはしむれは毎週月曜日と毎月第4水曜日、年末年始が休館となっておりますけれども、多くの方に御覧いただけるよう検討してまいりたいと考えております。

**○11番議員（高橋三樹）** はい、ありがとうございます。ただいま、西郷どん館の入場料は大人1人500円ということでしたが、篤姫館は確か400円だったんじゃないかと思っております。大人500円は少し高いような気がするんですが、どうですか、伺います。

**○産業振興部長（上田薫）** 篤姫館は10年前、なのはな館の中央ホールに設置し、入館料は大人

1人400円でした。篤姫館の展示面積は206㎡でしたが、西郷どん館は1階と2階を合わせまして300㎡となり、篤姫館と比べると約100㎡ほど広く、展示内容も充実されることなどから、今回、西郷どん館の入館料を大人1人500円程度と考えているところでございます。鹿児島市が設置します西郷どん・大河ドラマ館は、大人1人600円になると聞いております。鹿児島市のドラマ館よりも低く設定したいと考えていますことと、時遊館COCOはしむれの企画展実施に関する条例及び施行規則を鑑み、金額を設定してるところであります。

**○11番議員（高橋三樹）** はい、分かりました。西郷どん館から鰻温泉など市内のゆかりの地までは、車がないと不便ですが、2次交通対策は考えているのかどうか、どうですか、伺います。

**○産業振興部長（上田薫）** ドラマ館を設置する時遊館COCOはしむれにはバスの停留所はございません。また、鰻温泉集落内には路線バスのバス停はなく、週3回、1日2便、イッシーバスが運行しているのみでございます。鹿児島銀行大成代理店前に停車いたします路線バスはございますけれども、これから鰻集落まで約3kmほど歩かなければならない状況でございます。御指摘のとおり、西郷どん館や鰻温泉などのゆかりの地を巡るには、観光客には不便な状況でございます。そこで、西郷どん放映に伴う2次交通対策としまして、指宿駅、時遊館COCOはしむれ、山川港、鰻温泉、指宿港をつなぐ臨時バスの運行を検討しているところでございます。時間等につきましては、バス会社とも協議してまいります。この4月から運行しました高速船や、山川・根占フェリーなどとの接続時間も考慮したいと考えております。

**○11番議員（高橋三樹）** はい、分かりました。よろしく申し上げます。

次は、2の西郷どんガイド育成についてです。今、どのようになっていますか。篤姫ガイドのときには、ユニフォームとしてジャンパーやアロハシャツ、コートを揃えてもらいました。今回はどのような準備状況ですか、伺います。

**○産業振興部長（上田薫）** 西郷どんガイドにつきましての御質問でございますけれども、2月から観光協会が主体となって、西郷どんガイドの育成を行っております。講師を招いて、西郷隆盛と本市とのゆかりや人物像について学んだほか、鹿児島市で西郷墓地などの現地研修を行っております。また、実際に鰻温泉でのガイド案内の研修など、これまで10回を超える研修を重ねているところでございます。今回、新たに28名の方が西郷どんガイドに登録していただいておりますので、これまでの指宿まるごとガイド会のメンバーと合わせますと、約50名の観光ガイドとなるところでございます。また、西郷どんガイドの皆さんのユニフォームにつきましては、鰻温泉と西郷どんにちなんだ、鰻ならではのデザインのものを準備し、案内していただく体制を整えてまいりたいと考えております。

**○11番議員（高橋三樹）** はい、分かりました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

西郷どんガイドの活動内容というのは、どういふことをするのですか、伺います。

**○産業振興部長（上田薫）** 西郷どんガイドは、西郷どん受入れのための実行委員会が発足する予定の7月頃から本格的に開始する見込みでございます。鰻温泉の案内では、滞在のお礼に宿主に贈ったシャツや、13匹の犬を連れて約1か月滞在していたこと、鰻地蔵の板碑や鰻池、スメなどを説明しながら案内をいたします。また、スメで蒸した地元の野菜などを食べるなど、スメ体験も併せて行う予定でございます。今後は新たな観光資源としまして、鰻温泉のガイド案内を旅行商品に造成していただくよう、エージェントに対しまして、積極的にPRを行い、多くの方に鰻温泉の魅力を伝えてまいりたいと考えております。

**○11番議員（高橋三樹）** いろいろ、今伺いました。大河ドラマ西郷どんの始まる前から、どんどん来てほしいなと願っております。観光客には優しく、丁寧に対応して、気持ちよく帰ってほしいなとそのように願っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで、一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時、休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時44分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、恒吉太吾議員。

**○3番議員（恒吉太吾）** 皆さん、おはようございます。議員番号3番、恒吉です。今回は本市の中・長期的な視点に立った観光振興策について質問いたします。2018年のNHK大河ドラマは、明治維新の立役者・西郷隆盛公を主人公とした西郷どんに決定しました。明治維新150年の節目の年でもあり、本県や本市への全国からの注目度も格段に高まります。この指宿も西郷隆盛公とは大変ゆかりのある土地です。奄美大島に潜居した際、また徳之島、沖永良部に島流しされた際に出港した山川港、約1か月滞在した鰻温泉や篤姫、濱崎太平次といったゆかりのある人物もいます。本市にとっても2008年の篤姫以来の大河ドラマになります。篤姫放映による経済効果について、日銀鹿児島支店の経済効果試算額によると296億円となっており、今回の西郷どんも前回は上回る経済効果が期待されています。しかし、その一方で、放映終了に伴う翌年の反動による観光客数の大幅な落ち込みについても記憶され、認識されていると思ひます。この大河ドラマ放映はとて大きな旅行動機になります。だからこそ、来年のチャンスを生かし、ブームを一過性のもので終わらせないように、今から対策を考えていく必要があるのではないかと思ひます。また、本市には世界有数のロコミサイトの日帰り温泉&スパランキング2017で、4年連続全国1位に輝いたヘルシーランドたまたま箱温泉や、6位に入った山川砂むし温泉砂湯里、そして砂むし会館砂楽、元湯温泉などの温泉施設も数多くあり、訪れる動機にまず温泉を挙げられる方も多しと思ひます。ドラマ放映を契機として本市を訪れた観光客の皆さんが満足し、また訪れたい、誰かに紹介したいと思っ

てもらえるような魅力あるまちにしていかなければなりません。そこで、今回は中・長期的な視点に立った観光振興策についてお聞きしたいと思います。

1点目に、西郷どん放映に向けた本市の取組について。

2点目に、砂むし会館砂楽のこのゴールデンウィーク期間中の来館者数、比較のために昨年、一昨年度の同時期の来館者数、そして年間来館者数もお示しいただき、1回目の質問とさせていただきます。

**○市長（豊留悦男）** 今回の一般質問においても観光、特に西郷どん放映に向けた質問をいただいております。先ほど部長の方からありましたように、時遊館COCCOはしむれに西郷どん館、設置する予定をしております。やはり、西郷どん、すなわち鰻温泉、そして山川港等、縁のある、ゆかりのある地がたくさんございます。指宿のこの西郷どん館のほかにも、鰻温泉でのスメ体験を含めたガイド案内、山川港でのまち歩きなどを計画しており、観光協会など、関係機関と連携を図りながら実施に向けて準備を進めているところでございます。中でも、鰻温泉に注目が集まると思われますので、集落内の市道の改修や側溝への転落防止柵の設置、区営鰻温泉前の市道の路面の型押しなど、鰻区を重点的に整備することとしております。鰻区における道路以外の整備につきましては、鰻区交流広場のスメの整備、Wi-Fi環境の整備、犬の石像を用いた集落内のサイン整備に係る予算を計上させていただいております。また、鰻の集落内は自家用車の通行が増えると混雑いたしますので、集落手前に大型バスも駐車でき、トイレと展望所も備えた駐車場の整備を県に要望をしているところであります。一方、ソフト部分につきましては、2次交通対策として、指宿駅と時遊館COCCOはしむれ、鰻温泉をつなぐ臨時バスを検討しております。このほかにも、観光協会が中心となり西郷どんガイドの育成に取り組んでおりますし、先日市内宿泊施設で組織いたします、指宿市郷土料理開発研究会が西郷どんをイメージした蒸し料理を食事メニューに考案しているところでございます。このように、市全体で盛り上げていこうという機運が高まっておりますので、市としましても、必要な受入環境を整えなければならないと考えているところでございます。

以下、いただきました質問は、部長等が答弁いたします。

**○産業振興部長（上田薫）** 今年のゴールデンウィークの来館者数についての御質問でございますけれども、4月29日の土曜日から5月7日の日曜日でありましたけれども、この9日間の来館者数は、1万3,326人でありました。昨年と一昨年の来館者数につきましては、同じ4月29日から5月7日までの期間で申し上げますと、昨年在9,722人、一昨年在1万4,996人でありました。今年は昨年より3,604人の増となっておりますけれども、これは昨年4月の実績が熊本地震の影響で大幅に減少したためでありまして、一昨年と比較しますと1,670人の減少となっているところでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** はい、ありがとうございます。先にですね、2番の砂むし会館砂楽の

運営についてから質問させていただきたいと思います。今、このゴールデン期間中の砂楽の来館者数を聞きまして、昨年度はやはり熊本地震の影響がありまして大幅に減っております。その前の年から比べるとやはり千人前後減少というのは、何か対策を考えていかなければいけないのではないかという思いから、今回質問をさせていただきます。実は、今回のゴールデンウィークは商工水産課の方からですね、地元の通り会の方に依頼がありまして、ブースを構えさせていただいております。この出店の依頼がありまして、地元の若手メンバーが中心となりまして、砂楽の来館者を出迎え、指宿色の強い特産品の販売等でPRさせていただいております。私もこのメンバーの1人として参加させていただいたんですが、今まで市からこのような企画っていうのは1回もなくて、初めてあったように記憶しております。とても素晴らしい企画であった、こういった考えを出していただいたことは本当にありがたかったと思っております。これがですね、今後、砂楽の来館者の待ち時間の有効活用はもとより、地域の賑わい創出につながっていくようにですね、市と一緒に我々というか、私もですね、しっかり努力していかなければならないという気持ちにさせていただきました。

まず、砂むし会館砂楽の運営についてからお聞きします。先ほど、ゴールデンウィーク期間中の来館者数についてお聞きしました。それを踏まえて、来館者への対応、サービス向上に向けた取組についてお聞きいたします。今回のゴールデンウィーク期間中の待ち時間について、先に質問させていただきます。まずですね、駐車場に入るまでの時間、受付をしてから砂むしに入るまでにかかる最大の待ち時間、これについて、比較のために昨年同時期のデータもあれば併せてお示してください。

**○産業振興部長（上田薫）** 来館者への対応についての御質問でございますけれども、来館者の待ち時間につきましては、計っているわけではございませんけれども、駐車場に入るまでの待ち時間が最長で1時間程度とのことでございます。また、駐車場が満車になった場合、臨時駐車場を案内しまして、臨時送迎バスを運行することで対応してるところでございます。その場合、臨時駐車場から砂楽受付に至るまでの時間が、最長で30分程度、そして受付をしてから入浴までの待ち時間は、最長で3時間程度と聞いているところでございます。昨年につきましては、熊本地震の影響で来館者数が少なかったため、待ち時間はほとんどなかったとのことでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** はい、ありがとうございます。駐車場に入るまでが約1時間、実際に入浴できるまでが3時間ということでした。あまりデータを取ってないっていうことなんです。毎年繰り返されることなのに、なぜ数値化してないのかっていう疑問があるんですが、その点はどうですか。

**○産業振興部長（上田薫）** 昨年は熊本地震の影響で少なかったということもありますけれども、1年間のうちで、この長時間待つというのは、このゴールデンウィーク期間中だけでございまして、盆、それと正月につきましても、ほとんど待ち時間はなく入浴できるというこ

とでございます。ただ、このゴールデンウィーク期間中につきましては、受付をする人、それから待ち時間の整理券を配るのに1人職員を配置しておりますので、それにつきまして、この期間の対応をして、その観光客につきましては、それぞれ伝えておりますので、苦情というのではないところでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** 職員を新たに配置するということでした。また、その点については後ほど質問させていただきたいと思っております。

待ち時間、そんな苦情とかは少ないということなんですが、この砂むし会館砂楽に対してお客様の声、どのようなものが届いていて、それに対してどのような改善を今までされてきたのか、数点で構いませんのでめぼしい、大きなものを教えてください。

**○産業振興部長（上田薫）** 来館者の要望、苦情について等と改善についての御質問だと思えますけれども、最近多い苦情は、外国人入浴者のマナーが悪いというものがございます。それ以外では、従業員の対応が悪い、掃除が行き届いていない、砂がぬるいといった苦情がございます。外国人のマナーについては、特に、主に中国、韓国から来ていると思われる観光客が、入浴中に大声で騒いでいることに対する苦情が多くあるところでございます。改善策としましては、事前に気付いた場合は、極力日本人と場所を分けるようにしているところでございます。従業員の対応が悪いということに対しましては、班長会議等を開催し、接客指導の徹底を図っているところでございます。砂がぬるいという苦情に対しましては、声掛けを行って、ぬるくないか確認する。冬場は多めに砂を掛けるなど、そのような対応を行っているところでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** お客様の声に真摯に答えていただいて、対応していただいている点は大変ありがたいです。1点、この苦情というわけではないと思うんですが、要望として、今の浴衣の着衣に対する声っていうのは挙がってないでしょうか。私の方には結構届いております、やっぱり、女性を中心として浴衣がはだけるといった意見とか、後、外国人の方、あまり着方がよく分からないということがありまして、以前も一般質問で提案させていただいた作務衣の導入、これについてどうお考えなのか、お答えください。

**○産業振興部長（上田薫）** 先ほど苦情について答弁したところですけれども、過去1年間の主な苦情ということで述べさせていただきました。浴衣の、冬等だと思うんですけれども、階段から下りるときに浴衣が風で乱れたということも過去にはありましたけれども、最近はそのようなのは苦情として挙がってはいないところでございます。確かに、何人かはそういう苦情をおっしゃる方もいるとは思いますが、特にそれにつきましては、従業員が気を付けてくださいということで説明をしているところでございますので、特にそういうのはないというふうに認識しております。

**○3番議員（恒吉太吾）** では、作務衣に関しては今後とも、あまり導入に対して前向きではないという考えでよろしいでしょうか。

**○産業振興部長（上田薫）** 作務衣の導入というのは、特に今のところ考えてないところがございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** 先ほどからインバウンドの話、出てますので、インバウンドの方、ちょっと質問させていただきたいと思います。その前に、順番待ちの方法、特にゴールデンウィークは、大変お客様が多くて順番待ちの状況になっていると思いますが、これまでですね、例えば館内にいて、番号は呼ばれると思うんですが、それ以外で、後どれぐらい待ち時間とかそういったものをですね、放送もしているのか、お答えください。最長3時間ということなので、今チケットを貰うと後2時間かかりますとか、後3時間かかりますっていう放送までしてるのか、お答えください。

**○産業振興部長（上田薫）** 待ち時間の、現在のところですけども、順番待ちのない通常の受付方法について、まず説明をさせていただきますと、お客様に受付にて入浴人数やタオルの購入、バスタオルの利用の有無等を伝えていただきます。受付担当者がその内容をレジに登録し、料金を計算いたしますので、その料金をお支払いしていただくということになります。料金支払い後はその場で浴衣をお渡しし、1階の更衣室に移動していただくという流れになっております。一方、順番待ちが発生した場合は、次のような方法を取っているところがございます。まず、受付で整理番号が表示されている整理券を、1人につき1枚、順次発行いたします。1人につき1枚発行するのは、人数を正確に把握するためのものがございます。この整理券発行には、専属のスタッフを配置してるところでございます。整理券を受け取られた方は、入浴中のお客様が上がり、次に入浴の受付が可能となるまでお待ちいただくということになります。受付が可能となりましたら、整理券に表示されている番号をお呼びいたします。また、館内に設置されております電光掲示板に整理番号を表示しますので、御自分の番号が呼ばれた方、整理番号が表示された方につきましては、入浴の受付を行っていただくこととなります。番号をお呼びするときは、館内及び偕楽園側の広場に放送をいたします。また、電光掲示板については1階ホール、2階受付、3階は食堂及びリラックスマールームに設置されておりますので、全ての階で現在の番号は、確認できるようになってるところでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** 今の話を聞くと、館内にいないと分からないような状況になっているというふうに思っています。今、話を聞いて順番待ち、アナログと言いますか、人の手に頼った、とても親しみやすいものであるかもしれませんが、今のやり方の現状をお聞きしましたので、課題、どのように考えているかをお答えください。

**○産業振興部長（上田薫）** 課題と言いますか、デメリットということでしょうか。デメリットといたしましては、長時間砂楽の周囲を離れられない、また、日本語の放送しかないため、外国の方は電光掲示板が見える所にはいなければならないということが挙げられるところがございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** とても今、重要なところというか、インバウンドの方にも対応、なかなか難しかったり、館内にいないといけないというところをお聞きして、次の質問をさせていただきます。今の順番待ちのシステムだと、課題点、デメリットの方が多いのかなというふうに私は認識しておりますが、提案というか、順番待ちシステム、順番待ちアプリのですね、導入に関してお聞きしたいと思います。この順番待ちシステムの導入に関してはですね、私、平成27年12月の第4回定例会で質問をさせていただいております。それからですね、1年半、長い長い時間が経っておりますが、順番待ちのこのシステム、皆さんもよく御存じだと思います。銀行に行ってもお店に行っても、病院に行っても最近はよく見掛けることが増えております。混雑の軽減に着目し簡単に待ち時間が調べられ、予約などもできる機能も付いております。また、QRコードを読み取るなどすると、待ちの状況等が確認でき、お客様が例えば砂楽であれば館内で長時間待つこともなく、待ち時間を有効に活用することができ、メールや電話による通知で時間に間に合うよう到来館すればですね、外にいて来ることもできますので、待ち時間という認識はほぼゼロになるというふうに思っております。先ほどから申してますお客様の声っていうのは、サービスに携わる者として、何よりも大切にすべきものではないか、これは市役所であっても一緒だというふうに思っています。市民の声、観光客の声は大切にしていきたいと思います。しかしですね、1年半経ってもこの声を無視したかのように、このシステムの導入、一切されてない。その理由についてお答えいただきたいと思えます。まず、部内や課内でどのような検討がこの1年半、行われてきたのか。そして、なぜ導入に至っていないのか、その理由。そもそもですね、部内、課内で検討自体行われたのか、本当に。それについてお答えください。

**○産業振興部長（上田薫）** 昨年12月に一般質問されましたアプリについての御質問でございます。順番待ち管理アプリについては、平成28年1月にどのようなものがあるかを調査を行い、平成28年2月に砂楽に情報提供及び導入の検討を依頼しております。平成28年4月に砂楽側がメーカーから資料を取り寄せまして、導入経費を計算いたしましたところ、初期費用は無料とされておりましたが、実際には複数のタブレット、スタンド、プリンタの整備、ホームページの変更が必要であり、これらの初期費用は100万円程度、アプリの運用経費が月1万2千円の年間契約といたしまして、14万4千円ほどが必要ということが分かりました。砂楽で長い待ち時間が生じるのはゴールデンウィークか、数年に1度のシルバーウィークぐらいということであり、それだけのために経費を負担することは難しいということで、ほかの方法はないか検討をしているところでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** どちらの業者さんに聞いたのかが分かりませんが、1社だけ聞いてるんですかね。この順番待ちのアプリの会社っていうか、持っている方たくさんありますので、比較検討もできたはず。また、その前回検討されてから、もう1年経ってますけども、その間に再検討されて、いろんなところから情報をもう一度入れたというところはないんで

しょうか。

**○産業振興部長（上田薫）** 今、説明したとおり、今のその数字につきましては、砂楽の方で1社に見積りを取って、この金額だったというふうに伺っております。

**○3番議員（恒吉太吾）** 1社しかしない、高いからしない、そういう認識なんですかね。あんまり後手後手にされてるんじゃないかというふうに思ってます。その、忙しいのは確かに一時期かもしれませんが、その一時期っていうのはものすごく大切なんじゃないかと思うんですよね。先ほどからリピーターの話もされてます。1回ですよ、来られていい思いをしなれば2度と来ませんよ、指宿には。そういったところも考えてですね、今後この順番待ちシステムですね、再度導入の検討をしていただきたいというふうに思ってます。ゴールデンウィークしか、あまり並ばないってことなんですけど、繰り返しになりますが、この順番待ちシステムをですね、導入するだけで、まず待ち時間のストレスの軽減になります。例えば、皆さんも町に行って待たされて嫌な思いをしたことあると思います。お店なんかですね。そしたら、その店、もう2度と行かないというふうに思うんですよね。待たされた挙句、もう2度と行きたくない、こういった同じことをですね、指宿市は市を挙げて観光客の方に毎年毎年繰り返ししてるっていう、僕は認識でいるんですよ。そういうところを改善、是非してほしいと思うところからですね、大変重要な思いなので、問題提起してるつもりです。しかしですね、あまりその1年前に1回、1社から見積もっただけでもうしない、導入しないって決める、そういったところですね、真剣に本当にお客さんを増やすために取り組んでいただけないっていうふうに思うんですよね。本当にこのまちにとって観光が大切であるという認識があれば、もっともっと考えてもいいはず、いろんな案が出てきてもいいはずなんですけど、本当にですね、お客さんを増やしたいと思ってるのか、疑問に大変思います。

すいません、ちょっと熱くなって、少し話を戻して、先ほどの同僚議員のところ、話の中でもインバウンドについて、市長の方からお話ありましたので、そちらについて質問させていただきたいと思います。今、館内放送について、インバウンド対策、ほとんどなくなってことなんですけど、多言語の案内についてどのように考えているか、お答えください。

**○産業振興部長（上田薫）** 多言語につきましては、インバウンドということで、いろんな国からの観光客の誘客に努めているところでございます。その中で、ホームページ、それからパンフレット等について、多言語で対応するようにしておりますし、今のところ日本語を含めまして英語、韓国語、それと繁体語、簡体語等を含め、それとタイ語までホームページ等、観光アプリ等にも表示をしまして、その観光客の受入れに努めているところでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** 多言語対応の重要性についてはよく認識されているというふうに思っております。先ほどから繰り返しになりますが、この順番待ちのですね、システム、一つあればですね、言語の問題、解決できますし、業務の煩雑さも解消できるのではないかなというふうに思っています。せっかくですね、砂楽周辺にはWi-Fiも整備されておりますの

で、こういったものをですね、活用すればわざわざ館内に留まることなく通知がくるようなシステムにしていいただければ、もっと有効活用ができるというふうに思っております。多言語対応も大切なこのシステムの利点の一つですが、更にですね、もう一つ、これを取り入れてほしいという思いは、この摺ヶ浜地区の現地の回遊、これをですね、是非このシステムを使ってしていただきたいという思いがあるからです。今まではですね、順番がいつになるのか分からない、館内放送じゃないと電光掲示板でないと分からないから、部屋に留まるということだったわけです。そんな時間って、せっかく旅行に来ていただいているお客さんにとっては、もったいない時間なんですよ。その時間があれば、先ほど申しましたように摺ヶ浜周辺ですね、散策もできます。これから、砂浜再生も始まる中で、海岸線も見て歩くことができます。また、御存じのとおりですね、砂むし周辺には子宝ロード、整備されておりますが、元湯温泉、また、若宮神社がありまして、ちょうどですね、今週の土曜日は、24日は3回目となる寶宿祭があります。是非ですね、いらっしゃる方にも来ていただいて、市民が作ったお祭りだと私は思っておりますので、皆さんにこれからも協力していただきたいし、是非その前にどういった祭りであるか見に来ていただきたいというふうに思っています。女性だけの神輿、そういったものもありますので、是非教育部長も担がれたらどうかというふうに思いますので、お願いいたします。先ほど申しました、この子宝ロードを中心としまして、各商店でですね、Wi-Fiスポットも整備されております。Wi-Fiスポットがあればですね、館内を離れても、その場所場所でシステムさえあれば通知が来る条件になるわけなんです。あと1点。発券するときに一緒にクーポン券を付けてもらう。発券のシステムにですね。そうすると、そのクーポンが例えば50円引きでいい、100円引き、そのの店に行ったら、ここの飲食店に行ったら少し割引になりますよっていうのを付けていただければですね、ものすごく回遊性も上がると思うのでですね、是非していただきたいというふうに思っています。たかが、そんなクーポン付ただけで実際増えるのかという意見もありますが、まずその場に留まってくることができれば、そのお店に行く、そして買う、そうならばですね、このまちに対する滞在時間もすごく長くなると思いますので、是非このシステム導入、もう何度も何度も、再度なりますが、ゴールデンウィーク期間中の試験的なものでも構わないです。1週間、10日でも構いませんので、まずは順番待ちシステムを導入する考えはないか、試験的で構いませんので、もう一度お答えください。

**○市長（豊留悦男）** 議員の、やはり観光客の側に立った熱い思いをお聞かせいただいております。やはり、市は観光協会、そのほかの方々と力を合わせて市を挙げて誘客に努めている、そのことは認めていただきたいと思っております。例えば、浴衣にしても実際利用する方々の聞き取りを行いたいと思っております。そして、それが必要とあらば、砂むしの運営等を含めて変える勇気がなければならぬと思っております。私もこの大型連休のとき、2日ほど参りました。施設が利用者に対してその果たす役割というのが、やはり広さを含めて、待合室を含め

て十分ではございません。あの多い時期には、2階が人で溢れかえっております。様々なことでこの砂むし、砂楽については多くの課題を抱えていることは事実でございますので、今後、今日いただいた意見等、質問等を踏まえて改善をしていかなければなりません。西郷どん、明治150年、国体、いろいろ申し上げますけれども、やはり課題として、解決すべきものについては解決をする努力をしてまいりたいと思います。ただ、砂楽については指定管理者等との十分な協議の場も必要だろうと思います。それと同時に、海岸整備と絡めて、砂楽周辺がどのような砂むしとして、親しまれる場所として変わっていくのかということを含めて、今後慎重に検討させていただきたいと思います。

**○3番議員（恒吉太吾）** ありがとうございます。是非ですね、前向きに協議していただいて、指定管理ってことは市ですよ。市のものではないかもしれませんが、市が予算を組んでるわけですので、そういった点、しっかり協議していただいて、指宿の本当のまちづくりのために行っていただきたいというふうに思っております。先ほどもありました、指宿の観光客の現状としては、家族や知人の紹介による来訪者が多いというデータもいただいております。指宿、特にこの一番有名な観光地である砂楽のですね、イメージが悪くなり、指宿を訪れるきっかけを失う。こういった大量のマイナスイメージの流布というものは中・長期的に悪影響を及ぼす、徐々に観光客数が減る要因になるのではないかというふうに思っております。逆に言えばですね、指宿でいい思い出、たくさんできればですね、リピーターになる可能性は高く、繰り返し指宿を訪れていただく、家族や知人に旅行先としてですね、勧めていただけるのではないかというふうに思っております。こういった押し上げ効果が持続、波及していく可能性もどんどん出てくるわけです。よい観光市としてのイメージを付加することが中・長期的に見ても持続的な観光需要創出の前提条件であるというふうに思っておりますので、まずはこの指宿に来ていただく、いい思い出をつくって帰っていただく、そのためにですね、是非今後とも取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に移りたいと思います。今の砂楽の質問と一部重なるところがあるかもしれないんですが、本市の観光振興策についてお聞きしたいと思います。先ほど、1問目のところでも西郷どん放映に向けた取組、意気込みについてはお聞きいたしました。それではですね、この放映後の取組についてどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。過去もですね、大河ドラマが決定した頃から、メディアでの露出はその地域に対して高くなっております。放映時にピークを迎え、放映後はまた次の年、その次の次の年のゆかりの地への関心が高くなるため、急激に露出が減る現状があります。ドラマ放映に伴う観光需要の喚起というものが一過性に過ぎず、放映年度だけになってしまうという、これは今までも繰り返されたことであり、放映後の大幅な観光客数の減、相当の反動減が出る危機的状況が今からですね、もう既に容易に予想できるというふうに思っております。だからこそ、今から少しでもそれを回避するために、情報発信量をカバーする、補うためにも指宿のイメージを発信する様々な

機会、イベントを開催することが重要であり、そういったものが潜在的な需要の喚起を行っていくものと思っております。先ほども市長からありました、トップセールスで津田沼に行かれて、すごく評判が良かったというふうに聞いておりますが、やはりこちらからどんどん攻めていって、指宿をPRしていただく、こういう機会をですね、是非、特に首都圏で作ってもらえないかなというふうに思っておりますので、そういった思いから質問させていただきます。

まずですね、今後の集客減、反動減を見越して、指宿の方から積極的にですね、情報発信をしていくべきだというふうに思っております。この認識、市長はじめ皆さんもお持ちだと思いますので質問させていただきますが、まずですね、本市独自で首都圏、都市圏ですね、特に東京事務所を開設する、職員を常駐させる考えはないか、お答えください。

**○市長（豊留悦男）** やはり、指宿は農業と観光、まさしく表裏一体をなすものであり、両輪でもございます。今回、様々な所にトップセールスに参りますと、指宿と言うと観光地、温泉、砂むし、開聞岳、池田湖という、そういう言葉が聞かれます。やはり、私どもは、この指宿をどうしていくのか、観光地として、そのために、やはり人というのは重要であります。観光面から見ますと、東京に本市の職員が仮にいとすると、首都圏でのキャンペーン等を行う場合等スムーズに連携が図られると思います。その職員が関係を築いた首都圏のエージェントやマスコミにもアプローチできます。情報もいち早く入手できることから、一歩踏み込んだ誘客が図られるとされているところでもあります。しかしながら、東京に市単独の事務所を設置するとなりますと、職員の人数も少ないため、情報収集という面からは極めて幅が狭くなります。また、多額の費用も掛かることから、財政面など考えても現実的とは思っておりません。東京や大阪には、鹿児島県の事務所等があります。そこに、県内の市町から職員が派遣され、県は研修生として受け入れている制度もございます。この場合は、やはり県の事務所に市の職員が行っても、我々指宿市のみの誘客ということではなくて、県全体の観光という面での誘客を図ることになります。首都圏に本市の職員がいることは、議員御指摘のとおり、観光という面にとっても大きなメリットが期待ができます。職員の派遣については、今後考えてまいりたいと思います。

**○3番議員（恒吉太吾）** やはり、財政的な面でも難しいのかなという思いはあるんですが、今、市長のお話の中で出た研修生制度ですかね、県に職員を派遣する、その職員が東京事務所なりに行くという考えなんですが、今まで実際にこの制度を使って東京に行った実績が、指宿市、あるんでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 今、県への派遣につきましては、合併後これまで様々な部署へ7名の職員を派遣をしております。この県への派遣につきましては、県と市町村との職員の相互派遣及び研修派遣に関する要綱に基づいて運営をしているところでございます。派遣内容によって、相互派遣とか、その研修派遣及び業務支援派遣という3種類がありますけれども、東

京事務所への派遣につきましては、合併後実績はないところです。

**○3番議員（恒吉太吾）** ほかの自治体はその研修生制度を使って、東京事務所へ派遣したって  
いう実績は他市はあるんでしょうか、鹿児島県で。教えてください。

**○総務部長（有留茂人）** 平成29年4月1日現在で東京、大阪、福岡の各事務所へ県内各市町村から7名の職員が派遣をされているようでございます。7名の派遣元の市町村ですが、東京事務所が薩摩川内市、長島町、徳之島町の1市2町、大阪事務所が奄美市、いちき串木野市、南大隅町の2市1町、福岡事務所が南さつま市の1市となっているようでございます。

**○3番議員（恒吉太吾）** 今の話を聞くと、ほかの市町村は積極的に東京、大阪、福岡ですね、職員を派遣して、県の職員であるかもしれないけど、やはりそこは自分の町を少しだけよく、よくというか多くPRする機会にもつながっているんじゃないかなというふうに思っております。指宿もですね、これまでしてこなかっただけで、これはできるチャンスというふうに思っておりますし、やはり派遣する指宿市としても、派遣される職員としても、メリットがとても大きいんじゃないか、この研修生制度もですね、思っております。まず、最新の情報、補助金なども含んでですね、早く触れる機会がまずできるんじゃないか、1点目。二つ目にチャンスも多く、先ほど市長からもありましたが人脈づくりがですね、できる。地元プラスの還元ができる可能性が増えるという点があると思います。3点目に、職員自体がですね、人材、ヒューマンキャピタルの方ですが、そういったものになり、市役所全体の意識が変わるようになること、こういった利点もあるのではないかとというふうに思っております。もちろん、これは何人も、また人が代わっても何年も派遣を続けるという前提条件があつてのことではあるんですが、この継続性、こういったものが、今回お聞きしたかった中・長期的な視点に立った観光振興施策と言えるのではないかと思っております。やはりですね、私、大学時代の友達に指宿市ではないんですが、ある地方都市から東京事務所に行った人間がおります。指宿市とそんな規模的には変わらない町でありまして、その方のお話を聞くと、やはりその町の市長をはじめ、皆さんが観光、その地域の売り方というもの、とても重要視されている。だから、僕らも行く、やりがいがある、行ってこの自分の大好きな町をもっとPRしたいんだ、たくさんの人に来てほしいんだという、熱い思いをですね、語られたことがあります。本人たちもすごく仕事にやりがいを持って、地域を愛する、地元を愛する、そういった気持ちで東京で勤めておる。帰って来てからもですね、しっかりとした人事制度ができていてみたいで、ちゃんとその自分の行った課に戻れる、そこでちゃんと自分の力を生かせるといったような形になっております。今の、例えば相互交流、人事交流、総務部長が言いましたが、今そういう体制になっているんですか、お聞きしたいと思います。ちゃんとその部署に行ったら、その指宿市に帰って来たときにその部門に帰れる状況になっているのか、教えてください。

**○総務部長（有留茂人）** 現在、指宿市からは広域市町村圏組合、それから県と九州地方整備

局、千歳市ということで本年度4名の方の派遣をしているところです。その派遣先で研修してきた内容等を本市に帰って来て、十分にその力、資質を発揮していただくということも考えて、人員配置については行っているというふうなことであります。

**○3番議員（恒吉太吾）** いまいち分からないんですけど、実際行ってそこに帰って来れるのかどうかをお聞きしたいんですが、よろしいでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 合併後ですね、県の観光課等に派遣をした職員については、本市の観光課に配属をして、その力量を発揮をしていただいておりますし、また九州経済産業局との、そういう国に配置をした職員、それから国の場合は九州地方整備局もありますけれども、そこに配置をした職員については帰って来ていただいて、その現場で踏んだ勉強等を生かせるように配置を実際しているという状況です。

**○3番議員（恒吉太吾）** そのような形になっていけばありがたいし、職員もですね、是非やりがいが出るというふうに思ってます。特に、この観光分野っていうのは、ほかの行政一般事務のようなですね、既存の枠にとらわれない発想が必要になってくるというふうに思っております。新たな視点による観光施策を実施していくことも求められております。それだけです、優秀な職員は、この庁舎の中にたくさんいらっしゃると思いますので、キラリと光るセンスを兼ね備えた職員をですね、是非研修制度を使って派遣していただきたいというふうに思っております。これからですね、もう、まず来年放映、大河ドラマですが、その年必ずくる反動減、これにですね、今から十分に対応、準備することができるというふうに思ってます、今の状況であればですね、今の段階であれば。是非、これは前向きに取り組んでいただきたいと思います。先ほどから申してます攻める観光地指宿、これを標榜してですね、センスのある優秀な職員を派遣して、がんがん売り込んでもらう。情報発信してもらう。私はやはり、市単独でゆくゆくは東京事務所を立ち上げてもらいたい、職員を派遣してもらいたいという考えでいます。この中期的、長期的にはですね、単年度ではそのたくさんお金が掛かる、経費、財政的に難しいところはあるのかもしれませんが、やはりですね、中・長期で見ればメリットの方が、とてつもなく大きいのではないかと、この事務所を構える、職員を派遣することがですね、あると思います。投資効果はですね、大きいと思います。

最後になります。もう一度、今後ですね、やはり単独で東京事務所を構えて、やる気のあがる、センスのある職員を派遣してもらいたい。指宿をアピールしてもらいたいという思いがあります。まず東京事務所を開設する考え、職員を派遣する考え、そしてですね、こういった人間がゆくゆくは指宿に帰って来たときに、大変大きな力になると思いますので、その効果についても最後市長にお答えいただいて、最後の質問とさせていただきたいと思います。

**○市長（豊留悦男）** 日本の観光地の中で、温泉地の中で一番行ってみたいところは草津、次が別府、3番目が指宿、これが28年度の観光新聞の結果で、私もその表彰式に東京に行っていました。いずれの地も東京に、又は首都圏に職員を派遣しているという事実もございま

す。先日、全国市長会の折に、鹿児島県から首都圏のいわゆる省庁を含めた機関に出向している方々と意見交換をいたしました。それはそれは、意欲を持って、東京での活動の様子、仕事の様子を話していただきました。指宿に必要だと、そのことは強く感じました。道後温泉にしろ、城崎にしろ、熱海にしろ、観光で生き抜くという強い意志を感じました。正しく、議員がおっしゃるように、今後篤姫後の観光の在り方、農業の在り方を考えたときに、様々な職員、人材を発掘するために派遣制度というのは大切にしていまいりたいと思います。ただ、単独で東京に事務所を構えるというのは、家賃を含めて多額のお金が掛かります。やはり、事務所を構えるのと同じような効果ができるような職員派遣というのを、前向きに検討したいと思います。私が市長になって以来、国との人事交流も積極的にやりました。九地整、九経局、鹿児島県、千歳、これは私の人を育てるといふ、仕事で育てるといふ私の方針から様々な人を育てたい。ただ、その条件として、交流として行きたいという市役所職員の手が挙げられなければ、人事交流はできません。様々な問題がありますけれども、今後の指宿にとってどういう人材が必要なのか、人脈が必要なのかというものを真剣に考えながら、この人材派遣については考えさせていただきたいと思います。

**○3番議員（恒吉太吾）** 前向きな答弁、ありがとうございます。是非ですね、こういった研修生制度を利用して東京に行きたい、指宿をアピールしたいという思いのですね、職員がいるのであれば、手を挙げた人間を生かしていただけるような体制づくりも皆さんでバックアップしていただきたいというふうに思っております。目先のことだけではなく、10年後、20年後、30年後のこの指宿のことを考えた人材づくりをしていただいて、お互いにこれからも観光についてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

以上で、終わります。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時、休憩いたします。

休憩 午前 11時37分

再開 午後 0時59分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、新川床金春議員。

**○17番議員（新川床金春）** 皆さん、こんにちは。17番、新川床、通告に従い一般質問させていただきます。

まずはじめに、貧困世帯の支援について。貧困世帯状況として、生活保護世帯数と人数について答弁を求めます。

次に、生活保護世帯の支援策の中に教育支援がありますが、進学支援の取組状況について答弁を求めます。

2番目の砂楽横領事件について質問します。砂楽の従業員による横領事件は、平成27年11月13日に専務理事が気付き、理事長に報告し、議会の報告は1か月以上経った平成27年12月

18日でした。砂楽横領事件の議員懇談会が6回開催されましたが、担当課長の説明がその都度変わり、報告内容に疑義を感じた議員から質疑が多数ありました。平成28年第4回定例会の一般質問の項目に砂楽事件を取り上げ、内容を確認しました。すると、市長から、この砂楽事件は理事会、評議員会で結論を出した。市としては損害の1,006万円をもらったので、金銭的なマイナスはない。市長としては請求してやったつもりですよと答弁でした。さらに、なぜまだ砂楽のことを言っているのか、私には意味が分からないと答弁もありました。私は、市長の答弁を聞きながら残念な思いもしました。それはなぜかと言うと、主権者である市民へ大変申し訳ない事件を起こしたという謝罪の思いは何ら感じなかったからです。横領事件を3年間見過ごしたのは、まちづくり公社の理事会、評議員会であり、この事件で責任を取ったのは、告発した専務理事と公社職員、指宿市の担当者だけです。理事、評議員は事件の責任を取っていないことをこの場を借りて申し添えておきます。

それでは、1番目の横領事件後の管理体制について伺います。横領事件が発生し一年半が経過しましたが、浴衣の棚卸し、現金等管理の管理体制について答弁を求めます。

2番目の職員採用について。新規採用から再任用採用まで、職員採用規定はどのようになっているのか、答弁を求めます。

3番目の砂楽の資産について。指宿から業務委託を受けている、まちづくり公社の決算書を平成18年度から平成28年度まで検証し、分かったことは10年間で約4,600万円、預金が増えていることでした。特に、平成25年度から3年間は急増してありますが、預貯金などの流動資産増の主な要因について答弁を求めます。

4番目、砂楽の人件費についてですが、砂楽の調査をする段階で判明したことですが、砂楽の給与改定について、指定管理者なのに指宿市の担当部課長の決裁印が必要と伺いました。砂楽は指定管理者ですよ。市が事業内容に関与することは不適切ですが、これまで関与していたことに間違いはないか、産業振興部長に答弁を求めます。

最後に公物の取扱いについて。指宿市清掃センターの耐火レンガについてですが、平成28年4月13日開催された議員懇談会で、総務部長は担当からの報告として、2千枚から3千枚程度の耐火レンガが空きスペース3か所に置いてあり、通路にはみ出し、作業の邪魔になっていた耐火レンガは、指宿市清掃センター内で埋め立て処分したと報告を受けてますが、総務部長、間違いはないか答弁を求めます。荏原環境プラント株式会社の関係についてですが、荏原環境プラントが建設した指宿清掃センターが、平成10年度から平成28年12月まで稼働しています。19年間、炉の施設修理を委託した会社名と委託期間について答弁を求めます。

以上で、1回目の答弁を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 貧困状況について、特に生活保護受給中の世帯数等につきまして、答弁をさせていただきます。平成29年5月末現在での生活保護世帯数であります。287世帯、337人が受給されております。このうち、65歳以上の高齢者世帯が184世帯、200人となっている

ところでございます。

以下、いただきました質問は、関係部長等が答弁いたします。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 進学支援につきましては、高校についてのみ生活保護を受給しながら進学することができます。大学、専門学校等につきましては、生活保護を受給しながら進学することはできないようになっております。これは、生活保護法に定められている八つの扶助のうちの一つであります。生業扶助に該当しないことによるもので、大学等への進学が確定しました被保険者につきましては、同一世帯内での世帯分離を行った後に、該当者のみ生活保護を廃止することとなります。従いまして、生活保護廃止後の非保護者の授業料等につきましては、各種奨学金制度等を活用していただくこととなります。ちなみに、生活扶助として高校生が3名、教育扶助としまして小・中学生が11名受けている状況であります。

**○産業振興部長（上田薫）** 砂楽の横領事件について、4点質問をいただきました。

1番目の質問でございますけど、管理体制の中でのその浴衣のことでございますけれども、5月22日の公共施設の在り方調査研究特別委員会の砂楽視察におきまして、御指摘いただいた帳票は、窓口担当が浴衣の枚数を数えて、経理担当に報告するものでございました。この帳票の内容につきましては、経理担当がパソコンに入力し、月単位の集計表を作成しており、これを毎月出力して月報の一部として事務局長の決裁を受けていたところでございます。でも、今回の指摘を受けまして、日付と氏名の記入を行い、毎日決裁を行えるよう砂楽にしたところでございまして、現在は搬入表、在庫表共に日付、担当者記入欄、決裁欄を設け、毎日事務局長まで決裁されるよう、改善しているところでございます。

それから、職員の採用についてでございます。職員の採用につきましての御質問ですが、職員の採用の方法につきましては、指宿温泉まちづくり公社に確認しましたところ、退職等により職員採用の必要性が生じたときは、ハローワークに求人を出すとのこととあります。応募者については、パート職員や現業職員については専務理事、係長、班長で面接をしまして、専務理事までの決裁で採用しております。事務職員の場合は理事長まで含めて面接し、理事長までの決裁で採用しているところでございます。

それから、資産につきまして、18年から28年度まで4,000幾ら増えてるというところでございました。砂楽の資産につきましては、平成27年度の貸借対照表によりますと、資産は1億3,573万9,701円で、うち基本財産が5,070万円となっております。この基本資産は、公社設立に指宿市が5,000万円、市観光協会が50万円、市商工会議所が20万円出資したものでございます。それから、正味財産が先ほど4,000幾らと増えたことについての御質問でございますが、これはあくまでも自主事業でタオルとバスタオル、それから指定管理料として、これまで2億円程度支出しているわけですが、その中で、その指定管理の中で支出の中で人件費、賃金が砂楽の中では20名いるところですが、それが不足をして17名という

ことをごさいますして、これまでもそういうことで人件費が余ったものと、それから先ほど言いましたタオル、バスタオルの自主事業の中での販売があったことから、そういうのの今までの累積ということで剰余金というか、正味財産が増えたところをごさいます。

それから、砂楽の人件費につきまして、部長の決裁で滞ったというような発言がございましたけれども、その以前のことににつきまして、担当部長に確認しましたところ、公社の職員というのは砂楽だけじゃなくて、道路、公園、それぞれ職員がごさいますので、その方々の分も含めて、統一して賃金の改正をされるのであればということをごさいます。と言うのは、決裁では砂楽だけの改正の決裁が上がってきたということで、その辺も含めて検討してくださいということで、部長が話をしたということをごさいます。それから、指定管理料につきましては、その部長の方の決裁が必要であるのかということも含めまして、あくまでも指定管理料というのは、市の方の委託、指定管理でごさいますので、経費内容につきましてはその主管課であるところが、やはり精査する必要があるということもあって、これまでも決裁、確認の意味で見えてきていたところをごさいます。以上です。

**○総務部長（有留茂人）** 私が指宿清掃センターに耐火レンガが2千枚から3千枚ほどあったと言ってるが、それを確認したいということをごさいます。その発言につきましては、今年の3月の議会運営委員会での発言であると思っております。その発言の前に、私は担当部長ではないので担当部課長に聞いてほしい。正確な情報は、担当部長に聞いてほしいと言ったところ、それでも発言を求められましたので、私が聞いたところ、つまり私の耳に入ってきてる情報からすると、レンガは2千枚から3千枚程度あったのではないかと発言をしたところです。それについて、4月13日に開かれました議員懇談会でも同様の質疑がされて、そのときも発言の前には私はこういう前置きをして発言をさせていただきましたということで答弁をさせていただいたと思っております。

**○市民生活部長（下吉一宏）** ただいま、議員の方から耐火レンガの埋立ての件がございましたが、確かに荏原環境プラント株式会社が置いていた、10年以上経った一部の老朽化した耐火レンガにつきましては、市の安定型処分場に埋め立てたことは事実をごさいます。

それと、炉のメンテの関係の質問があったと思いますけれども、市の清掃センター、昭和63年炉及び平成10年炉につきましては、荏原環境プラントが施工したものでございまして、昭和63年炉建設当時から、平成10年炉を廃止した平成28年度までの間、約30年間にわたって市の清掃センターの修繕業務に携わってきた業者も、この荏原環境プラント株式会社でございまして。

**○17番議員（新川床金春）** それでは、2回目以降の質問に移ります。生活保護世帯については、高齢世帯が多いんだなということで見分かりました。実際、生活扶助、医療扶助、単体の支援が必要な世帯が市内にどれだけいるか、把握してるのか伺います。

**○地域福祉課長（山口保）** 生業扶助世帯が3世帯です。それと、教育扶助が4世帯となっております。

ます。先ほど答弁いたしました但し、生業扶助につきましては高校生が3名、教育扶助が11名となっているところでございます。

**○17番議員（新川床金春）** 貧困世帯の支援ということで、今ですね、生活保護世帯ではなく、3年間天災によって収入がなくて困ってる家庭がたくさんあります。天災による納税相談件数と、支援を受けた件数があるのか、伺います。

**○市民生活部長（下吉一宏）** 過去の3年間でしたか、天災による納税相談の関係の御質問でございまして、過去3年間に雪害等により、農作物やハウス等施設に被害を受けた農家からの納税相談の件数は、全体の件数は把握できておりませんが、平成28年1月の雪害による農家からの納税相談の件数は55件となっております。なお、農業従事者に限らず、平成26年度以降の自然災害に起因する納税相談件数は246件で、台風に関連するものが144件、雪害に関連するものが66件、霜に関連するものが18件、大雨・長雨に関連するものが16件、冷害に関するものが2件となっております。納税相談をして、その後の支援というものはございませんが、結果でございまして、ただいまの相談件数が55件と申し上げましたが、そのうち分割納入という仕組みがございまして、52件、税金を分割して納めると、そういったことで52件、後の3件につきましては、納税の猶予ということで、55件のうちそういった緩和措置をいたしているところでございます。以上です。

**○17番議員（新川床金春）** 税の公平性から、税の減額はできないということを伺いました。滞納金利息の減免はできると伺っていますが、過去3年間で何件減免申請があり、実施した件数について再度伺います。

**○市民生活部長（下吉一宏）** 滞納金の減免措置につきましては、規則で定めておりますけれども、農家の方々に過去にこの延滞金の減免という措置をされたケースが、この3年間においてはございません。

**○17番議員（新川床金春）** 国・県は被災農家に対して支援をしています。指宿市の支援状況について、農政部長にお伺いします。

**○農政部長（宮崎英世）** 雪害、これに関しまして豆類を中心に20億円ほどの被害があり、議員がおっしゃいますように、国・県、対策事業を立ち上げて支援をしてきております。その中で、指宿市が何を行ったのかという趣旨での御質問かと思っておりますが、市におきまして被災直後、葉面散布剤の散布、メリットですけど、これの配布を行っております。その後、農業振興促進基金の増額、それと対象の拡大、この被災を受けた方に対する促進基金の対象の拡大ということでございまして、そのほか、JAが行いました緊急資金貸付利子、貸付金に対する利子補給というのを行わせていただいております。そのほか、農業支援センターの方に、雪害対策相談窓口を設置いたしまして、被害を受けた方々の相談に乗っているということを行ってきたところでございます。

**○17番議員（新川床金春）** ありがとうございます。雪害に遭ったりしたところにメリットと

かいろいろ配布したり、いろいろしてるということは助かったなと思います。天災で3年間の農業所得が激減し、生活困窮してる世帯が多数あると伺ってます。税の緩和措置は市長判断できると伺ってますが、延滞利息の減免に取り組む考えはないか、市長に答弁を求めます。

**○市民生活部長（下吉一宏）** ただいま、そういった天災に遭って、いろいろこう困窮者の方々の緩和措置の話でございますので答弁をさせていただきますが、納税が困難になった方への緩和措置といたしましては、災害などにより事業に著しい損失を受けた場合に、納期限の延長や納税を一定期間猶予する徴収猶予という制度がございます。また、先ほど申し上げましたが、一般的なものとして、納税者本人の申出による協議後の分割納税を認めております。それでも、到底納税が困難であると認める方の救済措置といたしましては、減免制度が設けられているところでございます。減免制度には様々な条件がありますので、その条件と納付が困難であるかどうかを判断するための担税力の調査の結果により、最終的にはその減免の可否を決定することになります。従いまして、農家一括りじゃなくて、農家個々の担税力をもって最終的にはその決定をしてみたいと思いますので、まずは納税相談を受けていただきたいということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

**○17番議員（新川床金春）** 納税相談をしてる方がですね、本当に生活を切り詰めているということで私に相談があり、窓口に行きました。市長が行うことはできるということですので、市長、生活が厳しい方が今年頑張って来年、再来年は納税すると思います。今、厳しい生活をしてる人にですね、支援できないのか伺います。

**○市長（豊留悦男）** 同じ災害による被害に遭ったとしても、それぞれの納税者の被害状況も異なります。担税力も異なります。それぞれに応じた判断が必要だろうと思います。先ほど部長が答えましたように、まず相談をしていただきたい。現在としては、私としては、現行どおりの対応とさせていただきます。しかし、様々な相談が議員にもあったということでございますので、その相談には丁寧に乘っていただくように、職員には指導したいと思います。

**○17番議員（新川床金春）** 大変な思いしてるよと、できるんですかって言ったら、個別だったらできるということで、知らない市民がたくさんいるんですよ。こういうのはできますよと、だけど納税力が、お金を持っているかいないかを調べて、それは判断しますよでいいんですよ。ですから、こういうことができますよという周知ができないのか。結果、もらえないこともあるかもしれませんが、周知することはできないのか、再度市長に伺います。

**○市民生活部長（下吉一宏）** 平成28年の雪害のときがございましたけれども、そのときにおきましては、市のホームページ、さらには広報誌におきまして、分かりやすいようにですね、農業災害を受けた人の納税減免相談、農業災害の方につきましては、市税などの納期延長や徴収猶予、減免制度の相談を受け付けますということで、ホームページでも広報でも、そういった大きな災害の場合においては広報しておりますので、その点は市民の方々も御承知か

と思うところでございます。

**○17番議員（新川床金春）** よろしく申し上げます。

国保税について、期限内に支払いができなく、短期保険証を取得している方が多いと伺います。短期保険証の更新のときに、本税の仮に60万円税金を納める方が分割だと5万円、窓口で払わないと短期保険証の発行はできないとか言われて、病気を患っているのに帰ったという話を聞いております。こういうときにはですよ、やっぱり市民の病気が重篤化しないために、幾らか納税したら発行するような手続はどうなんですか、されてるんですか、よろしく申し上げます。

**○市民生活部長（下吉一宏）** 短期保険証の質問でございました。短期保険証につきましては、指宿市国民健康保健被保険者等の交付及び国民健康保険税の納付適正化に関する要領により、納税相談及び納税指導に応じた方々に対して交付することとなっております。これにつきましても、それぞれの個別の、個人のいろんな条件がございますので、それに応じて判断をしていくということになってるところでございます。

**○17番議員（新川床金春）** ですから、このような制度がありますよということをですよ、周知していただきたいとお願いしてるところですけど、近いうちにそういう周知をすることができますか、伺います。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 病気のときの発行はしないのかということでもございましたけれども、その状況に応じまして納税相談、状況に応じまして短期保険証の発行はしているところでございます。それから、広報等につきましては、広報誌をはじめ、いろんな媒体を使いまして、その広報に努めてきておりますし、今後も更に取り組んでいきたいと思っております。

**○17番議員（新川床金春）** 進学支援について伺います。先ほどは、大学に行くときには、その生活保護世帯から抜けないといけないということで答弁をもらって、私はびっくりしました。私が参加したセミナーではですね、生活保護世帯の優秀な子供が高学歴で就職すると、その世帯を生活保護世帯から脱却させるために国がとってる支援があるということでした。要するに、子供が生活保護の連鎖を免れ、その家庭も裕福になっていくための制度ですよ。私の聞いた話が違ったら、私は今度東京に行きますので又聞いて来ますけど、実際困ってる、頭が良くて大学まで行きたい子供のためにもですよ、もう少し勉強していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 生活保護の支援につきましては、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産費扶助、生業扶助、そして葬祭扶助があるわけですけども、教育扶助につきましては小・中学生が対象になっているところです。生業扶助につきましては、高校ということで位置付けられておりまして、大学につきましては、各種奨学金等を活用していただくというようなことになっているところでございます。

**○17番議員（新川床金春）** 今、大学に行く場合は奨学金と言いましたけれども、奨学金は返さないといけなくて、貧困世帯を増長してる事業なんです。ですから、生活保護世帯の改善のためにあるということを、私は2年前に聞いたんですけど、もう少し調査していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 大学や専修学校につきましては、生業扶助の給付対象とならないため、生活保護を受給できないということでございます。高等学校卒業後については、高等学校への就学によって得られた技能や知識によって、当該被保護者がその稼働能力の活用を図るべきであると考えられることから、高等学校を卒業した者が直ちに大学や専門学校に進学する場合については、生業扶助の給付対象とならないものでありますとなっているところです。議員が申されましたその例があるということでありましたら、私どももちゃんと調査・研究をしていきたいと思っております。

**○17番議員（新川床金春）** 私が行ったセミナーでそれがあったので、いいことだなと思って聞いてますので、よろしくお願いします。

次に、砂楽横領事件について伺います。先ほど、横領事件後の管理体制について報告をいただき、答弁をいただきましたが、本当に特別委員会で行ったとき、これ何と意思しましたよ。指宿市の監査委員をしたことがありますので出納帳、公用車の管理する帳簿とか全てありますよね。そして、今回私が環境政策課からもらった、開示請求した書類にもこうして黒塗りの部分は全部印鑑を押すんですよ。担当者の印鑑を押しておけば、その人が見たんだとなるんですよ。それがなぜ、あの事件が起きた後から1年半、日付無しの数字だけ書いてるんですよ。いつでも、誰でも改ざんできるような書類だったんですけど、誰があの書類を使いなさいと指示したのか、観光課が指導してると思っておりますが、どうだったのか産業振興部長に答弁を求めます。

**○産業振興部長（上田薫）** この特別委員会が訪問して、その砂楽の浴衣のチェックのことにつきましていろいろ指摘をされたということを聞いて、我々もその伝票というか、それを見に行ったところでございます。確かに、その浴衣の数量を記入する欄はありましたけれども、その決裁欄が確かにございませんでした。砂楽の浴衣の実際の枚数、それと、その伝票が正しいか、それと経理担当者がそれを見て、先ほども答弁しましたけれども、それをまとめて月報にして、それを最終的に事務局長まで決裁をするということで、先ほども答弁させていただいたんですけども、確かに個々のその伝票では、信憑性が取れないということから、我々もその調査後の訪問をしたときに、これやっぱり局長までの決裁がないとおかしいよねということで、先ほども答弁させていただきましたけれども、毎日事務局長まで決裁を取ってもらおうようお願いしたところでございます。それと、先ほど収益のことで自主事業の累積の金額のことで、バスタオルとタオルのことを話をしましたが、タオルは販売、それとバスタオルはリースということで訂正をさせていただきたいと思っております。誠に申し訳ございませ

んでした。

**○17番議員（新川床金春）** 私たちが、特別委員会がですね、視察に行った件、行かなければですね、このままだったんですよ。1年半、係長、支配人、確認してるんですよ。指宿の部長までした人が行ってるんですよ。なぜ、そこを気付かなかったのかということで、これは誰が作ったのかと聞いてるんです。よろしくお願いします。

**○産業振興部長（上田薫）** その伝票につきましては、当然管理を任されている公社の方で、その細部にわたってのことについては管理をされていることから、その内部事務の中で担当者が作られた伝票だというふうに認識しております。

**○17番議員（新川床金春）** 砂楽の中にはですね、理事、そして評議員に市の職員が2名ずつ入ってるんです。そして、観光課の職員が毎日のように訪問し、指導してると思います。なぜ、気付かなかったのかなと思って残念でなりません。利用料はどこが出した書類を見て、収入として取ってるんですか。産業振興部長、答弁を求めます。

**○産業振興部長（上田薫）** 利用料につきましては、事務所内の職員が受付係からつり銭以外、勝手に触ることができないですので、毎日の売上集計までできるようになっております。そのデータを基に、翌日午前中に公社職員2人が確認をした後、金融機関にて現金振込書で市に振り込んでいるような状況でございます。

**○17番議員（新川床金春）** 分かりました。そしたら、再発防止をしたいという思いから聞いてますので、もう1回聞きますけど、浴衣が何枚来て、そして何枚使った。それを毎月、全てをチェックし報告されているのか。業者が持って来たままで、幾ら持って来ましてよって、それだけになっているのか、答弁を求めます。

**○産業振興部長（上田薫）** 浴衣はそもそも業者の持ち物です。砂楽の方では500枚から千枚ほど出ますので、それを業者がクリーニングをしまして、浴衣を20枚ずつ束ねまして、その分を毎日クリーニングから届けております。その分が一応、数えまして、浴衣の業者は報告するんですけども、実際その浴衣の枚数が業者の方で20枚ずつ束ねたのを出してはいるんですけども、それが21枚であったり19枚であったりということで、毎日の集計が正しくない場合もあります。というのは、破れていたりとかということで、実際使われるのがその確実なものでございませぬので、その分も含めまして、それと今ある在庫の分を数えまして、それとレジから実際お客様が使用された、砂むしに入った浴衣を着た枚数を差し引いて、毎日その分を経理担当者が表にしております。その分を、一月まとめて、その実際クリーニングの誤差が生じた場合の修正をですね、一月まとめてしている関係で一月単位での集計の表示ということで、決裁を事務局長までしているところでございました。ですので、請求につきましては、その修正された枚数、実際使われた枚数ということで、一月単位で精算をして請求をしているところでございます。

**○17番議員（新川床金春）** 説明を受けて、大体分かったんですけど、1か月だと合わなくな

ると思います。1日は厳しいかもしれないけど、1週間とかですよ、10日単位ですとかですよ、その被害が大きくならないためにも、何かトラブルがないためにもですよ、チェック体制を二重・三重にさせていただきたいと思います。

次に入ります。砂楽からですよ、集計したお金が入ってくるんです。指宿市の職員は何をもってその売上を確認してるのか。浴衣をチェックした日報のコピーが指宿市に来てるのか。1日置きにそれは持って来るか、1週間単位で見て、逆に砂楽に行って日報を確認してるのかどうか、産業振興部長に答弁を求めます。

**○産業振興部長（上田薫）** 先ほども公社2人が翌日の午前中に確認をした後、金融機関にて現金振込書で市に振り込むということを説明させていただきましたけれども、そのことについて、今私の方で確認を取っておりませんので、ここで答弁は控えさせていただきたいと思います。実際、そういうことで金融機関に、前日の分は振り込んでいるというふう聞いております。

**○17番議員（新川床金春）** ですから、砂楽の横領事件が発生してから、当時の部課長の答弁がいろいろと変わったんですよ。そのことを考えたときに、やっぱり学習されてるのかなと思って聞いてるんですよ。しっかりとしていかないと、砂楽の方で働いている職員が問題ないのに、どっかで問題が起きたら砂楽の受付従業員がミスだったのねって言われかねないんですよ。ですから、どこでミスがあるかっていうことをチェックするためには、担当係長、主査なりですよ、そういうのはチェックしても無駄はないと思いますんで、そういうことを取り組む考えはないのか、産業振興部長に答弁を求めます。

**○産業振興部長（上田薫）** 先ほど、私の方からちょっと確認してませんので答弁は差し控えていただきますというふうに話をしたんですけども、先ほど現金振込書で市に振り込んでおりますということでしたけれども、この現金振込書は、会計課を通じまして観光課にわたるようになっているところでございますので、観光課にて砂楽の売上金を確認しているところでございます。すいません、そのように訂正をさせていただきたいと思います。

**○17番議員（新川床金春）** 次に、職員採用について伺います。私が頂いた情報の中では、専務理事、理事長の決裁印がない女性が採用され、今回の横領事件が発生したと伺ってます。間違いかもしれませんが、そのようなことはないと思いますけど、どうだったのか答弁を求めます。

**○産業振興部長（上田薫）** そのようなことはないと思います。

**○17番議員（新川床金春）** 私が聞いた人はあったと言ってますけど、確認をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

**○産業振興部長（上田薫）** 職員の採用につきましては、先ほども述べたようにハローワークに求人を出して、応募者に対して面接をしまして、採用をしているということでございますので、それ以外で採用というのはちょっと考えられないところですけども。

**○17番議員（新川床金春）** ですから、面接に来た職員を決裁するときに、支配人、専務理事ですかね、そういう方の決裁印がなかったということを聞いてます。それは、前専務理事から聞きましたので、確認をしてください。よろしくお願いします。

それでは、次に入ります。市民からですね、指摘を多数受けていますので、確認ですから、気持ちを悪くしないで答弁してください。まちづくり公社はですね、何歳まで雇用という雇用規定がなされてるのか。実際、再任用で行った方が、何人いるのけっというところが、うちの地区でもあったし、いろんなところから言われてるんです。市役所は再任用の場合は何歳までと決まっているのか、答弁を求めます。

**○総務部長（有留茂人）** 再任用の件ですけども、65歳までです。

**○17番議員（新川床金春）** それでは、まちづくり公社の理事長がこの場にいますので、答弁を求めたいと思います。副市長、どうなっているのか、答弁を求めます。

**○副市長（佐藤寛）** 産業振興部長より答弁をさせます。

**○産業振興部長（上田薫）** まちづくり公社の現業職というか、その就業規則が28年のときに制定されておりますけれども、その定年及び退職のところ、再雇用については65歳まで再雇用するというふうに規定されているところでございます。

**○17番議員（新川床金春）** はい、分かりました。65歳以上はないということでお受けしておきます。

次に、砂楽の資産について伺いますが、まちづくり公社の資産が、平成21年度から預金残高が増えています。委託料に職員人件費の昇給分が加味されていると以前質問もしましたし、そして先ほど部長が答弁したように、まちづくり公社は公園係とかいろいろあるので、一緒にしたいと言いながら、砂楽は単体で指定管理を受けてるんですよ。ですから、給与体系は違うんですよ。実際、公園係は旧態依然の指宿市の賃金体制じゃないのかなと思います。どうなっているのかお願いします。

**○産業振興部長（上田薫）** 先ほども就業規則について答弁をさせていただきましたけれども、砂楽の賃金体系は時給でございました。公園係等については日給ということもあって、公社内部でその取扱いに差がございましたけれども、それを砂楽の横領事件以降、新たに事務局長が市の職員から派遣されたりということでもございましたので、その機会に就業規則等、それと給与規定も制定しております。その中で、公社の賃金について、それぞれの時給、日給の給料表を作って、市の一般職の1級から5級の給与規定を作っておりますけれども、現業職につきましては、1級のところで使用するというので、1級の中で今現在、それぞれ契約している時給、それと日給を、それぞれ時給の場合は1か月160時間、それと1週間の場合は40時間ですかね、そういうことで1週間に換算したのをその給料表に当てはめて、公社の中の給与規定にそれぞれ格付けをし、運用しているところでございますので、公社自体の給料、今は統一してるものと考えております。

**○17番議員（新川床金春）** 砂楽の自主事業、まちづくり公社の中では砂楽関係しか自主事業をしてませんが、決算書で全て把握しました。自主事業費の益金よりも預金額が多いんです。これは、職員給与の未払い、委託料を水増ししてるとしか考えられないんです。指宿市は、毎年指定管理の委託業務契約をしていますよね。毎年預貯金が増えているのに、その部分を減額するという事はなぜしてないのか、産業振興部長に答弁を求めます。

**○産業振興部長（上田薫）** 確かに、先ほども答弁させていただきましたけれども、自主事業等でこれまで収益というか、増えてきております。その分について、議員については、ほかのところに振り替えてということ、若しくは指定管理料を下げたらどうかということだろうというふうに思いますけれども、あくまでも指定管理料は、今のその給与体系、それと必要経費等を鑑み、それと指定管理の期間が5年間ということもございまして、その5年間について債務負担行為を組んで規定をしておりますので、収益が出たから減額するというようなものではないというふうに考えております。

**○17番議員（新川床金春）** ここにですね、決算書をエクセルで見やすいように作ってるんですよ。平成18年から21年度は市の出捐金が5,000万円あるので、8,900万円から9,000万円だったんです。それが、22年度からですね、増えて1億3,500万円あるんですよ。指宿市の市民のお金がそこに行ってるんじゃないかなと思ったりします。実際、自主事業費と積立金、調べたらですね、乖離があるんですよ。それは何なのかと思ったら、しっかり調査してもらって、市に返納してもらおう手続を取るべきじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

**○産業振興部長（上田薫）** その収益についてでございますけれども、あくまでも公社内部のことでございますので、収益につきましては突発的なこと、それと修理等がございますので、そういうのに、想定外の支出に対応するために確保するべきということを考えておりますので、その収益があったからということで、市に返すというようなことは考えていないところでございます。

**○17番議員（新川床金春）** 突発的など言われましたけれども、50万円以上の備品が壊れたらですね、市が出すんですよ。予算が付くまで手出しすることはしても、年度内には、遡って回収できると思います。ですから、3,000万円あればいいかなと。平成18年当初と同じようにあればいいんじゃないかなと。だから、4,500万円、なぜそこに出しているお金を指宿市に納入できないのか。いつでも指宿市が後ろに控えてる会社ですよ、どうですか、答弁を求めます。

**○産業振興部長（上田薫）** 市の関わりにつきましては、出捐金を出しておりますので、市にとっては砂楽のその公社自体の内部まで評議員、理事を出して、一応関わってはいるところでございますけれども、その収益につきましては、あくまでも公社が自主事業として、その企業努力をして貯めてきたお金、場合によっては指定管理料の差額も含まれてはいますけれども、それはあくまでも公社の企業努力ということも含みまして、自主事業も含みまして、そ

の額が累積されたものというふうに思っております。

○17番議員（新川床金春） 決算書、見てくださいね。平成27年度は700万円ぐらい、砂楽から余剰金が出てるんですよ。実際ですね、毎年決算書を見ながら契約してるのに、気付かないということです。先ほど、自主財源がということでしたけど、自主財源は別会計にして、そして砂楽の従業員が還元を受けるような体制を採るべきじゃないんですか。働いている人がその恩恵を受けるのが一番だと思いますが、どうでしょうか。

○産業振興部長（上田薫） 働いてる人が一番恩恵を受けるべきということでございますけれども、確かに砂楽では就業規則を制定をいたしまして、給与についても改定をしております。現業規則の賃金が時給から月給になったこと、それと1か月を160時間として計算し、新給料表に当てはめるということを行っておりますけれども、これにより平成29年1月1日付で1人平均が7千円、昇格しております。また、同年4月1日付けで定期昇給が行われ、平均で1人3千円昇給していることで、合わせて1万円の昇給がされているということで、従業員に還元ということではなくて、実際その昇給と、給与体系を変えておりますので、その剰余金とはまた別問題だというふうに考えております。

○17番議員（新川床金春） 実際、私が質問したから上がったんですよ。ある人はですね、まちづくり公社も一緒だと言いました。まだ公社の方は、公園係とかそういう人たちの人件費はどうか、一緒に上がってますか。

○産業振興部長（上田薫） 先ほども答弁をさせていただきましたけれども、公社の中で公園、それと砂楽、それと道路ということで3業種が一緒に公社の中で従事しておりますので、その方々の分も先ほど2級ということで話をしましたので、その分も給料表に当てはめて額が上がってるというところでございます。

○17番議員（新川床金春） 同じ金額が上がったのか、伺います。

○産業振興部長（上田薫） そのように思っております。

○17番議員（新川床金春） そうなっていることを期待しておきます。

それでは、清掃センターの耐火レンガについて伺います。指宿市と荏原環境プラントの契約書には、産業廃棄物処理費を含めて契約していますが、私の説明に間違いはないか、市民生活部長に答弁を求めます。

○市民生活部長（下吉一宏） 確かに、仕様書、契約書、見積書、そこを確認しましたが、産業廃棄物の処理を含めて修繕の契約をいたしております。

○17番議員（新川床金春） それでは、指宿市が工事を発注した部品、全て工事用の部品なので産業廃棄物なのか一般廃棄物なのか、どちらなのか答弁を求めます。

○市民生活部長（下吉一宏） 産業廃棄物の規定は法律でございますが、事業用に使ったものについては産業廃棄物ということでございますが、その部品の中でもですね、工事用に使ったものであれば、それは産業廃棄物でございますけれども、例えば、レンガ等につきまして

は、全く手を付けずにそのままそこに置いてきたものでありますので、それについては、安定型の一般廃棄物という理解をいたしております。

**○17番議員（新川床金春）** 私は、ここに書物持って来たんですけども、事業用として購入したものは全て産業廃棄物の20品目に入となっております。どうなんですか、答弁を求めます。

**○市民生活部長（下吉一宏）** 産業廃棄物とは廃掃法の中に入るうたわれておりますけども、その耐火レンガにつきましては、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずに分類され、具体的にはガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、セメント製造くずなどの例示がされております。しかしながら、この耐火レンガにつきましては、全くくずではございません、全く手を付けない、まっさらのものでございますので、私どもは産業廃棄物というものの考え方はいたしておりません。

**○17番議員（新川床金春）** ですから、書物4冊見て、4冊ともですね、工事現場から出たものは全て産業廃棄物と記載してありました。実際、荏原環境プラントが仕事を終わって、置いて帰ったんですよ。19年間、あそこに置いていたということは、私は産業廃棄物だと思いますので、産業廃棄物を不法投棄してた、不法に置いていたということになるんじゃないですか、どうなんですか。

**○市民生活部長（下吉一宏）** 工事の後に、いろいろ廃棄物が出るわけですが、そういった物については、業者において廃棄物として処理がされております。それにつきましては、契約の中に産業廃棄物として契約されて、それについて市の方は対価を支払っているということでございますが、今問題になっているレンガ等につきましては、全く手を付けないものでございまして、それは産業廃棄物という捉え方はいたしておりません。最終的にこの耐火レンガにつきましては、業者において処分をされたわけでございますが、私どものその契約の中には入っていないものでございまして、とにかく、この全く手を付けない、まっさらのレンガというものは、私どもは産業廃棄物という捉え方はいたしておりません。

**○17番議員（新川床金春）** このやり取りをすりゃ時間がなくなりますよ、実際、産業廃棄物ということで書物には載ってるんですよ。実際、この問題はこれからもずっとやっていきますよ、私が議員でいる限り。実際ですね、法律違反をしてるんですよ。私は、産業廃棄物業者に何社か当たりました。実際、事業用のやつは、要するに私たちが受けないと、処分はできないんですよという話を聞いて来まして、私の書物の読み方と間違いないなと思ったんです。ですから、このことをやってたら大変ですのであれですが、実際、指宿市は荏原が置いていた鉄板等はですよ、有価物として売ってるんですよ。それも、事業用から出たやつですよ。事業用から出たものを売ってるんですけど、それに間違いないか答弁を求めます。

**○市民生活部長（下吉一宏）** 契約書の中を見ますと、例えば、その工事に伴って出た廃材等については受託者において処分をするということで、仕様書に書いてございますので、そうい

った物については、荏原において処分をされたものと思っております。ただいま、その鉄板とかレンガとかそういう話がございしますが、それにつきましては全く手を付けない、そういった品物であることから、産業廃棄物としての捉え方じゃなくて、一廃と、安定型の有害物質が付いてない安定型の品目という捉え方でこれまで処分をされてきたというふうには認識をいたしております。

**○17番議員（新川床金春）** ただいま、有害物質が付いてないということでしたけども、あそこはですね、清掃センターでダイオキシンが若干付くんですよ。そういうやつを処分したんですよ。何も付いてないじゃないですよ。箱から出たり、邪魔になってたっていうことを聞いてますので、それを処分したんですよ。ダイオキシンが付いたものを処分したら産業廃棄物違反じゃないんですか、どうなんですか。

**○市民生活部長（下吉一宏）** 当時の考え方として、まっさらの品物であるということから、有害物質は付いていないと、そういった理解の下に安定型の品目ということで一部埋め立てたということがございますので、その当時そういった認識の下に処分されたっていうことは事実でございます。

**○17番議員（新川床金春）** 4月13日にですね、私は荏原環境プラントの九州支店長と話をし、その後も2回ほど話をしております。実際、うちは工事金をもらっているの、置いて帰りましたと。それは、元々工事用ですので、産廃なんですよ。だけど、置いて帰った意味を本を読んでやっと分かりました。産廃であろうが有価物として認められるものは、使えるんですよ。ですから、荏原は有価物と思って置いて行ったのかなと私は思っていますけれども、あれはあそこに置いたのをどう捉えますか、答弁を求めます。

**○市民生活部長（下吉一宏）** 所有権の問題につきましては、4月28日の議運、4月3日の議員懇談会、13日の懇談会等で説明をさせていただきましたけども、一つだけ絞って答弁をさせていただきますが、このレンガが市の公物ではなくて、修繕業者に所有権があるという判断をしてる一つの中にですね、こういった点がございします。修繕契約におきましては、耐火レンガの数量が仕様書又は見積書の中に記載をされているところがございます。この数量は事前に図面とか現場を確認して、必要数量を挙げたものでございます。一方、修繕業者は修繕中の不測の事態に対応するためと思われしますが、必要数量以外に修繕業者の配慮で予備の耐火レンガを持ち込んだもので、結果としてこの予備で持ち込んだレンガが工事のたびに増えていったということございまして、このことから、この修繕業者の配慮によって持ち込まれたレンガについては、あくまでも契約外でございまして、私どもはその所有権は荏原にあると今でも思っております。

**○17番議員（新川床金春）** 前回の説明です、包括的に委託を受けていると。荏原のものだったら委託を受ける必要はないんですよ。そういうふうに、部長は答弁してますよ。包括的に委託を受けてるんだったら、おかしいんじゃないですか。答弁を求めます。

**○市民生活部長（下吉一宏）** ただいまの質問の趣旨がちょっと分かりかねますが、これまでの説明の中で申し上げたのが、荏原がこの余ったレンガ、そういった鉄板、それについては、これも職員からの取材で分かっているものでございますけれども、要は余ったレンガ、そして鉄板類、それについては当時清掃センターに置かしてくださいと、そういう声であったそうでございます。そういったことから、職員においては置かしておいたと。そういうことから、職員においても、ずっとこれまでそのレンガ、鉄板については荏原のものであるという認識でずっときたということでございます。それと、今包括的なうんぬんという言葉ございましたけれども、それにつきましては置いたレンガ、鉄板において、市の方で使うことがあったら使っていいよというのが1点。もう1点は、もし邪魔になったりする場合によっては、そちらで処分しても構いませんよと、そういった二つの言葉から包括的にそういった処分は委ねられていたと、そういった説明をしたところでございます。

**○17番議員（新川床金春）** 産廃法に触れてると思いますので、私は今後この問題は調査していきたいと思います。

これで、一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○産業振興部長（上田薫）** 先ほど、砂楽の給料、それと公園、道路関係の部分について同様にというふうに発言をいたしました。砂楽の部分が1万円アップで、そのほかは違うということでございます。ただ、基準は同じ就業規則を使っていると、給料表を使っているということでございます。お詫びして訂正いたします。

**○地域福祉課長（山口保）** 先の議員の質問の中で、教育扶助世帯は何世帯かという質問がありましたけど、6世帯と答弁すべきところを4世帯と答えました。教育扶助世帯は6世帯でありますので、訂正してお詫びいたします。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時24分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、高田チヨ子議員。

**○9番議員（高田チヨ子）** 皆さん、こんにちは。公明党の高田チヨ子です。6月は6月5日が環境の日、そして環境月間となっています。環境の日とは、1972年6月5日からストックホルムで開催された国連人間環境会議を記念して定められたものです。また、この1か月間は環境月間として、事業者及び国民の皆様、広く環境の保全についての関心と理解を深めていただく月間となっています。昨年11月、2020年以降の地球温暖化対策に関する新しい国際的な枠組みとなるパリ協定が発効されました。発展途上国を含めた全ての国が足並みを揃え、温室効果ガスの削減に向けた取組を強化することが求められています。ただ、アメリカがパリ協定から離脱してしまったことは本当に残念なことだと思います。公明党はこれまでもク

ルアースデーやエコカー減税，さらにエコポイント制度の導入など，省エネ対策の推進とともに，省エネ製品の普及に全力で取り組んできました。それで，本市でも更に地球温暖化対策に取り組むことはとても大切なことだと思います。

それでは，通告に従い一般質問を行います。

まずはじめに，安心・安全な生活を送るために。子供たちの豊かな生活を守るために質問いたします。

1番目に，新生児聴覚検査について伺います。このことについては，4月から実施されると聞いています。そこで，本市の現状についてお伺いいたします。この聴覚検査はどのような方法で行われるのでしょうか。

次に，女性の健康を守るために，がん対策等についてお伺いいたします。がんは依然として国民の命と健康にとって重大な問題であり，国はがん対策は，1億総活躍社会の実現に向けて取り組むべき課題の一つであるとしています。本日はがんの中でも，特に女性がかかりやすい乳がん，その乳がん検診についてお伺いいたします。去年，乳がん検診の検査結果の通知の在り方について，高濃度乳腺の方への対応が自治体ごとに異なるとの報道がありました。この高濃度乳腺は一般には分かりにくいと言われています。そこで，お伺いいたします。本市の乳がん検診の検査内容についてお伺いいたします。

3番目に，授業料についてお伺いいたします。本市には指宿商業高校，指宿高校と公立高校があります。公立高校の授業料は無料になっているので，父兄の方は大変助かっているということを耳にします。しかし，本市には市外の私立の高校に通学している子供たちが大勢います。毎朝，バスや電車で通っている子供たちをよく見掛けます。中には，高校の寮に入って頑張っている高校生もたくさんいます。そこで，お伺いいたします。本市の現況を教えてください。

4番目に，高齢者対策について伺います。今，指宿市でも独居の高齢者が多く，その上認知症も重なり，1人で生活するのが困難になっている方が非常に多くなってきています。私の周りにもずっと1人で生活してきて，高齢になった今，家族も，そして頼りになる身寄りもなく，これから1人で生活するのが心配だと，施設に入りたいと相談に来られる方が何人もいらっしゃいます。しかし，いざ施設に入ろうと思っても，入所費用は特老の施設以外は高齢になるため，とても国民年金だけでは支払うことはできません。また，連帯保証人の問題，さらに介護度など様々な問題が起きてきています。そして，病院に入院するにも施設に入所するにしても，後見人を立てないと入院も入所もできません。そこで，成年後見制度についてお伺いいたします。この後見制度の現状について，本市で何人の方が利用されているのか，お伺いいたします。

5番目に，空き家対策について伺います。市内を回ってみると，とても空き家が増えてきていると感じます。同僚議員の方も今まで何人も質問をしてきていますが，私もこの空き家

対策はとても大事なことだと思いますので、質問をいたします。本市の空き家の現状はどうなっているのでしょうか、お伺いいたします。

6番目に、初任者研修について伺います。このことについては、12月議会で質問をいたしました。ありがたいことに、3月議会の市長の施政方針の中に、早速指宿市で初任者研修をするということが述べられていました。介護の現場で働いている方に話をしたところ、とても喜んでいました。そこで、お伺いいたします。今、どのような状況になっているのでしょうか、お伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

**○市長（豊留悦男）** 五つの観点について御質問をいただきました。私の方からは高齢者対策、成年後見制度について現状を申し上げます。そして、最後にいただいた介護職員等の初任者研修、この介護士の育成等について、答弁をまずさせていただきたいと思います。

成年後見制度は認知症や精神障害、知的障害などの理由により、判断能力が不十分となった場合に、財産管理や日常生活における契約などを行う際に不利益を被ることがないように、本人の権利を守る成年後見人等を選任することで、本人を法律的に支援する制度でございます。この制度を利用するためには、家庭裁判所に後見等開始の審判申立てを行う必要がありますが、身寄りがなく、また判断能力が不十分なため、本人の申立て意思を明確に確認できない場合などは、市長が申立人になることができることになっております。この市長申立てを行う際の手続につきましては、民生委員や福祉施設職員等の申立て要請に基づき、成年後見審判申立審査会を開催をし、申立ての適否等を審査した上で市長申立てを行っております。なお、合併後、高齢者の市長申立てを行った件数は4件となっております。

次に、介護職員初任者研修についてでございます。現場の声を聴きながら、今後、介護職員をどのように養成していくのか、貴重な経験をさせていただき、現場の方々のお声を聴きし、この事業については、市も積極的に取り組むべきだという認識の下で、本年度の予算に計上させていただきました。訪問介護事業等の訪問介護員の資格を取得する研修、この研修は民間の研修事業者が県の指定を受けて実施をしております。資格を得るためには130時間の研修を受ける必要があり、受講するためには、現在市外で開催される研修に参加しなければならないことから、働いている方や主婦の方が資格を取得するのは、大変困難な状況でもございます。本市においても、高齢化の進展により介護を必要とする高齢者が増加することが見込まれており、介護職の人材確保及び介護サービスの質の向上のため、資格取得の環境整備を図る観点から、今年度、本市での研修開催に向けて現在関係機関と協議し、準備をしているところでございます。

以下、いただきました質問等については、教育長及び部長等が答弁をいたします。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 新生児聴覚検査は、新生児期に先天性の聴覚障害の早期発見を目的として実施されているところでございます。生まれてくる赤ちゃん千人のうち、1人から2

人は生まれつき耳の聞こえに障害を持つと言われております。早期に発見して、適切な支援を行うことで、赤ちゃんの言葉と心の成長を促すことができます。そのため、全ての赤ちゃんが新生児聴覚検査により、できるだけ早い段階で聞こえの状態を検査することが望ましいと考えられます。検査方法は赤ちゃんがぐっすり眠っている状態で小さい音を聞かせ、その際の脳から出る反応や耳の中から反射してくる音を検査機器で測定し、耳の聞こえが正常かどうかを判定します。数分間で安全に行われる検査で、赤ちゃんは何の痛みも感じません。また、薬も使いませんので副作用もないようでございます。本市では今年度4月から母子健康手帳を交付する妊婦に対して、聴覚検査の受診票を配布しており、5月末現在、46人の妊婦の方に交付している状況でございます。検査の流れとしましては、初回検査をおおむね生後3日以内に、確認検査をおおむね生後1週間以内に、入院中の産科医療機関等で行うことになります。

次に、高濃度乳腺についての御質問でございますが、乳がん検診につきましては、乳がんの早期発見と正しい健康普及啓発を図りながら、国の健康増進法に基づき実施しているところでございます。お尋ねの高濃度乳房と乳がん検診の関係についてですが、女性の乳房は乳腺と脂肪からなっております。高濃度乳房とは乳腺がよく発達した乳房のことで、専門的には乳房の構成が高濃度、不均一高濃度、乳腺散在、脂肪性の四つに分類されております。乳腺がよく発達した高濃度乳房はマンモグラフィーでは真っ白く映るため、腫瘍があった際にその判別に限界があると言われていたところですが、しかし、乳がん検診における科学的根拠のある検査方法は、現時点では、マンモグラフィー検査以外にはないと言われております。本市の乳がん検診は、40歳以上の女性を対象としたマンモグラフィー検査を個別検診及び集団検診により実施しているところでございます。その中で、個別検診の受診券にオプションで高濃度乳房に対する検査方法として期待される乳房超音波、エコー検診の案内をしているところでございます。

**○教育部長（長山君代）** 私立高校授業料についてのお尋ねでございましたが、私立高校及び公立高校を対象とした高校授業料無償化制度は、高校の授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、高等学校等における教育に掛かる経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与することを目的に、平成22年度に制度化をされているところでございます。この制度は平成26年度に高等学校等就学支援金制度へ名称が変わり、市町村民税所得割額が30万4,200円未満の世帯であれば、公立高校、私立高校問わず月額9,900円が支給されているところでございます。また、私立高校におきましては、更に加算がございまして、市町村民税所得割額が15万4千円未満であれば、月額1万4,850円から2万4,750円が支給をされているところでございます。このほか、鹿児島県では高等学校等就学支援金制度とは別の制度といたしまして、家庭の状況に関わらず私立高等学校等に在籍する高校生等が安心して教育を受けられるよう、保護者等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、市町村民

税所得割額が非課税である世帯等を対象とした、返還不要の鹿児島県私立高等学校等奨学給付金という制度もございます。指宿市におきましては、市内の生徒が市外の私立高校へ進学、又は在学する場合は、ただいま申し上げました国や県の支援制度を受けるといったことが現状となっているところでございます。

**○総務部長（有留茂人）** 空き家の現状はどうかということでございます。本市では平成22年11月と平成25年10月、それから平成28年12月の3回、指宿市消防団の協力をいただき、空き家の調査を行っているところであります。平成28年12月の調査においては、市内の空き家の数は1,994棟であり、うち危険な空き家と思われる空き家の数は165棟であります。平成25年の調査と比較すると、空き家の数は274棟の増、うち危険な空き家の数は15棟の増となっているところであります。

**○9番議員（高田チヨ子）** それでは、2回目の質問に入ります。

まずはじめに、安心・安全な生活のためにから伺います。新生児聴覚検査のことをお話を聞きました。それでは、この検査の検査費用はお幾らぐらい掛かるのでしょうか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 新生児聴覚検査は医療保険適応外であります。医療機関によっても異なりますが、1回の検査当たり5千円程度の費用が掛かるようでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 検査費用について、今5千円ぐらいということでありました。私が聞いたところでは、鹿児島市では3千円を上限に助成がされ、また奄美の方では100%助成されるということをお聞きしております。本市はこの助成についてはどのようにお考えでしょうか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 本市におきましては、平成29年度から取り組んでいるところでございますけれども、聴覚検査の費用のうち、3千円の助成を行っているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** はい、ありがとうございます。3千円助成をしているということで、ありがたいことだと思いました。

それと、今お話聞いたら大体生後3日以内に検査をしないといけないということでしたけれども、もしこの期間に検査を受けられなかった新生児がいた場合、その子供たちへの対応はどのようなのでしょうか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 新生児聴覚検査は、遅くとも生後1か月以内に受けることが推奨されているところです。退院後に別の医療機関で受けることも可能であります。しかしながら、出産後の忙しさで聴覚検査を逃してしまうことも考えられますので、退院する前に検査を受けるよう、病院と連携を図りながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** しっかりと連携を取って、赤ちゃんがみんな受けることができるようをお願いしたいと思います。

それでは、もしそれでも新生児期を過ぎたとしても、検査ができなかった場合、そういう子供たちがいつでも検査ができるように、柔軟な対応があればいいなと思うんですけど、このところはどうお考えでしょうか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 新生児聴覚検査で精密検査が必要な赤ちゃんは、生後3か月までに精密検査を受けることが望ましいとなっているところです。この期間を目安に、柔軟な対応をしていきたいと考えております。

**○9番議員（高田チヨ子）** 聴覚障害の早期発見は、補聴器の装着や適切な指導などにつながり、コミュニケーション能力の面で効果が得られるとのことでもあります。大事な事業でありますので、更なる周知、広報が必要だと思いますが、どうでしょうか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 議員おっしゃるとおりに、非常に大事なことです。子育て支援にもつながっていくと思いますので、PRに取り組んで、幅広く取り組んでいくように考えているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** よろしく願いいたします。

それでは、次に祖父母手帳についてお伺いいたします。私も孫が9人います。9人の孫を見るのに、本当にいろいろあるなと思っているところですけども、今の子育ては昔とすると随分変わってきているなと思います。以前は、風呂から上がったら白湯を飲ますんだよとか、それから赤ちゃんに親が噛み砕いて物を食べさせてあげたりとか、そういうことをするのが普通でありました。でも、今はですね、この当たり前のようになってきたことが間違いだと言われるようになってきました。孫がかわいいからとかかわいがることができなくなっています。この祖父母手帳については、さいたま市がいち早く取り組んだそうですけれども、先日日置市の議員から聞いた話で、日置市でもこの祖父母手帳が発行されたよっていうことを聞きました。そして、とても喜ばれているということでした。本市でもこの祖父母手帳を発行する考えはないか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 祖父母手帳とは、祖父母向けの子育て用冊子のことでございます。今、議員がおっしゃられましたように、いち早く取り組んだところはさいたま市であるようでございます。29年4月からは日置市の方も取り組んでいる状況でございますけれども、ただいま議員の方からも申されました、昔と今では子育てってというのが違ってきていることでの事例をいろいろ挙げているようでございます。今、おっしゃいました親が口で噛み砕いたものはやってはいけないとか、いろんな具体例があるようでございます。豊かな人生経験を持つ祖父母世代の力を地域の孫育てに生かすことも発行の目的とされておりまして、祖父母手帳は世代間のギャップを埋めるための情報冊子でもありとされております。今後、本市におきましても現在発行しております他自治体の手帳内容、配布方法等情報を収集しながら、作成する方向で検討してまいりたいと考えているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** よろしく願いいたします。

それでは、次に乳幼児医療費についてお伺いいたします。まずはじめに、乳幼児医療費の現状についてお伺いいたします。現在は償還払い方式になっています。しかし、先に支払わなければならないということで、病院に行くのが遅れてしまうということもあります。今までもこのことは、いろんな議員が何回となく質問をしてきていますが、私の方からも再度質問をさせていただきたいと思います。乳幼児医療費の現物給付方式への移行はできないか、お尋ねいたします。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 現物給付方式への移行につきましては、これまでも県市長会を通じて県へ要望をしてきたところでございます。現在、県において子供医療の窓口一時払い完全ゼロの実現を掲げ、乳幼児医療費助成在り方検討事業が実施されているところでございます。事業の概要としましては経済的な理由により、受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため、乳幼児の医療費助成の在り方について有識者懇談会を実施し、意見交換を行うとともに、市町村や関係機関との協議、調整を行うものでございます。この乳幼児医療費助成在り方検討事業により、議論が交わされ一定の方向性が示されるものと考えているところでございます。本市といたしましても、利便性の高い現物給付方式への移行につきましては、少子化対策を一層推進するための重要な施策であると認識しているところでございます。従いまして、今後も他市と連携を取りつつ、引き続き県へ要望をしていくと同時に、当該事業の動向を注視してまいりたいと考えているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 子供たちの明るい未来のために、また少子化対策のために検討していただきたいと思います。さらに、現在は中学校卒業まで、この乳幼児医療費は無料となっているようですが、これを高校生までできないか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 無料化の支給対象を高校生にまでできないかということでございますけれども、本市においては子育て支援における環境整備の充実を図るため、平成27年10月診療分から医療費助成対象の子供を中学校卒業までに拡充したところでございます。また、県内19市の状況につきましては、助成制度の対象を18歳に達する日以後の最初の3月31日までとしている市につきましては、曾於市を含め4市、中学校卒業までを対象としている市につきましては、本市を含め13市となっているところでございます。子供医療費助成制度の充実につきましては、安心して子供を産み育てることのできる環境を整え、子育て世代に対する経済的支援を行うことで、少子化対策を推進する有効な方法の一つであることは認識しておりますが、当面は現状の制度を維持しながら、引き続き子育て支援に努めてまいりたいと考えているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** まだまだ高校生までしているところは少ないようでありましてけれども、4市はあるわけですね。その中に、指宿も交わっていきつつということとはとても大事なことでないかなって、そういうふうに思います。市長、市長はこのことについてはどうお考えでしょうか。

**○市長（豊留悦男）** ただいま、部長が答弁いたしましたように、4市が既にやっているという事実もございます。やはり、この事業というのは子育てに優しい指宿市として必要な事業であるということは認識をしているところでございます。そのためには、財源の裏付けというものも当然ながら大切になります。例えば、ふるさと応援基金の中からこれに充てるとか、財源をどうするのか等については、ただいま高田議員が質問されたことについて、今後検討したいとは思っているところでございます。ただ、中学生まで拡充しておりますので、この成果を見届けながら、今後どうするかについてについては検討をいたします。

**○9番議員（高田チヨ子）** はい、よろしくお願いいたします。

では、次に高濃度乳房についてお伺いいたします。本市は今後、どのように対応していくのでしょうか。そして、住民に周知する考えはないか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 日本人女性の対策型乳がん検診受診者の約40%が高濃度乳房であると推計されておりますが、認知度は約1%と言われております。御指摘のとおり、市民は高濃度乳房の意味について、理解している方は少ないかと思われまます。高濃度乳房とは乳房の構成でありまして、医学所見や疾患ではありません。しかしながら、高濃度乳房の方が乳がん検診を受けた際、マンモグラフィー検査に限界があるなどの情報を知っておくことは、必要であると考えるところです。従いまして、今後の対応としましては、乳房に対する知識、乳がん及び乳がん検診、また自己検診方法等、正しい知識の普及啓発が必要ではないかと考えているところでございます。先ほども答弁いたしましたとおり、個別検診の受診券に乳房超音波検診の案内をしているところですが、今年度は更に、毎年10月に行われておりますピンクリボン月間、乳がんの早期発見、早期診断、早期治療の大切さを伝える活動等に合わせ、周知・広報に努めてまいりたいと思っているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** よろしくお伺いいたします。

それでは、次の授業料についてお伺いいたします。今、教育部長から、いろいろ私立高校に対する助成の話聞きまして、私が知らなかったのかなって、申し訳ありませんでした。本当に結構手厚くしてくださっているのだなっていうのを改めて感じたところでもありました。それでは、この本市の私立高校に通っている生徒の人数をおおむねでいいですので教えていただけませんか。

**○教育部長（長山君代）** 直近で申し上げますと、平成29年3月に市内の中学校を卒業した生徒が338人でございますが、このうち私立の高校に進学した生徒は73人となっているところでございます。また、平成28年3月に市内の中学校を卒業した生徒は401人で、このうち私立の高校に進学した生徒は89人となっているところでございます。いずれも中学校卒業生の2割強の生徒が私立の高校に進学している現状となっているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 今、73人の方が私立に通っているという御答弁でした。本当に私立高校に通っているお子さんは、今授業料はいろいろこう免除をしていただいたりしているか

もしれないんですけども、そのほかに定期代だとか、通学に掛かる経費、そしてまた部活をしている子供たちも多いですので、その部活の活動費、さらには、遠征費、そっちの方がたくさん掛かるんだよっていうのをよくお聞きいたします。そして、おまけに部活をしてる子供たちってというのは寮に入ってますので、その寮費も払わなければいけない。1か月があつという間に来るっていうことをお聞きしております。そういうお母さん方の経済的な圧迫から何とか助けてあげられないかなと思って、この提案をさせていただいているところですけども、この前、東京都がこの私立の高校を無償にしたということが流れてまいりました。ええ、東京は無償になったのって、東京はそれだけでもたくさんいるんだけれども、本当に私たちのこの指宿でも何とかこの学校に通っている子供たちが安心して部活ができ、安心して学校に通い、勉強ができればいいのになって、そういうふうに思ったところであります。東京と同じようにっていうわけにはいかないかもしれませんが、何とかこの無償ってというのは考えられないものなんでしょうか、よろしくお聞きいたします。

**○教育部長（長山君代）** 私立高校の授業料の取扱いにつきましては、国や都道府県において検討がなされるべきものと認識をしているところでございます。これまで、指宿市として私立高校の授業料の無償化や補助金というものを検討したことはございません。なお、指宿市内には指宿商業高等学校のほか、県立の高校といたしまして指宿高校と山川高校がございしますが、少子化の影響や私立高校への進学等もございまして、近年いずれも定員に満たない状況が続いているところでございます。教育委員会といたしましては、地元を設置されました公立高校がそれぞれの特色を生かし、地域に信頼され魅力ある学校づくりが推進できるよう、市長部局と連携を図りながら協力や支援をしていくことも大事であると認識をしているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 市内にある高校を活性化させる。それもとっても大事なことだと思います。ただ、子供たちがやりたいことをするために私立に行くのであれば、そちらの方の支援をするのも大事なことではないのかなって、そういうふうに思いますので、よろしくお聞きいたします。

それでは、次に高齢者対策についてお伺いいたします。この成年後見制度を今まで本市では4件というお話でした。少ないなと思ったんです。私はもっとたくさんいるんじゃないかなって思ったんですけども、なかなかこの後見制度を扱うっていうことが難しいのかなって。それで、なかなか取扱いがなされていないのかなって感じたところです。しかし、これからますます高齢者は増えてくるわけですので、本市として今後、この高齢者のことをどのようにしていくつもりなのか、そしてまた、市民後見人を育成する考えはないのか、お伺いいたします。また、社会福祉協議会で、この後見制度というのをすることはできないのか、お伺いいたします。なぜかと言いますと、薩摩川内市が社会福祉協議会でこの後見制度を取り扱っているっていうことを聞いております。ですので、指宿市でも何とかこのことができ

ればいいのかなって思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 成年後見人等には配偶者や親族，知人のほか，法律や福祉の専門職などの中から家庭裁判所が本人にとって最も適任と思われる成年後見人等を選任することになっているところでございます。今後，独り暮らし高齢者や認知症高齢者等の増加に伴い，成年後見制度の利用者の増加が見込まれることから，法律や福祉の専門職以外の成年後見人等を確保するため，厚生労働省は一定の研修を終了した受講者が市民後見人となり，地域ぐるみで成年後見制度を支える体制づくりを推進しているところでございます。市民後見人となるためには，50時間以上の養成講座を受講しなければならないこと，市民後見人に対する認知度が低いと思われることなどから受講者の確保が難しいのではないかと考えているところでございます。しかしながら，今後独り暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれている中，市民後見人の育成も重要な課題であることは認識しておりますので，県内の先進自治体である，先ほど言われました社会福祉協議会，薩摩川内市，霧島市等の取組等を調査・研究してまいりたいと考えているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 今後，高齢者はますます増加していきます。皆さんが安心して生活できるように取り組んでいただきたいと思います。

それでは，5番目の空き家対策についてお伺いいたします。現状については，お伺いいたしました。では，本市のこの空き家の対策はどうか，お伺いいたします。

**○総務部長（有留茂人）** 平成27年5月に空き家等対策の推進に対する特別措置法が全面施行され，本市もこの法令に基づき空き家等に関する調査，助言，指導等を実施をしているところです。本年3月に鹿児島県から空き家対策実務者のための手引書というものが示されましたので，今後これを基に市内の危険な空き家が，この法律に規定する特定空き家に該当するかの認定作業を進めつつ，法律に規定する空き家等対策計画の策定，それから協議会の設置を行いたいと考えております。また，その他の空き家対策に関しましては，管理，それから利活用，処分など業務が多岐にわたることから，全庁的に一体となった取組が必要であります。今後，関係課との連携を密にして，取組を行ってまいりたいと考えております。

**○9番議員（高田チヨ子）** 以前，同僚議員も質問していたかと思いますが，空き家台帳を整備する必要があると思いますが，どうでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 空き家等に関するデータベースの整備等については，特措法第11条に規定され，市町村はデータベースの整備，その他空き家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう，努めるものとされております。空き家等対策計画を策定するためにも，また空き家の有効活用を図るためにも空き家の実態把握が必要であることから，データベース化は重要であると考えているところです。今後，作成に向けて調査・研究をしてまいりたいと思います。

**○9番議員（高田チヨ子）** 早めに作った方がいいのではないかと思いますので，よろしく願

いします。

それでは、空き家の利活用、再利用についてはどのように考えているのか。また、市としてどのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

**○総務部参与（中村孝）** 本市のこれまでの取組でございますけれども、移住者を対象に定住促進条例を定め、床面積50㎡以上の住宅新築、また床面積50㎡以上の新築、中古住宅の購入者に対し助成金を交付しております。また、本年1月から総務省の地域おこし協力隊制度を活用し、Welcomeいぶすきコンシェルジュを配置し、都市部から本市に移住を検討する方々の仕事や移住など、生活環境に対する相談業務に当たっており、住居については中古住宅や空き家の情報を多く持っている市内の不動産業者等を紹介しており、本年1月から4軒の空き家の契約成立につなげているところでございます。

**○9番議員（高田チヨ子）** 空き家をそのまま放置しているのは、本当に危険だと思います。いろんなことがあり、問題があるということは分かるんですけども、何とかしないとイケないと思いますが、どうですか。

**○総務部参与（中村孝）** 本市では昨年度、一般財団法人地域活性化センターの助成事業を活用し、空き家の利活用や居住者の受入れなどを考えるセミナーと空き家活用の先進地視察研修を開催し、延べ164名の市民の皆様に参加していただきました。また、山川福元区において、昨年夏に地域にある空き家を一定期間借上げ、都市部に住む移住希望者に滞在してもらう南薩移住大学創設事業を実施したところでありますが、そのプログラムに参加した若者の1人が事業終了後も福元区内の住民と交流を続け、今年3月には区内の空き家に移住したという事例もございます。さらに、福元区では区内における課題の一つとして、空き家の活用、利活用が住民の話合いの中から抽出されたことから、空き家の把握を行うとともに、その中の1軒の空き家を区民自らが再生し、抛り所茶飲ん場として平成28年8月にオープンしております。地域の課題を自分たちで解決に導いた、称賛に値するすばらしい事例であると捉えております。今後も昨年度のセミナーや福元区の取組を念頭に、空き家所有者や地域住民との対話を軸とした共生・協働による空き家活用の仕組みづくりについて、他市の事例も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

**○9番議員（高田チヨ子）** 本当に、山川の福元区の皆さんは頑張っているんだなって思います。また、颯娃のおこそ会とか、本当に一生懸命取り組んでいる方たちもいらっしゃいます。指宿も市民の皆さんの安心・安全のために、しっかりとこれから取り組んでいくことが大事ではないかなと思いますので、よろしくお伺いいたします。

最後に、初任者研修について、介護士の皆さんが元気で働けるように、今後の計画を、先ほどの市長が答弁していただきましたけれども、今後またどのようにしていくか、具体的な日程とかそういうのはまだ分かってないのかもしれないかもしれませんが、今後の日程を、計画をお知らせください。

○健康福祉部長（前園千秋） 今の段階での研修日程といたしましては、実技7日間を含む15日間の研修で、週2日程度の開催日程で計画をしているところでございます。現在、本研修の許可を研修実施事業者が県へ申請中でありまして、研修時期としましては、9月から11月の3か月間を予定しているところでございます。

○9番議員（高田チヨ子） 本当にですね、介護士の皆さんは、この初任者研修を指宿でするようになったということで、とっても喜んでます。本当にありがたいなと思ってます。本当にこの9月から11月、3か月間ということですけども、しっかりと受けてもらって、介護士の方たちが元気に働けるようになったらいいな、そういうふうな思ってますので、よろしく願いいたします。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時25分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、井元伸明議員。

○4番議員（井元伸明） 4番、井元でございます。通告してございます3項目について、順次質問をさせていただきたいと思っております。

まず、6月6日、梅雨入りはしたものの、その後今日まで大雨らしき雨も降らない日が続いておりますけれども、今後局地的な大雨などが予想される時期となってまいりました。この防災対策として、これまでに市内の至る所で幾度となく大雨による浸水被害が長年発生し、課題として取り上げてまいりましたが、これらの浸水解消対策として、市内では新たな排水ポンプ場が先日完成をし、浸水地域が大幅に解消されるということでございますが、これは全体の危険区域面積のどれぐらいがカバーできるのか、地区別に詳しくお示しをさせていただきたいと思っております。

次に、自然公園法についてでございますが、これは6月1日、議員懇談会で説明がございましたが、かいもん山麓ふれあい公園内に設置されている案内などの看板が、自然公園法に抵触しているとのことでありました。公園内に設置できない理由、つまり自然公園法のどのような部分に抵触し、建替え若しくは撤去をしなければならないのか、それに対する対処・対策をどのように考えておられるのか、説明を求めます。

次に、合併検証についてでございますが、合併して早11年が経過をいたしております。それぞれの地域は均衡ある発展をと願って、1市2町で合併をしてまいりましたが、合併協議会で協議されたことや、地域審議会でも協議された事業の実行性の現状と、これらの課題等がございましたらお示しをさせていただきたいと思っております。

以上で、1回目の質問とさせていただきます。

**○市長（豊留悦男）** 合併後のまちづくりにつきましては、合併前に3市町合併協議会において策定した、新市建設計画やその新市建設計画の考えを基本とし、財政状況も勘案しながら新市において作成いたしました、まちづくりにおける最上位計画であります総合振興計画に基づき、各地域の発展並びに新市一体となったまちづくりを進めてきております。この提言書等に基づき、市全域が更に発展するよう、3地域一体となって今後一層取り組んでいく必要があると考えております。そのような中で、各地域においては、長年の懸案であった課題等に適切に対応してきているところでございます。今後、第2次総合振興計画を推進していく中で、行政主体だけでなく、地域が主体となった地域コミュニティにおける課題解決に向けた話し合いや、取組への支援も行いながら、市民の皆さんとともに地域の課題解決に向けた取組を推進していきたいと思っております。

以下、いただきました質問等については、部長等が答弁いたします。

**○建設部長（黒木六海）** 潟口雨水ポンプ場の完成により、どれぐらいカバーができるかとの御質問ですが、大牟礼・弥次ヶ湯地区につきましては、浸水被害軽減総合計画により、計画面積261.48haで事業を進めているところでございます。潟口雨水ポンプ場の完成により、大牟礼排水区88.08haが浸水被害の軽減を図られることとなります。地区別で申し上げますと、潟口地区の二反田川南側、湯之里地区の南部、大牟礼東地区の西部、湊中地区及び湊上地区の渡瀬通り北側、大牟礼中地区、大牟礼西地区、高野原地区の国道東側及び柳田地区の南部の一部となります。以上です。

**○産業振興部長（上田薫）** かいもん山麓ふれあい公園内に設置いたしました看板等についての御質問でございますけれども、同園内で合併後、設置いたしました未申請の案内看板等につきましては、合計51枚でございました。国立公園では自然公園法により、公園内の自然と景観を保護するために、特別保護区や特別地域等の区域が指定されまして、その中で行われまじ自然に影響を及ぼす恐れのある行為は規制されており、行為を行うには許可が必要でございます。ふれあい公園の未申請に係る看板等につきましては、県へ始末書を提出し、5月31日に県自然保護課の職員2名が来られ、現地調査を行っております。現地調査では看板の必要性和色彩について確認し、看板の必要性の低いものについては撤去するよう、また色彩については霧島屋久国立公園、錦江湾地域管理計画書の中で、原則として焦げ茶色、それから暗い緑色、又は自然素材色の下地に白色文字、又は黒色文字とすると、うたわれておりますので、この基準に合致しないものについては改修するよう指導を受けたところでございます。この指導に基づき、必要性が低い看板5枚につきましては、既に撤去いたしました。色彩が赤色や青色で表示している看板につきましては、自然公園法の申請を行った上で、簡易な看板等につきましては職員で白色文字、又は黒色文字に改修してまいりたいと考えております。業者へ依頼しなければ改修できないものにつきましては、積算した上で補正予算を計上し、お認めいただいた後に改修したいと思っております。

**○4 番議員（井元伸明）** それではですね、順番からいって防災政策の方から順次お尋ねをしてまいりたいと思うんですが、この浸水しておりました261.48haの計画の中で、約88haがカバーできたということですが、残りの部分についてのですね、浸水対策というか、この計画と、着工してどれぐらいのめどで完成されるのか、それと併せてですね、さっき場所等も説明いただきましたようにですね、今後残っている地域が、どういう地域があるのかですね、そこ辺りはちょっとお示しをしていただきたいと思うんですが。

**○建設部長（黒木六海）** 残りの地域についての御質問ですが、弥次ヶ湯排水区が残っております、地区別で申しますと、弥次ヶ湯地区、湯之里地区の北部、柳田地区、高野原地区の国道西側、南迫田地区、玉利地区及び南十町地区の秋元川南側となります。今後の事業計画としましては、今年度基本設計を実施し、平成34年度の完成を現在目指しているところでございます。以上です。

**○4 番議員（井元伸明）** 先ほども冒頭ですね、梅雨に入りましたけど、まだ雨らしい雨も降ってなくてですね、池田湖もちょっと渇水というか、水か足りないような状況も生まれつつありますけれども、これがいいのか悪いのかですね、これは本当に自然がすることですので、なかなか予測は難しいんですが、これらの今の市内の近辺ですね、ここら辺りの浸水対策ということで、今、今後基本計画を作って実施設計をしてということでございましたけど、大体34年度ぐらいの完成の予定ということでございましたけども、これを完全にやっていけば、今まで浸水というか、田口田付近からですね、その浩然会病院の付近やら、いろいろ浸水しておりましたけど、これらは全て浸水はなくなるということによろしいんですか。

**○建設部長（黒木六海）** 浸水被害軽減総合計画では降雨強度68.7mm、時間の強度ですが、時間当たりの雨の強さですが、の排水計画をしております、整備が完了した場合でも、異常に強い雨などにより浸水被害が発生する可能性があるかと考えられます。しかしながら、これまでよりも短時間で浸水の解消が図られるというふう考えております。以上です。

**○4 番議員（井元伸明）** 浸水についてはそういう形で計画しても今日、明日できるもんじゃありませんので、早急な対策というかですね、住民の方は1日も早くってということで望んでいることだろうと思いますので、一つ早めの実効性のある計画と工事を目指して頑張りたいと思うんですが、次にですね、池田湖湖畔の浸水対策についてお伺いをしたいんですが、この池田湖湖畔になりますとですね、梅雨時期、今時期から台風時期になりますと、市が分譲した土地がございますけれども、その土地にですね、もう今、大方家が建っておりますけれども、一番最初に建てられた住宅の3軒ほどはですね、池田湖の水位が上がってきますと、玄関の高さと一緒ぐらいになりましてですね、どうしようもない、家の中に入れない、家の中で生活できない。風呂とか炊事場とかトイレも使えない状況があつてですね、そういう状態が非常に長く続いておまして、この辺の住民の方々がですね、もう今時期なると、どっかに引っ越して行かなければ、一時的避難をしなければというので、非常に心配

をしておりますけど、これらの池田湖のこの地域ですね、浸水対策ってのは、何回かお願いしてあるんですけど、この対策については、池田湖のこの周辺はどのようになっているのか、一つお尋ねをいたします。

**○建設部長（黒木六海）** 池田湖湖畔の浸水被害対策についての御質問ですが、現在県におきまして暗渠排水2か所に池田湖からの逆流を防止するフラップゲートを設置する工事をしております。なお、本市の対策としましては、道路のかさ上げとフラップゲートが閉まりますと内水の排除ができなくなりますので、ポンプを設置して強制排水を行うための柵の設置等の工事を現在進めている状況でございます。

**○4番議員（井元伸明）** これ、水利権とかいろんな管理責任がいろいろ入り組んでですね、非常に難しい場所なんですか、これですね。ですから、水位を下げようにもなかなか一存で市が下げられるものでもないし、県が独自に下げられるものでもないし、そういう状況の下ですね、この排水溝、逆流しないようにという装置だろうと思うんですけども、それを造って中の水を強制的に池田湖の方に排水するということなんですけど、こうした場合にこれで、モーターの精度もあるんでしょうけど、もう見ればですね、池田湖と住宅の前が同じ高さになるんですよ、あれが。それで果たして浸水対策は十分ということで、全然しないよりはいいんでしょうけれども、それで対策は十分だろうというふうにお考えなのか、確認をしたいと思います。

**○建設部長（黒木六海）** 今回の浸水被害対策は先ほど申しましたように、池田湖からの逆流を防止すると、池田湖からの流入がない場合に有効となります。従いまして、池田湖の水位を現在管理水位が66mとなってると思いますが、その水位を管理していただくことで、被害は軽減されるものと考えております。以上です。

**○4番議員（井元伸明）** この水位についてなんですけど、いろいろとですね、協議をしながらやってるんですけど、この池田湖の水位についてはですね、水の管理として県の河川課、それと南薩土地改良区、それと池田の干寄土地改良区、田んぼ関係ですね、開闢の土地改良区などいろいろとこの水利権を持って、なかなか簡単に下げられない状況があります。今さっき、部長の話があったようにですね、現在池田湖の水位はですね、62mから66mまではですね、貯水できるということになってるんですけどもですね、この66mになると限りなく池田湖の湖畔の住宅は完全に浸水するんです。今現在、雨はあまり降っておりませんが、梅雨時期には、特に池田湖の湖面と住宅が一緒になる関係でですね、1日中、それこそですね、強制排水してもなかなか下がるもんじゃないんですよ。出した分だけまた雨も降るし、それと湧き水もどんどん入ってまいりますんで、なかなかできませんので、早急な排水っていうのは必要だろうと思うんですけど、この池田湖の水位のですね、66mを、幾らかでも、1mでも下げられたらっていうことで県にお願いしたり、市の農政課の方をお願いしたりですね、いろいろやってるんですけども、現状としてですね、下げられる状況

は、今行政としてどのような状況にあると認識をされているのかですね、一つお尋ねをしたいと思います。

**○農政部長（宮崎英世）** 池田湖の水位の問題でございます。今、議員おっしゃるとおり、池田湖の水利権、これは南薩土地改良区、それと開聞土地改良区、干寄土地改良区という形で水利権を62mから66mというのは議員おっしゃるとおりでございます。仮にこの水利権の水位を下げるということをいたしますと、農業用水を確保するために、上の方の66mだけではなく、62mの方も下げる必要が当然出てくるということでございます。現状はですね、この池田湖には農業用水を活用するために、三つの揚水機場がございます。この揚水機場に合計10台のポンプを据えて、取水をしているという状況でございます。機能上ですね、この最低の吸い込みの水位というのが、水利権で認められた62mというところで工事をなされている状況でございます。仮に、この下の水位、これを1mとかいう形で下げますとですね、このもうポンプ自体が揚水不可能ということになります。このポンプをどうするかというと、下げるための改造が当然必要になってくるということでですね、これ非常にやはり多額の費用が掛かるということでございます。仮にこの事業を行おうとするとですね、受益者である農家の方々の同意とか、この工事に関わる事業費の負担というのも、受益者の農家の方々が負担が発生をするということでございますので、非常にちょっと理解が得られにくいものと考えております。

**○4番議員（井元伸明）** 今、そういう難しい問題もあってですね、幾らかは状況は聞いてるんですが、今、今日の池田湖の水位がですね、64.78mだそうです、今の状態。もう、雨が降ってないからこういう状態であってですね、これ平成9年にはですね、62mを下がりましてもう水を揚げられない状況が1回発生したことがありますね、農家の方は非常に御苦労されてですね、この池田湖の水っていうのは南薩地域、知覧町、穎娃町、それと枕崎までですね、配水をして約6千haをカバーしておりますけれども、それがあのおかげで指宿市も農業っていうのが飛躍的に発展してですね、収益を上げられるようになっていることはもう承知のことなんですけれども、でき得ればですね、66mになる前、65.5mぐらいでですね、幾らか排水、去年、一昨年ですか、排水をちょっとしていただきっていうことでやりましたら、新川の方の川が、河川が120か所ぐらいでしたかね、いっぺんに流した関係で、大雨の関係でですね、壊れたり、そういう状況もあつたりしましたので、ここは一つ早めの対策としてですね、幾らか、本当は65mぐらいまでに下げてほしいと地域の住民は望んでいるんですけども、やっぱり農業をする上で、いろんな水管理する方から言えばですね、できるだけ池田湖には水を貯めてほしいというのが現状のようではありますけれどもですね、これやっぱり担当の課としてもですね、県とそれとそこの水利組合なんかとの協議をしながらですね、当然土地改良区の理事に市長もなつていらっしゃると思いますので、事あるごとにいろんな形でこの水位についてはですね、いろんな角度から話をし、これは指宿だけの池田湖の

問題だけじゃなくして、他の市はですね、本当に水が入ってないと何のために池田湖の水をもらうために賦課金というのを払っているのかっていうのもありますので、けれどもやっぱりしどっちを取るかという、やっぱり市民の生活の安心・安全のためにはですね、幾らかこの水利の管理っていうのは非常に大事だろうと思いますんで、日を追いながらですね、ここで回答くださいって言うてもなかなか難しいでしょうから、今後は市長も含めて、いろんな会合の場でもですね、この水位については、前向きに一つ考えていただいてですね、指宿市の住民の方々が安心して生活ができる環境をつくっていただきたいと思いますけど、そういうこと、一言だけ。

**○市長（豊留悦男）** ただいま、私も理事をし、そして池田湖の水利用、そのあれでは会長も仰せつかっております。何回か、この現状を視察もさせていただきました。やはり、市の住宅地を分譲するときに、ある程度予想されたのではないかということも現場に行って感じました。池田湖の水の調整もですけども、道路をかさ上げするとか、住宅をかさ上げするとか、その方がむしろ影響は少ないのかなという気がいたします。しかし、様々な課題があることも事実でございます。平成9年度の大洪水という、このときの教訓は生かさなければなりません。そういう意味で、今後この分譲住宅、浸水を防ぐために、どの方法が一番いいのか、検討する時期でもあるかと思っております。先ほど、部長も答弁いたしましたように、本市の対策としては道路をかさ上げする、又は分譲した住宅ですので、その住宅地をかさ上げするとか、様々な対策、多方面な対策を今後検討をする必要があろうかと思っております。

**○4番議員（井元伸明）** 一つ、よろしくお願いをしたいと思います、あと防災の面ですね、先ほどの議会と語ろかいの中でもですね、多くの市民の方々からですね、御意見をいただいた問題で、防災無線のですね、難聴地域と言いますか、防災無線が非常に時期と場所によってですね、聞き取りにくいというのが非常に多く意見をいただいたんですが、この対策としてですね、何か現在池田方面とか、古くから使っているようなアナログ式で、現在のデジタルとは全然合わないから一緒にはつなげないということで、あれは個別の家の中にある受信機までですね、届けられれば非常にまた、特に台風時期の避難注意報が出てですね、年寄りの所までなかなか届くわけでもないし、そういうのを含めてですね、これについての何か対策をお考えであればですね、一つお聞かせをいただきたいんですが。

**○総務部長（有留茂人）** 整備しました屋外拡声子局からの放送は、近年の住宅の遮音性向上などに加え、建物の構造や地形などの周辺環境の影響により聞き取りにくい等の声も寄せられることもあります。その場合は屋外スピーカーの方向を変えたり、それから音量調整をするなどの対策を取り、改善を図ってきているところです。また、市ではより安価に、かつ確実に防災行政無線からの情報を市民に提供するため、平成28年度に山川地域、それから開聞地域を、平成29年度、本年度に指宿地域において防災ラジオの送信施設の整備を進めてお

り、市民の皆様には防災ラジオを購入していただくことにより、防災や行政情報を確実に取得できるものと思っていますところ。

**○4 番議員（井元伸明）** 今、防災ラジオっていう話が出ましたけど、28年度の事業で山川・開聞地域で始められたっていうことで、今年度、29年度指宿地域にということなんですが、この山川・開聞地域に今どれぐらいこれが普及しているのか、この防災ラジオっていうのが価格的にはどれぐらいするのか、そういうのが分かれば一つお示しをいただきたいと思うんですが。

**○総務部長（有留茂人）** 防災ラジオは1台当たり2万円程度ですが、今回大量発注することから、1台当たり9,500円で販売できているところであります。平成28年度で整備が完了しました山川地域及び開聞地域での防災ラジオの販売数は、平成29年6月1日現在で606台となっております。山川地域が462台、開聞地域が144台となっている状況です。

**○4 番議員（井元伸明）** こういうのがあるとすればですね、もうちょっと普及するような形で、これは指宿の全所帯から言えばですよ、聞こえる方もいらっしゃるし、どうしてもこういうのが必要という方がおられると思います。聞けば、この防災ラジオっていうのは普通のラジオを聞いておってもいいと。その代わり、緊急のときには割り込んで、防災無線が入るっていうことを聞いておりますので、非常によろしいんじゃないかと思えます。今年、指宿地域で広めようということでありますので、周知方法もですね、各館長さんはもちろんでしょうけど、いろんな方法を通じてですね、広報に努めていただいて、市民の方々が本当に安心・安全の生活ができるようにですね、応援をしていただいてですね、皆さんが安心して眠れるような形で生活できるように、早急に対処をお願いをしたいと思います。

次に、開聞の自然公園法についてお尋ねをいたします。先ほどですね、この指宿の広報にもありましたけども、今現在、市の約3分の1はですね、霧島錦江湾国立公園区域に指定をされてるということであります。指宿の相当な面積がですね、この公園内にあるということでありまして、この開聞岳の立看板等についてはですね、私も行って見させていただいたり、写真もいただいておりますけど、これを見ますと、もう絶対になければならないようなですね、看板だろうと思うんですよ。登山の入り口とかですね、施設の案内であるとか。そういう写真であるのにも関わらず、色合いが派手であるとか、ちょっとした不必要じゃないかっていうことを言われて、撤去も5枚ほどは指摘をされてるということでありますけれどもですね、こういう看板をですね、撤去なんかをするのはそれに準じて、やっぱり自然公園法っていうのがあるから、準じて指摘を受けているのだらうと思うんですが、私はですね、このふれあい公園の中にですね、無許可でと言いますかね、ピザ窯を造った案件がございましたけれども、これを今回の補正予算にですね、49万6千円、補強をして保険を掛けて、これを使っていくということの説明を今受けておりますけれども、この看板を見てですね、このピザ窯は高さ制限に掛かってないということであるがゆえに違法ではないと。とにかく、無許

可では設置したけれども、これを使って観光の方々に喜んでいただきたいと。担当課長なんか非常に喜んで補強したいっていうことでありました。これは、こういうことで、本当にこの血税を49万6千円使ってですね、設置しますけど、市民の方々が聞いてですね、到底私は理解は得られないと思うんですけどですね、それについても1回明確な答弁をですね、一つお答えをいただきたいと思います。

**○産業振興部長（上田薫）** ピザ窯についての御質問でございますけれども、ピザ窯は許可を受けずに着工したものでございますけれども、そのことについて県から指導を受けました。ピザ窯及び建屋自体は、自然公園法の高さや風致上の許可基準に違反するものではなく、県から撤去の指導はなされていないところでもございます。ピザ窯は建設の手法に問題はありましたが、時代のニーズに合う、また、ふれあい公園の活性化につながりますので、利用者の増加が期待できると判断し、残すことにしたところでございます。しかしながら、ピザ窯を使用するためには建屋の強度と火災予防に対する懸念がございましたので、利用者の安全・安心を確保するため、今回その改修に掛かる費用を補正予算として計上させていただいたところでございます。

**○4番議員（井元伸明）** 本当にそれでいいのかですね、本当にびっくりします。利用者増を見込んでですね、それでどうしても必要なピザ窯っていうことであればですね、これは正式に申請をし直して、許可を得てからですね、これは1基じゃなくして2基でも3基でもですね、なんか1基180万ぐらい掛かるということで、あれを壊してするのはもったいないってような話しましたが、そういうもったいないとかどうこう言う問題じゃないんですよ、これは。4月6日に県ですね、自然保護課より自然公園法の遵守について、という通知がまいっており、市長宛にですね。この中に、確かにですね、撤去命令っていうのは一言も明記はされておられませんけれどもですね、指宿市は自然公園法の制度を既に了知されており、当該行為に伴う手続を事前に確認することで、このたびの違反行為は未然に防げた行為であると厳しく注意、指摘を受けているんです。撤去しなさいとはないけれど、再度聞きますけど、本当にこんな対応で、行政がですよ、市民が今度看板を設置したりなんかというのをやってきた場合にはどうするんですか、本当に。後で始末書を書けばいいのかというようなことを市民からも多く聞いておりますけれども、こういう状況で違反すれすれで造ったのを、高さ制限が引っ掛からなかったから、このまま使用して、これにまた補強して使うなんぞ、とんでもないことだと思んですけど、もう1回答えてください。

**○産業振興部長（上田薫）** 許可申請事務を怠った事実は反省事項といたしまして肝に銘じ、手続等には特に留意し手続漏れ等がないように今後努め、法令を遵守し職務に専念してまいりたいと考えております。

**○4番議員（井元伸明）** これはですね、ふれあい公園内はですね、特別地域に区分をされておりまして、自然公園法で工作物の新設、増設などの際は、事前に県の許可が必要とされてい

るものであります。市の観光課はですね、申請を出さないまま27年の10月頃からですね、ピザ窯の建設に入っているようです。費用として約8万9千円を支出をしておりますけれども、昨年、28年の7月にはですね、環境政策課よりですね、これは申請の必要がありますよってということで指摘をされながらですね、その間、工程表もいただきましたけれども、休みもせず、7月、注意を受けた後もですね、黙々とピザ窯を建設というか、造っている状況が垣間見えますけれども、これ悪質な違反行為と言わざるを得ないと思うんですよ。これについてはですね、当時の担当部長でもあり、製作者でもあるですね、現在の廣森参与にですね、こういう造り続けた、出来上がったピザ窯について、どのような見解を持っていらっしゃるのかですね、一つ答弁を求めたいと思います。

**○総務部参与（廣森敏幸）** 確かに、国立公園区域内に新たに工作物等を設置する場合には、許可が必要であるということは認識しておりましたけれども、当時私としましては、ふれあい公園そのものは、もう既に公園として様々な施設が整備されておりましたので、そのような許可申請は必要ではないものであろうというような認識でおりました。このことにつきましては、自分の職務に対する知識の精度というものが欠けてたということにつきましては、深く反省をしているところでございます。ただ、今議員がおっしゃったように悪質な違反行為ということで、7月に環境政策から指摘を受けた後も黙々と作製をしたということにつきましては、私としましては、当時の担当係長が環境政策課長から指摘を受けて、担当係長がどのように処理をしたらいいかということを経環境政策課に相談したところ、ほかにそういう未届けの申請物がないかどうかというのをきちっと確認をした後にした方がいいというようなアドバイスも受けて、それで担当係長としては、そのような事務を進めた。その後、約1月ぐらい経つか経たないかっていう後に、観光課長の方に、やはり申請事務が必要であるというような報告をしているようでございます。そして、製作したのは私と作業員1名、2名でやっておるわけですが、私の方に8月に既にピザ窯が全て完成した後に県への許可申請が必要であるというようなことが入ってきたわけでございます。その時点で初めて、私の方としても申請を怠った、失念してたということで気付きました、その段階で正式な手続を踏むようにお願いしますということでしたところ、やはりまだ合併後これまでの未申請の物件というものを全て洗い出し、書類がまだ確認できないからということで時間を要したということでもあります。そういう意味からして、意図的にその申請をしなければならないことを無視して作製したものではないということだけは、御理解をしていただきたいと思いません。ただ、申請を怠った、失念してたという、私自らの知識の欠如ということに対しましては、深く反省し、今後そのようなことがないように職務に精励していきたいというふうに考えているところでございます。

**○4番議員（井元伸明）** 今、るる説明をいただきましたけどですね、今年の3月29日の新聞報道の中でですね、当時の観光課長はですね、お客さんに喜んでもらいたくて設置したが、事

前に許可を得なかったのは私のミスであるということを認めていっしやるんですよ。そしてまた、4月4日のですね、新聞報道の中では当時の担当部長、廣森部長はですね、認識不足だったと、申し訳ないという謝罪とも取られるような発言をしている状況なんですよ。ましてですね、廣森参与はその前は、以前は環境政策課長も歴任されている方でもあるしですね、この公園内への工作物の設置にですね、県の許可が必要であったということは、もう既に認識をされていたんだろうと思わざるを得ないんですよ。当時の課長が全く認識不足でしたとか、そういうことで済むんですかね、本当に。本当に認識なかったんですか、もう1回お尋ねします。

**○総務部参与（廣森敏幸）** 先ほども申しあげましたように、私の方としてはそのような認識を持ち得ませんでした。それにつきましては先ほども申しあげましたように、深く反省をしているところでございます。

**○4番議員（井元伸明）** 正当な手続をせずにですね、設置したピザ窯、せっかく造ったからもったいないから使おうということは分からないまでもないんですが、これを見てですね、さっき言いましたように、市内の3分の1は国立公園内っていうことであります。この国立公園内にはですね、民間、個人の方も相当土地を所有しておられます。そういう方々がですね、話を聞きますと、冒頭に申しあげましたように、我々も許可を申請すれば駄目と言うけれども、黙って造ってしまっ、後で始末書を書けばそれで済むのか。だったら俺なんかもう申請はしないよ、造るよっていう方を非常に多く聞くんですよ。これ、行政はですね、こういうのを法律にのっとして、条例にのっとして、いろんな形で仕事をされていると思うんですが、そういう方々がですね、この公園内にこういうのを造って、今さっき言った看板、案内板等ですね、開聞岳の登山とか、ああいうのも撤去したり色も塗り替えさんないかんという作業しなければというのは分かるんですけども、このピザ窯っていうのは、高さ制限に引っ掛かってないからっていうこと、あれ炊事場棟ですかね、あれが近くにあるから、たまたま引っ掛かってないけど、あれが場所が違えば多分造れなかったんだろうという話は聞いておりますけども、こういう状況でですね、今後市民からですね、こういう申請等が上がった場合にですね、十分な説明をして対応できると本当に思っていっしやるんですか。今後ですよ。

**○市民生活部長（下吉一宏）** 市におきまして、この進達事務を行っている関係で答弁をさせていただきますが、その前に今議員がおっしゃられる、申請をすれば駄目という言葉がちょっと引っ掛かるんですが、なぜ駄目なのか。そこはちょっと個人的にですね、どういったケースなのか、できれば後もってまた教えていただきたい。駄目と言われるのは、多分その許可基準を満たさないから駄目なのかどうか、そこをはっきりしないと、その市民の方々はですよ、駄目と言われる、その根拠が分かりませんので、そこはまた後もって個別に教えていただければありがたいと思います。

それでは、答弁をさせていただきますが、国立公園規制地域内で看板、工作物の設置等を行う場合につきましては、申請者が市を通じて環境大臣又は県知事に許可申請等を行うことになっております。市は提出された申請等の進達事務を行うもので、この申請に対する許可権限はございませんが、これまでも申請書類の作成等に係る一般的な事項や内容によっては、国・県に照会をした上で申請者に助言等を行ってきております。今後も、同様の対応となるわけですが、進達事務等を行う市がこのようなことがあったということにつきましては、非常に深く反省をしなければならないと思っております。今後、申請漏れがないようにですね、市全体として適正な事務に努めてまいりたいと思っております。今後、市においてこういった申請漏れがないようにということで、さっそく4月10日におきましては、全職員に通知をしております。この自然公園法の許可基準、申請等、これに関わる一般的な事項について全職員にメールを流してございまして、更には4月28日にですね、各担当課の庶務担当係長を中心に集めてですね、詳しくこの自然公園法の許可基準の内容について説明をしております。今後、こういったことがないようにですね、今後も2年に1回ぐらいはこういった説明会も開いてですね、市自らが漏れがないようにということで、襟を正して事務を進めてまいりたいとこのように考えております。

**○4 番議員（井元伸明）** 立派なことを今おっしゃいましたけどですね、本当にそういうことを言われるのであればですね、違法というか無許可で造ったのであれば、これはもう市民から見れば違法ですよ、いろんな形でですね。であれば、1回静かに撤去して、新たに申請をし直して造り直すべきじゃないかと思うんですよ。そういう気持ちはないんですか、そういう反省の心は。

**○産業振興部長（上田薫）** ピザ窯は許可を受けずに着工したものでございますけれども、そのことについては再三申し上げているように、県から指導を受けまして、ピザ窯及び建屋自体は自然公園法の高さ、面積、風致上の許可基準に違反するものではなく、県から撤去の指導はなされていないことから、ふれあい公園の活性化につながることでありますので、利用者の増加が期待されると判断し、残すこととしたところでございます。ピザ窯は教育旅行の受入れを行っている指宿大好き体験からの要請を受けて、設置の検討をしたいという経緯がございましたので、教育旅行生等の受入れをソバ打ち体験とも合わせて、積極的に図りたいと考えております。また、観光客やふれあい公園の利用者にも気軽に体験していただけるようPRを行い、有効活用したいと考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに考えております。

**○4 番議員（井元伸明）** どうしても理解は得られないと私は思います。なぜかと言うとですね、自然公園課の方で確認しますと、この無許可で造ったということ、行為自体はですね、絶対に消えることはありません。始末書を出したから無許可がなくなるっていうことは絶対ないっていうことですので、無許可で造って、違反すれすれで造った建物であるっていう

ことはですね、永遠に残るんだそうです、これ、書類上はですね。こういうのを行政が残していいのかなと私は思うんです、本当にですね。行政がすれすれにやればセーフというようなことをやっていくと、市民の方もそれをやり出したら、もう統制が取れないとかですよ、非常に危険な状況に私はさし入っていただろうと思いますけれどもですね、もう1回お尋ねしますが、無許可、違反行為である設置したこのピザ窯についてはですね、速やかに自主的に撤去をし、別な場所にでもですね、正式に、本当にピザ窯が必要であるということで何回か言われておりますので、であればいい場所に申請をし直して、2基でも3基でも造った方がいいんじゃないかと私は思うんですけど、これについて市長、最後にお答えいただければありがたいんですが。

**○市長（豊留悦男）** 市民からのいろいろな声が議員に寄せられているという、その事実は真摯に受け止めます。ただ、市民が自分で、市が造るからという、法を犯してまでやるんだったら私たちもという、そういう指摘もございましたけれども、市のこのピザ窯というのは、目的が違うわけであります。公共性のある、つまり私が造るもの、それは、利益のために、または私的な建造物として建てるものと、市が公共性を考慮して建てるものとはおのずからその目的は違うと思っております。同じ造るのであれば、違法だから壊してうんぬんということ、一つの考えだろうと思えますけれども、やはりこのピザ窯というのは、今後有効に利用することで、かいもん山麓ふれあい公園を含めて、市民の青少年を含めて、この造ったことの目的が達成されれば、私はいいいのではないかと。ただ、違法性というものは深く受け止めて、今後そのようなことがないような努力をすべきだと、私は思っているところでございます。

**○4番議員（井元伸明）** 何とか善処していただければという気持ちもありましたけどですね、本当に残念でなりません。こういうことで指宿市が本当にいいのかなという思いで、悲しい思いがしますけれども。

次にまいります。合併の検証についてでありますけれども、今、新市計画、それと第2次総合振興計画の中です、いろいろやっていくということでありましたけれども、この総合振興計画の中です、開聞・山川にしても、今話題になっておりますサッカー場のことも話題になりましたけれども、この山川のヘルシーランドのサッカー場の整備についてですね、地域の方、いろいろな方に聞きますと、利用者とか聞きますと、最近非常に整備をされていないという状況があるということを知っておりますけれど、合併するときにはですね、あそこはいろんな形で活用していくと。一時は地熱の問題とサッカー場の問題が相まっておりましたので、サッカー場は指宿に造るからもう山川はいいかというような、なんか安易な考えもあるのかなと疑いたくもなるような形です、整備をされているのかということを観光課にお伺いしましたら、ちゃんと年間幾らで契約をしております。芝の管理もやっておりますということで、草もいろんな雑草が生え放題で、そしてまた、いろんな利用者に聞い

てみますとですね、もう芝というか土が硬くなって、非常に怪我をしやすいグラウンドであるということでもありますけども、この新市計画の中でも、総合計画の中でもですね、開聞の総合グラウンドは、今度国体の関係で新たに整備もする、駐車場も整備をするっていうことでありましたので、この山川のヘルシーランドもですね、先ほどの地熱じゃありませんけれども、あれが今凍結になっておりますけれども、それが無いからというわけじゃないと思うんですけど、そういう意味では、この山川のサッカー場の整備状況はですね、どういうふうになってる、位置付けというかですね、一つお答えをいただければと思います。

**○産業振興部長（上田薫）** ヘルシーランド多目的広場の管理についてでございますけれども、指定管理の基本協定書及び仕様書に示されており、指定管理者が管理を行うこととなっておりますのでございます。指定管理者が造園業者に委託して、定期的な芝刈りや肥料、殺虫剤、目土の散布等の管理作業を行っているところでありますが、以前御指摘があったとおり夏場の高温、少雨と日差しの影響で所々芝が枯れ、土がむき出しになる状態となっております。また、本施設は多目的広場として、主にサッカーとグラウンドゴルフに利用されているところですが、サッカー用の2cm程度の芝の長さでは、グラウンドゴルフの玉が転がりが悪いので短くしてほしいという要望がございました。そのため、グラウンドゴルフ大会がある場合、直前に5mmに刈込を行っております。この芝が短いときにサッカーでの使用があった場合、芝が傷んでしまうという問題がございました。今回の芝の復旧につきましては、指定管理者との協議により、4月から6月までを芝の養生期間として、状態の悪い芝の除去、黒土の入れ、堆肥の入れ、芝植え、施肥、散水を行ったところ、現在は大分回復してきておまして、メリケントキンソウも除草されているところでございます。なお、7月からグラウンドが利用できる見込みでしたけれども、大事をとって養生期間を一月延長し、利用開始を8月からとする予定でございます。今後は適正な芝の管理がなされるよう、市としても毎月開催されております連絡調整会議等に適宜状態の確認をしていきたいと考えているところでございます。

**○4番議員（井元伸明）** この芝等の管理は指定管理者が行うことということでありましたけど、これはそれで上手くいっとけばいいんでしょうけれども、上手くいっていない状況があったもんですから、実際は委託料をお支払いしているわけですよね。芝を管理するべき、グラウンドを管理するべきお金ということで。そういう状況もありますので、今後は先ほどのいろんな委託も含めてですね、やっぱり直接管理する担当課、部長がですね、いろんな形で精査できるようなですね、管理をちゃんとやってるかっていうのをですね。やっぱりそこまでやっていかないと、もう気が付いたときにはとんでもない状況になってるということであれば、せっかくの指宿の財産がですね、一瞬にしてなくなるのと一緒でございますんで、いろんな形ではですね、前向きに考えていただきたいんですけど、それともう一言ですね、お尋ねしたいのは、この地域審議会が既に10年を過ぎたからということで、もう解散をしてお

ります。大体落ち着いて、今第2次総合振興計画の中とか、そこらの話で進んでいるんだらうと思いますけど、この地域審議会っていうのは、1市2町でのですね、もう10何年過ぎたんですから、もう別に話し合うことはないよというぐらいなっているのか、必要性は感じていないのか、そこを最後にお尋ねをして終わらせていただきます。

**○総務部参与（中村孝）** 地域審議会についてでございますけれども、28年度末に策定した第2次総合振興計画の中で新市建設計画であるとか、地域審議会のそういう基本方針等はですね、全部整合性を取っているところでございますので、地域審議会については、総合振興計画の中で基本目標ごとに目標値を定めてですね、市民のまちづくり等とかその達成状況を把握しているところでございますので、一応地域審議会につきましては現在、それに代わるものは計画していないところでございます。今後につきましても、地域審議会に代わるものとしてですね、商工会議所であるとか、そういう意見交換等も行っておりますので、そういう意見を参考にしながら、今後の市政運営に反映していきたいと思っておりますのでございます。

**○4番議員（井元伸明）** はい、ありがとうございます。以上です。

### △ 延 会

**○議長（松下喜久雄）** お諮りいたします。

本日の会議はこの程度に留め、延会いたしたいと思えます。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、残余の質問は明日に行いたいと思えます。

本日はこれにて延会いたします。

延会 午後 4時20分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 新川床 金 春

議 員 新宮領 進

# 第 2 回 定 例 会

平成 29 年 6 月 20 日

(第 3 日)

第2回指宿市議会定例会会議録

平成29年6月20日 午前10時 開議

~~~~~

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問

---

1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

1. 出席議員

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1番議員  | 外 蘭 幸 吉 | 2番議員  | 白 山 正 志 |
| 3番議員  | 恒 吉 太 吾 | 4番議員  | 井 元 伸 明 |
| 5番議員  | 吉 村 重 則 | 6番議員  | 西 森 三 義 |
| 7番議員  | 浜 田 藤 幸 | 8番議員  | 東 伸 行   |
| 9番議員  | 高 田 ちよ子 | 10番議員 | 森 時 徳   |
| 11番議員 | 高 橋 三 樹 | 12番議員 | 福 永 徳 郎 |
| 14番議員 | 前之園 正 和 | 15番議員 | 木 原 繁 昭 |
| 16番議員 | 中 村 洋 幸 | 17番議員 | 新川床 金 春 |
| 18番議員 | 下川床 泉   | 19番議員 | 新宮領 進   |
| 21番議員 | 松 下 喜久雄 |       |         |

---

1. 欠席議員

な し

---

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 市 長     | 豊 留 悦 男 | 副 市 長     | 佐 藤 寛   |
| 教 育 長   | 西 森 廣 幸 | 総 務 部 長   | 有 留 茂 人 |
| 市民生活部長  | 下 吉 一 宏 | 健康福祉部長    | 前 蘭 千 秋 |
| 産業振興部長  | 上 田 薫   | 農 政 部 長   | 宮 崎 英 世 |
| 建 設 部 長 | 黒 木 六 海 | 教 育 部 長   | 長 山 君 代 |
| 山川支所長   | 中 村 俊 治 | 開 聞 支 所 長 | 川 畑 徳 廣 |

|        |         |        |         |
|--------|---------|--------|---------|
| 総務部参与  | 廣 森 敏 幸 | 総務部参与  | 中 村 孝   |
| 市長公室長  | 鶴 本 八 郎 | 総務課長   | 川 路 潔   |
| 財政課長   | 坂 元 一 博 | 市民協働課長 | 田 畑 喜 史 |
| 長寿介護課長 | 鶴 窪 誠 作 | 地域福祉課長 | 山 口 保   |
| 商工水産課長 | 山 元 成 之 | 観光課長   | 大 迫 格 史 |
| 建設監理課長 | 東 恵 一   | 建築課長   | 大久保 覚   |

---

1. 職務のため出席した事務局職員

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 事務局長   | 岩 下 勝 美 | 次長兼議事係長 | 鮎 川 富 男 |
| 調査管理係長 | 嶺 元 和 仁 | 議事係主査   | 上 玉 利 享 |

## △ 開 議

午前 10時00分

○議長（松下喜久雄） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第188条の規定により、議長において、外菌幸吉議員及び臼山正志議員を指名いたします。

## △ 一般質問

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

まず、臼山正志議員。

○2番議員（臼山正志） 皆さん、おはようございます。議席番号2番、指宿大好きの臼山でございます。通告に従い、一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目。発達障害児への支援についてであります。平成19年4月より特別支援教育が学校教育法に位置付けられ、全ての学校において障害のある幼児・児童・生徒の支援を更に充実していくこととなり、本市においても支援員を配置するなど、支援の充実を図っていることと思います。そこで、本市において教育的支援を必要とする児童・生徒数はどのぐらいいるのか、伺います。

2点目。タブレット導入についてであります。本議会は昨年9月定例会において、県内初となるタブレット導入をしたわけではありますが、議会のタブレット導入についてどう捉えているか、伺います。

以上で、1回目の質問といたします。

○市長（豊留悦男） 議会のタブレット導入についての件でございます。タブレット端末の導入は、ペーパーレス化による経費節減はもとより、議員の利便性向上や議会事務局の負担軽減など、今後の議会運営において様々な効果が期待できるものと思っておりますのでございます。

以下、いただきました質問等については、関係部長等が答弁いたします。

○教育長（西森廣幸） 特別な支援を必要とする児童・生徒数でございますが、平成29年度の通常学級における特別な支援を必要とする児童・生徒は、小学校に169人、中学校に75人、合わせて244人在籍しております。次に、特別支援学級における児童・生徒は、小学校に54人、中学校に19人、合わせて73人在籍しております。また、情緒障害のある児童が通級する教室には、市内3小学校から4人、言語障害のある児童が通級する教室には、市内6小学校か

ら16人が通級している現状でございます。

**○2番議員（臼山正志）** それでは、2回目の質問に入ります。質問の順番を変えてですね、まずタブレット導入についての2回目の質問から行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

タブレット導入について、どのように捉えているかということで、市長の方から様々な効果が期待できるものであるということでお伺いしましたが、これまでICT推進に関する特別委員会で中間報告を2回しております。その中で、タブレット導入効果を最大限発揮するため、執行部側も導入に向けた検討が必要であると提言しておりますが、この中間報告をどのように考えているか、伺います。

**○総務部長（有留茂人）** 平成29年3月24日付けのICT推進に関する特別委員会中間報告の中で、タブレット端末導入の成果として情報共有が素早く図られ、分からないことや知りたい情報をすぐに調べられるようになり、審査の質の向上につながっていると同時に、市民等へ資料を見せながらの説明が容易になったということで報告をされております。今後とも、議員の皆さんの議員活動に対する大きな効果が期待できることと思っております。また、タブレット端末につきましては、議員と執行部側とは活用方法に違いがあると認識をしているところです。執行部のタブレット端末の導入に関しましては、今後、費用対効果、それから情報管理、セキュリティの課題等も十分検証をして検討をしてみたいと思っております。

**○2番議員（臼山正志）** 今の答弁の中で、活用方法に議会と執行部では違いがあるのではないかとこの答弁がありましたが、具体的にどのような違いがあるとお考えでしょうか。

**○総務部長（有留茂人）** 職員は議会などの対応において、複数の資料を見ながら答弁をさせていただいている状況もございます。このような状況からすると、タブレット端末では、この複数の資料を見比べながらの答弁というのが、非常に難しくなるのではないかと考えているところでもあります。また、データより紙ベースの資料の方が探しやすいという状況もあることから、ペーパーレス化の移行が難しいということで、そういう使い方の活用方法の違いがあるというふうに考えているところです。

**○2番議員（臼山正志）** 昨年の9月定例会で導入し、本議会においても導入効果について、まだ十分な検証はされていないところではありますが、今後どの程度その効果があったか、またペーパーレス化等についてもですね、当初の予定をどれだけ果たしているかというところを、今後検証しないといけないと思っておりますが、やはり情報共有を図るという意味では、すごくこのタブレットというのは便利なツールであります。また、執行部におかれましては、今、ノートパソコン、デスクトップパソコン等をお使いになってるかと思います。タブレットがなくても共有アプリを導入していただければ情報共有が図れるということもありますので、是非検討をしていただきたい。また、議会としても効果が十分あるということですので、執行部の皆さんに分かってもらうような使い方を今後もしていきたいと思

ていますが、再度お聞きしますが、このタブレット導入について検討をこれまでした経緯があるか、また、今後検討する予定があるかどうか、お伺いします。

**○総務部長（有留茂人）** 議会と執行部側の情報共有というのは、非常に大切なことだろうと思います。現在、議員の皆さんが活用されているクラウドについては、各課のパソコンで閲覧できるようにしているところでもあります。また一つ、今回のこういう御質問をいただきまして、庁議でもこの執行部でのパソコンの活用について協議もしたところでございます。本市においては、職員1人に1台のパソコンを整備している状況であります。中には、2台以上のパソコンを活用して事務を行っている職員もおりまして、全体でノートパソコン等を含めて900台を超える、907台のパソコンを今設置している状況であります。その中には、個人情報が含まれていることから、指宿市情報セキュリティ基本方針の中で、庁外へのパソコンの持ち出しを禁止しているというふうな状況もございます。このような状況の中ですら、今後執行部のタブレット端末の導入については、その907台設置しているパソコンの追加になるのか、買換えになるのか、リースの買換えになるのか、費用対効果、それから先ほどのそのセキュリティの問題ですけれども、情報管理、セキュリティの問題等も十分検証して、今後検討をしていきたいというふうに思っております。

**○2番議員（臼山正志）** このタブレット端末については、現在も全国的に教育の場でも使われておりますし、特に過疎地域、今、交通体系の構築事業等もありますが、やはりこのタブレット端末を使えば交通弱者対策、今、コンビニなんかからネットで注文して宅配をしてくれるとか、いろいろあります。ですので、すごく可能性があると思いますので、是非前向きに検討していただきたいと思います。

それでは、発達障害児への支援についての2回目の質問に入りたいと思います。先ほど、要支援児童・生徒の数をですね、教えていただきましたが、全児童・生徒数に対する割合というのはどの程度なんでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 約8%いるようでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 5月の21日放送、今NHKでこの発達障害の特集をしておりますが、その中で小・中学生の15人に1人が何らかのその発達障害の傾向があると。また、内閣府が出しております平成25年度版子ども若者白書の中でも、6.5%程度が発達障害であるというような数字が出ておりますので、本市においても若干高い傾向にあるんだなということが分かりました。そこで、ちょっと改めてお伺いしますが、この要支援児童・生徒というものはどういうものなのか、お伺いします。

**○教育長（西森廣幸）** それぞれの学級で様々な活動がなされるわけでございますが、授業を進める中で落ち着きがないとか、早合点して考えて行動が先になるとか、又は教室外の活動において安全面で支援が必要であるとか、それぞれ個に応じた支援が必要となるところから、支援の内容についても様々であるところでございます。

○2番議員（臼山正志） では、この約8%いる要支援児童・生徒に対する取組は現在どのようなものがあるのか、お伺いいたします。

○教育長（西森廣幸） 学校においては、特別支援教育の一環として、学級担任が授業の中で子供に分かる言葉でゆっくり伝えたり、黒板に文字を書く際、文字の大きさや色などに配慮したり、誰にでも分かる教材を準備したりするなど、ユニバーサルデザインによる授業づくりを進めたり、また様々な障害を持った子供たちが、共に学ぶことができる環境を目指したインクルーシブ教育の構築も取り組んでいるところでございます。

○2番議員（臼山正志） 通常学級にいる支援を要する児童・生徒に対する支援員が本市も20数名いたかと思いますが、現在の特別支援教育支援員の人数、それに係る予算を教えてくださいたいと思います。

○教育長（西森廣幸） 人数については24名配置しているところでございますが、予算の数字についてはしばらく時間をいただきたいと思います。

○2番議員（臼山正志） この特別支援教育支援員、現在24名ということですが、細かい数字は結構ですので、これは市費で賄っているのでしょうか、それとも国の財源がある程度充てられているのかどうか、お伺いします。

○教育長（西森廣幸） 地方交付税で裏付けられているということでもございますが、市の単独事業として市費で実施しております。

○2番議員（臼山正志） それでは、三つ目の質問ですが、この発達障害、先ほどありました要支援児童・生徒と今、教育の中で全国的に課題、問題となっております不登校の関係性をです、どのように捉えているか、考えているか、お伺いいたします。

○教育長（西森廣幸） 不登校の要因には、友人関係や親子関係、又は情緒混乱、無気力など様々な要因が複合的に絡み合っていることが考えられております。不登校の要因として発達障害が直接的に関係している事例っていうのは、本市の場合確認しておりません。各学校では、支援を必要とする児童・生徒について、個別の計画等を作成して取り組んでいるところでございます。

○2番議員（臼山正志） 本市ではこの発達障害と不登校、直接的な関係は確認はできていないということでしたが、少しいろいろ調べてみたんですが、これはちょっとデータが古いですが、2002年、鳥取県を対象に行った発達障害と不登校に関する調査、心身の不適応行動の背景にある発達障害という調査において、中学校に通う学習障害の子供の59.5%が不登校であったと。発達障害のうちの学習障害を持っている子供の約6割が不登校であった。また、2008年、東京都で行われた調査によりますと、中学校に通う学習障害の子供の50%、注意欠陥多動性障害の子供が40%、高機能自閉症の子供18.8%が不登校であると。また、2011年の文部科学省で行われた不登校に関する調査研究協力者会議によると、不登校の中で発達障害の割合が3割程度あるというようなものが示されております。今、教育長の方から直接的な

関係性は確認できなかったということですが、確認されないというよりは、その発達障害と不登校の関係性があるのではないかなという視点で、不登校の対策を講じていこうという視点が大事かなと思いますが、そのような取組がされてなかったから、今、確認がされてない、というように出ているのではないかなと思いますが、検討されて確認が取れなかったということなんでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 不登校についての調査が毎月実施されております。その中で、不登校のきっかけ、要因になる主なものを調査しているところでございますが、調査項目が15項目ございます。その他の中に、今、議員がおっしゃいました発達障害児童・生徒もいると考えられますが、学校から、この子供にはこういう支援をしていただきたい、その要因はこういうものですという個別支援計画の中には、発達障害を原因とする、該当する児童がいなかったということでございます。今日の発達障害児童・生徒への教育の重要性は、ますます今後増してくることから、学校における特別支援教育の充実には更に取り組んでいかなきゃならないと思っております。

**○2番議員（臼山正志）** この発達障害の子供はですね、不登校になるリスクが高いというのは、ある意味もう常識的になっているのではないかなと思っていたんですが、まだ本市の方ではそのような結びつきは確認が取れてないということで、ただ先ほど示していただきました要支援児童・生徒数。この数、かなり多い数です。その対策として、支援として、支援員を配置すると。この支援員の数も年々増えていってるかと思えます。やはり、根本的なところに目を向けて対策していかないといけないかなと思っております。今現在、不登校の数というのはどの程度いるんでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 不登校の児童・生徒数は28年度が47人、その前の27年度は53人、そういう状況でございます。

**○2番議員（臼山正志）** 恐らく、ここ数年、50人前後で推移してるかなと思っておりますが、これ以外にも不登校の傾向のある子供たちがいると思えます。その数を入れると、かなりの数になっていると思えます。全てが発達障害に関係するわけではありませんが、やはりその要因として考えられる一つとして、発達障害の傾向のある子供たちが含まれてるんじゃないかなということで、どうにかしたいという思いで今回一般質問させていただいております。その中でですね、私が今日一番皆さんに伝えたかったというか、質問をしたかったところが、さつき園の給食実施であります。このさつき園においては、恐らく福祉の方が担当してるかと思えますが、小学校に上がると教育委員会が担当すると。何かこう、いろいろ一般質問を調べる中で、全然一本化できてないなど。先日、伊佐市の方に視察に行かせていただきましたが、やはり子供課ということで、横断的に子供の対策を講じておりました。やはり、早くそのような子供に対する縦割りの行政ではなくて、横断的な取組をしていただきたいなと感じたところでした。先ほど、不登校の話もありました。また、要支援児童・生徒の数も

お聞きしました。それに対する支援にかなりの人数がいると。それが、市費で賄われていると。いろいろ考える中で、その大本となる、大本と言いますか、改善できる場所、一番すべき場所がさつき園の就学前の子供たちにあるように思います。早い段階でその子供一人ひとりに応じた療育をすることで、その子供の本来の能力が発揮されると。また、小学校、中学校に上がっても対応していけるというふうにいるなところと言われておりますので、その中で様々な分類があるわけですが、感覚過敏の子供たちにとっては、中には食に対しての偏食がすごくあるということで、毎日温かい白いご飯しか食べれない。それから、食パンしか食べれないとか、あるいはもう朝、アイスクリームしか食べてくれないとかということで、さつき園が2000年に設立されてから、ずっとこの給食については親の会の方で要望してきたと聞いております。3月定例会の中で、療育での食について、療育を必要とする子供たちの発達にとって食事は欠かせない極めて大切なものである、重要性については十分認識していると答弁をしておりますが、このことについて間違いはなかったでしょうか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 議員のおっしゃるとおり、療育イコール食育というようなことで、十分認識をしているところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 重要性については十分認識しているということで、安心いたしました。ありがとうございます。

それでは、給食の実施を前向きに考える中での一般質問をさせていただきます。療育を必要とする子供たちにとって、給食は重要である、必要であるということは分かりました。それでは3月定例会の中で、食の提供の在り方については南九州市、指宿市、社会福祉協議会、親の会とも今後も十分な意見交換はしていきたいと考えている。また、南九州市と協議の場を持ちたい、どのような給食の提供体制がいいのかを検討していくとありましたが、どのような意見交換、また協議・検討がされたのか伺います。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 先月、5月8日、さつき園におきまして親の会や本市、南九州市の担当部署の職員等が出席しまして、さつき園のこれまでの経緯、現状について協議してきたところでございます。3月議会で提出のありました陳情の要望事項であります、保護者提供の給食を月2回から、月4回から8回に増やすことにつきましては、本市、南九州市とも了承しておりまして、これまでどおり保護者のボランティアで対応していただくようお願いしたところでございます。協議の中で親の会から、給食の回数を増やすことについて了承いただき、今年度は1回増やして月3回の給食を実施することになりましたとの報告をいただいているところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 今のは、親の会との協議の内容だったと思いますが、南九州市、それから指宿市、委託先であります社会福祉協議会等との協議、意見交換っていうのはなかったんでしょうか。

○健康福祉部長（前園千秋） 一堂に会しての南九州市，本市，社会福祉協議会という協議は行っておりませんが，我々本市の方で頻りに社会福祉協議会の方とは協議をしたところがございます。

○2番議員（臼山正志） どのような協議をしたのでしょうか。

○健康福祉部長（前園千秋） 3月議会以前のこの問題につきまして，どういうふうに取り組んできた経緯というのが私どもも見えないところもありましたので，最初からの経緯とか，それからこのさつき園がその給食の提供をしなければならないというか，その根拠なんかもですね，はっきり分からなかったものですから，そこら辺も含めまして過去の資料等々の残りはないかとか，そういうことをるる協議をしてみいました。

○2番議員（臼山正志） 協議結果はどうだったのでしょうか。

○健康福祉部長（前園千秋） これまでも答弁してきましたけれども，この児童発達支援センターと児童発達支援事業所という児童福祉法の中で，二つの類型と言いますか，ありますので，そこでできる，できないとか，設置基準とかそういう諸々を検討しまして，本市にありますわかば，それは児童発達支援センターということで，そこにつきましては，設立のときに指定基準，設置基準，そこを前もって給食提供の施設を造るということで，そういう手順でできたところがございますけれども，平成12年度にスタートしましたさつき園につきましては，その二つの種類のもう一つの方の児童支援事業ということでの位置付けですので，そこにつきまして県をはじめ，国の方にも連絡したりとかしまして，いろいろと協議をしてみているところでございます。

○2番議員（臼山正志） 今の制度の中で，児童発達支援センターと児童発達支援事業所という区分があるという中で，センターはその給食，食の提供をちゃんと設置基準の中で盛り込まれている。ただ，事業所においてはそういう基準がないという話でしたが，設置基準のない中で食の提供，給食室を設置することについては，これはできないということなのでしょうか。

○健康福祉部長（前園千秋） 県内で本市を除きまして，公設で運営している児童発達支援事業所4か所のうち，食事提供を行っているところは1か所あります。ただ，親の会の方が月3千円の給食費を集めて，近くの旅館へ弁当配達を依頼しており，旅館の管理栄養士と事業所で連絡を取り合っています。従いまして，自調って言いますか，事業所での給食の提供はないというところでございます。

○2番議員（臼山正志） 児童発達支援事業所であっても食の提供はできるという，その中で公設の4事業所のうち一つはしてるという答弁だったと思います。再度確認しますが，療育を必要とする子供たちにとって給食は重要である，必要であるという観点で今，質問させていただいております。そういう必要である，重要であるという観点に立てば，できないと見るよりも，できる方向で考えてほしいなと思います。昨日，伊佐の方に行ったときは，伊佐の

方も指宿のさつき園と同じように公設民営でありました。ただ、伊佐市の方はセンターになっておりました。そういう中で、あそこは給食室で作るのではなくて、学校給食を提供していただいているというふうになっておりましたが、そもそもさつき園はずっと前から給食をしてほしいというのは、親の会の方から要望があったと思います。このセンター化になる、指宿の場合、民間のわかばさんがされておりましたが、なぜさつき園がセンター化にならなかったのか。やはり、いろいろ話をする中で、私も不思議に思います。歴史もあり、県内でも療育の中では中心的な存在になっていると。30数年前から療育に関わっているスーパーバイザーの大迫先生もおっしゃっていましたが、なぜセンターにできなかったのでしょうか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** センター化にできなかったということですが、平成12年の2月にスタートしましたさつき園につきましては、その前月の1月の段階で旧開聞町と旧開聞社会福祉協議会の方で協議をした上で、さつき園におきましては給食は提供しない、ということでスタートをしているようでございます。そして、療育とか、そこら辺の事業形態につきましては、確かに17年の経験もありまして豊富で、されていると思うんですけども、人口10万人あたりに支援センターは1か所がいい、というようなふうに言われているところです。従いまして、人口4万2千人の指宿市につきましては、1か所で妥当だろう、妥当ということか2か所は必要ないということで、他市を見ても標準規模の所は大体1か所が中核になって、事業展開をしてるというふうでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 当初は給食をしないということであったということでしたが、そこはやはり親の方々の食い違いがあるのかなと思います。やはり、その担当者としてはそうだったと。ただ、親の会から話を伺う中ではずっと前からお願いをしてたという。やはり、今回いろいろ感じたところの一つがですね、引継ぎ、それから連携というところが行政の中で取れてないなど。親の会、お母さん方が一生懸命頑張っていて、給食実施に向けて自ら動いて頑張っております。先日も南九州市長さん、それから本市の豊留市長さんと給食実施に向けての語る会をしております。その中で、驚いたのがですね、南九州市長さんは、さつき園はどこにあるんですかということだったらいいです。知らないんです。市長さんがいい悪いじゃなくてですね、やはり誰かが行ってるはずなんですよね、担当者がいると思います。その辺の報告もされているんだろうかな、それから引継ぎはされているんだろうかなと。それを知ったときにですね、17年の歴史のあるさつき園が何か忘れ去られている。当事者である保護者、子供、またその職員さんたちだけが一生懸命頑張っていて、親である指宿市、南九州市は知らない、関心がないというような、もうすごく感じました。ですので、もっとですね、発足当時、行政側としては給食をしないというふうにとったかもしれません。ただ、現在、親の皆さんは給食は必要なんだと言っていますので、そこに最大限耳を傾けて取り組んでほしいなと思います。今は制度の話だったのですが、この給食に向けての課題というのはどのような、ほかにもあるのかなのか、お伺いいたします。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 今、議員が言われました南九州市の状況ですけれども、これにつきましては私なんかも驚いたところです。首長の中で温度差があるというふうには思ったところです。それで、南九州市とも3月30日に1回目、5月8日には2回目の協議をしておりますけれども、南九州市との連携を十分に行えなかったということは、我々も反省をしまして、今後に生かしていきたいと思っていますところです。

それから、さつき園の運営につきましては、開園以来、指宿市社会福祉協議会へ業務委託し、運営を行っているところでございます。業務委託料につきましては、さつき園の児童発達支援給付費の超過額を本市と南九州市の利用児童数により按分し、それぞれ負担している状況でございます。このため、大幅な負担が考えられるものにつきましては、本市のみの判断では行えない事項となります。南九州市内に3か所あります民間事業所の児童発達支援センターと児童発達支援事業所におきましては、児童発達支援給付費内での運営がなされておまして、公的事业所と民間事業所との不公平感を危惧するとの意見をいただいているところでございます。また、児童福祉法の児童発達支援事業の中には、児童発達支援センターと児童発達支援事業所の2か所がありますけれども、それぞれ人員基準と設備基準の指定基準が定められております。その基準の中に、栄養士や調理員、調理室の設置義務があるのが児童発達支援センターとなっているところでございます。さつき園はこの児童発達支援センターではなくて、児童発達支援事業所に該当することから、指定基準の中に調理室、調理員等の基準はないところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 南九州市さんもあるということで、また南九州市の民間事業者もあるということで、その辺の整合性をやはり危惧されているということだと思います。また、今もありましたが、その制度がそうだからという、設置基準がないからって先ほど言いましたけど、できないことはないのです、できるように考えていただきたいと思います。また、南九州市との調整ですが、先ほども言いました、保護者の皆さんもずっと前からその話は聞いていると思う。私もここ何回か、このさつき園のことについては取り上げさせていただいておりますが、その都度この話は出ます。ただ、先ほど言った市長が認識がないというか、そういうことを知るとですね、本当に協議してるんですかというのは誰しもが思いますよね。できないのを無理やりとは多分言っていないはずなんですよね。ただ、それが本当に協議をします、します、しないといけないと言いながらもそれが見えない、伝わってこないという中では、すごく保護者の皆さんにとったら辛い、不安なことではないかなというふうに思います。先日の指宿市長さんと語る会を私も傍聴させていただきましたが、やはり市長もこのさつき園の給食については必要であると、熱い思いを語っておりました。ただ、行政が食を提供することでのいろいろな懸念、課題があるということをおっしゃっていましたが、市長が考える、あえてもう1回お聞きします。さつき園の給食についての思いと、実際、給食を提供するに当たっての課題と、その課題に向けてどのように対策を講じていくか、お考えを

お願いいたします。

**○市長（豊留悦男）** さつき園のことにつきましては、市長就任以来、入学式や卒業式に参加をし、子供たちと触れ合いを深めてまいりました。特に、旧開聞中学校の体育館跡地でのさつき園の事業というものについては、私自身違和感を感じました。2階に上がって、いわゆる雨漏りの状態、その他施設の問題等も多くの課題があるというのは、私も把握したところでございます。ただ、給食を提供するという、食に関する安全性、その環境を整えなければならない。そのためには、人、物、金という、これをどうするか。この人、物、金というのは民間事業者との関連でどうするかということでもございます。やはり、特別支援教育、統計では児童・生徒の6%から7%程度が教育に特別な支援を要する子供がいると推計されている割合でございます。そういう意味から申しますと、本市においても、この発達支援児童への支援というものは本腰を入れなければなりません。少々長くなりますけれども、この事業を始めるときのボタンをどうかけたかというのが課題であります。体育館が空いてるからあそこですればいいだろう、というような安易な考え方でさつき園を設置したとすれば、これは当初の設置の方法が間違っていたらと、私は思います。そして、特別支援教育というのは、今ほど大切にされなければならない教育の一つでもございます。そのために、指宿には養護学校があり、平成19年度・20年度には皆さんの協力をいただいて高等部まで設置をし、児童・生徒の社会的自立、大人になってから社会で自立できるような子供に育てなければならないという、特別支援教育の大きな目的もあるところでございます。今回、いろいろ指摘していただいておりますけれども、私も近々、さつき園の給食の様子、お母さん方の給食を作る様子を視察させていただきたいと思っております。伊佐市は視察していただいたとおり、給食センターで作っているという、私もびっくりいたしましたけれども、実はこれは市の独自の考え方であろうと思います。推測するに、伊佐には特別支援学校というのはいないからであります。今、伊佐の市長さんもいろいろと特別支援学校の誘致をしておりますけれども、特別支援学校というのは児童・生徒数を上回る教員、助手、実習助手等が必要な学校が特別支援教育であります。それは、障害の種類に応じて、個に応じた安全性を考慮した、そういう指導が必要だからであります。指宿養護学校、教員恐らく50名からいるだろうと思っておりますけれども、そういう看護師等を含めた専門職を備えた特別支援学校というのがありますので、今後指宿市において、特別支援の教育をどうしていくのかといういい機会でありますので、関係部局と共にこの問題については解決の方法を探っていきたいと考えております。

**○2番議員（白山正志）** さつき園の発足、体育館でさつき園をしていたことがあるんですが、その当時、合併前です。開聞町役場の上村さんがさつき園の設立に関わっていろいろな思いをしたというような内容がですね、書かれたものがあります。また、これ後でお渡ししますので、これを読む限り、安易にさつき園を造ったということはありません。非常に皆さん、

一生懸命頑張って、辛い思いと言いますか、県内、そういうこう療育の場がない中でみんな本当にお母さん、お父さん方、もちろん子供たちも苦勞する中で、こういう場所が必要なんだという強い思いを持ってですね、またこういう行政担当者がですね、一生懸命努力をして立ち上がったというふうに。いろいろ、この療育関係、さつき園の文集なんかも見させていただきます。涙が出ますよ、本当に。誰も悪くないですよ。誰も贅沢なことっていないですよ。誰も、特別に市のお金を使うなんて思っていないです。切実な思いなんです。あのスーパーバイザーである大迫先生がおっしゃってました。この療育っていうのは本来、行政がすべきなんだと、そもそも。それを、国が今、民間に責任放棄してるんだと、投げてるんだと。やはり、その辺の観点をですね、子供たちも保護者も誰も悪いことしてないですよ。普通に、楽しく生きたいだけなんです。食べる、寝る、出す、それができない子供がいるから、それを助けてくださいと。その一つが食なんです。それだけですよ。僕は、やはり行政の仕事というのは、一番こういう立場の弱い人、本当に困っている人たちを手助けするのが、行政の仕事じゃないかなと思っています。ですので、正直サッカー場の話を読んでもピンときません。足元、本当にしないといけないことができてないと僕は感じます。是非、していただきたい。また、伊佐の市長さんはですね、療育は宝だとおっしゃっています。だから、この療育を前面に打ち出して子育てをしていくんだと、それが伊佐の財産になるんだとおっしゃっています。豊留市長も是非同じ気持ちがあるかと思いますが、取り組んでほしいと思いますが、最後に市長の思いをもう一度お願いします。

**○市長（豊留悦男）** 安易に設置したという、そのことは要望に応えるためにどこかないかということで、行政がそういう判断であそこが空いてるからいいだろうというような、そういう判断をしたということでございますので、誤解のないようにお願いします。設立のために動いた方々の熱意というのは、誠に重いものがあるだろうと、私は思っております。特に、私も発達障害児等の教育については、現職時代から様々な形で、役員として、私はまた理事長として、県の、携わってまいりましたので、誰よりも重くこの障害児教育については勉強をし、大切さは認識をしていると思っております。ですから、指宿における放課後児童クラブを含めて、子供の発達を支援するこの事業というものについては、もう1回初心に帰ってやらないとなかなかできないだろうという意味で言ってるわけでありまして。伊佐市の市長と全く思いは一つであることに違いはありません。様々な事業をする中で、弱者の視点に立った教育というのは、教育の原点でもあります。ただ、設立の経緯を踏まえて、民間との関係を踏まえて、どうするかという、正しく今判断すべき、非常に重要なときでもあろうかと思っておりますので、是非御了解をいただきたいと思っております。本市においても、教育委員会等が就学指導委員会とか、就学時の健康診断の折に様々な助言、相談に応じているようでございます。不登校関係についても、毎月統計が上がってまいりますので、その分析を通して、今後本市においてどのような、発達障害児を含めた特別教育支援を展開するのか

というのについては、教育委員会と行政が一緒になって考えていきたいと思っております。

**○教育部長（長山君代）** 先ほど、議員の方から特別支援教育支援員に係る予算をお尋ねをいただきました。平成29年度は2,641万4千円を計上させていただいているところでございます。

**○2番議員（臼山正志）** 市長の熱い思いもお聞きしました。是非、前向きにですね、取り組んでいただきたいと思えます。

今の、特別支援員の予算について2,600万円程度ということがありました。市長の方から今後、食を提供するに当たって、やはり人、物、金、あるいは民間との調整も必要だというお話がありました。まず、民間から言いますと、これは行政がすべきことです。何度も言います。お母さん、子供たちには関係ありません。行政がすべきことです。私は、担当者ともいろいろ話をしました。課題がですね、自分たちの課題なんですよ、行政の課題。お母さん、子供たちは何も問題ないです、関係ないことです。お母さん、子供たち、あるいはさつき園のスタッフ等について改善をすべきことがあれば改善します。今、課題とされているのは、行政の皆さんの課題です。それをやらないでおって、課題と言うのは、僕は情けないと思います。後、今回大きく感じたのが、発達障害の子供たち、これは福祉だけの話でもない、教育だけの話でもない、オール指宿で取り組まないといけないことだと思いますが、そのような体制になっていません。途中に言いましたが、何か一本化して、子供課なりを設置して、利用者がですね、分かりやすい、17年間もお願いをして担当者はころころ代わり、首長も代わり、自分たちの思いは知らず知らずのうちに置き去りにされ、やはりそれは行政のいけないところではないでしょうか。やはり、そこは改めるべきは改めていただきたい。また、利用者が努力すべきところは努力する、その関係性があって、よりよい子供たちの支援体制ができるのではないかなと思います。また、それについて行政の方にも要望いたします。

これで、一般質問を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 0時13分

再開 午後 1時14分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、前之園正和議員。

**○14番議員（前之園正和）** 私は日本共産党の議員の一人として平和と民主主義を愛し、市民の命と暮らしを守る立場から通告に基づき一般質問を行います。

まず、子育て支援についてであります。私は合併前の指宿市のときから含めて、今日に至るまで、全ての議会において一般質問をしまりました。その時々市長や執行部に対して、市民の暮らしを守る立場からいろいろな提案や要望も含めて、市民の声を議会や市政に届けてきました。取り上げた課題は多岐にわたっていますが、特に高齢者福祉や子育て支援

の問題については数多く取り上げてきました。私が議員になったのは32歳のときでしたから、当時一番若くて、また私自身が7歳を上に3人の子育て中ということもあり、それ以来、子育て支援に関することを繰り返し要求、提案してきました。初めて取り上げたのは乳幼児医療費問題、今でいう子ども医療費問題だったと記憶しています。当時の補助対象は3千円を超える部分について、6歳の誕生日まででした。これが、何回かの改善を経て中学校卒業まで無償という今日があります。これは、市民の要求があり、行政もそれに応えたことで実現に至っております。学校給食の問題や学童保育の問題、就学援助の問題、教育現場での環境整備の問題なども取り上げてきました。今では、笑い話にしかありませんが、小・中学校のトイレトーパー代は、PTA負担の時代もありました。子育て支援を強めることは少子化対策でもあり、地域の活性化のためにも重要なことであります。全国的には各地において先進的取組をしている自治体がありますが、私はその一つとして兵庫県相生市の事例を紹介し、指宿市として調査や研究をすべきではないかと質してきました。そこで、伺います。まず、子育て支援について、その必要性をどのように考えているか、伺います。

次に、相生市の状況把握についてですが、調査・研究をしているかどうか。また、相生市における支援策とはどのようなものか、伺います。そして、それらを参考にして、指宿市において支援策の拡充、充実の考えはあるかどうか、伺います。

次に、人権としてのLGBT問題についてであります。どういう立場や分野の問題であり、マイノリティ、少数者の人たちが肩身の狭い思いで生活せざるを得なかったり、あるいは差別や偏見のために、ありのままの自分を肯定できなかつたりすれば、それは健全な社会とは言えません。逆に、マイノリティと言われる人たちが暮らしやすいほど、その社会の全ての構成員にとっても暮らしやすい社会であると言えます。特に、性的マイノリティを巡っては、問題が普段ほとんど公然と語られることのない性意識、性行動に関わる事柄であり、また当事者がカミングアウトをしなければ事態が表面化しない場合が多いため、最後のマイノリティと言われてきました。性的マイノリティを巡っては、行政的にも社会的にも差別の解消や偏見の除去に向けての一步が踏み出されてきています。一般的に、LGBTはレズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーなど性的マイノリティを総括する言葉として使われています。TにもFTMやMTFなどがあり、LGBTの類型に当てはまらない人たちもたくさんいます。そこで、LGBTQという表し方があったり、SOGI、ソジあるいはソギという用語も使われています。LGBTが性的マイノリティという多数か少数かという見方なのに対して、SOGIは性の在り方の多様性を認めるという立場からの用語で、「セクシャルオリエンテーション＝性的趣向」と「ジェンダーアイデンティティ＝性自認」の頭文字を取った言葉です。今回、当事者自身が積極的に使い、社会的にも広く認知されているLGBTという呼称の下に質問をしますが、性の多様性の在り方を尊重し、認めるべきとの立場に立っての質問であります。電通ダイバシティラボのLGBT調査2015による

と、LGBTを自認する人は全体の7.6%います。これは、左利きや血液型がAB型の人の日本人に占める割合とほぼ同じとのこと。7.6%とは約13人に1人です。カミングアウトしなければ分からない部分が多いことを考慮に入れると、実際にはまだ多い可能性さえあります。そこで、市長並びに教育長に伺いますが、人権としてのLGBT問題をどのように考えているか、伺います。

次に、単純な質問ですが、LGBT問題の市の担当部署はどこなのか、伺います。また、これまでどのような取組がなされ、今後の予定はどうなっているか伺って、1回目といたします。

**○市長（豊留悦男）** 子育て支援について、少子高齢化が進む中で、本市にとりましても非常に重要な課題であると認識をしております。地域、子育て支援拠点の配置、病後児保育事業、その他様々な事業を現在もやっております。子供の医療費助成制度も中学校3年までの拡充を行うなど、様々な形で子育て支援に現在も取り組んでいるところでございます。

次に、性的少数者に対する人権侵害、これは決して許されるべきものではなく、性の多様性につきましても、人それぞれであることを尊重し、誰もが自分らしく生きることのできる社会を実現していくことが極めて大切だと考えております。

以下、いただきました質問等は、教育長及び担当部長等が答弁いたします。

**○教育長（西森廣幸）** 人権教育は全ての教育の基本であり、教育活動全体を通じて、市民それぞれの発達段階に応じて、創意工夫しながら取り組むことが大切であると考えております。そのようなことから、教育委員会では昨年3月に策定した指宿市教育振興基本計画の中で、豊かな心、健やかな体を育む人権教育の充実を図っていくこととしております。御質問のLGBT、いわゆる性的少数者の人権問題も社会全体で正しい理解と認識を広げていくことのほか、市民一人ひとりが当事者意識を持ちながら、共生社会を構築していくという意識醸成が大切であると考えておりますので、教育委員会としましては、市民一人ひとりが当事者意識を持ちながら、人権問題を考え、取り組めるよう、市民への広報、啓発に努めてまいりたいと考えております。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 相生市の状況把握について調査・研究をしているかとの御質問ですが、相生市の子育て支援への取組につきましては、これまでも数回議員から御質問をいただいております。本市としましては相生市の子育てに関する各種施策について、調査・研究を行ったところでございます。相生市では日本一子育てしやすいまちを目指し、平成23年4月1日に相生市子育て応援都市宣言を行い、子供が健やかに育ち、楽しく、そして安心して子育てができるように、積極的な子育て支援策が展開されているようであります。また、人口減少や少子高齢化等の問題に対応するため、様々な定住促進策も実施しているところでございます。このことを踏まえ、本市における子育て支援策と比較、検討等を行い、実施できるものについては検討していきたいと考えているところでございます。

次に、相生市ではどのような施策、支援策を行っているかという御質問でございます。相生市では少子化対策や定住促進を図るため、あいおいが暮らしやすい11の鍵という取組を行っているようです。取組内容としましては、新婚世帯に対する家賃補助、家を購入した世帯への奨励金の交付、妊婦へのタクシー助成金の交付、出産祝い金の贈呈、15歳までの医療費無料制度、子育て応援チケットの贈呈、市立幼稚園保育料無料制度をはじめとした、保育料等支援制度、市立幼稚園での預かり保育制度、給食無料化制度、小学5・6年生を対象にした放課後の学習教室等の実施、幼児期から中学卒業までを対象とした英語教育の充実化等の施策を実施しているようでございます。

**○市民生活部長（下吉一宏）** 人権としてのLGBT問題について、市の担当部署はどこかという御質問でございましたが、現在LGBTの方々に特化した相談窓口はございませんが、人権に関する全般についての相談窓口は、市民協働課市民係となっているところでございます。

続きまして、これまでどのような取組をしてきたかという御質問でございます。これまでの取組といたしましては、平成29年2月に指宿市人権教育講演会を開催し、社会的少数者の人権について考え、正しい理解を深めるをテーマとして、LGBT関連の講演会を開催をいたしております。平成27年度におきましては、LGBTに関する支援団体であるレインボーポート向日葵と共催して、提案公募型補助事業を活用し、多様な性が尊重される社会づくり事業を実施をいたしたところでございます。また、指宿市男女共同参画推進懇話会におきまして、レインボーポート向日葵の方にも委員を引き受けていただき、LGBT問題をはじめ各分野における課題や問題点などにつきまして、率直な御意見を出していただいております。今後の男女共同参画推進の施策のために御協力をいただいているところでございます。

続きまして、今後の取組についてでございますが、今後の取組といたしましては、LGBTを特別扱いしない社会の実現を目指すため、正しい知識と理解が必要であることから、正しい情報の発信を検討し、LGBTに関する理解者や支援者を増やしていくことが重要だと考えております。また、日常的に様々な方々が手続や相談に来られている行政の窓口においては、職員がLGBTに対する正しい知識を持つこととともに、LGBTの方々が抱えている課題についても十分理解し、適切に対応していくことが非常に重要であろうと考えております。更なる理解促進のため、国の動向や他自治体の取組等を参考に、一人ひとりの人権が尊重され、あらゆる差別や偏見がない社会の実現に向けて、人権啓発を推進してまいりたいと考えているところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** まず、子育て支援についてですが、相生市の状況については子育て応援都市の宣言をやったとか、11の鍵等について内容を把握しているようです。そしてまた、比較検討し、できるものはやっていきたいということで検討をしていきたいというようなことが答弁だったと思うんですね。これまでも、何回も相生市のことについては紹介をし

てきたわけなので、把握するのに何年もかかるわけではないので、その言葉はちょっときついかもかもしれませんが、今に至ってもこれから検討なのかという気はします。相生市のものについて、一つひとつできはしないかということをチェックしたというような答弁でしたので、これからなんですか。検討して、できるもの、できないもの、明らかになっているんじゃないんですか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 議員御指摘のとおり、これまで数回、御質問を受けてきたところでございますけれども、相生市のいいところの事業を取り入れるとか、必要でないとか、そういうのも含めて検討をしてきたところでございますけれども、本市におきましても本市独自の事業展開をしているところでございます。今後につきましても、いろんな事業を並べて、それで必要があれば取り組んでいきたいと考えているところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 先ほど、1回目の答弁でありましたが、11の鍵について1から11まで全て述べていただきましたが、このうちの5番目にある乳幼児等こども医療費助成事業、これについては指宿の方が18歳、高校卒業するまでっていうことですので、対象としては指宿の方が進んでるのかなというふうに思います。ほかについてですね。

（発言する者あり）

**○14番議員（前之園正和）** 失礼しました。中学校3年までということですね、ということで指宿の方が進んでいると。この対象という意味ではですね、と思うんですが、ほかについて新婚世帯家賃補助金はできるのかできないのか、あるいは必要性があるのかないのか。2番目の定住者についてはできるのかできないのか、必要性があるのかないのかということで、それぞれについて検討した経緯があるんですか、ないんですか。

**○総務部参与（中村孝）** 相生市でやっている家賃補助、住宅購入の補助の部分でございまして、本市においては移住者を対象に定住促進条例を定め、床面積が50㎡以上の住宅新築、又は床面積50㎡以上の新築、中古住宅の購入者に対し助成金を交付しているところでございます。相生市のように子育ての世帯を対象にした家賃補助や家の購入補助は実施していないところでございます。支援策拡充、充実の考えはあるかとのことでございまして、相生市との、本市とのですね、人口構成であるとか、それぞれの町の特有の課題などがあり、それらを踏まえ、その町の施策は反映をされていると思っているところでございます。従いまして、本市としまして今後何を重点化すべきなのか、また何を優先すべきかなどについてですね、課題をしっかりと調査・研究する必要があると考えております。

**○14番議員（前之園正和）** 移住者の住宅取得の奨励金については、指宿市の場合には言われるように移住者に対して、となっております。ここの、子育て支援の一環での相生市の場合には、年齢がありますけれども、市内に住宅を新築又は購入されたということで、移住者じゃないんですよ。あくまで子育て支援なんです。そういう意味では性質が違いますので、そのことは承知してるわけで、これについては違うっていうことは分かっているんで、必要性はある

のかないのか、その検討はしたのか、ということを知りたいんです。マタニティータクシークーポンについても検討したのかしないのか、必要性がないならない、あるならある、そういう意味で一つ一つ検討されたのかどうかということを知りたいので、検討した経緯があればそれを示していただきたいということなんです、それぞれについて。

**○市長（豊留悦男）** 正しく、議員の御指摘のとおり11の鍵という資料をいただきました。これは無理だなど、本市にとってはということ、場合によっては協議し、実施できる事業もあるなどということで担当と協議をいたしました。例えば、小・中学校の給食完全無料、これは本市の財源、現状では検討する、できるできないを含めて、やる必要があるけれども難しいのではないかと。保育料無料というのもございました。これ等を積算しながら、この11の鍵の中で何ができるか。それで、例えば妊婦さんの不安解消のためにタクシーチケットだったでしょうか、そういうのをやるとか、現代版の寺子屋の教室をする、充実した英語教育をする。できるとすればどういうものがあるか、というのは担当と共に協議をしたところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 11の鍵について、それぞれについて検討していただいたという点では敬意を表するんですが、難しいのかなっていうのもあると。それは、当然あると思うんですね。ですから、全て横並びですよっていうことを言ってるわけじゃないので、できるものとできないものは当然あるでしょうから、検討してるっていうことでしたが、できないものは2・3説明があったんですけど、ほかについてどうなんですか。もう、ほかについても結局できないのか、今言ったマタニティータクシークーポンについては、前向きの検討中って理解なのかどうか、それぞれ一定の判断がついていけば示していただけないでしょうか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 市長も申されましたとおり、費用対効果って言いますか、適切な事業であればやっていきたいという思いはありますけれども、相生市の11の鍵の利用率と必要性の相関というのを見ますと、保育料軽減、それから給食費無料化、乳幼児医療、出産祝い金、これが利用率が高くて必要性が高いというものになっているようでございます。従いまして、直接影響があるようなものについては、そういう利用率、必要性が高いというふうに見受けられます。新婚世帯とか住宅取得金とか子育て応援券、ここにつきましては、利用率が低いというふうになっております。相生市につきましても、この11の鍵につきましては、毎年のように必要性ということで検証をしているようでございますけれども、私も、この相生市がこういうふうな事業を展開するようになった経緯なども踏まえまして、今、検討をしているところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 私が質問する以上は、できる、是非やってほしいという前提の下で質問をしてるわけですが、それにしても、検討をするにしてもですね、もう随分前から提供してるわけですので、まだ検討段階なのかなと率直に感じております。

それです、ファミリーサポートセンターについて今年度、設置の方向だっということ、答弁にはなかったんですがちょっと伺っているんですけども、これについては平成26年6月議会で私の一般質問で、私も提案、要求をし、そのときの答弁では今後調査・研究していくということで答えていたわけですが、これが具体的に進んでいくということは喜ばしいことですが、今年度中に取り入れるとして、どういう段取りで、いつ頃からどのようになっていくのか、お伺いしたいと思います。

**○健康福祉部長（前園千秋）** ファミリーサポートセンターとは、育児の援助を受けたい方、依頼会員と育児の援助を行いたい方、提供会員がセンターの会員となりまして、有償のボランティアで相互援助活動を行う会員組織でございます。センターにはアドバイザーを配置し、相互援助活動に関する連絡や調整を行います。本市のファミリーサポートセンター事業につきましては、本年度からの新規事業であり、ファミリーサポートセンターいぶすきを開設したところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 本年度からの新規事業ということですが、もう4月からスタートしてるんですか。今、実際の稼働はいつ頃からってということですか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 開園保育園の方に委託をしまして、スタートをしたところでございます。

**○地域福祉課長（山口保）** 現在、広報誌等で広報を行い、6月から会員の募集を行ってところでございます。その後、提供会員等が出てきましたら、また講習会を行った上で実施することになりますので、実施予定としては、9月以降になるのではないかと予定しております。

**○14番議員（前之園正和）** 今から双方ともに募集をしてということですので、有償です、その額とかいうこともいろいろ出てくるんだろうと思いますが、実施は9月頃の予定ということでした。それを、せっかく作る良き事業ですので、これを更に良きものにするためにも、制度の具体化に当たってはですね、子育て現役世代のお父さんやお母さん方の声を聴くと。ほかの自治体の経験も重要です、現に子育て中の現役の人たちの声を聴くということも大事だというふうに思うんですが、そういった現役世代のお父さん、お母さんの声を聴くという点での、何か取組予定ってというのはあるんでしょうか。

**○地域福祉課長（山口保）** 今現在、会員等の募集について広報誌等で周知しているところでございます。そういった中で、いろんな問合せ等も出てくると思います。ファミリーサポートセンターの周知について、いろんな声を聴きながら進めていきたいと思っております。

**○14番議員（前之園正和）** それでは、是非とも実際に使うであろう人たちの声も集約をしてですね、より良きものにしていただきたいというふうに思います。

それから、病児保育について、先ほど1回目の答弁では病後児保育もやってるというような答弁だったかと思うんです。これは、これまで病後児保育だったのが、今年後から病児保

育なってるんですか。もう少し詳しく説明をお願いします。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 本市の病後児保育事業につきましては、これまで病後児保育事業として委託をしておりましたけれども、事業者から昨年度で廃止する旨、通知があったことから、指宿医師会に打診をしまして、今年度から指宿医療センターで病児保育事業を実施しているところでございます。これまでの病後児保育事業につきましては、病気の回復期にある小学校6年生までの児童を対象としているのに対しまして、今年度からの病児保育事業は、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない生後4か月の乳幼児から小学校6年生までの児童が対象となっているところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 病後児保育はこれまでで、今年度からは病児保育になってるというのが正しい答弁ということだったと思うんです。そこで、今年度から病児保育になってるということですが、医療センターが実施施設になってるということですが、なぜなったかは、まず前のところが辞退したのってということですが、医療センターにおいて病児はもちろんのこと、病後児も含めることはできなかったんですか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 委託契約が指宿医療センターとの取決めで病児保育ということで、この事業を委託をした関係で病児保育事業を実施してまいります。

**○14番議員（前之園正和）** ということは、医療センター側の理由で病児保育のみになったんじゃないくて、市の要請の方が最初から病後児は外したってということですか。

**○地域福祉課長（山口保）** 今回、病後児保育事業を実施してました医院が廃院するということで、病後児保育事業はできなくなったわけですが、病児、病後児保育事業あるんですけど、利用者が多いのは、ちょっと病気の重い、どうしても預かってもらわないと仕事に行けないということで、病児の方の需要が多いのではないかとということで、今年度から病児保育事業に変更したところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 私が言ってるのは変更がどうのじゃなくて、両方できなかったのかということを知ってるんです。どうなんですか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 医療センターとの契約の中で、8時半から5時ということで時間設定もございますので、その当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていない生後4か月からの小学校6年生までという児童が対象となっているということで、病児保育事業を実施したところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 時間の関係がありますので、8時半から5時っていうのは時間の括りであって、どういう事業をするかはですね、別の問題ですので、両方同時に、向こうの病院側の利用で、事情でできないんだったらそれは仕方がないかもしれませんが、両方を対象にしてですね、やっぱり事業というのは組むべきだったのではないかとことだけ申し上げておきたいと思います。

それから、病後児ではなくて、病児だということになれば、例えばインフルエンザなんか

なれば、発熱をして、解熱をしてから一定期間は学校等に行けないわけですが、解熱されれば、熱はもう平熱に戻ってると。ところが、一定期間は学校に行けない、この期間ってというのは病後児になるんですか、病児になるんですか。熱は下がって、しかし登校、学校に行けない時間。ここは対象になるんですか、ならないんですか。

○**地域福祉課長（山口保）** 病児の対象になると思います。

○**14番議員（前之園正和）** それは、間違いのないことですかね。

○**地域福祉課長（山口保）** そういったインフルエンザの場合には部屋を二つ設けて、感染の場合は別な部屋を設けるということの対応を取るようになっております。

○**14番議員（前之園正和）** 対応の仕方を聞いたわけじゃないんですが。それでは、今インフルエンザの熱発後の解熱後について伺ったんですが、病児なのか病後児なのかで、ややこしくなることってというのは、一般的な話としてでいいんですが、考えられないんですか。

○**市長（豊留悦男）** 今、様々な事例について御質問をいただきました。今回、新たな医院、つまりこれまでの場所を変えて医療センターで行うことになりましたので、医療センターとの協議も必要だろうと思います。今回、いろいろ意見をいただきましたので、協議の場を設けて、どういう形でやっていくのかっていうのは検討させていただきたいと思っております。

○**14番議員（前之園正和）** 次に、LGBTの件にいきますが、先ほどの答弁で市長の方からは、人それぞれであることを尊重し、ということでしたので、正にそうだというふうに思います。そしてまた、教育長の方からは人権教育は、全ての教育の基本だといった趣旨の答弁がありました。市の担当部署については相談窓口はないが、LGBTとしての相談窓口じゃないが、人権全般としてはパートナーシップ推進係だったかと思うんですが、担当としてはパートナーシップ推進係であるが、実際にはLGBT関係の相談窓口はない状況ということではよろしいんですか。

○**市民生活部長（下吉一宏）** 窓口の関係の質問でございますが、先ほどの答弁につきまして、現在LGBTに特化した相談窓口はございませんが、人権に関する全般についての相談窓口は、市民協働課市民係で行っているという答弁でございました。

○**14番議員（前之園正和）** 人権については市民協働課ということですが、それでは、これまでLGBTに関する相談というのはですね、あったのかどうか。また、人権一般ということでは窓口はある、担当もあるんですが、LGBTについてのもので、日常的な取組という点ではなされているのかどうか、その点はどうでしょうか。

○**市民生活部長（下吉一宏）** 質問につきましては、LGBTの相談があったかということが1点でございましたが、これまでそういった相談はございません。それと、日常的なLGBTに対する取組ということでございますが、その前に窓口の関係でございますけれども、LGBTに関する相談があった場合につきましては、人権擁護委員、鹿児島県民交流センター内の男女共同参画センターや鹿児島地方法務局知覧支局の相談窓口を紹介することといたして

おります。また、市内におきましては、指宿竹元病院内指宿ライフサポートのレインボーポ  
ート向日葵という団体が相談に応じていただいているようでございますので、そういった団  
体の紹介もしてまいりたいと思います。それと、議員がおっしゃるのはLGBTについて特  
に調査・研究、そういった政策の立案、そういったものを行っている部署はどこかと、そうい  
った趣旨であろうと思います。そういうことでございますが、現在においてはそれに特化し  
たようなその政策立案、調査・研究をしている部署はございませんので、今後ですね、そう  
いった先進的な取組、国の取組、県の取組、そういったものを参考にしながらですね、どう  
いった体制でその調査・研究、政策立案をしていけばいいかということについては、今後の  
課題として検討してまいりたいと、このように考えております。

**○14番議員（前之園正和）** LGBTに関する相談はないということでしたが、これはそうい  
った当事者がいないということじゃなくて、特化した窓口がないわけですので、相談に行  
きようがないというのが実態だと思うんですね。そういう意味では、なかなかこの問題に  
ついては難しい問題もありますけれども、相談窓口はここですよと、特化したものをです  
ね、分かりやすくすることは隠れた当事者に対しての救いになっていくんじゃないかとい  
うふうに思うんです。ですから、相談がない、相談すべきものがないんじゃないかと、相談しに  
行く場所が明示されていないということじゃないかと思うのですが、それについてはどのよう  
に認識されてますでしょうか。

**○市民生活部長（下吉一宏）** 正しく、そのとおりでございますが、現在ホームページの方にも  
ですね、そういった人権に関する相談ということでホームページを設けてますが、そのホー  
ムページの内容につきましてもですね、なかなかそういった方々に対するその相談窓口の案  
内ということがされておりませんので、いろんな団体のそういった取組を参考にして、この  
ホームページの内容についても、そういった方々が容易に相談をできるようなホームペー  
ジの検討もしなければならぬと、このように考えてるところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 指宿市には答弁にあったかと思いますが、協働のまちづくり指針  
というのが制定されております。協働のまちづくりとは何か、その背景や行政の取組などを  
記載されておりますが、これは恐らくパートナーシップ推進係の職務の内容を方針化したも  
のではなかろうかと思うんですが、これに基づいて日常業務がなされていると思うんです。  
この中を見てもですね、地域や住民、あるいは事業所の連携や自助、共助、公助というこ  
となどが中心になっていて、どこを見てもLGBTに関連する記載はないわけですね。です  
から、特化した窓口もないということでしたが、担当部署を訪ねれば市民協働課のパート  
ナーシップ推進係ということになるんですが、それにふさわしい取組はですね、実際のところ、  
部署はここだっていうことは明確かもしれませんが、実際のところはなかなか、やられ  
てないというのが実態ではないかというふうに思うんですね。先ほど、相談はないけれ  
ども、相談があったらほかを紹介するということですので、これは指宿市での対応はしないと

いうことでもあるんですよね。紹介を対応だというふうに捉えればそうかもしれませんが、市独自の対応はないという、また、しないということでもあろうかというふうに思うんです。そしてまた、特化した窓口はないっていうことでしたが、このパートナーシップ推進係なりに、それでは広く人権の相談として来た場合に、担当者というのはあらかじめ決まっているのかどうか。あるいはそれは、決まっているとしても1人なのか複数なのかということなどもあります。そういった面では名実ともに取り組まれていないのではないかとこのように思わざるを得ないんですが、その点についてはどうでしょうか。

**○市民生活部長（下吉一宏）** ただいま、議員の方が協働のまちづくりの指針ということでの話がございましたが、この人権に関する計画につきましては、市の方におきましては二つございます。まず、指宿市人権教育啓発基本計画というのが、平成26年の1月に策定をされてございます。その中で、その他というところに位置付けをされておりますけども、性的少数者の人権ということで取組を行うということがまず1点でございます。それと、もう1点は指宿市男女共同参画基本計画、これにつきましては本年の3月に改訂をさせていただきますが、その中でそういった、議員がおっしゃいますようにLGBTという言葉は表記をされておませんが、性的少数者の人権という形でうたわれております。この二つの計画につきましては、もちろん国・県の計画があって、それを勘案して作るように法律で定められておりますので、そういった流れをもって指宿市もそういった計画を策定してるということで、位置付けとしてはこの二つの計画に位置付けをされて、それに基づいてやっていくと。今、議員がおっしゃられたように具体的な取組がないとおっしゃいましたけれども、確かにそういったこともございます。現在の計画においては、まずそういったLGBT、性的少数者の人権について、啓発を行うというのが主な計画の内容になっておりますので、計画自体はそういう段階であるということでございます。それと、LGBTに特化した相談ができるかということでございますが、はっきり申し上げまして市の職員において、具体的に言えば市民係、又はパートナーシップ推進係において職員が直接相談を受けるという、そういった能力もございません。ですから、先ほど申し上げましたように、現段階においては、そういった相談を受けられる所を紹介をしているということございまして、全く取組をしてないということではなくて、この件につきましては、正に国においても県においても、これからの大事な人権問題でございますので、取組をしないということじゃなくて、いろんな取組、先進的な取組を参考にして、市としては取り組んでいきたいと、そういったことでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 人権教育啓発基本計画の中でも、性的少数者ということで、その他の欄に入ってるということでしたが、正に入ってます。それで、これは子供の人権、女性の人権、高齢者の人権、障害のある人の人権と列記してある中で、LGBT、性的少数者についてはその他の人権ということで、その他になってるんですよね。これを、だから子供の人権や女性の人権と同じ横並びに位置付けるということも必要なんじゃないかと思うです

が、それについてはどうでしょうか。

**○市民生活部長（下吉一宏）** 先ほど申し上げましたが、国・県の基本計画を勘案して、しんしゃくして地方自治体は策定をすると、そういうことで、国においても県においても、確かその他という部類のところに現段階ではなされているようでございます。だからと言って、市においてその他に位置付けるべきということではございませんが、そういった流れの下で計画が策定をされてございますので、今後におきましては国の動向、県の動向、そしてまた市におけるそういった人権の課題等を勘案して、それを改定する時期においてですね、位置付けについては変えることは検討したいと思っております。

**○14番議員（前之園正和）** それでは、やろうと思えばすぐにでもというか、比較的簡単にできることもあるのではないかとということで、二つほど提供させていただきたいと思うんですが、まず男女の別表記についてです。例えば、市の求める書類の中でも、男女の別を記載させるものもあろうと思います。例えば、今日の議場を傍聴するには名前を書くんですが、これには男女の記載はないと思います。そういうふうにしてですね、仮に法的に男女の別を記載しなきゃならないというものがあれば、それを覆すことはできないと思うんですが、男女の記載というのはですね、一般的に何のこともないようですが、当事者、特にトランスの人にしてみれば、戸籍上の性別と自認する性別が異なるために非常に困っていると。そこで、伺いますが、この法律などで規制されて男女の別を求めなければならないものを除いては、任意のものはですね、この男女の別の記載を省略するために、例えば市の行政文書その他については、総ざらいをして検証してみる必要あるんじゃないかと。そしてまた、それを実行すべきじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

**○市民生活部長（下吉一宏）** 確かに今、議員おっしゃられますように、その当事者の方々、そういう、今レインボーポート向日葵という団体がございますが、その事務局の方にお聞きしましても、その当事者の方にとってはですね、市などへの申請のときの男女のこの表記、非常にこれが苦痛だそうです、確かに。そういったことなんです、全国的にもですね、この市などへ提出する申請書については、その法的にどうしても必要な部分については除いて、任意でできるものについては男女のその表記をなくそうという動きもございまして、そういったことを踏まえまして、どうやってその当事者の方々の意に沿えるような書類にできるか、そこについてはですね、そういった方々の意見も聴きながら、寄り添ってですね、改正できるものについては改正をしていこうと、このように考えております。

**○14番議員（前之園正和）** 法的な規制があって、どうしてもっていうものは、当然それはもう法に従うしかないわけですけど、大きな考え方として可能なものについてはというか、必ずしも必要でないものについては記載を省略をしていくと。個別にはいろいろ検討も必要かもしれませんが、大きな大本の考え方としては、性別記載を省略をするということについて、市長の考え方を伺いたいと思っております。全体の考え方としてですね。具体的にはい

ろいろ出てくるかもしれないという前提で構いません。

**○市長（豊留悦男）** 今、御質問の件、教育現場でも数年前から、今後名簿を含めて、いろいろ協議がなされております。しかし、最近、例えば真理という字を書いてマリと読ませる、マコトと読ませる、そしてシンリと読ませる。男女の欄がないと、この人どういう読み方をしてどうなんだろうと、そのときに事務処理を間違うと大変なことになります。そういう意味で、時と場合によって不必要な男女の区別というのはすべきではないと、私は考えております。行政文書の中でも、必要不可欠のものについては、やはり男女という、それが区別できるような書類というのは当然必要でありましょうし、先ほど申し上げましたように、不必要な部分については、考慮しなければならないと思います。しかし、一人ひとりが男、女、つまり男女を表明すると言いますか、文書等を出すことに苦痛を感じる、そのことについては、また新たな観点で考えて、取り組まなければならないと思っています。

**○14番議員（前之園正和）** 法的な規制もあったり、あるいは行政としてどうしても把握しなきゃならないというものも、そこまでは否定するつもりはありませんが、第一歩として可能なところはやっぱり調べて、当たってみるということは、是非していただきたいと思いません。

それから、もう一つはトイレの問題です。公共の施設のトイレ問題も深刻です。ケースによっては男性用にも女性用にも入れない、どちらからも他の人から変な目で見られると。だから、外出するときには水分は摂らないと。夏場なんかは脱水症でも起こしたらどうするんだという話にもなるわけですが、水分は摂らない、トイレに行かないようにすると、涙ぐましい対応もされております。そこで伺いますが、例えば公共施設や指定管理者に出している施設も含めて、既設の身障者トイレというのは車いすのマークが付いているわけですが、全て機械的についでということにはならないかもしれませんが、車いすマークだけでなく、例えばみんなのトイレとか、誰でも入れますとか、何か表記1枚を変えるだけでも救われる部分が出てくるんだったら、これも第一歩として考える必要があるんじゃないかというふうに思うんです。また、新たな表記で適切なものがあれば、それはそれでいいんですが、何かしらやはり表記1枚でも、少しでも救われるものがあるとすれば、それも考えるべきじゃないかと思うんですが、その点はどうでしょうか。

**○市民生活部長（下吉一宏）** 今、議員がおっしゃったように、そのトイレの問題等も非常に大きな問題であるというふうに認識をいたしております。現在、トイレについてですが、調べてみたところでございますが、市役所の北側のトイレにつきましては表示がございまして、オストメイト、人工肛門、人工膀胱の方の表示、おむつ交換の表示、それと身体障害者の表示ということで、そういった表示がされております。また、指宿の図書館においては、このトイレは障害者トイレですが一般の方も御利用いただけますと、そういった表示もございまして。また、COCCOはしむれのトイレにつきましては、たくさんのマークがございまして

て、男女、障害者の方、子供、いろいろな方の表示がございまして、いろんな方が入れるような表示になっているようでございます。従いまして、今このトイレの問題につきましても、当事者の意思を尊重した対応をどのように行うのか、他自治体の取組や民間等の取組もございますので、そういった取組を参考にしてですね、今後検討していく必要があらうかと考えております。

**○14番議員（前之園正和）** 是非、検討していただきたいし、また当事者等の意見を聴く機会も作っていただいて、より良きものができればというふうに思います。

それから、先ほどレインボーポート向日葵と協働して提案公募型補助事業でやったということもありましたかね、とか、講演会をやったとかいうこともありましたが、この提案公募型補助事業については一緒にやったと言われませんでしたかね、これについては、いずれにしても行政が取り組んだというよりも、中身は何であれ提案公募型補助事業を扱う所がパートナーシップ推進係だったということだったのではないかと思っているところです。

それでは、教育長の方にも若干伺いたいと思うんですが、教育現場においても年齢に応じてになると思いますが、性的思考や性自認には多種多様性があることを学ぶ機会を作ってもいいと思うのです。LGBTの方たちが特に変わった存在でもなく、ましては忌避すべき対象でないことを子供たちにも理解してもらい、できるならばA l l y（アライ）の一員としての成長を望みたいではありませんか。教育長の見解を伺います。また、この際私自身A l l y（アライ）の1人であることを表明しておきたいと思えます。

**○教育長（西森廣幸）** 先ほどの答弁で、人権教育は全ての教育の基本だということをお申し上げました。学校においては、人権教育の全体計画、年間計画を作成して、それぞれの学年の発達段階に応じた人権教育を実施しているところでございます。既存の人権問題として取り上げられている事例、又は新たに起きてくる人権問題の事例、そういうものを網羅した計画になるように指導しているところでございますが、県の教育委員会では、毎年、人権教育資料の冊子を発行しております。これは、学校だけじゃなくて、全ての機関、場所等に置いてあるのではないかと思います。その中におきましても、その他の重要課題として性的趣向を理由とする偏見、差別、性同一性障害者への偏見、差別という項目を設けて、それぞれの学校でこの内容等についても周知徹底し、指導をするようになっているところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** いろんな人権教育をやっているということは理解するんですが、今、最後に性的少数者についてのこともやるようになってるってことでしたが、これは現にやられているんですか。例えば、年齢が低いと自分がLGBT、特にTにおいて認識しない場合もあると思うんですね。例えば、男の子でままごとが好きだったりって場合に、その先にはトランスが隠れてるかもしれないんだけど、本人には自分でも分からないということで、例えば同性を好きになったり、あの子がかわいいと思ったり、誰がどういう組合せであっても、それは別に特別なことじゃないということもですよ、LGBT教育で

ございますと言わなくても、そういうことを日常的にやっぱり取り組んでいくことも大事だと思うんです。そういう意味で、実際の問題として人権教育やってますじゃなくて、LGBTに関わる、そこを意識した教育というのは実際にやられてるんですか。そこはどうですか。

**○教育長（西森廣幸）** そのことに特化した指導っていうのは、具体的には、学年の発達段階に応じたものもあろうかと思いますが、基本的には人を大事にする、命を大事にする、男子女子、そういうことでなくて、様々な生活の中で共生・協働の生活が営まれるような指導っていうのは、人権教育の視点からも取り組んでいると思っております。

**○14番議員（前之園正和）** ですから、人権教育の中で大きな枠の中に埋もれてる感じがするわけですよね。やっぱり特化したものが、LGBT教育をこれから始めますということではなくて、そこを教師の側が意識してやる必要があるんじゃないかというふうに思うんです。そういう点ではですね、例えばセックスのことについては年代的なこともあるかもしれませんが、ジェンダーについては早過ぎるってことはないわけですよね。その点についてはどうでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 早過ぎるっていうことじゃなくて、その発達段階に応じた指導内容が必要になってくるだろうと思いますし、またそういう事象等が身近にあった場合等には、事例を通して指導していくこともあろうかと思えます。教師に対する研修、又は保護者に対する研修としましては、家庭教育学級の学級生徒を対象にしたLGBTに関する教育講演会等も実施しているところでございます。

**○14番議員（前之園正和）** 今出たんですが、子供たちにちゃんとしたことを学んでもらうためには、まず教師が正しい知識を持たなければならないと思うんです。特に、人権教育担当者、生徒指導の担当者、養護教諭、あるいは管理職っていったものについては、研修など継続的に、意識的に開いていく必要があると思うんです。年に例えば1回とか、この間やったからいいっていう程度じゃなくてですね、やはり意識してこの教える側の教師の知識も高めるといこともやるべきだと思うんですが、それについてはどうでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 人権教育については、全ての教育の基本でございまして、様々な機会に教職員に対する研修、そういうのは実施しているところでございます。生徒指導の問題、不登校やいじめの問題、様々な場面を想定しながら、校内での人権教育の研修には当たっているところです。

**○14番議員（前之園正和）** 私が言ってるのは人権教育をやってますということだけではなくて、その中に含まれてるんですよということではなくて、その人権教育やってる中に埋もれてはいませんか。ですから、そこはLGBT教育という言葉が表に出なくても、そこを意識した取組というのがやはり必要なんじゃないかっていうことを指摘してるつもりです。

それから、次に行きますが、平成27年4月30日付けで文部科学省より、性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について、という文書が発せられていますが、

教育長は承知してますでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** はい、今、議員がおっしゃいました27年4月30日付けの、性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施について、という文書はいただいております。

**○14番議員（前之園正和）** これを見ますと、多方面についての支援の在り方ですね、具体的に卒業証書をこうしてくれってということについてはどうだとか、いろんなことが書かれています。また、支援の事例についても、服装や髪形、更衣室の問題、トイレの問題、いろいろ書いてありますが、これに基づいての市の対応とか、これに基づいての検討とかいったことはやられてるんでしょうか。また、その結果はどうでしょうか。

**○教育長（西森廣幸）** 国の方からこのような文書が届きましたので、その写しをそれぞれの学校に配布し、校内での研究授業、又は職員研修等で活用していくように指導しているところでございますが、議員が先ほどおっしゃいました、具体的な事例等も中には入っておりますので、それぞれの学校で該当するものについては、具体的に職員で話し合い、解決ができるものは解決していく、そういう方向で進んでいると認識しております。

**○14番議員（前之園正和）** この文書について、各学校に配布し、それぞれの学校で対処しなさいと。それも大事かもしれませんが、この文書を受けて教育委員会として対処する、検討するということが必要じゃないかということ言ってるんです。そこについてはどうですか。

**○教育長（西森廣幸）** 通常は、国からの通達、文書等を学校の方に情報提供をしていくわけですが、その中でも全体的に共通理解や取組を促していくためには、管理職研修会等でも取り上げて説明をしていきますし、また市内の小・中学校の中には人権教育に関わる研修を、研究と取り組んでいる学校等もありますので、その研究の発表会等の機会を利用して、このこと等にも触れて、さらに人権教育の広がり、深まりを指導したり、取り組んでいきたいと思えます。

**○14番議員（前之園正和）** 先ほどの質問者に対する答弁の中で、発達障害、要支援の児童・生徒が市内に8%いるということでした。LGBTは全体として7.6%と言われますから、ほぼ同じ割合です。そして、要支援の児童・生徒に対する支援員は、24名配置されているということでした。経費も2,600万円余り、掛けているとのことでした。一方、LGBTに関してはこのような配置はされてもなく、予算も掛けていません。LGBTに代表される性的少数者はいないのではなく、カミングアウトできない、場合によっては年齢が低い段階では、当事者自身も認識できない状況であります。LGBTへの対応について、少なくとも特化した相談窓口の明確化、担当者も個人ではなくて、また政策立案も個人ではなくて、チームとしての取組ができるぐらいの人数を確保すべきだというふうに思うんですが、これについて市長、どうでしょうか。

○市長（豊留悦男） ただいま、るる質問をいただきました。学校現場を含めて、行政全体でいただいた質問等参考にして、どのように取り組むか、今後検討いたします。

○14番議員（前之園正和） 後、渋谷区、世田谷区、伊賀市、宝塚市、那覇市に次いで札幌市でも同性パートナーシップ制度が導入をされております。渋谷区は条例で、ほかは要綱での制定となっております。これらも先進の地として、指宿市においても、同性パートナーシップ制度制定に向けての調査・研究を進めたらどうかと思うんですが、この点については市長、どうでしょうか。

○市長（豊留悦男） ただいま、紹介していただいた基礎自治体の様子についても、今後勉強させていただきたいと思います。

○14番議員（前之園正和） もう1か所紹介したいと思うんですが、大阪市淀川区においては、LGBT支援宣言を行い、教職員向けLGBTハンドブックの策定や講演会の開催、出前講座など、いろいろなLGBT支援事業を行っております。また、ホームページでも一定のスペースを確保しています。指宿市においても、大阪市淀川区における先進事例を学び、LGBT支援を強めるべきだと思うんですが、ここについても是非調査・研究の対象としていただきたいと思うんですが、どうでしょうか。

○市長（豊留悦男） 貴重な御意見、御提言をいただきましたので、検討させていただきます。

○14番議員（前之園正和） 子育て支援及び人権としてのLGBT問題を取り上げたわけですが、どれも大事な問題です。LGBTについては、今日これで終わりっていうことじゃなくて、やはりこれからの課題だと思うんですね。指宿市議会で初めて取り上げられたテーマでもあります。今後、当事者への支援も含めて前進することを期待して、質問を終わります。

○地域福祉課長（山口保） 先ほどの病児保育事業の中で、病後児も利用できないかの質問がありました。病後児も病児に含まれるということで、病児、病後児、両方とも利用が可能ということになります。追加して答弁いたします。

○14番議員（前之園正和） ということは、言葉としては病児ですけど、意味合いとしては病後児も含まれるということよろしいわけですね。

○地域福祉課長（山口保） はい、そのとおりです。

○14番議員（前之園正和） はい、終わります。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 0時13分

再開 午後 1時14分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、木原繁昭議員。

○15番議員（木原繁昭） 皆さん、こんにちは。15番、木原繁昭です。通告に従いまして、一

般質問をさせていただきます。

まず、学校環境の整備についてですが、昨年9月の一般質問でも述べさせていただきましたが、昨年の夏休み前の丹波小の学校運営協議会の中での話ですが、涼しかろうと思われていた南側の木造校舎が暑い。校舎の向きなどの関係で風の通りが悪いのか、とにかく他の所とするとここは特に暑いのではないかと、何とかならないか。そのような話があり、我が地区の館長さんより1回見に行きましょうということで、昨年7月19日に視察させていただきました。午前8時45分の時点で、教室の温度計は既に32.5度を記録していました。午後になると高い日は37度にも達するそうですと報告させていただき、丹波小の子供が気分が悪くなって、保健室に行ったと聞いたが事実か、他校にもそういうことがあったのかとの質問に、7月5日に丹波小学校から頭痛や吐き気などの体調不良で早退した児童がいたとの連絡があり、その際、暑さ対策への相談を受けたが、他校からはそういうような要望はなかったということでした。その後の質問で、いろいろ応答いただいたが、この丹波小の暑さは、この木造校舎に問題があるのではなく、学校側の職員対応が不十分だという答えに終始したように思われましたが、今もそのような考えでしょうか。天窓が閉まっているとき、開けたとき、その温度変化等のデータ収集をお願いしましたが、報告はありませんでした。データ収集をやったのか、また、他の学校等の差異はあったのか、なかったのか、伺います。

なのはな館の現在の運営状況について。一昨年まで県の直営で体育館と広場が運営、管理されていたが、昨年4月より本館部分等が指宿市に譲渡されました。現在はどのようなことに使われているのか、またその運営費は幾ら掛かっているのか、伺います。撤去予定だった部分については現在どのようになっているのか、また管理等はどういう形で行われているのか。

三つ目の文化・スポーツ等の経済効果について。まず砂楽、たまた箱温泉等について。指宿の魅力は何と言っても世界的に珍しい砂むし温泉があり、指宿の象徴の一つであります。また、行ってよかった！日帰り温泉&スパ部門で4年連続5回目の1位に輝いた、海と空が一体化したような絶景露天風呂、たまた箱温泉、そして砂むし砂湯里、ヘルシーランド等温泉設備、これらは観光指宿の知名度アップ等に貢献し、働く場の提供はもちろん、入込客数等に大きく影響し、ホテルや他の産業等にも多大な貢献をしていると思われるが、その経済効果はいかほどでしょうか。また、陸上競技場も約4億円掛けて全天候型に改修したことにより、菜の花マラソンや市民体育大会等の利便性の向上に大きな効果が得られているものと思われれます。また、合宿等による関係者の利用も多くなり、入込数、交流人口の増加も多くなったと聞いているが、これも経済効果が大きい向上してきていると思うが、試算できていたらお教えいただきたい。

次に、サッカー場についてはこれからののだが、仮に当初執行部側が考えていたサッカー場を造ることができたとした場合、小学生や中学生、あるいは高校生、社会人等のサッカー

大会の開催や合宿等により、交流人口の増加が期待できるのではと思われるが、それらによる経済効果が考えられるのか伺って、壇上での質問といたします。

なお、以後補聴用にイヤホンを使用させていただきます。

**○市長（豊留悦男）** ふれあいプラザなのはな館につきまして、平成28年度の総利用者は3万7,960人で、その内訳は、芝生広場の利用者が2万397人、体育館の利用者が1万6,139人、会議室等での本館の利用者が1,424人となっており、主に市民の皆さんの健康づくりの場として御利用いただいているところでございます。施設利用者への対応や日常的な維持管理につきましては、職員1名と指宿市シルバー人材センターに業務委託を行っているところでございます。なお、平成29年度は指宿総合体育館が大規模改修に入っていることや、平成32年度に開催されるかごしま国体に向けた準備の拠点が必要なことから、平成29年4月1日からスポーツ振興課がなのはな館に移転し、業務を行っているところでございます。

次に、砂楽の収支について。平成28年度の使用料収入が2億4,347万9,200円、指定管理料が砂むしの里交流の広場管理料等を含めて、2億1,737万9千円、これから市が負担しております1件50万円以上の修理料、修繕料やろ過機の洗浄費用等を差し引きますと、約1,700万円の利益となるところでございます。

続きまして、たまたま箱温泉の平成28年度の収支についてでございます。経費が他の施設と共通となっており、経費按分による推定ではありますが、4,699万4,122円の収入から推定経費4,448万1,641円を引いた、約250万円の利益ではないかと思われまます。

次に、山川砂むし温泉につきましては、収入が4,167万2,153円、支出が4,066万2,942円で100万9,211円の利益となっております。なお、市といたしましては、たまたま箱温泉と山川砂むし温泉、これにヘルシーランドを合わせた3施設の指定管理料2,056万円と、修繕料をはじめとする1,900万円ほどの支出もあり、合わせて3,900万円の負担となっているところでございます。

以下、いただきました質問等につきましては、関係部長等に答弁をさせます。

**○教育部長（長山君代）** 丹波小学校の木造校舎についての御質問でございました。丹波小学校の木造校舎につきましては、天井付近に設置されている排煙窓を開放することで、室温の上昇を抑えることができる構造であり、設計上の問題はないと考えているところでございます。学校側には窓の開放が暑さ対策に効果的であることを理解いただき、今後も朝早く窓を開放して涼しい空気の入替えを行っていただきたいと考えているところでございます。また、丹波小学校木造校舎の2階教室におきましては、昨年9月5日から9月9日までの5日間、室温を調査いたしました。その後、10月以降につきましては、気温の低下とともに暑さも緩和できたため、室温調査は行っておりませんが、今後、気温の上昇とともに暑くなることが予想されますので、時期を見て室温調査を実施してまいりたいと考えているところでございます。

次に、市営陸上競技場の改修後の経済効果につきましてでございますが、改修前、平成19年度から22年度までの4年間と、改修後、平成24年度から28年度までの5年間の平均で比較いたしますと、利用件数が改修前、653件、改修後、887件で234件、約36%の増、利用人数が改修前、4万7,150人、改修後、6万1,057人で1万3,907人、約29%の増でございます。また、改修後の合宿件数は平均15.6件で、改修前の4.5倍、人数は延べ2,850人で改修前の約13倍と大幅に増えているところでございます。平成28年度は100人以上が参加する大会等が菜の花マラソンを除き18件、9,296人の参加、そのうち市外からの参加者が4,987人で行われました。合宿につきましても、サッカー10件、陸上13件、計23件、延べ115日間、4,707人とこれまでの最高を記録しているところでございます。さらに、日帰りを含めると、延べ滞在人数1万2,366人でございます。平成27年度に報告されました指宿市観光戦略ビジョンマーケティング調査報告により、1人当たり平均宿泊費は小・中学生が5千円で、高校生以上が7,961円でございます。この数値を用いて、延べ宿泊日数で換算いたしますと、4,709万円となるところでございます。また、宿泊費以外の昼食代、飲み物代などを仮に1人平均小・中学生が700円、高校生以上が1,500円使ったとした場合、1,585万円となり、合計で、6,294万円の経済効果があったものと、あくまでも試算ではございますが、算出をしているところでございます。今、申し上げた試算につきましては、陸上競技場を利用された選手、スタッフ分でございますが、県高校・中学駅伝のような大会には、応援や付添いの方々も多くいらっしゃいますので、中には空いた時間に観光されて、温泉やそうめん流しなどを楽しまれる方々もおられるのではないかと、そういったしますと試算した金額以上の経済効果があったものと考えているところでございます。

**○総務部参与（中村孝）** まず、ふれあいプラザなのはな館の運営経費はどれだけかということでございますけれども、平成28年度のはな館の運営経費につきましては、光熱水費や指宿市シルバー人材センターへの業務委託料などで1,077万円。そのほか、職員1名分の人件費で約346万円。合計で年間約1,423万円が経常的な運営経費となっているところでございます。

次に、撤去予定だった部分について、現在どうなっているのか、また管理はどうなっているのかでございますけれども、平成27年10月6日付けで県と交わした、なのはな館の無償譲渡に関する覚書及び平成28年3月31日付けで交わした譲与契約の時点では、譲与を受けなかった健康増進施設や宿泊施設など県有施設については、県の負担で原則として平成28年度内に解体する予定でありましたが、設計者が著作権を主張され解体に反対の意向を示されました。県としては引き続き、設計者の理解を求めていくとのことでしたが、現段階では協議が整っていないところであります。譲与契約でも県有施設の取扱いについては、県の責任において対応するとなっておりますので、県にその旨を求めているところでございます。なお、県有施設につきましては、県が日常的な巡回と簡易な清掃作業、植栽の管理、機械警備等を

行っているところでございます。

次に、サッカー場について、経済効果にどのようなものが考えられるかでございますけれども、指宿市サッカー・多目的グラウンド整備事業の基本構想では、次世代を担う子供たちの健全育成、健幸のまちづくりの推進、そして交流人口の拡大に伴う地域経済や観光の活性化の三つを整備目的としているところでございます。そのために、天然芝のメイングラウンドを1面、人工芝のサブグラウンドを1面、多目的グラウンドを1面の合計3面のグラウンドの整備を計画したところでございます。3面のグラウンドが整備された場合、大会や合宿などの誘致によって選手や観客を含め、年間で約4万4千人の方々に利用していただけるものと想定しており、飲食や宿泊等で約2億5,000万円の経済波及効果があると試算をしております。この年間の経済波及効果約2億5,000万円につきましては、鹿児島銀行のシンクタンクである九州経済研究所の指導の下、試算をした額でございます。また、建設ということになれば、その時点でも大きな経済効果が生まれますし、子供たちからトップチームまで多くのチームに利用していただければ、報道やSNS等を通じて大きなPR効果も期待できる場所があります。さらには、経済効果として換算はできない、社会的効果もあるところでございます。子供から高齢者まで、障害がある方もそうでない方も全ての人々がスポーツやレクリエーションを楽しみ、交流が生まれ、生きがい生まれる。それが健幸のまちづくりを大きく後押しする市民の皆様の心身の健康づくりに大きく貢献することができます。そして、スポーツを通じて子供たちの夢を育むことで、競技力の向上や次世代を担う人材の育成にもつながっていくものと考えております。そうしたことから、この事業は本市の活性化に大きく貢献できる大切な事業であると考えているところであります。

**○15番議員（木原繁昭）** 学校環境の整備、丹波小の暑さ対策について、2回目からの質問をさせていただきます。先ほど、部長も言われましたように、今回の取材のときにいただきました平成28年9月5日から9日の13時30分頃のデータによりますと、平均温度の高い順に丹波小4年1組、33.6度。北中第2理科室、33.2度。柳田小4年1組、33度。川尻小2年同じく33度。魚見小6年32.9度。南中1年4組、32.8度。低い順では開聞中2年2組30.6度。徳光小6年30.8度。今和泉小1年30.9度などとなっております。拝見させていただいたこのデータは、各学校の一番高かった教室のデータなのでしょうか。

**○教育部長（長山君代）** 昨年9月5日から9月9日間の5日間にわたって、各小学校の普通教室などの気温を測定しているところでございます。調査に当たりますには、各学校ごとに学校の中で一番気温が高いと思われる部屋で、教室で測定をしたものでございます。

**○15番議員（木原繁昭）** 一番高いと思われる部屋ってことでしたが、丹波小4年1組が一番高いようです。この高い同士を比べた場合の一番低いところとの差は3度。この中で、例えば低そうだっていうところを計ったようなデータはないのでしょうか。その学校でですね、ここは涼しい所だと思われるような教室ですね。そのような所、計ったデータはないんでしょ

うか。

**○教育部長（長山君代）** 今回の測定は各学校で一番気温が高いと思われる教室を測定したものでございまして、全ての教室で気温を測定したものではありませんでした。したがって、今回提示させていただきましたデータが全てでございまして、一番気温の低かった学校は開聞中学校で30.6度という結果でございました。

**○15番議員（木原繁昭）** 各学校の一番高いもの同士を比べて、3度あった。丹波小内でも涼しい所は鉄筋の内部の所とか、脇の方が図書館とかで冷房が効いてたりすると熱の伝わりもないのではないかと思います。そういう意味で、この4年1組という所は、場合によっては他の所、低い所とすれば5度、6度と違う状態にあるんじゃないかと思います。学校の中で一番低い所と比べたりすると、この4年1組のデータを見ると、例えば一番低かった開聞中と比べても3度ぐらい違うわけです。そういう、この日が高かったのか低かったのか、ちょっとはつきりしませんけれども、もっとも9月の5日から9日までのデータですので、7月の末とか9月のもっと数日早い時期とか、もっと高かった日もあったんじゃないかと思います。聞いた話の最高になるときは37度っていう話もございましたように。そういう意味では、丹波小の2階の方の4年1組ですか、驚くほど高い状態で、他の所と比べて、そういう状態にあるのではないかと思います。昨年、丹波小の学校運営協議会の中で、暑いが何とかならないかということであったんですが、天窓を開ける以外の対策は何か考えているんでしょうか。

**○教育部長（長山君代）** 現在、市内の小・中学校ではグリーンカーテンを設置したり、校庭に水を撒いたり、それぞれの学校に合った暑さ対策を講じているところでございます。丹波小学校におきましても、排煙窓等を開けても他校より極端に室温が高いということではございまして、学校側とも十分に協議をした上で、必要に応じた対策を講じなければならないと考えているところでございます。

**○15番議員（木原繁昭）** 昨年9月の私の質問の中で、天窓を開けて、その効果を感じられないので開けなかったとか、そういう先生方の話もあつたりしたんですが、その辺の私がお願いしていた部分ですが、天窓を閉まっていたやつを開けた場合、どのぐらい下がるとか、そういうデータは取られたんですかね。現在、今ちょっと梅雨の時期で涼しいですけれども、場合によっては取っていないのなら、だんだん日照りが強くなる頃に是非取っていただきたいと思っております、その辺をどのように考えていますか。天窓を開けても、あんまり涼しくなるのが感じられないという形で、そのように言われて、皆さんが視察に行ったけれども天窓を開けてなかったとか、話の中にございましたですけれども、その辺の温度差と言いますか、その体感とどう違うのか。丹波小学校は木の香る構造の、天窓を開ければ涼しい構造になっている、先ほどもそのような言い方でしたけれども、その辺のデータは取られたんですか。

**○教育部長（長山君代）** 丹波小学校木造校舎2階教室につきましては、今後暑くなることも予想されますので、窓が閉まっているときと開いているときの室温を調査し、検討してまいり

たいと考えているところでございます。

**○15番議員（木原繁昭）** 是非、しっかり調査してですね、その先生方が言ってる、天窓を開けて効果がない、そちらの言ってる天窓を開ければ効果があるんだと、あるんだと言うのなら、そういうデータが出るんだと思いますけれども、それちょっとしっかりと調査していただきたいと思います。天窓、開けるときは何か重りが付けてあって、すっと開くようなんですけれども、閉めるときかなり、女性の先生では重いつていうことで、教頭先生とか男性がやればいいつていうような答弁も受けたんですけれども、そういう天窓を開けたことによって、かなり温度が下がるという効果があるのなら、そういう面を軽減するという意味で、その天窓の開け閉めの電動化とか、また特にそれでデータが出ればもう全然問題ないですね、温度が下がるってことは。もう1回聞きますけれど、先ほどの温度の高いデータって、4年1組、一番高かったですね。これはその天窓を開けているときのデータなんですかね。

**○教育部長（長山君代）** 排煙窓を開けてないときの状態であったと聞いております。

**○15番議員（木原繁昭）** 排煙窓を開けてないときのデータなんですか。場合によっては、ずっと閉めた状態でずっとこの5日間計った形なんですか。

**○教育部長（長山君代）** 何度か排煙窓を開けるようお願いしてはりましたが、排煙窓は開いてない状況を私どもも何度か確認している状況でございます。

**○15番議員（木原繁昭）** 先ほどのデータがそういう排煙窓を開けていないときのデータだとすれば、涼しくなる可能性も結構高いですので、是非その開けたとき、閉まっているとき、ちゃんとしたデータを取っていただきたいと思います。そして、それでもあまり下がらないとかいうようなことがあれば、強制排気や場合によっては、クーラーの取付けとかの検討も必要ではないかと思いますが、その辺はどう考えますでしょうか。

**○教育部長（長山君代）** 先ほど、現在の排煙窓を電動化する考えはないかということでございましたが、電動化する場合、排煙窓付近への開閉装置の設置が必要となるようでございます。改修費は足場を必要とする工事になることから、おおむね1,200万円程度の工事となるようでございます。排煙窓の開閉は、ほかの学校においても手動で行われておまして、費用対効果を考えますと、これまでどおり手動による操作をお願いしたいと考えているところでございます。また、温まった空気の強制排気や空調設備の設置でございますが、排煙窓等を開けても他校より極端に室温が高いというようなことございましたら、どのような対策が効果的であるのか、十分協議した上で必要に応じた対策を講じていかなければならないと考えているところでございます。

**○15番議員（木原繁昭）** 閉まっているとき、開いているとき、しっかりしたデータを取って検討していただきたいと思います。

続きまして、なのはな館について質問をさせていただきます。市が譲渡を受けた本館部分についてですが、全体で県が2億円掛かっていたというだけあって、管理運営に金の掛か

る、俗にいう箱物そのものではないかと思われま。それも、複雑な構造だけに、冷暖房費はすごく掛かるのではと心配されます。27年9月発行の改訂版ふれあいプラザなのはな館利活用構想では、みんなの集う健幸交流広場をコンセプトに掲げていましたが、考えは今も変わらないのでしょうか。

**○総務部参与（中村孝）** ふれあいプラザなのはな館の利活用構想でございますけれども、なのはな館の利活用の方向性を決めました、利活用構想は今でも変わりはないところでございます。現在、平成30年4月1日に譲受を受けた施設の再開に向けて、みんなの集う健幸交流広場をコンセプトに、なのはな館で実施していく健康づくりを支援する事業、文化活動を支援していく事業、地域活力の向上を支援していく事業等につきまして、関係部局と協議を進めているところでございます。先ほど、冷暖房の部分についての話もありましたけれども、今後の維持管理や後年度の設備の更新費用等も考慮しまして、今回予定をしております補修工事設計の中で、これまでの集中管理型の方式から部屋ごとに個別に設置する方式に変更をしたところでございます。

**○15番議員（木原繁昭）** 確かに、大きな施設でございますので、多分使わない部屋も全部一緒に冷暖房したんじゃ大変かと思えますんで、その考えはいいんじゃないかと思えます。長野県塩尻市の施設に市民交流センターえんぱーくというのがありまして、視察させていただきました。図書館や市民の集える空間等があり、ハローワーク、歯科クリニックや生命保険や他の企業等に事務所として貸している部分もあったが、そのようなことも部屋が余ってればの話ですが、考えられないか、伺います。

**○総務部参与（中村孝）** なのはな館の本館には研修室や視聴覚室、調理実習室など、公共の場として使える部屋のほかにも、小さな諸室もございますので、今後、企業やNPO法人等の事務所として貸し出すことについても検討をしてみたいと考えております。

**○15番議員（木原繁昭）** 北側の撤去予定だった部分について。県は解体困難であれば、施設を芸術的、文化的建造物として残すことも考えられるところでもあります。指宿市としては解体跡地に市民会館を建設するという計画を持っており、県からの施設譲渡を受ける際の判断材料にもなったと思っているが、今後、市民会館の建設も急がなければならないと思えます。現在の県の考えはどうなっているのか、伺います。

**○総務部参与（中村孝）** 県有施設の取扱いについては、県の責任において対応するとなっております、県からは解体方針に変わりはなく、引き続き設計者との協議を続けていくとのことですが、市としても県有施設が何も活用されず、そのまま残ることについては懸念を持っておりますので、県に対してはこのまま設計者の理解が得られず、解体が困難ということであれば、市民や県民にも理解を得られるような活用策についても、是非とも検討していただき、そのスケジュール等も含めて具体的な方向性を示していただけるようお願いをしております。また、併せまして市としましても県有施設の解体が困難ということであ

れば、残されたのはな館敷地内での市民会館の建設が可能な方策についても、現在検討をしてるところでございます。

**○15番議員（木原繁昭）** 次は、サッカー場建設についてお伺いいたします。市民の中には箱物の建設による財政負担により、夕張市のように財政破綻に陥らないか心配しているような声も聞くが、その辺のことにについては大丈夫なのか、計画どおりのサッカー場を建設した場合、たくさんの経費が掛かるという認識の下で市民にそのような声がありますが、それに対してはどう思うか、お答え願います。

**○総務部長（有留茂人）** 本市の財政状況は現在、財政の健全化が図られているというところがあります。今後は財政状況の見通しを踏まえまして、活用期限が平成32年度までとなっている有利な合併特例債を有効に活用していくことで、健全な財政運営が維持できると判断をしているところでもあります。今後の歳出につきましては、各事業における緊急度、優先度、貢献度、それから市民ニーズ等を勘案するとともに、他の事業とのバランスを考慮しながら総合的に事業の峻別や調整、スクラップ・アンド・ビルドを行い、また借入れの返済時期の変更など、公債費の平準化や経常経費の段階的な縮減などを図ってまいりたいと思っております。また、歳入につきましては、ふるさと納税や企業版ふるさと納税、それからクラウドファンディング、国・県等の他の補助事業等の活用策の検討により、歳入確保を図ってまいりたいと思っております。財政の健全化判断比率というのがありますが、これにおけるシミュレーション、試算をしてみましても、健全段階の基準値内を推移することから、議員の指摘のありました夕張市のように破綻することはないと考えているところです。

**○15番議員（木原繁昭）** 私も産業構造の変化などで、炭鉱閉鎖により市民のためという形で、その会社の住宅や病院等を買取り、また新たな市民の働きどころを得るために観光や映画村、テーマパークなど模索した夕張市とは大分違う、夕張市はそういう面ではかわいそうな気がします。最初、国策で炭鉱を進めてきた国が、責任を持って夕張市民の働き口を探して、市民の異動等援助するのが国策ではなかったかと思われれます。最盛時、11万以上いた人口が今は8千人程度になってしまっております。夕張市の財政破綻は特別だと思っております。我が市もその辺はしっかりと財政については検討しながら、健全な財政運営に努めていただきたいと思えます。

市民の利用する市民のためのサッカー場とはどの程度のものなのか、私自身ははっきりと分からないのですが、今、サッカー場のためにつて、旧指宿市より買い集めていた土地がございますので、何らかの利用は必要かと思えます。それを、市民のためのサッカー場、それを建設する場合の建設費と経済効果はどのようになるのか、伺います。

**○総務部参与（中村孝）** 平成29年第1回指宿市議会定例会におきまして、市が策定した基本構想の整備費約25億円を掛けて整備するのではなく、市民が利用する市民のためのサッカー場を整備してほしいとの陳情が採択されたところでありまして、この市民が利用する市

民のためのサッカー場がどのような規模、内容のものであるのか、具体的には示されていないため、建設費につきましては試算が難しいところでございます。仮に、陳情書にある市民のためのサッカー場が市民の利用のみに特化したものであれば、大会とか合宿誘致などによる交流人口の拡大、それとそれに伴う地域経済や観光の活性化を図ることは難しいと考えているところでございます。

**○15番議員（木原繁昭）** 市建設検討委員会の提言を踏まえて策定した基本構想を、推進してほしいという陳情3件が不採択となり、財政事情を勘案して規模を縮小したサッカー場で良いのではという陳情が採択されましたが、その後、それに対して市民や市民団体等からどのような働き掛けがあったのか、お伺いいたします。

**○総務部参与（中村孝）** 平成29年6月6日付けで指宿商工会議所、指宿市観光協会、菜の花商工会、指宿市サッカー協会、指宿市建設業組合の5団体から、本市の財政状況及びサッカー・多目的グラウンド整備計画の現状等に関する説明会の要請を受けているところでございます。明日、その説明を申し上げる予定にしているところでございます。5団体からは説明を聴いた上で、どのようなサッカー・多目的グラウンドの整備であれば、市議会や市民の皆様のお理解が得られるのか検討をしたいと伺っているところでございます。また、平成29年6月7日付けで、指宿市スポーツ少年団本部及び指宿スポーツ少年団指導者協議会の連名で、サッカー・多目的グラウンドの整備の実現を望む要望書もいただいているところでございます。この要望書につきましては、市議会にも提出されているとお聞きしているところでございます。

**○15番議員（木原繁昭）** 先ほどの同僚議員の質問の中で、サッカーグラウンドのことは考えられないということがございました。弱者のことが第一、そのとおりだと思います。医療費補助等も含めてですね、そのとおりだと思います。ただ、社会全体が豊かにならないと、その弱者を救うための資金って言いますか、そのような面でもやっぱり昔と比べて医療費補助等も、だんだんだんだん今中学生までやれるようになったことは、だんだんだんだん社会が豊かになったことにおいて、それによって、その弱者救済ができるんじゃないかと考えられます。だから、市民、国民がいろんな意味で経済的に豊かになるっていうことは、非常に重要なことではないかと思っております。経済があって、社会が豊かになることによって、福祉の質もだんだん上がるのではないかと考えております。是非、その辺も考えていただければと、個人的には思うところでございました。議会報告会でもいろいろな意見もありましたが、サッカーに関係する方の出席が多かったのか、どうせ造るなら、ある程度しっかりしたサッカー場を造ってほしいという意見も多かったような感じでした。しっかり吟味していただいて、サッカー場をどのようにするか、どのような規模のサッカー場を造るか検討していただきたいと思っております。

以上をもちまして、一般質問を終了させていただきます。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時13分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、外菌幸吉議員。

○1番議員（外菌幸吉） 1番、外菌幸吉でございます。私はモットーにしておりますように、和やかに穏やかにいきたいと思っておりますので、よろしゅうお願いいたします。

通告してありますように、基金についてということでございますが、指宿市の基金について。基金の現況について、今後の見通しはいかにと。それから、首相が行った政府の経済財政諮問会議への指示についてということでお伝えしてあります。私が基金を把握と言いますか、できるのは、監査委員の例月出納検査の報告なんですね。ところが、指宿市って不思議な所だなどと思うこと、私は幾つもあるんですが、平成26年の9月の報告までは、例月出納検査の報告に基金残高が載ってなかったんですね。皆さん、御記憶もないかもしれませんが。それから、歳入歳出以外現金の状況も載っていませんでした。これは、地方自治法の199条の観点から言いますとおかしいんじゃないかと、監査の仕事、報告としてですね。そして、例月出納の検査の表紙の部分には、必ず対象として基金残高、歳入歳出外現金が対象になってると書いてあります。そこで、当時の議選の監査委員にお願いして、これを入れてくれと。基金残高は決算で分かるじゃ遅いわけなんです。その流れを掴んでないといけないと私は思うんです。そういうことで、私が手元に持っている基金残高は、今年の4月分が最新ですから、平成26年10月の報告であります、平成26年8月分からしかないんですね。ですから、現在の29年4月分が最終ですから、2年9か月分しか私は基金の残高を手元に持ってないんです。そこで、市長は在職7年6か月ぐらい、概略ですね、そういうスパンでですね、基金残高等について御返事をいただければありがたいなと思うところです。そういうようなことで、お伺いしますが、4番目に申し上げました、首相が行った政府の経済財政諮問会議の指示についてというのは、手元に持っておりますように、今年の5月11日の読売新聞で詳しく出ております。そして、その後、南日本新聞にも出ておりましたので、後ほど提起したいと思えます。

まず、1回目を終わります。

○市長（豊留悦男） 財政状況等については市民もですけれども、議員の皆様も大変気になるところであろうかと思えます。平成19年度、本市の基金は5億4,700万円でございます。それから、22年度、私が市長に就任した年でございます。19億1,000万円。そして、次第に増えまして、26年度、52億4,000万円程度でございます。失礼しました、私が市長に就任したときには8億4,200万円程度でございます。このように、基金を積む努力をしまりました。新市発足直後の4年間、財源不足による大幅な基金の取崩しや経常収支比率の悪化など、非常

に厳しい財政状況でございました。このような厳しい財政状況を踏まえ、市長就任1期目の課題として、行政改革大綱や集中改革プラン及び行財政改革行動計画等に基づき、各種補助金や負担金を見直しました。受益者負担の適正化、職員の人員適正化計画による総人件費の圧縮等、歳入、歳出をそれぞれ見直し、歳入に合った歳出構造を確立することに取り組んできたことから、財政指標であります経常収支比率や健全化判断比率の改善が見られたところでもあります。このことは、例年新聞等で報道されているとおりでございます。

次に、首相が行いました政府の経済財政諮問会議というのがございました。これを受けて、基金の残高増加、各基礎自治体の残高が増加、それを理由に地方交付税の削減を探る議論について、自治体を所管する総務省と財務省から地方交付税交付金を抑制したい財務省との協議の進展を見守っているのが現状でございます。市といたしましては、基金は、災害や税収減など、不測の事態や第2次総合振興計画に掲げた将来都市像の実現に向けた財政負担に備えて、基金の一定額の確保に努めてまいりました。今後ともこの確保に努めてまいりたいと思っております。

以下、いただきました質問等は、関係部長等が答弁をいたします。

**○1番議員（外園幸吉）** 一般的にですね、家庭の大蔵大臣と言いますか、会計管理者と言いますか、結婚してこだけ貯めましたよと言うと大抵褒めるんですね。ただですね、行政の場合は基金をこだけ貯めましたよと言うと感心なんですね。ところが、1面ではですね、やるべきことをやってないんじゃないかという、批判と言いますか、見方もあるわけですね。そういうことがございますのでね、この基金の残高について、今後どう使うかなんですね。さっき言いました、家庭の貯金が貯まった。そしたら、何年後には家を建てようとか子供がとか、子供の学費がとかいろいろ使うために貯めるわけですから、行政の側もですね、どういう形で基金を使っていくのかということですね、御説明いただきたいと思ます。

**○総務部長（有留茂人）** 合併後、10年間、あらゆる施策を展開してまいりましたが、今後も市民ニーズに合った施策を展開していかなければならないと考えております。平成30年度以降につきましては、サッカー・多目的グラウンド整備事業、市民会館整備事業、山川・開聞庁舎耐震化等事業、様々な事業を実施するに当たり、交付税措置率が高い有利な合併特例債、過疎債を中心に対応をしてまいりますが、合併特例債等が充当されない部分については、基金を効率的、効果的に活用したいと考えているところでございます。

**○1番議員（外園幸吉）** 今、サッカー場の話が出ましたけれども、よく言われるのはサッカー場で合併特例債を使ったらうんぬんという話が出ます。その中でですね、これは以前、市長公室からいただいた資料なんです、合併特例債の活用にという中でですね、このサッカー場を24億7,600万円という設定なんです、この際にですね、整備当初における本市の負担額というのが書いているわけです。一般財源として1億2,700万円で、実質償還、年間の償還

がですね、約3,350万円ということで、特例債を使ったとした場合にですね、本市の負担額の合計が7億9,700万円掛かると。これは全部基金から使うっていう意味じゃないけれども、まだ合併特例債と使ってもこういう自主財源、自己財源と言いますかね、必要だということが示されてるんです。ある会議のときにですね、サッカー場より市民会館の方が先じゃないかという声も結構あるもので、担当課の方にこれに基づいてですね、市民会館の場合は幾ら掛かるのかと。今、言いましたね、本市の負担額の合計は幾らなのかと。こういう見方を聞いたら答えられなかったですね。その後、返事も来ていません。そして、今、部長が言われた中で、例えば山川庁舎の建替え、そういうのにですね、こういうサッカーの多目的グラウンドの整備事業に伴う数字が出てくればですね、ある意味頑張って貯め込んだ基金をですね、出すときは出せるんじゃないかと思うんですが、こういうことについてはどう思われますか。

**○総務部長（有留茂人）** 市民会館、それから山川・開聞庁舎、それぞれの計画、どういうものを造るかという基本計画、実施計画等が煮詰まってきましたと、総体事業費というのがある程度見えてまいります。その総体事業費の中で、国・県等の補助金を差し引いたものが一般財源ということになるかと思うんですけれども、その中で、その合併特例債の活用というものを検討をしていくということになります。合併特例債の使用期限が32年度までと、利用が可能となっているところであります。その事業費から差し引いた一般財源にその充当率が、この合併特例債、95%で交付税措置が70%というふうな形になりますので、先ほどサッカー場の試算という形でありましたけれども、この元利償還金等の交付税措置を差し引いた残りが、純然たる一般財源という形での試算はできるのかなと想っているところです。

**○1番議員（外園幸吉）** 試算はできるのかなということは、市民会館でさえもしていないっていうことですか、まだ。

**○総務部参与（中村孝）** 今回、サッカー場の建設と併せまして、市民会館、庁舎等の建設についてもですね、一応財政のシミュレーションをやっているところでございます。市民会館につきましては、なのはな館と複合化させるということも含めまして、今現在シミュレーションの中では21億円ほどですかね、そういう形でシミュレーションはしているところでございます。

**○1番議員（外園幸吉）** 先ほど、説明しました指宿市サッカー・多目的グラウンド整備事業に伴う合併特例債の活用についてというのは、4月21日、私もらったんです。この時点で、できてんですよ。皆さんに確かめてもいいですが、こちらに座っている人で、サッカー場より市民会館が先だと思っている人は、私は大部分だろうと思います。確認はしませんがね。ただし、さっきも出ましたように市民会館は場所がね、なのはな館のうんぬんという問題はありますけれども、優先順位は、市民会館の方が高いと想っております。ですから、その辺もですね、早めにシミュレーションをしてですね、さっき言いましたように、何のために使

うんだよと、貯め込み過ぎじゃないかという批判が出てくるわけです。

それからですね、私がさっきから基金を貯め込み過ぎなうんぬん話をしますけど、この額が果たして妥当なのかっていうのは、私は当然ですが、皆さんもある意味分からない、見解の相違があるんじゃないかと思うんですが、私が最初に申しあげました、私の3年8か月、9か月分ですね、資料を見てちょっと意外な感じがするんですよ。このですね、監査の資料によりますと、平成26年8月時点ですね、一般会計財政調整基金は、31億555万24円なんですよ。31億500万円。ところがですね、平成29年4月分書類見るとですね、26億1,181万、減ってるんですよ。これだけを見ればですね。合計がですね、確か途中で条例改正がありましたから一つ減ったのかな、29と28の基金数がありますけどね、基金の合計は今年の4月で84億1,953万8,881円なんですけど、平成26年の場合はですね、83億2,454万4,460円と、合計ですとちょっと増えてますね。ふるさと納税の関係等もあるのかもしれませんが。これがですね、さっきの話と違うんですが、確実に増えてると言えますか、どうですか。

**○総務部長（有留茂人）** 基金の残高ですけれども、合併当時平成18年度末で財調は8億4,500万円ありました。それが段々と、その集中改革プランとか、後、行財政改革、そういう取組をしまして、職員の人員の適正化計画による総人件費の圧縮等、そういう見直しをしていまして、段々と基金につきましては増加をしてきております。平成27年度末で30億3,100万円程度になっております。ただ、この後、28年、29年の見込みとすれば、28年度見込みが26億円、29年度見込みが20億円程度ということで、27年度をピークに減る見込みですが、これにつきましては、これまで懸案でありました事業を展開をしてきてるところであります。ごみの管理型最終処分場、それから焼却施設、潟口の雨水ポンプ場、消防組合の庁舎デジタル無線、市内の防災行政無線、小・中学校や指宿庁舎の耐震化等の生活インフラ整備、こういうものに取り組んできた関係で、ここ2年、基金残高は減ってきているという状況であります。

**○1番議員（外園幸吉）** 確かに、その貯め込むだけが能じゃないので、必要なときは使ってますということは、それはそれで言い分としてはお聞きしたいと思います。

ところでですね、この新聞は某新聞なんですけど、日付が2014年、平成26年5月8日付けなんですよ。この新聞については、事前聴取のときにこれ提供してありますので、コピーなり見られたと思うんですが、これはですね、合併自治体に財政難の重圧ということで、大きく出てるわけです、これがですね。と言いますのは、その交付税の算定替えなんですね。算定替えが合併から10年間とその後5年間は、特例措置によって増額分は段階的に減らしてということですね、この私が平成26年の5月の8日、この新聞の頃はですね、指宿市でも交付税の算定替えの影響がかなりあると、パニックとまでは言わないけど、この富士河口湖町議会ではですね、もう表現は悪いけどパニック状態になっているような記事なんですね。この算定替えのことをもう10年過ぎましたし、後、2年になってるんですが、基金等に関してです

ね、この交付税の算定替えの影響なんかはありますか、どうですか。

**○総務部長（有留茂人）** 合併算定替えによる地方交付税の上乗せ措置につきましては、平成27年度で終了しております。平成28年度から32年度の5年間にかけて段階的に減額をされるということになっております。減額分に対する財源につきましては、ふるさと納税制度を活用しながら、更なる自主財源の歳入確保、それから経常経費の縮減などを行いながら進めていかないといけないと思っているところです。その過程で不足する部分につきましては、基金を活用することによって財政運営を図っていくということになります。そういう基金を活用することによって、基金の残高というのは、その時点では減りますけれども、その自主財源の確保等、それから歳出の見直しというふうなものを行いながら、一定の基金の確保というものに努めていきたいと思っております。

**○1番議員（外園幸吉）** 私が先ほど伺ったのはですね、その現に、この3年近くの間には財政調整基金が減ってるわけですので、有効に活用しましたというのも一つ分かるんですね。だけど、今申し上げました算定替えの影響等は出てないのかと。特にその変わり目、10年目と後の2年目の間ぐらいなときなもんですから、これがかなり影響を及ぼせばですね、5年間が終了する頃にですね、影響はないですか。かなり、影響があるとすればですね、基金についてもいろいろ考えないかと。もちろん、財政についてもなんですが。その辺はどのように把握してますか。

**○総務部長（有留茂人）** その一本算定への見直しについての影響ですけれども、平成28年度が約6,900万円、29年度が1億6,500万円ということで影響があるようでございます。その影響の出た部分につきましては、その上乗せが少なくなるわけですが、先ほど申しましたように歳入の確保を図っていききたいなと思っているところです。また、今後の事業の展開につきましても、基金の残高等の試算をしながら、ある程度の災害等が発生した場合とか、社会情勢の変化等によって予算の歳出が行われるというところにつきましては、そういうふうな基金の残高をある程度確保していきたいというふうに思っております。

**○1番議員（外園幸吉）** 確定的な要素はありませんのでね、何とも言えない点もあるんですが、以前お聞きしました、ふるさと納税の関係なんですが、今のところ右肩上がりというか、うなぎ登りと言うか、ここ2・3年はあるんですが、以前私が言ったように、市民が指宿市にふるさと納税をするというのは、その部分は増えてもですね、税務的に言うと下がってるわけですね。それは、ちょっと置きまして、いろいろな還付率の問題とか言われるんですが、今後ともに、このふるさと納税の関係の基金については右肩上がりだと思いますか。

**○総務部長（有留茂人）** 本市の出身者、その他本市に思いを寄せていただいている、応援する方々の寄附金については、平成29年度は2億3,000万円程度、事業に充当をしているところでございます。今後のその基金の残高ということですが、基金の残高を積むためには、寄附をしていただくということが前提になります。ふるさと納税の寄附金の目的に沿った形で

寄附をお願いをしていくというふうなことにしております。先般、国からの指摘のありましたふるさと納税の適正化ということにつきましても、本市としましては一部のその3割を超えてる部分がありましたので、それについては早急に改善をし、ふるさと納税のその積立てを皆さんをお願いをしていくというふうな状況です。今後は魅力ある指宿市の農産物とか、あるいは指宿市で生産される物の加工品とか、そういうもので魅力ある返礼品等を作っていく、より指宿市を応援していただくようにPRもしていきたいと思っています。そのPRをすることによって、ふるさと納税をしていただける方を多く募っていきたくと思っています。そのようなことから、今後もこのふるさと納税をお願いをし、基金の残高については確保し、また寄附をしていただいた方が思いを寄せる指宿市の在り方というものについて、事業費として活用をしていきたいと思っています。

○1番議員（外園幸吉） 今、言いましたふるさと納税の関係の、基金の正式な名称と現在高。4月でもいいですが、教えていただきたい。

○総務部長（有留茂人） ふるさと応援基金と基金名をしております。28年度末見込みで3億7,400万円程度、27年度末では1億3,361万2千円ということしております。本年度末の見込みとすれば4億2,900万円程度を見込んでいくところです。

○1番議員（外園幸吉） ちょっと私の勘違いがあるんですかね。ふるさと納税の関係のものは、ふるさと応援基金、これだけですかね。これだけを指すんですかね。

○総務部長（有留茂人） はい、ふるさと応援基金であります。

○1番議員（外園幸吉） このふるさと応援基金についてはですね、私がさっき申し上げました平成26年8月時点のですね、2,101万8,826円なんですね。そいで、平成29年の4月の分の監査のこれでは、6,744万6,539円なんです。お話と私の言うことがちょっと合わんような気がするんですが、どうですか。

○総務部長（有留茂人） ただいまの質問には、答弁に時間を要しますので、配慮をお願いいたします。

○議長（松下喜久雄） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時48分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○総務部長（有留茂人） 26年度末で2,711万2千円であります。あと、27年度末で1億3,361万2千円となっております。

○1番議員（外園幸吉） どうも、同じ土俵じゃないようなんですよね。私が持ってる資料は今お見せしたように、あなた方の所にも議長宛にも市長宛にも来てる書類ですよ。同じ土俵で勝負しましょうよ。私の持ってない資料で、質問にもなりませんわなっていうことじゃないけ。同じ土俵でせんとね。

**○総務部長（有留茂人）** 私の答弁をしたのは、年度末の基金の残高であります。今の議員のおっしゃいますもののその月の金額というのは、今手元にはないんですけども、私の答弁をした27年度末、26年度末というのは、3月31日現在の基金残高ということでございます。

**○1番議員（外園幸吉）** 地方自治法199条の話もしたし、この書類も見せたように、私は最初からこれ、例月出納検査のつていうことも言ってますよね。あなた方が持ってない資料だったらこんなこと言わないでしょう。持ってるわけだから、これを。話が噛み合わないですよ、それじゃ。しかしですね、これでとやかく言うとモットーである穏やかに、和やかにですから、その問題はどっかに預けておきましょう。

その、後ですね、首相が行った経済財政諮問会議の話なんですけど、この新聞記事ではですね、読売だったかな、こっちは、大きく出てますが、自治体に財政改革指示ということで、地方の基金が急増しているということですね、政府の方としては、自分らは赤字国債、借金をして地方に交付税としてやってるのに、彼らは金を貯め込んでいるという発想なんですね、これは。そして、交付税削減論、南日本新聞の6月1日の記事はなってますが、削減論に地方反発ということで、いろいろな国と地方の応酬があるようですが、いわゆる市長会等もこうしている中で、どうですか、この見通しは。国が言う通りなりそうですか、地方が言う通りになりそうですか。活動をされてるんですが、その辺をお伺いします。

**○市長（豊留悦男）** 先日の全国市長会でも、総務大臣から直接指示がございました。いわゆる、財政調整基金を含めて、3基金について、使用目的がはっきりしなくて貯め込んでいる、そこにメスを入れたいという、それは財務省の考えであり、安倍首相もその挨拶の中で申しました。ですから、やはり基金というものは目的があって積むわけであるので、事業として実施するようという、そういう話もありました。ところが、首長の中にはこの基金は、各基礎自治体が努力をして積み立てた基金であると。東北大震災の例からも見るように、この基金があったからこそ復旧が図れた。だから、これにはメスを入れないでいただきたいという決議も市長会ではなされたところでございます。

**○1番議員（外園幸吉）** 市長が今おっしゃるようになりますね、見解の相違、対立があるわけですが、さてこれどう行くんでしょうかね。やっぱり、国は強いですよ、怖いですよ。それからするとですね、さっきの算定替えの問題とか交付税の問題と、交付税のさじ加減と言いますかね、そういうのも彼らはあるわけなんです。しかし、私は皆さんに無駄遣いせいとは絶対言う気ありませんからね。必要なところは使って行って、ある程度ですね、必要なところは使いつつ減る分は減るといようなことですね、一番目を付けられるのはこの最初に言うた財政調整基金なんです。便利なんです、財政調整基金という名目はですね。この辺についてですね、どう思われますか。市長から伺った対立うんぬん合わせて、実務に関わる人たちはですね、どう思ってますか。どのように使っていこうと思うんですか。

**○市長（豊留悦男）** 懸念をお持ちのことと思います。本市においては平成32年度、いわゆる合

併特例債の活用の最終年度、これが一つの転機と言いますか、予算編成の大きな転機でもございませぬ。ここ5年ほど、230億円、240億円、250億円、250億円、そして240億円、これが当初予算、財政のシミュレーションであります。平成32年度までは、大きな事業を計画しております。それが、サッカー場であり多目的グラウンドであり、市民会館、山川・開聞庁舎等々であります。この32年度、これが241億円ぐらゐを予想しております。ところが、次の年から問題なわけでありまして、次の年から40年までの当初予算のシミュレーション、210億円程度、大体40億円ぐらゐ、年間当初予算では削減する予定でございませぬ。210億円と申しますと、平成26年度の予算規模になります。この財政調整基金、御案内のように国保会計に法定外繰入をいたしました。2億円、3億円、この額がおよそ16億円から17億円あったと思ひます。そういう法定外繰入がないとすれば、この財調というのは30数億円になった計算であります。そういう意味で、健幸なまちを通して、この繰入れをなくしようと、国保会計の健全化を図ろうという努力をしてきたのは議員も御案内のとおりであります。私どもはこの、特に財調については大切にしなければなりません。それは一般財源、いわゆる予算が編成できないときのまさかのときの大切な基金でありますので、この基金の残高は、私は2期目の公約にもいたしましたけれども、年間総予算の1割程度は、少なくとも持っていかなければならないというのが私の、市長としてのこの財調の思いでありました。今後、様々な事業というのが、大体平成32年頃には収束をする予定でございませぬ。そういう意味からも、今、多額の予算を組んでありますけれども、今やるべき事業というのを今やって、そして合併特例債等の活用最終年度に合わせたいと。その後の予算、いわゆるシミュレーションをしながら、どういう事業をやるべきかというのを今考へて、積極的な予算を組みながら事業を展開しているところでございませぬ。

**○1番議員（外園幸吉）** 今、市長の話がありましたがね、昔々の話をすると、国保会計というのは独立会計だったんですね。独立採算制だった。他会計から入れるっていうのはなかったわけですね。でも、残念ながら入れざるを得ない状況になってますので、この財政調整基金のありがたさとか重要さとか、確かにあるだろうと思ひます。私は昨日の人と違って、市長にあと4年何をしますかと聞くつもりはございませぬので、一般論としてですけども、実務に当たる皆さんはですね、さっきも言ひましたように議員と同じ土俵で話をしていけるようにですね、同じ資料で話をしていくように、今後ともに私も含めて勉強していこうじゃありませんか。これで終われば、和やかに終われますので、終わりにいたします、どうも。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時24分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次は、吉村重則議員。

**○5番議員（吉村重則）** 私は日本共産党の一人の議員として、市民の命と暮らしを守り、平和を守る立場から、通告に基づき一般質問を行います。

教育問題について質問いたします。平成20年8月に教育環境並びに教育施設の整備などについて、調査・検討をする指宿市学校施設整備計画検討委員会を設置し、平成22年3月に答申を提出されています。これを受け、学校施設の老朽化や耐震化を伴う校舎・体育館の改修や改築は実施されています。また、これからの時代に求められる子供像は、知・徳・体の調和のとれた人間や公共の精神を尊び、国際社会をたくましく生きる人間です。このような子供たちを育てるために、地域まるごとで望ましい教育環境の構築という指宿の新しい学校づくりが求められているとなっているが、この間、教育環境はどのように改善されてきたのか、質問いたします。

次に、療育について質問いたします。指宿市の小・中学校の児童・生徒の約8%の子供が何らかの支援が必要であるのが現状であります。就学前の乳幼児の皆さんが療育を受けられる環境は整っているのか、疑問であります。療育の場として2施設ありますが、どのような連携や取組がなされているのか質問し、1回目の質問といたします。

**○市長（豊留悦男）** 療育についての取組についてお答えをさせていただきます。さつき園とわかばの二つの療育施設におきましては、親子療育や理学療法士による保護者との療育相談、幼稚園等との職員研修を行っております。また、さつき園においては、年に数回、公開療育や療育指導が実施され、わかばの職員や並行通園している保育園や幼稚園の職員が参加して、さつき園の事例について研修し、療育のレベルアップを図っていると伺っております。さらに、年1回、さつき園におきましては本市、南九州市の関係機関、県子ども総合療育センター、指宿養護学校、総合支援センターわかば、さつき園の園児が並行通園する幼稚園、保育園等の関係者が出席して地域支援ケース会議を開催し、療育指導を実施しているようでございます。

以下、いただきました質問については、教育長が答弁いたします。

**○教育部長（長山君代）** 指宿市望ましい学校環境整備計画の中で、今後の学校施設方針及び学校施設整備計画について、耐震診断の結果を受けて耐震強度が不足している学校施設における耐震補強工事計画を策定し、平成22年度から平成27年度にかけて耐震補強工事とそれに係る大規模改修工事を実施をしているところでございます。そのほかに、グラウンド整備工事につきましても、全校実施をしているところでございます。また、環境整備といたしましては、体育館の非構造部材の耐震化、トイレの洋式化率の向上に向けた改修工事等も実施をしているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 教育問題の方から入っていきます。この22年度に答申があって、老朽化とか施設の耐震化については行われてきたと。これと同時に教育環境についても、検討さ

れてると思うんですが、どのような検討がされてきているものなのか。

**○教育長（西森廣幸）** 先ほどお示しいただきました、指宿市望ましい学校環境整備計画におきましては、施設面の整備と望ましい学校規模についての計画が策定されておりますが、こちらの望ましい学校規模の策定推進につきましては、現在、鋭意調査・研究を進めている段階でございます。

**○5番議員（吉村重則）** この検討委員会の中で、これからの時代に求められる子供像としての問題が取り上げられてますよね。この問題については、もう全然検討もなされてないということになるんですか。

**○教育長（西森廣幸）** 教育委員会では、この22年12月に作成いたしました望ましい学校環境整備計画を実施するために、平成26年度から望ましい学校のあり方を語る会や調査・研究等を実施し、教育委員会としての今後の在り方の方向性を示していきたいと、そういうことで取り組んできたところでもございましたけれども、諸般の事情により方向性を示すことを本年度末に延期しまして、現在取り組んできているところです。ですから、この22年度に策定しました学校環境整備計画が実現できるように、今、社会の変化に対応することも含めながら調査・研究を進めているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 年度内に小中一貫校の問題とかあり、指宿市学校のあり方について考える会で、いろいろ検討されてるということで、これについては山川・開聞に小中一貫校の方向で答申を多分出してくるんじゃないかと思うんですけど、この検討委員会の委員の皆さんはどうなんですか、子供とか児童、また現場の教員の皆さん方からした場合にはどういう関係なるんですか。

**○教育長（西森廣幸）** 現在組織している推進委員会のメンバーでございまして、当然、子育て中にある保護者の皆さん、小・中学校の保護者ですね、PTAから推薦をいただきました。また、3地区にある幼稚園、保育園の保護者の皆さんの代表の方、また地域の代表の方、合わせて市内の小・中学校の校長先生方をもって組織をしているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** これからの子供を育てるということを考えれば、この22年度から検討が入って、今、検討委員会の方で小中一貫校の問題も取り上げられてると思うんですけど、この期間、非行の問題、不登校の問題。療育、例えばさつき園で療育を受けた子供たちが、小学校に上がってからどういう支援がされてきているのか、この期間、その変化について。不登校の問題とか学力の問題だけでもいいです。

**○教育長（西森廣幸）** 学力につきましては、毎年県が実施している鹿児島定着度調査というのを実施しております。対象学年は、小学校5年と中学校1・2年でございます。平成22年度からその結果等を見てもみますと、小学校5年生で国語、社会、算数、理科の4教科を実施するわけですけども、その中で県の平均通過率を上回っている教科、4教科とも上回っている教科。又は、中学校1年生では英語を加えた5教科の調査でございまして、平均通過率を上回っ

ている教科が4教科。中学校2年では1教科。このような状況になっております。また、不登校の児童・生徒は平成23年度が43人、24年度が39人、25年度が45人、平成26年度44人、平成27年度53人、平成28年度47人となっており、その年度によって増減があるところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 例えば、不登校の問題で、現場の教員は一生懸命取り組んでると思うんですよね。これの教訓については、教育委員会として把握をされてるんですか。

**○教育長（西森廣幸）** 教育委員会としましては学校と一緒にあって、不登校対策等取り組んでいるところです。その面では各学校で不登校の指導計画、解消計画等を策定していただきまして、私どもも情報を共有しますし、又は相談員等を配置して、チーム学校ということでお互いにできることをやっている、そういう状況でございます。

**○5番議員（吉村重則）** 学校としては共有されてると。指宿市の中でも、学校によってアンバランスが生じてるんじゃないんですか。その辺にも共有されてるといふことでよろしいんですか。

**○教育長（西森廣幸）** 不登校の起きている学校は、地域によっても違います。それぞれ、学校では不登校をなくする取組、教育を実施しているという点では、どこの学校も同じでございます。しかし、学校によって、その人数や家庭の環境、地域の環境等が違いますので、どこの学校も一律にというわけではございません。それぞれの地域に応じた取組として、学校と地域が連携を図りながら、もちろん教育委員会としても専門的に指導・助言をしているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 指宿市内の小学校、中学校の中で不登校として各学校で取り組んでいるわけですよね。市全体として、いろんな教訓があると思うんですよ。学校によっていろんな取組の中で不登校をなくしていく。こっちの学校ではそう、こっちの学校では、また他の方法でそういう不登校についても、改善のために一生懸命取り組んでいると思うんですけど、市全体としての共有としてはどうなんですか。

**○教育長（西森廣幸）** 市全体としましては、まず一つには、学校にどうしても行けない子供さんたちの居場所を作ることが必要であろうということで、中央公民館の方に、なのはな教室を設置し、そこに通所しながら学校復帰を目指してる子供さんもおられますし、また昨年度からは不登校の子供がいる保護者の皆さん方に集まっていたいただきまして、専門の先生に講演をいただいたり、又は相談をしていただいたり、そういうような取組を教育委員会としてはしているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** また、この問題については後で取り上げますけど、さつき園を卒園している園児は180名を超してると思うんですよ。一番最初に卒園した方、もう20歳以上になっていると思うんですけど、このさつき園から卒園して、就学するときに、その連携はどのようなふうになってるんですか。小学校につなぐ場合に、この問題は。

**○教育長（西森廣幸）** 教育委員会としましては、幼稚園、保育園、さつき園も含めた子供さんたちの就学についての相談や就学支援会等を実施して、情報の共有化を図っているところでございます。さつき園で定期的実施しておられる会議等にも指導主事が参加して、実情の把握に努めております。

**○5番議員（吉村重則）** 障害を持つ方は、みんな一緒じゃないんですよ。個人個人、いろんな障害持ってて、個人個人大変ですよ。小学校に上がったときに、給食の問題もあるだろうし、授業の関係もあると思うんですけど、いろんな個性って言ったらよろしいんでしょうか、そういうものが引き継がれていかなければ、全体をそういう把握してしてるっていうだけじゃ駄目だと思うんですよ。個人個人として、どのような対応してるのか。

**○教育長（西森廣幸）** 全体的な情報共有化につきましては、就学、教育支援会等を開いて、その中で専門の医師や、また養護学校の先生等も含めて検討をしているところですが、個別には、個別に保護者との相談会等も実施して、進学先についての検討をしているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 私が聞いているのは、各小学校に入学していくわけですよ。いろんな障害があるわけですよ。授業を受けるときに、さつき園で療育を受けて、いろんな面で成長してくる中で、環境が変わるわけですよ。そういう中で、本当に今の状態で個人個人が、もう一緒にやられてるような答弁だと思うんですけど、個人個人のファイルとかそういうのが作成されてるんですか。いろんな問題があるというファイルがあって、担任の方につながっているのかどうか。

**○教育長（西森廣幸）** 1年生に入学する以前に、市では教育支援委員会というのを開催し、その中で、どの方向に進学した方がいいかというアドバイスをしているところでございます。その結果、養護学校に進んだ方が適切ではないだろうか、又は学校の特別支援教育に入級した方がいいのではないか、又は普通の学級で支援をしながら学習等を続けた方がいいのではないか、それぞれの立場から教育相談に応じ、又は幼稚園、保育園等からは入学に当たって、連絡会等で子供さんたちの情報は引き継いでいるところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 観点を変えて、質問いたします。先日、さつき園のお母さん方が市長と懇談をして、私も参加させていただいたんですけど、市長が教員時代のそういう食育について、熱く語られたわけですけど、本当に実践した取組ですよ。そこは、どういう取組だったのか、答えていただきたいです。

**○市長（豊留悦男）** まず、教育委員会がどのような形で特別支援教育に取り組んできたかという概要について、当時担当者でしたので大まかに説明してから申し上げます、よろしいでしょうか。

（「はい」と言う声あり）

**○市長（豊留悦男）** 平成19年度だったと思います。教育委員会の総務課に教育行政係というの

を確か設置していました。それは、丹波小学校に車いすの子供が入学する。そのためにはスロープとか、その他その子供が十分にみんなと学習できるような環境を作らなければならないという。就学指導、そのときには、先ほどは教育長は教育支援委員会と言いましたけれども、そのときには就学指導委員会というのを開催をいたしました。そのときに、養護学校とか様々な学校の様子を見て、親が判断をして丹波小に入学したいということでした。そのときには、多額の改修費を措置いたしました。その前には、南指宿中にはエレベーターがあるはずであります。あれは、やはりそういう子供が入ったとき、また給食の道具を運ぶとき、そういうことを見越して多額の財源をつぎ込んで、あのエレベーターは設置いたしました。今は恐らく使われていないだろうと思います。ですから、多様な個性のある子供たちにどう対応するのか、教育的な措置を図るのかということで、この学校環境整備をどう進めたいかということで教育委員会で検討しました。今は、それがごっちゃになっておりまして、教育論にまで発展してしまいました。教育論、そして学校教育の在り方、そして教育内容についてまで、様々な意見をいただいているところであります。議員の皆さんにも是非お分かりいただきたいのは、教育はどうあるべきかというのは、教育委員会が方向性を示すべきです。それを受けて、設置者である私とその教育の方針を受けてどうするかというときに、様々な意見を言うべきだと私は思います。専門家、学校の校長さんとかが作る、それに対してはいろいろ思いはありましようけれども、それが具現化するときにはいろんな思いとか、こうやってほしいということは伝え、そして地域と共に考えるというのが今後の学校の在り方だろうと思います。

さて、私が経験したことを申し上げます。就学指導がうまくいかなかった子供については、大変な苦勞をいたします。通常学級において、1人孤立をするとか、音楽の時間に参加できないとか、体育に参加できないとか、そういうことで本当にかわいそうな学校生活を送る子供がいるのも事実であります。親が午前中、子供の横に座って授業を一緒に受けるという現実もあります。そして、小麦とか牛乳、卵アレルギーのある子供は、まさかのときに備えて、その頃は支援員はおりませんでしたから、校長、教頭が横にいて、エピペンという緊急時の注射を携えながら子供を見守った、その経験があるから私は言うわけでございます。やはり、給食においても、それぞれの子供たちの実態に応じた、一人ひとりの療育、学校教育の計画を作るというのは至難の業なのであります。だから、教育支援員を指宿は24人という、本当に多いだろうと思います。平成19年度、国の補助で2名でした。それは、全額国庫補助であります。それは、パイロット事業として指宿は2名導入をいたしました。そして、今は24名だったのでしょうか、多額の、これは一般財源であります。地方交付税の中に算入されていると言いますけれども、実際算入されているか見えないのであります。図書費もそうです。ですから、市としては子供たちを大切に作る観点から、療育を含め特別支援教育は教育委員会を中心に本当に丁寧な計画を立てていると、私は自負しているところであります。

わかば、その他さつき園を含めて、いろんな思いのある保護者がいて、そして子供たちを大切に療育を進めなければならないというのは、議員も私たちも同じ思いでございます。決して、軽々しく考えているわけではございませんので、その点はここにいらっしゃる議員の皆さんを含め、是非御理解をいただきたいと思っております。

**○5番議員（吉村重則）** 平成19年当時でしたら、療育を受けていない子供たちも結構入学をしてきてると思うんですね。そういう中で、やっぱり過敏症のために食事ができないとかいう、本当、全員が一緒だったらいいんだけど、もう一人ひとり違うわけなんですよ。そういう人に対しての取組方、そういうのはどういう方向で取り組んだ経験があるんですか。

**○市長（豊留悦男）** 10月から11月に、就学指導、いわゆる来年度1年生になる子供たちの就学時の健康診断をいたします。そのときに、療育の状況等を詳しく書いていただいて、必要とあらば大学の先生を含めて指導の場をつくります。そのときに、どうしてもこの子供にとって適切な教育環境というのはどうあるべきかというのを、教育委員会では担当の指導主事を含めて研究をいたします。そして、各学校の担当、いわゆる特別支援教育の担当の教員等が集まって、いろいろと研修をしながら、子供に応じた教育の場を提供するという、それは教育行政の当然の責務でありますので、そういう取組をしているところであります。ただ、教育行政だけではできません。設置者である市が、それにどのような環境整備をするのか、これが一番重要なところでありますので、教育委員会と首長部局、そして学校は緊密な連携の下に、この子に応じた、一人ひとりの療育の実態に応じた環境の整備というのをやるのが、これは当然のことながら行政も、教育行政もその責任、責務があると思っております。これまでも取り組んでいるところであります。

**○5番議員（吉村重則）** 教育長も教員として取り組んでくるわけですね。教育長としてやっぱりそういう食育とか、発達障害の子供さんに対する教育に取り組んでられているんですか。

**○教育長（西森廣幸）** 学校の現場にいるときには、今、市長の方から答弁がありましたように、似たような経験が何回もございました。午前中の答弁でも申し上げましたけれども、教育は人を育てる、人を大事にする、そういう原点がございます。そういう意味から、どの子供も適切な環境の中で子に、それぞれのニーズに応じた教育が実践されるべきであろうと思っております。そういう面からは、それぞれ一人ひとりの子供さんたちに寄り添いながら支援の在り方を実践してきたつもりでございます。

**○5番議員（吉村重則）** そのときの教訓ですよ。そういう教育に取り組んできた教訓としては、どのような教訓がありますか。

**○教育長（西森廣幸）** これまで経験したことを踏まえながら、現在、教育委員会が取り組んでいる学校の特別支援教育、又は教育委員会と一緒に適応指導教室の設置、又は就学についての教育支援委員会の委員会の運営、きめ細かに保護者や児童・生徒の実態を踏まえて

対応していく、その基本的な部分においては、これまでの経験が生かされているのではないかと考えております。

**○5番議員（吉村重則）** 先月、文教厚生委員会で長野県の東御市の方に行政視察に行っていました。ここの教育長さんは、子供が学校に来るのに、分からないことは駄目だと。分かる授業をしなきゃならないと。発達障害を持つてる子供、不登校も含めて、とにかく学校に来たら分かる授業をするんだというのを原点にして、東御市の小・中学校の教職員を一つの組織として、その組織を学力向上部会、特別支援教育部会、研究・研修部会、児童生徒理解部会、児童生徒活動部会、キャリア教育部会と全教職員を一つの組織として、そういう部会に分けて、東御市でのいろんな教訓を市全体のものとして取り組んできてるんですよ。絶対に子供が分からない授業をしたら駄目だということで、2クラスを三つのコースに分けて、分かる子は分かる子、ゆっくりコースはゆっくりコースとして分けながら、教育をしてるわけですよ。ですから、そういう面では指宿の場合、果たして市全体の教訓として、いろんな現場で教員と教員が取り組んでいる、すばらしい教育をしていると思うんですよ。その教育が市全体の教訓として生かされてないんじゃないかと。その辺では教育長、どのように捉えますか。

**○教育長（西森廣幸）** ただいま、議員から紹介いただきました事例等については、資料等を、又はホームページ等で見させていただきました。確かに、本市におきましては、全ての教師がそのような支援体制になっているかと言えば、そうでない面もございます。しかし、それぞれの学校、学級の先生方は、午前中にも答弁で触れさせていただきましたが、ユニバーサルデザインに基づいた教育、障害の有無や年齢に関わらず、全ての児童・生徒に分かりやすいように工夫された教育を実践していこうと、又はインクルーシブ教育の分野では、障害のある子供さんもそうでない子供さんも一緒になって、教育のニーズに合った通常学級の教育支援をしていこう、そういうような観点は、全ての先生方が共有し、授業等を実施しているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 障害を持っている親御さんにしてみれば、小学校に入学されるときにすごく不安になるわけですよ、いろんな問題があつて。鹿児島市の方では就学教育相談を各学校、保育所、幼稚園、療育センター等の協力を得て行い、市特別支援教育審議会において一人ひとりの発達を見据えた就学と継続をした支援に取り組んでいますと。特別支援教育に関する研修会を開催し、教職員の専門性の向上にも努めており、更に子供が継続して必要な支援及び合理的配慮の提供を受けられるように相談ファイル、夢健やかファイルを作成すると。ですから、一人ひとりの子供のいろんな問題がこのファイルの中に乗っかって、担任の教員の方に届くわけですよ。そうすることによって、子供たちは安心して授業を進められると。そういう面では、本当、一人ひとりのそういうファイルを作る必要があると思うんですけど、その辺ではどのように考えますか。

**○教育長（西森廣幸）** 私も最後の勤務校は鹿児島市内の学校でございました。今、議員がおっしゃるように就学指導につきましては、同じような流れの中で取り組んでいるところです。本市においても同じような相談会を開催したり、教育支援委員会を開催して一人ひとりの子供さんたちに専門の医師の助言もいただきながら、話し合いを進め、最終的には個人面談を通して保護者の意向を確認しながら、それぞれ進学する学校等を決めていただいているところです。そういうことをする中で、子供さんについての情報等については、特に障害等があるということであれば念入りに幼稚園、保育園、施設等から学校へのつながり、そういうものは当然なければいけないと思いますし、もしそういうのが不十分であれば、今後確認し、きっちとつながりができるように指導してまいりたいと思っております。

**○5番議員（吉村重則）** 続いて、さつき園の問題に入っていきます。さつき園で、もし給食に取り組んで、職員を採用するとした場合には、費用はどのぐらい掛かるんですか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 仮に、調理員を正規職員で採用した場合は、指宿市社会福祉協議会が定める給与規程に準じまして、1年目は月額16万1,600円になるようでございます。また、非常勤職員で管理栄養士等の資格を有し、週4日、勤務時間が午前8時半から午後4時までの6.5時間の月18日間勤務した場合は、月額約9万4千円になり、資格を有していない場合は月額約8万4千円となるようでございます。加えて、社会保険料等も必要になるところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 後、調理室の改修なんかも必要ではないかということも言われましたけど、改修するとした場合にはどのぐらい掛かるのか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 給食提供のためには、食事を安全に提供するための設備はもちろんでございますが、食中毒、感染症を発生させないような衛生管理体制が必要であると考えております。現在、さつき園につきましては、開聞保健センターと併用しておりまして、食生活改善推進委員等の活動のための調理室が設置されているところでございます。この調理室で食事を提供するとなれば、食品衛生法施行細則第5条の2で規定されております給食開始届を指宿保健所へ提出をしなければなりません。その後、保健所から給食開始届済み書が交付されますと、食事提供は可能となりますので、調理室の改修は必要ないところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 後、市立保育園として利永保育所がありますよね。利永保育所のそういう調理室の実態はどのような状況なんですか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 給食提供を行うところは原則として、先ほど申しました感染症、それから食中毒を絶対起こさないという原則の下に、きれいにしなければならないということで、現在はドライ方式ということで給食センターをはじめ、そういうのが主流になっておりますけれども、以前の場合につきましてはウェット方式ということで、床を濡らして掃除するというか、清潔にするということで、利永保育所につきましては、ウェット方式になって

おりまして、滅菌処理の保管庫とかですね、そういうことで設備は整っているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 開聞の保健センターの場合は、今の状態で改修しなくても給食はできるということによろしいんですか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 給食が提供できるということではありません。設備が保健センターにあるから、今、食品衛生法上では許可をもらって、食事は作れますけれども、本来さつき園につきましては指定基準、設備基準の中でうたわれておりませんので、そういう事業ができる状態ではないところです。したがって、今やっておられるのは、給食提供というのじゃなくて、保護者が給食を出してるという形になっているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 療育センターと事業所の違いの答弁だったんですか。今、答弁したのは療育センターだったら基準として給食を提供できるけど、さつき園の場合は事業所だから給食はできませんという内容の答弁だったんですか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 基準がないということは、そのとおりでございます。基準がないケースの中で給食提供というのは、国の方にも確認をしましたが、想定外だということで、支援センターであればその指定、それから設備基準、それを最初に申請を出しますので、その場合は給食提供ができるというふうに認識をしているところでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 午前中の同僚の質問の中でも、開聞町役場の上村さんが行政マンとして何ができるかということで、開設するときの記事を書かれてるんですよ。この中で、1回目の療育教室を迎えたと。季節を考慮した水遊びの療育実践でしたが、いつもの表情、動きと違う我が子の姿を目の当たりにして、出席者の親全員が感動し、感激するシーンがありました。反省会のとき、私はほんの一部ではあるが、親の思いと自分の思いが一つになれたのかなと感じ、止めどなく涙が溢れ言葉に詰まったことを覚えていますと。初年度は僅か3回の療育教室でしたが、子供たちの変化に親たちが感動し、親たちの意識の変化を十分感じることができましたと。この中で、県の方に申請したら、5名で、職員は1名ですよと。県の方は来た。だけど、実際これに参加した親は15・6名の親が参加して、5名では駄目だと。療育としてやるためには、職員が3名で、児童は10名の体制が必要だということで、開聞町長は県の方に行って交渉をして勝ち取って、さつき園を設立してるんですよ。本当、そのときの職員、開聞町長、本当に子供のために応えてくれてるんですよ。さつき園が設立されて17年になりますよね。この間、何回検討委員会とかそういうのは開かれてきてるんですか。これまで、17年間の中で年に1回の検討委員会とか、そういうのは開かれてきてるのかどうか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 検討委員会と言われますのは、私ども行政と保護者の方の検討委員会ということでよろしいのでしょうか。

必要によりまして、私どもは保護者の方々と打合せっていうか、協議はしてきているとこ

ろでございます。

**○5番議員（吉村重則）** 年に1回の検討委員会と、いいですか。検討委員会というのはやっぱり保育士さん、行政、市長も含めて、担当課長なのか教育委員会とか、いろんな、親の会も含めて、その課題について検討して、来年度どういう方向に持っていくとか、そういう検討はなされてきたのかどうか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** さつき園へ入園したことで、同じ悩みを持つ保護者との交流や先生の療育指導によって、小学校の通常学級に入学している園児もいると伺っております。すいません。元に帰ります。保健師等での相談によりまして、対応しているところがございます。

**○5番議員（吉村重則）** さつき園の場合は事業所で、当初のさつき園を設立するときには条件が事業所であり、午前保育と午後保育だったりして、給食を提供するようにはなっていないということで、答弁としては同僚議員の中でもそういう答弁があったと思うんですけど、子供たちは増えてきてるんですよ。いろんな課題がありますよ。その課題を、子供たちを主人公に考えて、どういう改革をしていくのか、どういう支援が必要なのか、やっぱり年に1回は検討して、来年はどういう方向で療育を進めていくんだということは全然、そういう発展性はないんじゃないですか。

**○地域福祉課長（山口保）** 療育検討会につきましては、これまで毎年ではないですけども、必要な検討事案があったときに開催してるところでございます。これまで、何回かっていうのは、ちょっと数字を持ち合わせておりません。さつき園が保健センターに移転するときに、またそのときは検討会を開いて協議した経緯はございます。

**○5番議員（吉村重則）** 180名からの子供さんが卒園してきてるんですよ。180名の子供たちが助けられ、親が助けられてきてるんですよ。しかも、4年通いはしたとしても、通園させたとしてもお母さん方の作る給食は、2年ぐらいしか取れないんですよ。だから、小学校に上がったら当然給食に対する対応はできないんですよ、今の状態では。去年までは月2回、今年親の会が作る給食は3回になったと言いますが、親も本当、障害の子供を持ちながら仕事をして、給食を作るのは限界なんですよ。そういう中で、そんだけの子供を助けてきた、親を助けてきた、すごい成果がさつき園の場合はあるわけです。だからこそ、絶対にできないんじゃないんですよ。やろうと思えばできるんですよ。月、最高16万円ですか、1か月16万円ですから。親の会はこれまで月2回、4年ぐらい取り組んできてるわけですよ。そういう食中毒とか、そういうことも1回も起こしてないんですよ。ですから、親が取り組むのにそういう職員が1人いて、そういう安上がりのそういう給食をやってほしいということなんですよ。ですから、そういう法律があるからできないじゃなくて、そういう成果がきてるんだったら、成果を優先して変えていきゃいいんじゃないですか。

**○市長（豊留悦男）** 結論から申し上げます。現状ではできません。現状を変える努力を、今、

行政はしているわけでありまして。それを、先ほどの議員の質問にもありましたように、行政の怠慢だとか、このことが解決できないとほかの事業にという、そういう考え方で質問していただきたくはありません。やはり、この設立、目的が違ったわけですので、その目的に応じた事業を今やっております。しかし、親の方々、その思いが分かるがゆえに、何とかできないかということで、今、議員は保護者の立場になって、子供の立場になって質問をさせていただいているということはあるがたいと思っています。ただ、私ども、その問題を看過しているわけではございません。伊佐市に行かれたということでもあります。給食センターで作っている。びっくりいたしました。それは、なぜびっくりしたか。学校給食法等に盛られた内容でないことをセンターでやってくれている、市長の思いにびっくりしたわけでありまして。私も、給食センターの所長をしたことがあります。給食というものはどういうものなのか、公的な給食の提供というのは、どのような責任を負うべきなのかということを考えながら、はっきり申し上げまして現状ではできません。できないものをどうできるようにするかっていうのは、今私どもが考えているところであります。職員を、栄養士を雇ってほしいと、16万幾らで、もし雇ったとしましょう。ほかの療育、わかばとかそこでも、さつき園でできるんだったらうちもやってほしいと、そういう形に民間まで広がったところにどう対応するのか。いろんな課題があるわけでありまして。ですから、その一つひとつの課題をどのようにクリアする方法があるのか、ということについては、私どもも担当を含めて今検討をしているわけでありまして。現段階ではできないよという、その結論から申し上げないと、また堂々巡りになります。保健センターを利用している、その現実もありますので、いろんな問題を解決しなきゃならないということだけは御理解をいただきたいと思っております。

**○5番議員（吉村重則）** 伊佐の方に研修に行った中で、伊佐の方も公設、民間がありました。その中で、公設の給食が、学校給食センターからの給食を受けるという、センターまでに取りに行く、行かなきゃならないんですよ。そこの職員については、市が雇って取りに行くように設定してるんですよ。ですから、伊佐の方でも質問したんですけど、公設と民間とあるんだけど、公設でそういう職員を雇っていながら、民間では何も不平とかそういうことは出ないんですかと言ったら、公設だから当然ですよという答弁が返ってきました。ですから、この問題についてはやろうと思えばできることだなと思って。それと、さつき園の場合は、いろんな実績もあり、成果もある中で、翌年に向けて子供たちの療育の中での課題について本当に来年どういう方向で変えて、支援をしていくか。そういう検討委員会も今までできてないわけですよ。ですから、今後はやっぱり年に1回は、いろんな専門の人たちを入れて、今年の課題としてどういうものがあって、来年にそれをどう生かしていくのか、こういう検討委員会を作るべきだと思うんですけど、その辺ではどう考えますか。

**○健康福祉部長（前園千秋）** 検討部会の方から申し上げます。検討部会の方は、社会福祉協議会の方に委託をしている部分もありますので、また社会福祉協議会の方とも十分協議をしな

がら、今後検討委員会につきましては進めていくかを含めましてですね、協議をしていきたいと思えます。

それから、伊佐市のその支援センターでの学校給食のことですけれども、伊佐市の場合は支援センターですので、施設を造るときに支援センターの人員配置とか設置基準で申請をしております。しかしながら、私なんかも一緒に同行させていただいたところですが、調理室が狭いということで、自校方式と言いますか、自園方式の給食ができないということで、本来なら自分の所で行わなければならないんですけれども、それができないということで特区申請ということを使いまして、それでその申請によって特別に学校給食センターから持って来られるという仕組みを取ったようでございますので、報告をしておきます。

**○5番議員（吉村重則）** 指宿にもわかばとさつき園があるわけですけど、指宿市全体の療育について、今後どういう方向で発展させていくのか。伊佐市の場合はセンターが中心になっているわけですけど、保育園とか幼稚園に行く中で、保育を充実させるために年に2・3度は行って、年齢によって遊び方についても講演をして、障害がある人だけでなくして健常の人なんかに支援がされてるんですよ。指宿の場合の取組はどうなんですか。

**○市長（豊留悦男）** 今、るる伊佐市の取組もお聞きしました。私が断定的に現状では難しいという結論を申し上げましたけれども、現状ではという前段が付くということだけは、お知りおきいただきたいと思えます。今日、お2人の議員からこの件について質問をいただきました。最終的には子供たちが小学校に行ったとき、楽しく学校生活を送れて学校が楽しいと、給食が楽しいと、このために、このさつき園でもその前段階として行政として手立てを講じるべきだ。だから、今質問をいただいている。究極の目的はこの子供たちが学校に行ったとき、本当に幸せに学校生活を送れるような手立てを取ってほしいと、そのことだろうと思えます。決して、質問をいただいている議員と行政が対立した関係ではありません。決して、私どもも皆さんの意見を軽視しているわけでもありません。願いは同じなわけでありませう。そういう子供たちを育てなければならないということは、私も議員と同じ思いであります。だから、今後どうしていくのかということについて、今質問がありましたように、今後いろんな場で私も近いうちにさつき園を含めて、わかばを含めて、その状況を視察させていただき、勉強させていただきたいと思えます。そういう意味から、現状においては難しいけれども、子供たちが本当に幸せな学校生活を送れるためには、どのような手立てを講じるべきかということにつきましては、私も勉強させていただきたいと思えます。決して、議員の質問いただいた方と行政と対立しているわけではありませんので、そこだけは御理解をいただきたいと思えます。行政が怠慢であるとか、そういうことは決してありません。

**○5番議員（吉村重則）** 障害を持つてる子供さんは一生障害を背負っていくわけですよ。年齢が低いほど、療育を早く受ければ、それなりに自分自身が、何て言ったらいいんでしょうか、表明できる、そういう。だから、本当に子供さんにしてみれば、これから一生背負って

いかなきゃならない問題なんですよ。今の時期が一番大事なときに、給食ができない。本当、これほど惨めなものはないと思います。そういう意味では本当、早急に実現させて、これから成長していく中で、本当に障害者でありながら、ちゃんと1人の人間として生きていけるような条件、早く実現させていただくことをお願いして、一般質問を終わります。

○議長（松下喜久雄） これにて、一般質問を終結いたします。

### △ 散 会

○議長（松下喜久雄） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後4時26分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 外 蘭 幸 吉

議 員 白 山 正 志

# 第 2 回 定 例 会

平成 29 年 6 月 26 日

(第 4 日)

## 第2回指宿市議会定例会会議録

平成29年6月26日 午前10時 開議

~~~~~

### 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第43号 指宿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第44号 指宿市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正について
- 日程第4 議案第45号 指宿市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について
- 日程第5 議案第42号 レイクグリーンパークの指定管理者の指定について
- 日程第6 議案第46号 市道の認定について
- 日程第7 議案第47号 平成29年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第8 議案第48号 平成29年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第49号 平成29年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 審査を終了した請願及び陳情（請願第2号，平成28年陳情第11号，平成28年陳情第12号及び陳情第7号～陳情第9号）
- 日程第11 閉会中の継続審査について（平成28年陳情第4号，陳情第5号及び陳情第6号）
- 日程第12 議案第50号 指宿庁舎大規模改修工事（建築）請負契約の締結について
- 日程第13 意見書案第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1還元，及び複式学級解消を図るための，2018年度政府予算に係る意見書（案）
- 日程第14 公共施設の在り方調査研究特別委員会の中間報告の件
- 日程第15 議員派遣の件

---

### 1. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

---

### 1. 出席議員

1 番議員	外 菌 幸 吉	2 番議員	白 山 正 志
3 番議員	恒 吉 太 吾	4 番議員	井 元 伸 明

5番議員	吉村重則	6番議員	西森三義
7番議員	浜田藤幸	8番議員	東伸行
9番議員	高田チヨ子	10番議員	森時徳
11番議員	高橋三樹	12番議員	福永徳郎
14番議員	前之園正和	15番議員	木原繁昭
16番議員	中村洋幸	17番議員	新川床金春
18番議員	下川床泉	19番議員	新宮領進
21番議員	松下喜久雄		

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定による出席者

市長	豊留悦男	副市長	佐藤寛
教育長	西森廣幸	総務部長	有留茂人
市民生活部長	下吉一宏	健康福祉部長	前菌千秋
産業振興部長	上田薫	農政部長	宮崎英世
建設部長	黒木六海	教育部長	長山君代
山川支所長	中村俊治	開聞支所長	川畑徳廣
総務部参与	廣森敏幸	総務部参与	中村孝
総務課長	川路潔	財政課長	坂元一博
長寿介護課長	鶴窪誠作	商工水産課長	山元成之
建築課長	大久保覚		

1. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	岩下勝美	次長兼議事係長	鮎川富男
調査管理係長	嶺元和仁	議事係主査	上玉利享

## △ 開 議

午前10時00分

○議長（松下喜久雄） ただいま御出席の人員は、定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

## △ 会議録署名議員の指名

○議長（松下喜久雄） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、恒吉太吾議員及び井元伸明議員を指名いたします。

## △ 議案第43号（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第2、議案第43号、指宿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、を議題といたします。

本案は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（高田チヨ子） おはようございます。総務水道委員会へ付託されました議案第43号、指宿市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月6日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

里親であって、養子縁組によって養親となることを希望している者を、養子縁組里親に改めるということですが、これまでとは呼び名が違うだけなのか、内容的にそもそも違うのですかとの質疑に対し、内容的にはこれまでと同じですとの答弁でした。

父親の育児休業取得について、指宿市ではどのような実態ですかとの質疑に対し、現在はおりませんが、過去に一人、1か月程度取得した職員がおりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（松下喜久雄） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第44号及び議案第45号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第3、議案第44号、指宿市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正について、及び日程第4、議案第45号、指宿市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について、を一括議題といたします。

2議案は、文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（恒吉太吾）** 文教厚生委員会へ付託されました議案第44号、指宿市半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部改正について、及び議案第45号、指宿市過疎地域産業開発促進条例の一部改正について、の2議案の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月7日、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第44号について。今回の改正の理由について、先ほどの説明の中でも少しこの制度を分からずに、ということがあったのですが、改めて今回の改正の目的をお尋ねしますとの質疑に対し、工場や旅館などを新設又は増設する事業者が不均一課税を受けようとする場合には、あらかじめその施設を造る前に市長の指定を受けなければならないと条例で定められています。しかし実際は、この制度自体を知らない事業主が多く、新築や増築された建物等の家屋調査に行ったり、建築課の建築確認申請を閲覧したりすることで、実際に分かるケースが多いため、今回この条例を改正するものですとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第45号について。先ほどの半島振興対策実施地域産業開発促進条例の不均一課

税と同時に利用できるのですかとこの質疑に対し、過疎地域の産業開発促進条例ですので、過疎地域ということが前提になりますが、指宿市は全域が過疎地域になっていますので、過疎の方は3年間税額が全部免除になります。また、過疎条例では工場、農林水産物の販売所、旅館と三つの事業が対象になりますが、半島振興の方は情報サービス事業所、情報通信技術利用事業所も該当になりますので、工場、農林水産物等販売所、旅館については全額免除となる有利な過疎の方を適用することになります。情報サービス事業所、情報通信技術利用事業所は、不均一課税しか対象となりませんので、こういった施設ができた場合は、半島振興を適用するということになりますとの答弁でした。

この制度の今の利用状況はどのくらいあるのですかとこの質疑に対し、今年度の課税で過疎の課税免除を受けているのは4事業所で、今年1年目の事業所が2事業所、2年目の事業所が1事業所、3年目の事業所が1事業所です。内訳は旅館が2事業所、工場が2事業所となっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第44号及び議案第45号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第44号及び議案第45号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第42号及び議案第46号（委員長報告、質疑、討論、表決）

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第5、議案第42号、レイクグリーンパークの指定管理者の指定について、及び日程第6、議案第46号、市道の認定について、を一括議題といたします。

2議案は、産業建設委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、産業建設委員長の報告を求めます。

○産業建設委員長（浜田藤幸） 産業建設委員会へ付託されました議案第42号、レイクグリーンパークの指定管理者の指定について、及び議案第46号、市道の認定について、の2議案の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月8日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、2議案は全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、第42号について。レイクグリーンパークの指定管理者の選定について、有限会社池田興産はこのような経験は初めてだろうと思うが、選定の際にどのようなところを高く評価したのかとの質疑に対し、選定委員会において選定基準に基づき総合的に評価をし、選定委員の総意による評点で候補者を選んでいただいた。池田校区と一体となって地域を盛り上げ、レイクグリーンパークを基点に指宿市の情報発信を行い、地元の食材、農産物等の販売や豆腐、味噌づくりの後継者を育て、販売もしていきたい。また、建設業者で重機等も持っており、いざというときの災害等にも迅速に対応していただけるということで選定に至ったとの答弁でした。

これまでも指定管理者となってから、自分の思うことがうまくできずに、残念ながら撤退した事例もある。これまでの指定管理業務と違ったところは、今回の選定基準の中にはなかったのかとの質疑に対し、今回の指定管理者は地元業者であり、地元の池田校区の公民館、婦人部、それぞれの地区の皆さんを巻き込んで指定管理を行い、盛り上げていこうという点が一番の特色ではないかと考えているとの答弁でした。

レイクグリーンパークは人通りのない所にあるが、市としても宣伝などの何らかのバックアップを考えていないのかとの質疑に対し、メインの道路から1本入った所にあり、目に付きにくく、車の流れを心配しているが、今回の指定管理者は県道の沿道にコスモスや菜の花などの花を植えたり、イベントを開催したりと、観光客をレイクグリーンパークに誘導する手立てを考えている。市としてもできるだけバックアップを図っていきたいとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第46号について。新たに市道認定をしようとする田口田頭線は、宅地造成に係る道路であるが、排水は全て国道の方に流れるようになっているのかとの質疑に対し、この市道は開発道路で、中ほどに区画が15筆ぐらいある。そこを網羅して迂回するような市道の幅員は6mで、それぞれ片側の排水路を設けている。勾配は国道226号線に付いており、国道の方に放流するようになっているとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。  
御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。  
これより、討論に入ります。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。  
これより、議案第42号及び議案第46号の2議案を一括して採決いたします。  
2議案に対する委員長の報告は、可決であります。  
2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。  
よって、議案第42号及び議案第46号の2議案は、原案のとおり可決されました。

#### △ 議案第47号（委員長報告）

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第7、議案第47号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、を議題といたします。

本案は、各常任委員会に分割付託して審査をお願いしてありましたので、まず、総務水道委員長の報告を求めます。

**○総務水道委員長（高田チヨ子）** 総務水道委員会へ分割付託されました議案第47号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月6日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、市長公室所管分について。今回のなのはな館補修工事の補正予算が認められた場合、工事はいつ頃までかかるのですかとこの質疑に対し、工事については、補正予算の可決後に発注することになります。オープンは平成30年4月ですので、3月中には工事が終わるといふことでの答弁でした。

工事は地元業者で足りるのですか。あるいは市外、県外の業者に頼らなければならない部

分もあるのですかとこの質疑に対し、建築工事については市内の業者になると思いますが、設備の部分については専門業者ということで、県内とかの業者になると思います。今後、建築課とも協議して、できるだけ市内でできるものは市内発注ができるような対応は考えていきたいと思っています。エレベーターは交付金の関係で、今回はできないかもしれませんとの答弁でした。

全額県からのお金を頂くという下で、どういう手法にするか、具体的な工事内容については、市で独自に検討して、それは無条件に県が追認するという形なのか。手法を選ぶ段階でも県と協議ということになっているのですかとこの質疑に対し、一応、今回の点検については、県が試算をした見積りとか、市が平成26年に目視や打診により調査した保全調査を参考に積算していました。今回、実際に施設を点検して、新たに発生した部分のほか、最初考えていた工法等も変わってきていますので、今回は専門業者、設計業者が実際に点検して、こういう工法がいいという形で積み上げております。一応、空調についても今後のランニングコストなども考えると、今の施設をそのまま使うのではなく、個別対応型の方が後年度負担にも配慮できるという判断をしたところですよとの答弁でした。

県からお金が来るにしても、あくまで市が行って、必要な分が来るということなのか。最初にどういう手法、どういう工事をするという段階で、県との協議とかは全くないのか。市独自でやったものを認めるということですかとの質疑に対し、今回の場合、当初の県からの交付金の額を4,400万円程度超えている状態です。その内容は、空調設備については既存の設備ではなく、後年度の負担等を考えて個別型の空調を考えているということで、そのこと自体が改修に当たるのかとか、そのスタンスについては今後、県の交付金を受ける段階でも補修か改修かというような精査は行われるものと考えておりますよとの答弁でした。

今回、補正で掲げている工事内容について、実際にお金が来る段階で精査が掛かる可能性もあるということですかとの質疑に対し、今回の県の交付金については、県の交付要綱の中で対象事業費ということで上げてあります。今回、指宿市で後年の負担とかを考えた場合に、こういう形でした方がいいというのは、県の方にも相談し、了解を得て進めているところですよとの答弁でした。

この補正予算の額は全額県の支出金ですが、この設計委託料もあるように、まだ金額的には流動的だと思います。入札ですから、余った場合には県に返すのですかとこの質疑に対し、今回の補正予算に関しては、県の交付金の限度額内で全てを執行する予定です。執行残等が出た場合は、今回の補正で空調設備等が小さな部屋とか、全て対応できませんので、そういった所の工事を交付金の範囲全額で執行していこうと考えているところですよとの答弁でした。

今、空調の話が出て、小さい部屋から優先的にとということは、大きな部屋とか廊下など、後回しということで、それは県の交付金ではもう今後望めないということですかとの質疑に

対し、今回、県から頂く交付金で、まず市民に利用される研修室や視聴覚室など、大きな部屋から優先的に設置して、執行残が出ればほかの小さな部屋の空調を設置していこうと考えておりますとの答弁でした。

執行残が出たら、例えば空調等については全部見ているわけではないので、残った分で有効的に足していくということでしたが、今回は部分的にとというのは、県の予算上の問題なのか、それとも1年間でできる工事のキャパの問題なのですか。まだほかにもあるということですか。何が残っているのですかととの質疑に対し、残工事は空調設備の実質の必要額が6,900万円ほどで、今回4,400万円ほどの工事をすると2,490万円ほど残工事に必要になります。また、エレベーター設備は大きな機器等の入替えなどの1,750万円が執行できない状況です。それと、空調設備とエレベーター設備の二つを発注した場合の管理委託費180万円、合わせて約4,400万円が不足することになりますとの答弁でした。

残工事がそれぐらいあるということで、今回、全体を含めた補修になっていないということは、県の予算上の問題ですか。1年間でできる量も決まっていると思いますが、一括でできなかった理由はということですかとの質疑に対し、まず、歳入の方で県の限度額が決まっておりますので、不足額についてはこれから県の方に理解を求めながら、その財源の確保、この方法でという額が決まってから、再度議会に提案をさせていただきたいと考えておりますとの答弁でした。

残工事の分についてですが、もらい受けるときに悪いところは補修して市がもらうような契約になっていなかったのですか。細かい空調関係のことまで入ってなかったのですかととの質疑に対し、県と平成27年10月6日に覚書を交わしております。その後、平成28年1月18日に覚書の一部を変更し、その後、平成28年3月31日に譲与契約書を交わしておりますが、そのような細かい部分については書かれていませんとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、危機管理課所管分について。コミュニティ助成事業助成金の決定通知に伴って、バルーン投光機、その他を購入するということですが、決定したので買うということはいいいのですが、消防、危機管理に関してはお金があるときに買うというスタンスよりも、必要な物は準備するというスタンスが必要だと思います。そういう意味で、どうしても必要な物で欠けている物はないのですかととの質疑に対し、消防団のソフトに係るものについては、毎年度予算要求をして準備しているところです。今回のコミュニティ助成事業は、市の消防団の操法大会用にも利用できる優秀な消防小型ポンプと、少年消防クラブが夜間も訓練できるようにバルーン投光機を購入するということで、市が購入しなければならない装備等は、これまでも鋭意準備してきているところですよとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（松下喜久雄） 次に，文教厚生委員長の報告を求めます。

○文教厚生委員長（恒吉太吾） 文教厚生委員会へ分割付託されました議案第47号，平成29年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について，審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る6月7日，関係課職員の出席を求めて審査いたしました結果，全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは，審査の過程で出されました主な質疑，意見について申し上げます。

まず，市民協働課所管分について。浜児ケ水区自治会以外に，このコミュニティ助成事業を申請している自治会が市内に何箇所あるのですかとの質疑に対し，28年度までに13件の公民館等が申請しておりますとの答弁でした。

今回，250万円の補助が付いていますが，この工事内容はどのようなのですかとの質疑に対し，内容は，まず空調設備として浜児ケ水公民館のホールにエアコン2組，和室にエアコン1式です。それから，ホールにテレビを1台，折り畳み椅子を25脚となっていますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に，健幸のまちづくり推進室所管分について。運動・スポーツ習慣化促進事業について，習慣化ということはずっと継続してやっていくということだろうと思いますが，具体的にはどういうことをされるのですかとの質疑に対し，27年度から健幸ポイントプロジェクト事業ということで，皆さんが運動しやすい気軽な運動であるウォーキングに注目して，ウォーキングを取り込んだ健幸ポイントプロジェクトという事業をやっていきます。それを軸に，今回スポーツ庁の補助金を活用して，スポーツ推進員の方々とも連携・協力しながら，皆さんがスポーツを習慣化できるような仕組みを作るための協議会を立ち上げて，運動の習慣化を促進していきますとの答弁でした。

ヘルスケアビジネス協議会を立ち上げるとのことですが，以前から聞いていたオクラパウダーのほかにも，枕崎市がカツオの商品化に取り組んでいたように，山川のカツオも体に良いということなので，健康につながる食材ということで，この協議会で取り組んでいくことは考えていないのですかとの質疑に対し，指宿の豊かな地域資源が健康に良いということも分かりましたので，これからはこれらをどんどんアピール・活用して，地場産業の活性化や販路拡大といった方向へ事業が進んで行けるよう協議会で検討していくこととなりますとの答弁でした。

意見として，指宿には鰹節というすばらしいものがあり，それを活用した他市の事例もあります。今，山川の鰹節が指宿鰹節になりましたので，それをうまく使ってやっていってほ

しいと思いますというものがありました。

次に、教育委員会所管分について。市民会館大ホールの操作卓は25年経過し、老朽化していることは十分分かります。しかし、もう施設全体が老朽化なので、再三市民会館の建替えをと言ってきましたが、先に進みません。関係部署とは協議されていないのですかとこの質疑に対し、市民会館の建替えは27年度の基本構想、基本計画でなのはな館の敷地内の北側建物が解体されたら、その場所にといいことで決定しました。しかし、御承知のとおりその後、設計者から建物解体について反対の表明がなされ、この北側建物を所有している県が責任を持って設計者との交渉に当たることになっており、まだ結論に達していません。解体ができるか、できないか等について、県はまだ解体の方針を変えていないところですよとの答弁でした。

市民会館は老朽化して、照明も大変な状況だと思います。市民会館を建て替えた場合、20億円から30億円ぐらい掛かるとは思います。合併特例債は先が見えているわけで、仮に合併特例債が使えなかった場合、費用の関係で言えばどうなっていくのですかとこの質疑に対し、市民会館の建設に非常に多額の費用を要しますので、市も合併特例債で建設するという計画を立てていることには変わりありません。合併特例債の期限は平成32年度となっていますので、その期間での建設を考えているところですよとの答弁でした。

市民会館を建て替えるために委員会があったわけですが、今は中断している状況です。その委員会を再度開催し、どこかほかはないのかとか、いろんな協議をするような動きはないのですかとこの質疑に対し、この基本構想、基本計画は市民会館運営協議会で御意見をいただいて策定した経緯がありますので、今後、方向性がある程度見えた時点で協議会を開催することを考えているところですよとの答弁でした。

なのはな館を含めた新田地区だけで検討するのか、今、指宿港海岸整備によって指宿駅の方がどうなるのかと感心のある市民もいます。やはり、拠点施設としてあの駅前に市民会館を造るなど、いろいろな委員の方の考えもあるので、やはり指宿を活性化するために様々な検討をすることが必要ではないかと思いますがこの質疑に対し、市民会館運営協議会は社会教育課が所管している運営協議会ですので、先ほど御指摘のあったことも含めて、今後、御意見をいただければと考えていますよとの答弁でした。

今後の市民会館をどうするのかということについては、場所を決定することが何より前提ですので、なのはな館の今取り壊そうとしている所にするのか、それとも周辺のほかの場所にするのか、その辺も含めて、いつ頃までに決めて、いつ頃までにきちっとしたものを上げていくという設計が上がらないと、いろいろな問題が生じると思いますよとの質疑に対し、教育委員会としても合併特例債の活用を第一に考え、早い段階で造ってほしいと要望しています。合併特例債は平成32年度までで、設計から建設まで約3年という期間が必要ですので、来年度は実施設計を上げなければと強く要望したいと思っています。なのはな館につい

でも今、県の交渉を待っている段階ですが、早い段階で方向性を見極めていただき、市民会館運営協議会の中でどこにするのか、なのはな館の敷地内であれば、そこにある建物の活用も図ることができますので、そこらも含めて検討し、早い時期にお答えできるようにしたいと考えていますとの答弁でした。

山川給食センターのフロアは、これから専門業者等に見てもらうことになると思いますが、センターとしてはその部分だけなのか、ある程度広範囲にわたるのか、どの程度の補修を考えていらっしゃるかととの質疑に対し、今回の床補修は、先日、公共施設の在り方調査研究特別委員会でご覧いただいたとおり、コンテナの搬入口の所が大分剥げており、亀裂もあったということで、そこの修理を考えています。また、換気扇の網戸も錆等で破れがあったということで、緊急的な形で考えているところですよとの答弁でした。

意見として、先ほど来から各委員からも再三指摘が出ておりましたが、市民会館の建替えについては、前倒しで実施できるよう関係部署と前向きに協議していただきたいというものと、市民会館の建替えは指宿の喫緊の課題であり、市民も早く建替えをしてほしいと望んでいます。担当課として市長公室と一緒に県の方に出向き、今の現状を共有し、市民会館運営協議会のメンバーにもそれを報告し、しっかりとした取組を今年度中に報告していただきたいというものがありました。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** 次に、産業建設委員長の報告を求めます。

**○産業建設委員長（浜田藤幸）** 産業建設委員会へ分割付託されました議案第47号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第3号）について、審査の経過と結果について御説明申し上げます。

要旨につきましては、既に提案理由の説明がなされておりますので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月8日、全委員出席の下、関係課職員の出席を求め審査いたしました結果、反対討論として、開聞のふれあい公園の中にピザ窯の補強費として46万円余りを補正で組んでいる。ピザ窯については県の方からも自然公園法の遵守について、という厳しい通知を頂きながら、いまだに補強をして使うというのは、行政としてあってはならない行為ではないかと思う。ピザ窯が必要であれば、新しい場所に正式な許可を得て造るべきであるという立場から、この中に補強費として入っているのが反対するということがあり、起立採決の結果、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、商工水産課所管分について。オクラパウダーの宣伝はどのような方法で行っているのかとの質疑に対し、今年で4回目になる指宿商談会を、東京駅近くにある丸ビルで開催予定である。今回も関東指宿会の協力を頂き、オクラの加工品、今回開発されたオクラの化粧

品、オクラうどん、日本一の本枯節、そして焼酎といった指宿の特産品を紹介するコーナーを設けていこうと思っている。今回、オクラの検証が行われ、非常に健康にいい結果が出たので、その結果を基に指宿のオクラを売り込んでいきたい。また、冬場にはオクラパウダーでも十分栄養価は摂れるというような売り方もしていきたいとの答弁でした。

現在のオクラパウダーを東京辺りでPRしていくということになるのかとの質疑に対し、オクラパウダー自体も当然広めたいが、それを活用した商品を一層開発してビジネスにつなげていきたい。オクラのかんかん、オクラの種子を利用した美容液など、いろいろな加工品を今後作ってほしいという売り込みであるとの答弁でした。

意見として、地の利を生かした健康補助食品の商品開発を強力に推進していただきたいというものと、市民による地産地消が進んで初めて特産化されると思う。マンゴーサイダーは1本300円で販売されているが、観光客に珍しいから飲んでもらおうというだけの価格ではないか。価格体系にしても市民にかわいがってもらえるような息の長い商品を作っていくことが大切だと思う。業者と意見を交わしながら調整してほしいというものがありました。

次に、観光課所管分について。鰻地区の駐車場整備について、大型バス何台、乗用車何台ぐらいを予定しているのかとの質疑に対し、大型バス4台、自家用車20台ぐらいが止められる見込みになっているとの答弁でした。

今回整備しようとする2基のスメは、どのように利用されるのかとの質疑に対し、道路の角にあるスメを区有地の上に上げて2基造ろうとしており、区民専用ではなく、観光客の方にも利用していただきたいと考えているとの答弁でした。

自然公園法の規定による許可を受けずに違法行為で造った建物ということで、県自然保護課から指摘されているピザ窯を、このまま使用していいのか。どういう考えで補強工事をするのかとの質疑に対し、ピザ窯については体験型の観光を希望する個人旅行者が増えており、かいもん山麓ふれあい公園の利用者の増加と、修学旅行生等の団体受入れを目的として設置した。自然公園法の申請を行わずに設置したことについては真摯に反省をし、ピザ窯の活用を図っていきたいとの答弁でした。

反省をしているのであれば、ピザ窯は一度撤去し、申請をしてから設置すべきである。反省もせずに、そのまま補強して使うというのは非常に問題があると思うがとの質疑に対し、自然公園法に抵触した事実は残るが、新たにピザ窯を造ると180万円を要する見込みである。ピザ作り体験のできる施設を望む声もあり、また、かいもん山麓ふれあい公園への誘客を図りたいということから、ピザ窯を補強して活用しようと、今回予算計上したとの答弁でした。

違法行為で造ったピザ窯をずっと使っていくのは、非常に問題があると思うがとの質疑に対し、ピザ窯の建物自体については高さ制限、風致、色彩などの許可基準内であり違法では

ない。自然公園法の中で許可申請がされていなかったことについては始末書を出し、県からの指導があったが、撤去という指導はされていない。できるだけ夏休み期間中に使えるよう、今回議案として出したところであるとの答弁でした。

民間の方から市のように後での始末書で済むのであれば、何をしてもいいのかという話を聞くがとの質疑に対し、このことに対しては行政の不行き届きだと思っている。申請を怠ったことに対し、職員として処罰を受けており、新聞報道もされ、社会的に制裁を受けている。市民の方々が国立公園内に整備しようと市に届出をする場合は、市が怠った経験等を踏まえた上で指導していくべきだと考えている。今後、このようなことがないように注意していきたいとの答弁でした。

このピザ窯で食べられるようなピザが出来上がったのか。ピザ窯そのものに何か問題がないか、実際に検証したのかとの質疑に対し、ピザ窯が熱くなるまでに大体1時間、焼けるのに10分かかる。試食をしてみたところ味は別として、焼き具合は適切に焼けていた。ピザ窯の上部が少し熱いという程度で、安全性については問題ないと思っているとの答弁でした。

指定管理者の修理の件で、修理そのものが50万円に達していないときはほとんどせずに、それを超えた時点で市にお願いをするというケースが非常に多いのではないかととの質疑に対し、修繕が必要な部分については毎年2回行われるモニタリングと、毎月1回行われる連絡調整会議の中で把握をしている。また、修理業務の中で指定業者は毎年度、市が指定する期日までに翌年度以降の修繕が必要と見込まれる箇所については、見積書等を添えて市に報告することになっており、修理が50万円以上になる見込みがあるものについては、市に報告されている。この届出によって市が予算化し、修理をすることにしているので、計画どおりできているのではないかとと思っているとの答弁でした。

意見として、ヘルシーランドの修繕については疑問がある。今後、市と指定管理者が連携を取って、疑問を感じないような取組をしていただくようお願いをしておくというものと、自然公園法に触れて造られたピザ窯の補強費の予算が計上されているが、これは絶対に行政がやるべき行為ではない。これをすると今後、市民に向けて指導も注意もできないという状況になる。十分に反省し、考えていただきたいというものと、鰻地区は自然公園法に基づく特別地域内である。自然公園法に絶対に触れることのないように、また、鰻池は飲料水として直接取水をしている。観光客が増えるということで汚れると思うので、ごみの持ち帰り等にも配慮していただきたいというものがありました。

次に、農政課所管分について。オクラを普及させるために学校で調理実習をしたいということであるが、学校で調理をすることができる場所があるのかとの質疑に対し、学校教育の中で小学生は調理実習の時間があるので、オクラ料理を作ってもらい、そのときに職員が出向いて指宿市におけるオクラの生産状況等の出前講座のようなものを行い、普及啓発に努めようと要求したものであるとの答弁でした。

オクラの鉢を20鉢用意するということだが、オクラがどのようなものか分からない子供が多いのではないのかと思う。しっかりと見たこともなく、畑に植えてあってもどれがオクラか分からない。花もきれいであるし、オクラの鉢を学校等に置くことになるのかとの質疑に対し、東京や大阪でのPR用の見本ということで考えている。都会の方々はオクラの花や木、そしてどのような状態でなっているのかも見たことがない。そのようなことを含め、宣伝のために今回、20鉢を用意したとの答弁でした。

意見として、ヘルステアやオクラパウダーは産業振興部、農政部、健康福祉部、各部にわたって予算が計上されている。予算が少なくても一過性のものにせず、継続して発展していくよう努力してもらいたいというものと、指宿を代表するソラマメ、豆類の成分にもすごい効果がある。公表して、できれば表示までして売り出してほしい。県等とも連携して、これから農業振興のために農家の方々の収入を増やす意味も含めて、新たな製品の開発を強力に推進してほしいというものがありました。

次に、耕地林務課所管分について。レイクグリーンパークの指定管理料が4か年で2,480万円となっている。一定の限度額があり、指定管理料が変わってきたのかとの質疑に対し、指定管理料については前回より下がっている。レイクグリーンパークの維持管理料は、市が算定してまず基準額を示し、申請者から幾らで管理をするということで出された提案額であるとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、土木課所管分について。鰻地区の道路のカラー舗装は、どこからどこまでの何mぐらいを行うのかとの質疑に対し、鰻集落に入り、真っすぐ行くと公民館を通り過ぎ、十字路がある。そこを起点に先の墓地へ行く道路があり、区営温泉を過ぎ、同鰻温泉の駐車場先の公園までの140mの区間であるとの答弁でした。

集落内のほかの道路は整備計画に入っていないのかとの質疑に対し、ほかの路線については、市の単独事業として起債事業で実施したいとの答弁でした。

歩道については今回の工事に入っていないのかとの質疑に対し、周辺の周遊道路については、車道の路肩部分を着色し、歩道部分という形で区分するとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

#### △ 議案第47号（修正案説明）

○議長（松下喜久雄） 本案に対しましては、井元伸明議員、ほか1名から修正案が提出されております。

この際、提出者の説明を求めます。

○4番議員（井元伸明） 平成29年度指宿市一般会計補正予算（第3号）の修正案につきまして

て、説明をいたします。

内容については、別紙でお示しのとおりでございます。

議案第47号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第3号）の一部を次のように修正するものであります。

第1条中、追加の額2億1,812万9千円を2億1,763万3千円に、予算の総額251億6,519万8千円を251億6,470万2千円に改めるものであります。

まず、歳入において、款18繰入金、項2基金繰入金、目5財政調整基金繰入金6億983万5千円を49万6千円減額し、6億933万9千円にし、歳出において款6商工費、項1商工費、目5公園管理費45万6千円を減額するものであります。

内容は、かいもん山麓ふれあい公園に無許可で造られたピザ窯小屋に、補強工事として49万6千円計上されているのを減額修正するものであります。減額の理由は、霧島錦江湾国立公園区域に指宿市が無許可で、かいもん山麓ふれあい公園にピザ窯の小屋を設置した問題で、県の自然保護課より自然公園法の遵守について豊留市長宛て通知として、石窯及び小屋は自然公園法第20条第3項特別区域内における許可行為の規定による許可を受けずに行われた行為であり、誠に遺憾である。そして、指宿市は自然公園法の制度を既に了知されており、当該行為は未然に防げた行為であると判断されると厳しく通達がありました。これを受けまして、指宿市は4月3日に県に対し始末書を提出し、全てを何事もなかったようにし、今回の補正予算でこの無許可で設置したピザ窯小屋の補強費として49万6千円を計上している内容であります。

製作途中の経緯にしても、27年の10月頃から製作を開始し、昨年28年7月には自然公園法の担当課でもある環境政策課より違法性を指摘されたにも関わらず、申請もせずに建築を続け、完成させたものであります。しかも、このピザ窯製作の監督責任者は当時の産業振興部長であり、このときの新聞報道では当時の担当部長として認識不足だった、申し訳ないと陳謝しながらも、製作は中止しないで完成しています。これに加えて、この方は以前、環境政策課長として正にこの件に精通した立場であったわけです。

以上のことから見ても、明らかに認識不足であったとは考えられません。意図的に法に反する行為を行ったと言われても仕方ありません。必要であるなら、市民、議会に正式に説明をし、正規な申請をして、新たに建設すべき違法行為の下で造られたピザ窯を、このまま残すべきではないと考えます。

なお、撤去費用については、違法行為と認識しないで建築された元の担当部長の責任において行うべきものと思われまます。

市の職員のあるべき姿は、本来、市民のためにあるべきですが、現在、執行部の在り方はあえて苦言を言わせていただくなれば、ミスをかばい合っているようにしか見えません。市の行政、我々議員は、市民のために法律、条例、規則などを踏み外さないことは言うまでも

ないことではありますが、間違いがあったならばしっかりと説明責任を果たし、責任を取るべきだと考えます。このようなことから、今一度原点に立ち返り、言い訳をしないためにも、今回のこのピザ窯を1回リセットして、ゼロからのスタートにできればという思いから、修正案の説明とさせていただきます。

同僚議員の御賛同をよろしく願いして説明を終わります。

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時08分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### △ 議案第47号（質疑、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） これより、委員長報告及び修正案に対する質疑に入ります。

まず、総務水道委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありますので、総務水道委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、文教厚生委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありますので、文教厚生委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、産業建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありますので、産業建設委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、修正案に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松下喜久雄） 別にありますので、修正案に対する質疑を終結いたします。

これより、原案と修正案を一括して討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、西森三義議員。

**○6番議員（西森三義）** 議案第47号の修正案に反対する立場から討論を行います。

私は6月21日の午後、ふれあい公園に出向き、ピザ窯を確認して来ました。素人の職員が造り上げたとは思えないほどの立派なピザ窯が設置されており、少額の費用で完成できたことに驚き、一人で感心することでしたが、建物に筋交い等が少ないので、今回の補正予算で補強して安全対策をするものと納得をいたしました。

そもそもこのピザ窯の設置については、修学旅行生徒等の体験受入事業を行っている指宿大好き体験事務局から、ふれあい公園にピザ窯があればもっと修学旅行生を呼べると観光課に相談があり、そこから始まったと聞きました。そこで、確認も含めて指宿大好き体験事務局へ連絡したところ、担当者から詳細について聞き取ることができました。すると、平成25年頃から、指宿大好き体験事務局に広い所にピザ窯があればいいのにという要望が学校などから寄せられていた。そこで、大人数を受けられて、宿泊施設も整っているふれあい公園にピザ窯を設置できないか。そうすれば、ふれあい公園の利用者増にもつながるのではないかと、市の観光課に相談したとのことでしたが、予算の関係から、まずはテスト用として職員で手作りをしようとなったとのことでした。そして、軌道に乗って利用者が増えれば、1基ずつ増やしていければいいねとなったとのことでした。担当者によれば、ピザ作り体験は子供たちに非常に人気のあるメニューの一つとのことでした。せっかく出来上がった施設を早く有効的に利用したいとも話してくれました。開聞地域の市民やふれあい公園に来た人たちからもピザ窯を早く使いたい、まだ使えないのかとの声があるようです。

先ほどの産業建設委員長長の報告でもありましたように、市では自然公園法の手続を行わずにピザ窯を設置したことを真摯に反省し、その反省を基に修学旅行生や市民が利用できるように補強工事を行うとのことでした。このピザ窯が利用できるようになれば、修学旅行生も市民も、そしてこれまでふれあい公園を利用しなかった人々がふれあい公園に行くきっかけづくりにもなると思います。さらに開聞地域の振興策の一つにもなるのではないかと期待もできます。

以上の理由から、議案第47号の修正案には反対いたします。

**○議長（松下喜久雄）** 次に、新川床金春議員。

**○17番議員（新川床金春）** 議案第47号、平成29年度指宿市一般会計補正予算（第3号）の修正案に賛成の立場から討論を行います。

ただいま修正案の説明を伺い、自然公園法厳守を指導する環境政策課長を歴任した方が、環境政策課より違法性の指摘を受けながら、ピザ窯製作を中止せず完成させた行為を疑わざるを得ません。それはなぜかという点、平成27年12月15日に砂楽横領事件が発生し、産業振興部観光課は砂楽事件の解明に鋭意調査している中で、職員が一生懸命している中で、ピザ窯を造るということです。産業振興部長はかいもん山麓ふれあい公園作業員と、ピザ窯製作に平日の勤務時間を取り入れてやったと報告をしています。担当部長として砂楽事件を一生

懸命する期間じゃなかったかなと、私は思います。ピザ窯と建屋は県の自然保護課より、自然公園法の遵守通知として厳しい通達があり、このたびの違反行為は未然に防げた行為であると指摘されています。この問題と合わせ、かいもん山麓ふれあい公園内に違法看板等51か所が県の指摘を受け、撤去し、許可を得てから建て替えるとの説明も執行部からありました。しかし、なぜ自然公園法違反行為のピザ窯建屋を残すのか、執行部の判断が理解できません。執行部として襟を正し、市民の模範となる行動をしていただきたいと指摘しておきます。

私が読んだ本に、壊れ窓理論の経済学というのがあります。この問題を例えとしています。会社を破滅させる従業員、従業員教育を見直せ、最悪の壊れ窓が人間であることは多い。従業員も人間であり、人間ゆえのもろさを持っている。間違いは誰にでもある。それは壊れ窓ではない。そこから学び、より良い仕事ができるようになれば、正に理想の従業員である。また、ニューヨーク再生の魔法をかけた方の話ですが、放置された割れた窓が一つあるビルは、じきに全ての窓が割れ、そのようなビルの近くには、やがて犯罪や荒廃が広がる。ビルの所有者や地域リーダーたちが犯罪や荒廃に無関心であると、ないがしろにされて些細なことが無秩序を生む。これはニューヨーク市長を務めたジュリアーニのゼロトレストラン政策が基盤になり、彼が市長を務めている間にニューヨーク市を再生へ導いたとありました。どんな些細なことも見過ごしてはいけません。ないがしろにしていいというものはどこにもないということです。どんな理由であれ、どんな社員でも会社に不利益をもたらす場合、その職員は壊れ窓であり、その職員の失敗はそれがいかに些細なものであっても、連鎖反応を起こすがゆえに新たな事業に打撃を与える可能性があると言っていました。

議員は行政の仕事をチェックし、間違いを正し、市民が安全で安心し、生活できる環境を確保する役割を市民から委ねられています。新聞報道された事件をないがしろにすることは、先ほど説明した地域リーダーを議員に置き換えると、議員が無関心だと犯罪や荒廃、最後には無秩序が生まれることになります。

最後に市民の負託を受けた議員であることを肝に銘じ、責任ある結論をしていただきたいと申し添えて、私の討論を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** 次に、臼山正志議員。

**○2番議員（臼山正志）** 議案第47号に対する修正案に賛成の立場から討論をいたします。

ピザ窯設置に関する件は、当時、行政として自然公園法を遵守する立場である職員の最高責任者自らが行った行為であり、事は重大であります。軽率であったとか、認識不足であったということだけでは、到底市民の理解を得られるものではなく、今回の対応では行政批判、行政離れにつながりかねません。今後の市政運営を円滑に進める上でも、市としてまずは違法に設置されたものの撤去を設置者に求め、原形復旧に努め、その後、必要であれば正式な手続を経た上で設置すべきであると考えことから、本修正案に賛成いたします。

**○議長（松下喜久雄）** 以上で、通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

東議員。

**○8番議員（東伸行）** 修正案に賛成の立場で討論を申し上げます。

手続上誤ったことは、これまでの議員懇談会、一般質問等で執行部も認めているところがあります。これをこのまま容認するということは、議会としての姿勢を問われることになるのではと思います。今、いろいろ問題になっておりますサッカー場の建設についての問題とは、全然異なるものであります。市民の皆さんも注目しているところであります。行政が自ら手続違反を推し進めることは、これからの市民の方々に対する市としての指導を毅然とした態度でできるのかどうか、疑問が残ります。先ほど賛成議員の討論もありましたが、ピザ窯に対する必要性は、それぞれの立場で考えるべきことであって、必要であれば造ればいいと私も思います。しかし、その手続上の違反をしたということをきちっと認識しながら、これをこのまま推し進めるということは、私、議員としては容認できることではありません。必要であるならばきちっと一からやり直すということが必要であろうと、本来のやり方であろうと思われま。

よって、修正案に賛成をいたします。以上です。

**○議長（松下喜久雄）** ほかにありませんか。

前之園議員。

**○14番議員（前之園正和）** 修正案に賛成、原案に反対の討論を行います。

先ほど修正案に反対の討論がありましたが、それによると、主だった部分は立派なピザ窯が出来ている。少ない経費で出来ていると。そして、ピザ窯の要求があったのが、そもそもの出発点だというようなことでした。しかし、だからといって違法建設を肯定することはできませんし、違法行為をなかったことにすることはできません。仮に、立派なピザ窯だから、少ない経費で出来たから、市民の要求があったからということからすれば、それを合理化するのであれば、それでは市民の要求があれば、少ない経費で勝手に行政がやって、結果として立派なものが出来ればそれでいいのかということになりはしないでしょうか。違法に造られたピザ窯建屋ですけれども、これを補強してそのまま使うのではなく、違法に造られたものは一度元に戻す。そのことが先決であり、そのための経費を計上すべきであります。ピザ窯の必要性を認めるのであれば、新たに法の手続に基づいて事を進めるべきです。新たに造れば180万円ぐらい掛かるからといって、違法行為を是認することはできません。修正案は、違法に造られたピザ窯というレッテルを将来に残すことはできないのではないかと思います。ピザ窯の設置そのものについては、否定をしているわけではありません。また、今回の違法なピザ窯建設は、行政のミスであります。まずこのことをはっきりすべきであります。そして、個人の責任については、個人に責任が及ぶかどうかを行政とし

て十分に検討，吟味し，仮に個人の責任にも及ぶのであれば，行政としてそれなりの対応を取るべきと考えます。今回のピザ窯に係る予算が通れば，違法なピザ窯建設を議会として追認したということになりはしないでしょうか。

賢明な議員の皆さんの判断を求めて，修正案に賛成，原案反対の討論といたします。

**○議長（松下喜久雄）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，議案第47号，平成29年度指宿市一般会計補正予算（第3号）についてを採決いたします。

まず，本案に対する井元伸明議員，ほか1名から提出された修正案について，起立により採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（松下喜久雄）** 起立少数であります。

よって，修正案は否決されました。

次に，原案について，起立により採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

**○議長（松下喜久雄）** 起立多数であります。

よって，議案第47号は，原案のとおり可決されました。

#### **△ 議案第48号及び議案第49号（委員長報告，質疑，討論，表決）**

**○議長（松下喜久雄）** 次は，日程第8，議案第48号，平成29年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について，及び，日程第9，議案第49号，平成29年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について，の2議案を一括議題といたします。

2議案は，文教厚生委員会に付託して審査をお願いしてありますので，文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長（恒吉太吾）** 文教厚生委員会へ付託されました議案第48号，平成29年度指宿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について，及び，議案第49号，平成29年度指宿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について，の2議案の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては，既に提案理由の説明がなされておりますので，省略させていただきます。

本委員会は，去る6月7日，関係課職員の出席を求め審査いたしました結果，2議案は全員

一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審査の過程で出されました主な質疑、意見について申し上げます。

まず、議案第48号について。高額療養費制度の見直しの内容についてお尋ねしますとの質疑に対し、今回の高額療養費制度の改正は、70歳以上の住民税課税現役並み所得者と一般の方の高額療養費の限度額が今年8月から引き上げられます。具体的には現役並みの所得者の外来の限度額が現在の4万4,400円から5万7,600円に、一般の方は外来の限度額1万2千円を1万4千円に引き上げるとともに、自己負担額の年間の合計額に対して14万4千円の年間限度額を設けるということです。ほかに入院の限度額4万4,400円を5万7,600円へ引き上げ、新たに多数回該当4万4,400円の限度額を設けるということとなりますとの答弁でした。

意見はありませんでした。

次に、議案第49号について。県の電算システムの誤りという説明でしたが、県の方で何かそういうチェック体制は取られていないのですかとの質疑に対し、全国的に都道府県単位で運営している広域連合で賦課の事務をしています。今回のシステムは厚生労働省が作った大本のシステムということで、国からの通知では都道府県によっては事前にそういった間違いがあり、国の方に報告をしている事例があるようです。そういった自治体には、個別に国からの通知があり、正しく処理されたと国からの報告がありました。今回、こういった全国的なシステムの改修をするということで、全国的に全てを調査した結果、還付が発生したということですのでとの答弁でした。

意見はありませんでした。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案48号及び議案第49号の2議案を一括して採決いたします。

2議案に対する委員長の報告は、可決であります。

2議案は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第48号及び議案第49号の2議案は、原案のとおり可決されました。

### △ 審査を終了した請願及び陳情（委員長報告、質疑、討論、表決）

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第10、審査を終了した請願及び陳情を議題といたします。

平成28年陳情第11号及び平成28年陳情第12号並びに陳情第7号から陳情第9号は、総務水道委員会に付託して審査をお願いしてありましたので、総務水道委員長の報告を求めます。

○総務水道委員長（高田チヨ子） 総務水道委員会へ付託になりました陳情第7号、地熱の恵みプロジェクト凍結の経緯を市報にまとめて状況を市民に知らせることを求める陳情、陳情第8号、指宿市地熱の恵み活用プロジェクトの公募要綱などが、指宿市のサイトから削除されてしまっているので、それらのデータを再度掲載することを求める陳情、及び、陳情第9号、首都直下地震M7、又は関東大震災M8が近い将来起こることが予想されるため、物価が年に5%程度上がった場合に、指宿市の財政がどうなるかをシミュレーションし、それを公開するように求める陳情、並びに、継続審査となっておりました平成28年陳情第11号、地熱の恵み活用プロジェクトにおいて、指宿市と事業者との間の契約内容の公開を求める陳情、平成28年陳情第12号、指宿市内の地熱資源量及び温泉条例で規定された協議会についての情報公開を求める陳情の陳情5件について、去る6月6日に本委員会を開催し、全委員出席の下、審査いたしましたので、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

まず、平成28年陳情第11号について申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

この陳情の要請している内容のうち、1については契約内容の公開ということが中心になっておりますが、契約内容等の公開については情報開示請求等において当然必要とされる方々がご覧になればいいと思います。それと2については、地熱資源量のモニタリング調査結果を公開せよということですが、これはいろいろな意味でその他の民間事業者とか、今後、可能性があるとなればいろいろな事業への影響も出るということですので、これも公開には向かないと思っています。よって、本陳情は不採択とすべきだと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

次に、平成28年陳情第12号について申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

陳情に1、2と項目があり、1については、我々としても納得できる部分もあるのですが、一括して審査するとなった場合は、2についてはちょっと無理かなと思いますので、これは不採択とすべきだと思いますという意見と、この場合のこの議会のルールが、1、採択、2、不採択ということはある得ないということですので、総体的に考えて不採択とすべきだと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

次に、陳情第7号について申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

マスコミはじめ、指宿市議会だよりなどで、この地熱の恵み活用プロジェクトの経緯や、いろんな問題が起きた部分は議員同士で一般質問とか、あるいは市の説明会が山川地域やほかの地域でも十分なされています。現在は凍結ということで、事業としてはもう99%できないと思いますので、不採択にすべきだと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

次に、陳情第8号について申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

地熱の恵み活用プロジェクトの公募手続は終わっておりますので、公募要綱などの再度の公開は必要ないと考えます。したがって、不採択とすべきだと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

次に、陳情第9号について申し上げます。

要旨につきましては、陳情文書表のとおりですので、省略させていただきます。

求めているのは、地震等のことが起きたらインフレが起きて、年率5%程度という数字が示されていますが、仮にインフレが起こるとしても、5%なのか、6%なのか、何%なのか、あるいは起こるかもよく分からない下で、5%に限ったシミュレーションというのには根拠がないと思います。インフレが何がしか起こるとしても、それは指宿市だけで発生するものではなく、全国的レベルの問題だと思うので、そういうシミュレーションが仮に必要だとすれば、国ですべきではないかと思います。市で行うということについてはなじまないと思いますので、不採択でいいのではないかと思いますという意見が出され、起立採決の結果、起立者なしで不採択と決しました。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、平成28年陳情第11号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、平成28年陳情第11号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、平成28年陳情第12号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 御異議なしと認めます。

よって、平成28年陳情第12号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、陳情第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、陳情第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第8号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、陳情第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、不採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(松下喜久雄)** 御異議なしと認めます。

よって、陳情第9号は、委員長報告のとおり不採択と決定いたしました。

次に、請願第2号は、文教厚生員会に付託して審査をお願いしてありましたので、文教厚生委員長の報告を求めます。

**○文教厚生委員長(恒吉太吾)** 文教厚生委員会に付託になりました請願第2号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、及び複式学級解消をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の要請について、審査の経過と結果について御報告申し上げます。

要旨につきましては、請願文書表のとおりですので、省略させていただきます。

本委員会は、去る6月7日及び19日の両日、紹介議員の説明を求め審査いたしました結果、本請願はここ数年、毎年出されており、委員会審査においても本会議においても採択しております。請願内容である教育環境の改善や長時間労働の改善においても、今、非常に大きな

問題となっており、子供たちにとってどの地域においても等しく教育を受けることは大事であります。また、本市においては複式学級の改善という大きな課題もあります。このような下で、国においてはやはり大本の制度改正を図るべきではないかという趣旨ですので、本請願は採択すべきであると思いますという意見と、義務教育費国庫負担制度が3分の1に切り下げられているという面では、本当に国が義務教育に責任を持つべきという観点から、やはり2分の1復元を求めるといふこの請願は採択すべきでありますという意見が出され、全員一致をもって採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、討論を終結いたします。

これより、請願第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、委員長報告のとおり採択と決定いたしました。

#### △ 閉会中の継続審査について

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第11、閉会中の継続審査について、を議題といたします。

総務水道委員長から目下委員会において審査中の平成28年陳情第4号、陳情第5号及び陳情第6号については、会議規則第111条の規定によりお手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

総務水道委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、総務水道委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

### △ 議案第50号上程

○議長（松下喜久雄） 次は、日程第12、議案第50号、指宿庁舎大規模改修工事（建築）請負契約の締結について、を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

### △ 提案理由説明

○市長（豊留悦男） 今回、追加して提案いたしました案件は、契約に関する案件1件であります。

議案第50号、指宿庁舎大規模改修工事（建築）請負契約の締結について、であります。

本案は、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格1億5,000万円以上である指宿庁舎大規模改修工事（建築）に関する請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○総務部長（有留茂人） それでは、命によりまして、追加して御説明申し上げます。

追加提出議案の1ページをお開きください。

議案第50号、指宿庁舎大規模改修工事（建築）請負契約の締結について、であります。当該請負契約につきましては、平成29年6月15日に5社による条件付一般競争入札の結果、落札業者が決定いたしましたので、指宿市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は指宿庁舎大規模改修工事（建築）で、契約の方法は条件付一般競争入札、契約金額は3億1,644万円であります。契約の相手方は指宿市大牟礼一丁目24番23号、興南建設株式会社、代表取締役濱田信行であります。入札結果につきましては、お手元に配布いたしました入札執行調書のとおりでございます。

次に、工事の概要についてでございますが、指宿庁舎外壁外装パネル張り、外部アルミサッシ、ブラインド等、全面改修に係る建築工事などを庁舎の大規模改修工事として施工するものです。なお、工期につきましては平成30年8月31日の完成を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松下喜久雄） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時51分

○議長（松下喜久雄） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**△ 議案第50号（質疑，委員会付託省略，討論，表決）**

**○議長（松下喜久雄）** これより，質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので，質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第50号は，会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって，議案第50号は，委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより，討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので，討論を終結いたします。

これより，議案第50号を採決いたします。

本案は，同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって，議案第50号は，同意することに決定いたしました。

**△ 意見書案第2号上程（説明・質疑・委員会付託等省略，表決）**

**○議長（松下喜久雄）** 次は，日程第13，意見書案第2号，教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元，及び複式学級解消を図るための，2018年度政府予算に係る意見書案を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し，直ちに採決いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって，本意見書案に対する提案者の説明・質疑・委員会付託等を省略し，直ちに採決す

ることに決定いたしました。

これより、意見書案第2号を採決いたします。

本意見書案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

#### △ 公共施設の在り方調査研究特別委員会の中間報告の件

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第14、公共施設の在り方調査研究特別委員会の中間報告の件を議題といたします。

公共施設の在り方調査研究特別委員会から、会議規則第45条第2項の規定により、中間報告を行いたいとの申出があります。

お諮りいたします。

本件は申出のとおり報告を受けることにいたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、公共施設の在り方調査研究特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

公共施設の在り方調査研究特別委員長の発言を許可いたします。

**○公共施設の在り方調査研究特別委員長（東伸行）** 公共施設の在り方調査研究特別委員会委員長の東でございます。本委員会の中間報告をいたします。

公共施設の在り方調査研究特別委員会は、平成28年第2回指宿市議会定例会において設置され、調査・研究を進めてまいりました。これまで委員会を9回開催し、市外を含めて5回、12施設の現地調査を実施いたしました。

まず、地熱開発について申し上げます。平成28年7月5日と6日の両日、大分県九重町を訪問し、八丁原・九重両地熱発電所、菅原バイナリー地熱発電所を視察調査し、それぞれの導入、建設の経緯、問題点を聴き、意見交換を行いました。その後、調査報告書を各議員及び執行部に提示しました。その中でも明記しておりますが、地熱発電事業を進めるためには、資本金、確かな知識と技術を持った事業者が、地熱の状況と周辺の状況を見ながら、そして一番大切な住民の皆さんの了解を得ながら進めていけば、地熱というのは有効な資源であるということ、そして地熱開発により、地域に溝が生まれてくることがないようにすることが大切である。事業者の粘り強い説明が重要であること。それぞれの地域に合ったメリットを地域とともに考えていくことが大切であるということを感じました。

同年7月11日には、指宿市のメディポリス指宿発電所及び南迫田地区内の地熱開発申請地を視察し、事業者と意見交換も行いました。その後、地熱発電所新設に関する反対陳情書が提出されるなど、市民から既存温泉への影響等を心配する声が寄せられ、丁寧に説明し、より多くの市民に深い理解を得る必要があるとして、昨年10月26日に市長が事業凍結を表明し、現在に至っております。

次に、その他の公共施設に関して申し上げます。

本年4月5日、指宿・山川の両学校給食センターの現地調査を行いました。その結果、早急に改善の必要があると思われる箇所の改善等について、報告書として教育委員会教育長宛てに提出し、その中の一部は本定例会に提案され改善に向かっている状況です。

次に、5月22日に砂むし会館砂楽、指宿市民会館及び唐船峡そうめん流しを、指定管理者も同席の上、現況説明、意見交換の後、現地視察を行いました。それぞれの施設での改善点を指摘し、すぐに対応できるものは対処してもらうよう申入れを行いました。

市民会館については、委員全員から建替えの時期にきているため、事業計画を早急に提示すべきとの意見が出されました。

また、6月15日にはヘルシーランド、かいもん山麓ふれあい公園一帯の現地視察を行いました。ヘルシーランドは指定管理者も同席の上、現況説明、意見交換の後、現地視察を行い、総体的な意見としては、ヘルシーランドは施設の経年劣化も進んでいることから、全体的な改善計画を立てる時期にあること。更にヘルシーランドの多目的広場についても芝生等の抜本的な改善対策を考えるべきとの意見が出されました。

かいもん山麓ふれあい公園一帯の施設については、ふれあい広場、レクリエーション広場、オートキャンプ場、中央管理棟、コミュニティセンター愉徒里館、そばの館皆楽来、プール（親水池）と広範囲にわたり管理運営が厳しい状況にあり、収支的にもマイナスの状態が続いているので、今後、指定管理へ移行することも考えるべきとの意見が出されました。

なお、今回は中間報告ということですので、現在までの経過を報告させてもらいました。今後も引き続き、市内のほかの公共施設、市外のサッカー場、多目的広場のほか、指定管理者で運営されている施設について調査を行う予定であります。公共施設全般における本特別委員会の調査結果については、後刻意見集約の上、本会議において最終委員長報告として行う予定であります。

以上で、公共施設の在り方調査研究特別委員会の中間報告を終わります。

**○議長（松下喜久雄）** 暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時00分

**○議長（松下喜久雄）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

御質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（松下喜久雄）** 別にありませんので、質疑を終結いたします。

以上で、公共施設の在り方調査研究特別委員会の中間報告の件を終了いたします。

#### △ 議員派遣の件

**○議長（松下喜久雄）** 次は、日程第15、議員派遣の件を議題といたします。

本件は、会議規則第167条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、お手元に配布してあります議員派遣書のとおり議員を派遣いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（松下喜久雄）** 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配布いたしました議員派遣書のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

#### △ 閉議及び閉会

**○議長（松下喜久雄）** 以上で本会議に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じ、併せて平成29年第2回指宿市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 0時02分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

指宿市議会

議 長 松 下 喜久雄

議 員 恒 吉 太 吾

議 員 井 元 伸 明

# 第 2 回 定 例 会

参 考 資 料

## 意見書第2号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元、及び複式学級解消を図るための、2018年度政府予算に係る意見書

学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子供たちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。そのため、教職員定数改善などの施策が最重要課題となっています。

(公財) 連合総合生活開発研究所の教職員の働き方・労働時間に関する報告書によると、7～8割の教職員が一月の時間外労働が80時間(過労死ライン相当)となっていること、1割が既に精神疾患に罹患している可能性が極めて高いことなどが明らかにされました。明日の日本を担う子供たちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善も欠かせません。

また、指宿市においては、2学年の子供が一つの教室で学ぶ複式学級があり、単式学級で学ぶ子供たちと比較したとき、憲法が要請する教育の機会均等が保障されているとは言えません。子供の教育の機会均等と学びの保障の観点から、複式学級の解消は、極めて重要な課題です。

義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源により定数措置が行われていますが、地方自治体の財政を圧迫しています。国の施策として財源保障をし、子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう、強く要望いたします。

### 記

- 1 子供たちの教育環境改善、教職員の長時間労働改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
- 3 指宿市において、教育の機会均等を保障するため、国の学級編成基準を改めて、学校統廃合によらない複式学級の解消に向けて、適切な措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成29年6月26日

指宿市議会議長 松下喜久雄

衆議院議長 殿  
参議院議長 殿  
内閣総理大臣 殿  
文部科学大臣 殿  
財務大臣 殿  
総務大臣 殿  
内閣官房長官 殿

## 議 員 派 遣 書

平成29年6月26日

次のとおり議員を派遣する。

○目 的 地方分権に対応した議会の活性化に資するため

### 1 鹿児島県市議会議長会主催の市町村政研修会

- (1) 派遣場所 鹿児島市
- (2) 期 間 平成29年8月3日（1日間）
- (3) 派遣議員 議長ほか18人

なお、内容変更の必要がある場合は、その取扱いを議長に一任する。

## 議 員 派 遣 書

平成29年6月26日

次のとおり議員を派遣する。

○目 的 議会広報紙作成に係る研修会参加のため

### 1 鹿児島県市町村議会議長会主催の議会広報研修会

(1) 派遣場所 鹿児島市

(2) 期 間 平成29年8月23日（1日間）

(3) 派遣議員

木原 繁昭 議員，白山 正志 議員，恒吉 太吾 議員

下川床 泉 議員

なお，内容変更の必要がある場合は，その取扱いを議長に一任する。